

第326回高知県議会（2月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 会 事
2月21日	金	本会議	開会 会期の決定（27日間） 議案の上程98件（予算37、条例53、その他8） 提出者の説明 尾崎知事 議案の上程（議発第1号） 提出者の説明 弘田議員 委員長報告
22日	土	休 会	
23日	日	休 会	
24日	月	休 会	議案精査
25日	火	休 会	議案精査
26日	水	休 会	議案精査
27日	木	休 会	議案精査
28日	金	本会議	質疑並びに一般質問 中面議員 吉良議員 中内議員
3月1日	土	休 会	
2日	日	休 会	
3日	月	本会議	質疑並びに一般質問 池脇議員 坂本(茂)議員 土居議員
4日	火	本会議	質疑並びに一般質問 高橋議員 西内(隆)議員 西内(健)議員
5日	水	本会議	質疑並びに一般質問 梶原議員 樋口議員 委員会付託
6日	木	休 会	予算委員会
7日	金	休 会	予算委員会
8日	土	休 会	
9日	日	休 会	
10日	月	休 会	委員会審査
11日	火	休 会	委員会審査
12日	水	休 会	委員会審査

13日	木	休 会	委員会審査
14日	金	休 会	委員会審査
15日	土	休 会	
16日	日	休 会	
17日	月	休 会	委員会審査
18日	火	休 会	
19日	水	本会議	委員長報告 修正動議（議発第3号） 提出者の説明 坂本(茂)議員 採決 議案の追加上程4件（第99号—第102号） 提出者の説明 尾崎知事 採決 議員定数問題等調査特別委員会報告の件 委員長報告 採決 議案の上程（議発第4号） 採決 議案の上程（議発第2号） 採決 議案の上程（議発第5号—議発第12号） 採決 議案の上程（議発第13号） 採決 議案の上程（議発第14号） 討論 米田議員 採決 議案の上程（議発第15号） 討論 中根議員 採決

			常任委員の選任 議会運営委員の選任 継続審査の件 議長辞職の件 議長の選挙 副議長辞職の件 副議長の選挙 閉会
--	--	--	--

第326回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（2月21日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議案の上程、提出者の説明	8
尾崎知事	8
議案の上程、提出者の説明（議発第1号 条例議案）	28
弘田議員	28
委員長報告	
中内産業振興土木委員長	30
梶原総務委員長	31

第2日（2月28日）

出席議員	35
欠席議員	35
説明のため出席した者	35
事務局職員出席者	36
議事日程	36
諸般の報告	39
質疑並びに一般質問	
中面議員	39
1 政治姿勢（平成26年度当初予算編成のポイント、法人二税の微増を見込む理由）について	39

2	地震津波対策（宿毛市の長期浸水対策に係る今後の検討、避難生活における住民ニーズへの対応と避難所の量的な確保、道路啓開計画作成の取り組み） について……………	41
3	健康福祉政策（救急医療連携体制強化の取り組み、福祉・介護人材の育成確保に向けた関係機関との連携と女性や若者の就業促進、給与実態の認識と介護報酬改定による改善効果、高い自殺死亡率の原因分析と対策として重んずる点、少子化対策に向けた女性の各ライフステージに対応する総合相談窓口の設置体制と地域子育て支援センターの設置促進及び機能強化、福祉避難所の指定の現状と今後の見通し及び運営とマンパワーの確保、保育所等の高台移転のための市町村への補助）について……………	42
4	「まんが王国・土佐」ブランド化事業（これまでの取り組みの評価と新たな取り組みの狙い）について……………	43
5	産業振興計画（ユズのヨーロッパでの売り込みの成功原因とオーストラリアでの成果、アメリカでの計画、移住者の働く場所の確保と定着状況、移住の決め手となる魅力）について……………	43
6	集落活動センター（部外協力拠点としての郵便局との連携）について……………	43
7	商工政策（ものづくり産業支援の成果や課題と来年度の施策の狙い、伝統的産業の現状や課題と地域産業の活性化、過去最高を記録した有効求人倍率、今後の雇用労働行政における方向性）について……………	44
8	観光政策（入り込み客数400万人台の定着への具体的な取り組み、Wi-Fiの整備状況と今後の計画、台湾へ派遣するよさこい祭りの踊り子チーム）について……………	45
9	農業振興政策（次世代施設園芸団地の準備状況、農業担い手育成センターでの研修及び就農後の交流及び情報交換の場、隣接した2施設の相乗効果の成果を広めるための課題と支援体制、農地中間管理機構）について……………	46
10	林業振興政策（原木輸送の低コスト化、CLTパネルを使用した建築プロジェクトの進展と課題、個人住宅への活用）について……………	46
11	水産振興政策（クロマグロの種苗生産技術開発の課題と今後の見通し、「高知家の魚 応援の店」の取り組みと地産外商公社との協力体制、全国漁港マーケット）について……………	47
12	高知新港（高知新港振興プランの取り組みの成果と課題、メンバーズと連続する耐震強化岸壁の利用促進、高台企業用地の整備内容及び企業誘致と防災面での利活用）について……………	48
13	教育行政（学力定着状況調査の結果分析と調査対象に小学4年生と中学1年生を追加した理由、高校生の中途退学者対策としてこれまで行ってきた取り組みとの違いと学習面での支援内容、人間関係をつくり上げられない生徒への対策）について……………	49

14 警察行政（高齢者の交通事故防止対策、少年の非行防止対策）について……………	49
尾崎知事……………	50
奥谷土木部長……………	54
山本健康政策部長……………	56
井奥地域福祉部長……………	56
岡崎文化生活部長……………	60
中澤産業振興推進部長……………	61
金谷中山間対策・運輸担当理事……………	63
原田商工労働部長……………	63
久保観光振興部長……………	64
岩城副知事……………	66
杉本農業振興部長……………	67
田村林業振興・環境部長……………	68
東水産振興部長……………	70
中澤教育長……………	71
小林警察本部長……………	73
中面議員……………	76
吉良議員……………	76
1 政治姿勢（消費税増税による県民の暮らしと県経済への影響及び社会保障への不安、中小企業への支援とセットでの最低賃金引き上げの提言、本県の最低賃金）について……………	76
2 オスプレイ防災訓練問題（日米共同統合防災訓練への参加中止の経過と原因、今後の防災訓練への参加、軍事訓練の固定化・拡大への懸念、南海トラフ巨大地震発生時の第50普通科連隊、地域の常備消防力の強化）について……………	77
3 米軍機の低空飛行訓練（中止を求める県民の願いへの対応、他県や知事会との政府への共同中止要請）について……………	78
4 原発再稼働（合同世論調査の結果の受けとめと再稼働への同意が必要な自治体の枠組みの見直し、基準地震動及び基準津波の評価の二重基準、プルサーマルへの固執、2013年の貿易赤字の主要因、原発コストと原発なしでの安価な電力供給の可能性）について……………	79
5 土電問題（県民の厳しい声の受けとめと生まれ変わったとした根拠及び予算凍結解除の根拠、県民の信頼回復を得るための土電の姿勢と今後の県の対応、中央地域の公共交通再構築の検討方向とスケジュール）について……………	81
6 県の職員研修での公務員の服務規程（地方公務員の政治活動、研修の受講状況と今後の対応、憲法21条の意義を踏まえた研修）について……………	82
7 高校再編問題（高知南高校統合案への関係者の思いの受けとめ、統合案発表の経過、中央部における適正規模、長期浸水区域にある6校の南海トラフ地	

震への対応、高知西高校への国際バカロレアコースの設置、統合案の白紙化と複数案の提示) について……………	83
8 臨時教員の不当な処遇解消（非正規教員の増加と常態化の学校教育への影響及び正規雇用増と不安定雇用縮減の取り組み、給与の国庫負担率引き下げと一般財源化による持ち出し負担分の変化と見解、現状の認識と処遇改善）について……………	84
尾崎知事……………	86
高松危機管理部長……………	90
田村林業振興・環境部長……………	91
岩城副知事……………	92
小谷総務部長……………	94
中澤教育長……………	94
吉良議員……………	99
中澤教育長……………	100
山本人事委員長……………	101
吉良議員……………	102
中内議員……………	102
1 政治姿勢（県勢浮揚の手応えと今後の基本姿勢及び自己採点）について……………	102
2 平成26年度当初予算案（予算編成における基本姿勢、財政健全化とのバランス、地方財政対策への評価と一般財源の総額確保の見通し）について……………	103
3 南海トラフ地震対策（災害応急対策検討の際の高知県の社会的・地理的背景、東海地震の長期評価と南海トラフの地震活動の長期評価、新しい技術を生かした防災対策、宇佐地区の海岸堤防対策、県中央部の海岸工事の進捗、国道55号の通行止めの実情と今後の対応）について……………	104
4 産業振興（県内製造業振興の課題と強化策のポイント、産業振興センターの体制強化、防災関連産業の振興、移住者の状況、移住で確保しようとする人材像、移住促進をの実のある魅力的なものにする取り組み）について……………	105
5 地域の交通政策（利便性向上への交通事業者の取り組みと支援及び交通政策基本法の影響、中央地域の公共交通のあり方と一元化の検討状況）について……………	107
6 認知症対策（県の取り組みの現状と医療機関での対応、住みなれた地域で生活続けるためのサービス資源、患者と家族を支援する体制整備）について……………	108
7 観光振興策（県立足摺海洋館のこれまでの評価と今後の検討の考え方、スポーツツーリズムの活動評価、アマチュアスポーツ合宿の誘致）について……………	109
8 農業振興（国の新たな農業政策への県の取り組み、県が目指すべき農業の将来像とその実現への取り組み）について……………	110
9 水産業振興（市場流通と市場外流通の長所を生かした取り組み拡大、担い手対策の効果と今後の対策）について……………	111

尾崎知事	112
高松危機管理部長	118
奥谷土木部長	119
原田商工労働部長	120
中澤産業振興推進部長	121
金谷中山間対策・運輸担当理事	122
井奥地域福祉部長	123
久保観光振興部長	124
杉本農業振興部長	126
東水産振興部長	127
中内議員	128
尾崎知事	129
奥谷土木部長	129

第3日（3月3日）

出席議員	131
欠席議員	131
説明のため出席した者	131
事務局職員出席者	132
議事日程	132
質疑並びに一般質問	
池脇議員	135
1 政治姿勢（課題解決先進枠の取り組みの目標と目的、第2期産業振興計画改定での政策や事業の相乗効果の評価基準と取り組み意識の均一性、観光商品づくり、ルーラルアメニティの意義、効用及び施策への影響）について	135
2 国際家族農業年（意義と農業政策への影響、兼業農家と多様な農業経営体）について	137
3 女性の就業促進（女性の就業実態と課題解決への取り組み及び出産退職者雇用企業への助成制度、女性の活躍の場の確保とニーズに応じた支援、農業振興策への女性の視点の活用と農業女子プロジェクトの効用）について	138
4 障害者総合支援法（障害者自立支援法からの改正と意義、地域生活支援の追加事業の進捗状況、グループホームへの一元化に伴う支援内容の改変による影響と課題、サービス基盤の計画的整備の見直し、障害支援区分への変更の課題と障害者手帳の統一）について	139
5 ケアラー（ケアラーへの支援、県内の支援状況と対応）について	140

6	自治体の業務継続計画（県内市町村での策定・改訂の促進、県の訓練による確認状況）について	142
7	教育行政に関する所感（教育長としての6年間の施策の評価と各位へのエール）について	142
	尾崎知事	143
	久保観光振興部長	148
	杉本農業振興部長	149
	原田商工労働部長	150
	岡崎文化生活部長	151
	井奥地域福祉部長	151
	高松危機管理部長	153
	中澤教育長	154
	池脇議員	155
	久保観光振興部長	156
	杉本農業振興部長	156
	尾崎知事	157
	中澤教育長	157
	坂本(茂)議員	158
1	安倍政権への評価と政治姿勢（アベノミクスに対する評価、適正な雇用維持、雇用調整助成金の予算削減などの抜本的見直しによる影響、雇用環境の改善、東京オリンピック・パラリンピック招致と原発事故、原発に関する首相の姿勢、伊方原発の再稼働、税制改正による景気回復、復興特別所得税の時限つき停止、法人住民税の地方交付税原資化、集団的自衛権の行使、防衛目的を逸脱することのない法的枠組み、憲法の解釈変更、特定秘密保護法の自治体への影響、特定秘密に対する知事のかかわり、県警察職員の関与と知事への報告、オスプレイの事故関連情報や原発事故関連情報の自治体への提供、独立教唆の対象）について	158
2	生き心地、暮らし心地のよい社会へ高知県が目指すべき課題（転入超過に転じる可能性とさらなる課題、子供の貧困対策に関する大綱への提言、産後ケア事業の体制づくり、地域少子化対策強化交付金の活用、生きることの大きな阻害要因への対策、鬱病に至る要因への対策、若者の自殺の特徴と予防対策、県職員のゲートキーパー研修、アルコール健康障害対策基本法における国の基本計画策定への提言及び県の推進計画策定と関係機関によるネットワーク構築、アルコール教育の振興のための体制、飲酒運転の免職処分とアルコール健康障害の職員に対する支援等）について	162
3	南海トラフ地震への取り組み（災害時要援護者名簿の整備及び個別計画の策定の現状、避難支援ガイドラインの実効性、避難支援者の安全確保、津波浸	

水域の公営住宅の耐震性の状況及び移転の検討等、津波火災対策) について……………	165
4 県内の雇用問題と県庁職場の課題（正規雇用の拡大、労務単価改善の賃金への波及、県職員の時間外勤務の解消と適正な人員配置、職場のハラスメントの実態把握と対処）について……………	167
5 いわゆる高知南中・高校再編案（公表時期に対する考えと今後のスケジュール、高等学校課長のインタビュー記事）について……………	169
尾崎知事……………	169
小林警察本部長……………	178
井奥地域福祉部長……………	179
山本健康政策部長……………	182
中澤教育長……………	183
小谷総務部長……………	185
奥谷土木部長……………	186
高松危機管理部長……………	187
原田商工労働部長……………	187
岩城副知事……………	188
小島教育委員長……………	189
坂本(茂)議員……………	189
尾崎知事……………	190
中澤教育長……………	191
坂本(茂)議員……………	191
土居議員……………	192
1 「高知家」のスポーツ（県管理体育館の空調設備の充実、レスリング選手の育成、キャンプの誘致、サーフィン大会の誘致）について……………	192
2 防災対策（住宅及び県立学校のブロック塀の耐震化、命山の整備への支援、消防団員の確保、避難所の運営体制）について……………	193
3 水産振興（よさこいキャビアの売り込み、シラスウナギの豊漁原因及び県外出荷）について……………	194
4 文化推進（民家の甲子園への支援、ミクロネシア連邦友好記念訪問の感想、若い人材の交流）について……………	195
5 自転車（サイクリングロードのハード面の現状、タンデム自転車の公道走行、マナーアップの取り組み）について……………	196
6 民生委員・児童委員（充足率と確保対策、研修会の取り組み状況）について……………	196
7 高齢者の職業訓練による能力活用について……………	196
8 高知新港東船だまりの整備について……………	197
9 保安林（防災対策）について……………	197
10 太陽光発電（耕作放棄地での支援策、ソーラーシェアリング）について……………	197

11 スクールカウンセラー（公立学校での現状、複雑な心の悩みへの対応）について	197
12 農薬散布用のヘリコプター（導入支援、撮影機能の装備への支援）について	197
奥谷土木部長	198
中澤教育長	199
久保観光振興部長	201
高松危機管理部長	202
東水産振興部長	204
岩城副知事	205
岡崎文化生活部長	205
小林警察本部長	205
井奥地域福祉部長	207
原田商工労働部長	208
田村林業振興・環境部長	209
杉本農業振興部長	210
土居議員	210
杉本農業振興部長	213
原田商工労働部長	213
中澤教育長	213
小林警察本部長	213
東水産振興部長	213
岩城副知事	214

第4日（3月4日）

出席議員	215
欠席議員	215
説明のため出席した者	215
事務局職員出席者	216
議事日程	216
諸般の報告	219
質疑並びに一般質問	
高橋議員	219
1 秦南団地の道路整備など（高知県赤十字血液センター併設の検討、道路整備の進捗状況と概要、市道比島旭町線の整備、福井地区周辺へのインターチェンジの設置）について	219

2	高知市内の主要道路の整備（県道旭停車場線の整備計画、国道33号の未整備区間）について	220
3	日本一の健康長寿県づくり（がん検診受診促進のための事業者への働きかけの強化、受診率日本一の実現への取り組み、救急車の乗り心地の改善）について	220
4	献血の推進（高知県合同輸血療法委員会の取り組み、県庁での献血実績）について	222
5	ウナギの捕獲制限（県内及び全国の状況、シラスウナギの捕獲量と県内業者への納入状況）について	223
6	入札制度と地元企業の育成（県の公共建築物の入札への県産材利用推進方針の反映の仕組みと関係業者への周知、平成21年度の高知県本庁舎耐震改修工事に係る入札手続）について	224
7	時間外労働のあり方（平成24年度の知事部局における時間外勤務手当）について	225
8	教育行政（県立高等学校再編振興計画案）について	225
	山本健康政策部長	226
	奥谷土木部長	227
	尾崎知事	229
	高松危機管理部長	230
	東水産振興部長	230
	田村林業振興・環境部長	231
	小谷総務部長	232
	中澤教育長	232
	高橋議員	233
	山本健康政策部長	234
	田村林業振興・環境部長	235
	奥谷土木部長	235
	高橋議員	236
	尾崎知事	237
	西内(隆)議員	237
1	国史（国史を学ぶ意義、教育現場で古事記に触れる機会）について	237
2	健康政策（子供のころからの健康的な生活習慣定着の推進、給食実施率の引き上げと給食を利用した食育の推進、給食を導入する市町村への財政的支援）について	240
3	歯科診療情報の共有（ICTを活用したシステムの導入）について	240
4	警察の体制強化（県警本部直属の自動車警ら部隊の新設）について	241
5	農業（県主体による農産物トレーサビリティシステムの導入）について	241

6	交通基盤整備（一宮周辺地域の交通基盤整備）について……………	242
7	林業政策（国産柱材の高騰、木材の供給能力及び体制、建築用木材のストック場の整備、林業就労者の労働環境の確保、CLTを普及させるための課題）について……………	243
8	国際交流（留学生の積極的な受け入れ）について……………	244
	小島教育委員長……………	245
	中澤教育長……………	245
	山本健康政策部長……………	247
	小林警察本部長……………	247
	杉本農業振興部長……………	249
	奥谷土木部長……………	249
	田村林業振興・環境部長……………	250
	岡崎文化生活部長……………	252
	西内(隆)議員……………	253
	奥谷土木部長……………	253
	西内(隆)議員……………	254
	西内(健)議員……………	255
1	政治姿勢（地方に配慮した国の経済対策の必要性）について……………	255
2	南海トラフ地震対策（災害対策支部と市町村の災害対策本部等との役割分担、須崎市後背地への地域拠点の設置）について……………	256
3	農業振興（次世代施設園芸団地の普及、環境制御技術や栽培技術データを集積し共有する仕組みづくり、新規就農者の経営安定に向けた取り組み、6次産業化の推進に向けた取り組み）について……………	257
4	水産振興（養殖業後継者の設備投資及びソフト面に関する支援、クロマグロの人工種苗の生産技術開発における近畿大学等の知見の活用と生産技術開発への思い、中小養殖業者によるクロマグロ養殖の可能性、「高知家の魚 応援の店」の登録に対応した産地側の供給体制の整備）について……………	258
5	林業振興（今後の林業従事者の確保と技術の伝承、低コストの輸送体制の構築）について……………	258
6	産業振興推進（産業集積の有効性、県産品を一括的に売り込んでいく仕組み、移住促進に対する市町村間の温度差）について……………	259
7	観光振興（食をテーマにした取り組みとさまざまなターゲットに対する販促活動、県内及び県域を越えた周遊観光）について……………	260
8	指定管理者制度（事業者の参入障壁を下げる工夫、間接費用を考慮した管理代行料の積算）について……………	260
9	県立高等学校再編振興計画（須崎高校と須崎工業高校の取り組みの継承発展及び普通科と工業科の統合の検証、統合後のハード面の整備予定、高吾地域	

の拠点校としての体制整備) について	261
尾崎知事	262
高松危機管理部長	263
杉本農業振興部長	264
東水産振興部長	266
田村林業振興・環境部長	268
中澤産業振興推進部長	269
久保観光振興部長	270
小谷総務部長	272
中澤教育長	272
西内(健)議員	273
田村林業振興・環境部長	274
久保観光振興部長	274
西内(健)議員	275

第5日(3月5日)

出席議員	277
欠席議員	277
説明のため出席した者	277
事務局職員出席者	278
議事日程	278
質疑並びに一般質問	
梶原議員	281
1 政治姿勢(教育委員会制度改革案) について	281
2 教育行政(土曜授業実施の取り組み、全国調査結果を踏まえた体力向上の取り組み、長野県での中学生期の朝練廃止の動向と運動部活動の充実に向けた取り組み、スマートフォン等の利用実態調査の結果を踏まえた取り組み) について	282
3 自然災害への対策(農業漁業等の生産施設等に対する災害対策特例措置条例の制定、被災者生活再建支援法適用に関する有識者検討会の提言、支援法適用外の場合の県独自の支援制度) について	284
4 社会基盤の整備を担う人材の育成と確保(高知県建設業活性化プランの進捗に合わせた技術者育成の取り組み、市町村の土木技術者育成と技術力確保への取り組み) について	286
5 産業振興における食の取り組み(食の安心に向けた適正表示の徹底、和食の	

ユネスコ無形文化遺産登録の生かし方、魚食の増進) について……………	287
6 行政改革 (オープンデータの整備と活用、県広報紙や政策情報の配信の今後 の取り組み) について……………	288
尾崎知事……………	289
中澤教育長……………	291
奥谷土木部長……………	294
岡崎文化生活部長……………	295
中澤産業振興推進部長……………	296
東水産振興部長……………	296
小谷総務部長……………	297
梶原議員……………	297
中澤教育長……………	298
梶原議員……………	299
樋口議員……………	300
1 ビッグプロジェクトと県益 (原発以外の新規事業へのアピール、原発誘致の 明確な終えん宣言、国の沖縄負担の軽減方針や国防に対する検討、高齢者医 療等の研究機関や簡易老人ホーム群の誘致、安全な農産物の研究実証機関の 誘致、早明浦ダムの水の活用、太陽の恵みへの投資、メタンハイドレートに 関するビジョン、地の利を生かした次なるゴールドラッシュ候補) について……………	300
2 農業 (ハウス園芸の取り組み強化、平成17年からの1次産業系の企業誘致と その数、県政におけるハウス園芸の重要度と現状認識及びT P P交渉妥結後 の国の農業予算への対応、オランダ型ハウス農法のビジョン、ミニオランダ 型ハウスの支援、高度・高知型ハウス、水路等改修における土地改良区の負 担軽減、複数の市町村にまたがる水路の管理責任の明確化、レンタルハウス を利用できない農家への支援、重油流出防止タンクの価格の妥当性とヒート ポンプの推進、夏季のヒートポンプの電力基本料金の割引要望、木質バイオ マスボイラー導入への補助と燃料ペレットの購入、ペレットのコスト高に対 する補助、高齢者への就農支援) について……………	301
3 県立あき総合病院 (委託業者選定における地元への配慮、選定結果と地域経 済活性化、シングル・フォトン・エミッションC T及びハイケアユニットの 整備、ヘリポートの設計荷重、県立安芸高校への看護学科及び県立安芸桜ヶ 丘高校への介護学科の新設) について……………	304
4 津波体験館について……………	306
5 企業誘致 (各市の企業団地開発、市町村との企業団地開発と企業誘致支援) について……………	306
6 消防団員の不足 (津波から団員を守り安全度を高める指導、地方交付税措置 を下回る出動手当額、安全装備の市町村予算の現状及び交付税増額後の予算	

チェック、女性団員の実戦投入) について……………	307
7 警察官の交通違反（平成24及び25年の警察職員の総違反件数と速度違反件数、違反があった場所における問題点、国道55号の連続カーブでの構造上の問題、危険交差点の安全対策、道路構造上問題点がある場所の安全対策、高規格道路の上下口における速度規制）について……………	307
8 土木部の観光立県（観光振興部との意見交換と具体的な効果、東部自動車道への休憩所の設置、設計時点での観光客誘致の視点）について……………	308
9 粗雑な税金の扱い（緊急雇用事業に関する指導、生活福祉資金の事務処理と対象条件、再調査の必要性）について……………	308
尾崎知事……………	309
原田商工労働部長……………	315
杉本農業振興部長……………	317
岩城副知事……………	319
田村林業振興・環境部長……………	319
岡林公営企業局長……………	320
中澤教育長……………	321
高松危機管理部長……………	321
小林警察本部長……………	323
山崎公安委員長……………	326
奥谷土木部長……………	326
井奥地域福祉部長……………	327
樋口議員……………	328
議案の付託……………	328

第6日（3月19日）

出席議員……………	329
欠席議員……………	329
説明のため出席した者……………	329
事務局職員出席者……………	330
議事日程……………	330
諸般の報告……………	334
委員長報告	
浜田危機管理文化厚生委員長……………	334
三石商工農林水産委員長……………	338
中内産業振興土木委員長……………	341

梶原総務委員長	344
修正動議、提出者の説明（議発第3号）	348
坂本(茂)議員	349
採決	351
議案の追加上程、提出者の説明、採決（第99号—第102号）	352
尾崎知事	352
議員定数問題等調査特別委員会報告の件、委員長報告、採決	353
西森(潮)議員定数問題等調査特別委員長	353
議案の上程、採決（議発第4号 条例議案）	355
議案の上程、採決（議発第2号 条例議案）	355
議案の上程、採決（議発第5号—議発第12号 意見書議案）	356
議案の上程、採決（議発第13号 意見書議案）	356
議案の上程、討論、採決（議発第14号 意見書議案）	357
米田議員	357
議案の上程、討論、採決（議発第15号 意見書議案）	359
中根議員	360
常任委員の選任	361
議会運営委員の選任	362
継続審査の件	362
議長辞職の件	362
森田議員	363
議長の選挙	364
浜田議員	365
副議長辞職の件	365
黒岩議員	366
副議長の選挙	366
桑名議員	367
前正副議長に対する謝辞	367
田村議員	367
閉会の挨拶	
浜田議長	368
尾崎知事	369

巻末掲載文書

委員会報告書	371
--------	-----

意見書に関する結果について	374
議案の提出について	377
条例議案の提出について	
議発第1号 高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例議案	381
予算委員名簿	385
人事委員会回答書	386
教育委員会回答書	387
議案付託表	388
修正動議の提出について	
議発第3号 議案第1号平成26年度高知県一般会計予算に対する修正案	395
議案の追加提出について	397
条例議案の提出について	
議発第4号 高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例議案	398
議発第2号 高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例議案	401
意見書議案の提出について	
議発第5号 公務員獣医師の処遇改善を求める意見書議案	403
議発第6号 災害時多目的船の導入を求める意見書議案	406
議発第7号 食の安全・安心の確立を求める意見書議案	409
議発第8号 手話言語法制定を求める意見書議案	412
議発第9号 最低賃金の改善を求める意見書議案	414
議発第10号 国民との約束を守り、TPP交渉からの即時撤退を求める意見書議案	416
議発第11号 微小粒子状物質(PM2.5)に係る総合的な対策の推進を求める意見書議案	418
議発第12号 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進に対する国の財政支援を求める意見書議案	420
議発第13号 二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取り組みへの支援を求める意見書議案	422
議発第14号 地方教育行政への国や首長の関与の強化に反対する意見書議案	424
議発第15号 4月からの消費税率引き上げを中止することを求める意見書議案	427
常任委員指名案	429
議会運営委員指名案	430
継続審査調査の申出書	431
委員会審査結果一覧表	433
議決一覧表	439

議員定数問題等調査特別委員会報告書

招 集 告 示

高知県告示第76号

高知県議会定例会を、平成26年2月21日に高知県議会議事堂に
招集する。

平成26年2月14日

高知県知事 尾崎 正直

議 員 席 次

1番	金子 繁昌 君	2番	加藤 漢 君
3番	川井 喜久博 君	4番	坂本 孝幸 君
5番	西内 健 君	6番	西内 隆純 君
7番	弘田 兼一 君	8番	明神 健夫 君
9番	依光 晃一郎 君	10番	梶原 大介 君
11番	桑名 龍吾 君	12番	佐竹 紀夫 君
13番	中面 哲 君	14番	三石 文隆 君
15番	森田 英二 君	16番	武石 利彦 君
17番	浜田 英宏 君	18番	樋口 秀洋 君
19番	溝渕 健夫 君	20番	土森 正典 君
21番	西森 潮三 君	22番	欠 番
23番	欠 番	24番	ふあ一ま一土居 君
25番	横山 浩一 君	26番	上田 周五 君
27番	中内 桂郎 君	28番	西森 雅和 君
29番	黒岩 正好 君	30番	池脇 純一 君
31番	高橋 徹 君	32番	欠 番
33番	坂本 茂雄 君	34番	田村 輝雄 君
35番	岡本 和也 君	36番	中根 佐知 君
37番	吉良 富彦 君	38番	米田 稔 君
39番	塚地 佐智 君		

第326回高知県議会定例会会議録

平成26年 2月21日（金曜日） 開議第1日

出席議員

1番 金子繁昌君
 2番 加藤 漠君
 3番 川井喜久博君
 4番 坂本孝幸君
 5番 西内 健君
 6番 西内隆純君
 7番 弘田兼一君
 8番 明神健夫君
 9番 依光晃一郎君
 10番 梶原大介君
 11番 桑名龍吾君
 12番 佐竹紀夫君
 13番 中西 哲君
 14番 三石文隆君
 15番 森田英二君
 16番 武石利彦君
 17番 浜田英宏君
 18番 樋口秀洋君
 19番 溝渕健夫君
 20番 土森正典君
 21番 西森潮三君
 24番 ふあーまー土居君
 25番 横山浩一君
 26番 上田周五君
 27番 中内桂郎君
 28番 西森雅和君
 29番 黒岩正好君
 30番 池脇純一君
 31番 高橋 徹君
 33番 坂本茂雄君
 34番 田村輝雄君
 35番 岡本和也君
 36番 中根佐知君

37番 吉良富彦君

38番 米田 稔君

39番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 尾崎正直君
 副 知 事 岩城孝章君
 総 務 部 長 小谷 敦君
 危機管理部長 高松清之君
 健康政策部長 山本 治君
 地域福祉部長 井奥和男君
 文化生活部長 岡崎順子君
 産業振興
 推進部長 中澤一真君
 理事（中山間対
 策・運輸担当） 金谷正文君
 商工労働部長 原田 悟君
 観光振興部長 久保博道君
 農業振興部長 杉本雅敏君
 林業振興・
 環境部長 田村壮児君
 水産振興部長 東 好男君
 土 木 部 長 奥谷 正君
 会計管理者 大原充雄君
 公営企業局長 岡林美津夫君
 教育委員長 小島一久君
 教 育 長 中澤卓史君
 人事委員長 山本俊二郎君
 人事委員会
 事務局長 福島寛隆君
 公安委員長 山崎實樹助君
 警察本部長 小林良樹君

代表監査委員 朝 日 満 夫 君
監査委員 久 保 博 孝 君
事務局長

事務局職員出席者

事務局 長 浜 口 真 人 君
事務局 次 長 森 下 幸 彦 君
議 事 課 長 山 名 正 純 君
政策調査課長 西 森 達 也 君
議事課長補佐 楠 瀬 誠 君
主 任 沖 淑 子 君



議 事 日 程 (第 1 号)

平成26年 2月21日 午前10時開議

- 第 1 号 会議録署名議員の指名
- 第 2 号 会期決定の件
- 第 3 号
 - 第 1 号 平成26年度高知県一般会計予算
 - 第 2 号 平成26年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
 - 第 3 号 平成26年度高知県給与等集中管理特別会計予算
 - 第 4 号 平成26年度高知県旅費集中管理特別会計予算
 - 第 5 号 平成26年度高知県用品等調達特別会計予算
 - 第 6 号 平成26年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
 - 第 7 号 平成26年度高知県県債管理特別会計予算
 - 第 8 号 平成26年度高知県土地取得事業特別会計予算
 - 第 9 号 平成26年度高知県災害救助基金特別会計予算

- 第 10 号 平成26年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 11 号 平成26年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 12 号 平成26年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第 13 号 平成26年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 14 号 平成26年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 15 号 平成26年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 16 号 平成26年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 平成26年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第 18 号 平成26年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 19 号 平成26年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 20 号 平成26年度高知県電気事業会計予算
- 第 21 号 平成26年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 22 号 平成26年度高知県病院事業会計予算
- 第 23 号 平成25年度高知県一般会計補正予算
- 第 24 号 平成25年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 25 号 平成25年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 26 号 平成25年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 27 号 平成25年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第 28 号 平成25年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
- 第 29 号 平成25年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算

第 30 号	平成25年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 47 号	高知県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案
第 31 号	平成25年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 48 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 32 号	平成25年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 49 号	高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 33 号	平成25年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	第 50 号	高知県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	平成25年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 51 号	高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	平成25年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 52 号	高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	平成25年度高知県電気事業会計補正予算	第 53 号	高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	平成25年度高知県病院事業会計補正予算	第 54 号	高知県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	高知県調理師法関係手数料徴収条例議案	第 55 号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	高知県農業構造改革支援基金条例議案	第 56 号	高知県青少年問題協議会条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例議案	第 57 号	高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 58 号	高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例議案	第 59 号	こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県の事務処理の特例に関する条例及び高知県立自然公園条例の一部を改正する条例議案	第 60 号	高知県消費者行政活性化基金条例の
第 44 号	高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例の一部を改正する条例議案		
第 45 号	高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案		
第 46 号	高知県衛生試験等手数料等徴収条例の一部を改正する条例議案		

	一部を改正する条例議案		
第 61 号	高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正する条例議案	第 75 号	高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 62 号	高知県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例議案	第 76 号	高知県漁港管理条例の一部を改正する条例議案
第 63 号	高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 77 号	高知県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例議案
第 64 号	高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 78 号	高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 65 号	高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 79 号	高知県立池公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 66 号	高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案	第 80 号	高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 67 号	高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 81 号	高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例議案
第 68 号	高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例議案	第 82 号	高知県立高校通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例議案
第 69 号	高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案	第 83 号	高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 70 号	高知県家畜人工授精等手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	第 84 号	高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 71 号	森林総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 85 号	高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 72 号	高知県立産業構造改善支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 86 号	高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 73 号	高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 87 号	高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 74 号	高知県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例議案	第 88 号	高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案

- 第 89 号 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 90 号 高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 91 号 権利の放棄に関する議案
- 第 92 号 権利の放棄に関する議案
- 第 93 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 94 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 95 号 県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 96 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
- 第 97 号 (仮称) 永国寺キャンパス教育研究棟建築空調設備工事請負契約の締結に関する議案
- 第 98 号 平成25年度高知県工業用水道事業会計資本剰余金の処分に関する議案
- 第 4
議発第 1 号 高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例議案



午前10時開会 開議

- 議長(森田英二君) ただいまから平成26年2月高知県議会定例会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。



諸 般 の 報 告

- 議長(森田英二君) 御報告いたします。
- 総務委員長、産業振興土木委員長及び議会運営委員長から閉会中における委員会の審査並び

に調査の経過報告があり、その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき法人の経営状況を説明する書類が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔委員会報告書、意見書に関する結果について それぞれ巻末371、374ページに掲載〕



会議録署名議員の指名

- 議長(森田英二君) これより日程に入ります。
- 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3君にお願いいたします。

- 3番 川 井 喜久博 君
- 16番 武 石 利 彦 君
- 28番 西 森 雅 和 君



会 期 の 決 定

- 議長(森田英二君) 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から3月19日までの27日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月19日までの27日間と決しました。



議案の上程、提出者の説明

○議長（森田英二君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末377ページに掲載〕

日程第3、第1号「平成26年度高知県一般会計予算」から第98号「平成25年度高知県工業用水道事業会計資本剰余金の処分に関する議案」まで、以上98件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

（知事尾崎正直君登壇）

○知事（尾崎正直君） 本日、議員の皆様のお出陣をいただき、平成26年2月県議会定例会が開かれますことを厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ちまして、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員の皆様並びに県民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

私は、課題解決の先進県となることを本県の目指すべき方向と見定め、全国に先行して進む人口減少や高齢化、さらには南海トラフ地震への備えなど、本県が抱える困難な課題に真正面から取り組んでまいりました。正面から取り組むことにより、解決策が見えてきたものや成果があらわれ始めたものもありますものの、より多くの県民の皆様に県勢浮揚の実感を持っていただくためには、さらなる取り組みの強化、深化が必要であります。

そのため、来年度は、これまでの取り組みの実績や成果、また、それらから見えてきたさまざまな課題を踏まえ、より力強い、そして、より実効性のある取り組みを進めてまいりたいと考えております。その際には、引き続き、県庁組織が常に成果を意識し、新しい物事にチャレンジしていく積極的な姿勢を持ち、創造力を発揮していかねばなりません。また、施策の実効性を高めていくために、政策同士の連携を一層進め、高いレベルでの相乗効果をもたらしていく必要があります。さらには、これまで以上に職員が地域に出て、県民の皆様の中に入り、その声を聞き、関係者の皆様と同じ方向感を共有するなど、市町村との連携や官民協働の取り組みをより一層深化させていくことが重要になってまいります。

こうした基本的な姿勢のもと、来年度も引き続き、本県が直面している困難な課題の解決に向けまして、私自身、県庁職員とともに知恵を出し、汗をかいて、県民の皆様とともに飛躍に向けた挑戦を続けてまいりたいと考えております。

先月24日通常国会が開会し、今月6日には、消費増税に伴う反動減対策を中心とした平成25年度補正予算が成立いたしました。安倍総理は、この国会を好循環実現国会と位置づけ、デフレ脱却のために、企業の収益が雇用の拡大や所得の上昇につながり、それが消費の増加を通じてさらなる景気回復につながるという経済の好循環の実現を目指しております。

県としましても、引き続き、本県の実情に合った有益な国の施策につきましても、県の産業振興計画などに積極的に活用してまいります。あわせて、国の施策が5つの基本政策を中心とする本県の県勢浮揚に向けた施策の大きな後押しとなりますよう、国の動向を注視しますとともに、時期を捉えた政策提言を行うなど、積極的

に情報発信を行ってまいります。

こうした中、環太平洋経済連携協定、いわゆるTPPにつきましても、間もなく閣僚会合が開催される予定となっており、4月のオバマ大統領のアジア歴訪や11月のアメリカの中間選挙を控え、交渉は山場を迎えます。

私は、まさに今、地方の声を届けなければならないとの強い思いから、今月上旬、四国知事会としての緊急提言を取りまとめ、内閣府の副大臣や政府関係者に対して、米などの重要5項目の関税を初めとした国益を必ず守っていただくよう、要請活動を行ってきたところであります。

県としましては、引き続き、国の動向を注視しますとともに、今後とも、必要に応じてさらに提言を行うなど、県民生活を守るための取り組みを積極的に進めてまいります。

先月24日、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、準備、運営を行う組織委員会が設立されました。大会の成功に向けて、今後、競技会場の整備や輸送、宿泊など具体的な検討が行われるものと思われま

す。県としましては、この大会を契機としまして、本県のスポーツの振興や青少年の育成にさらに力を入れてまいりたいと考えております。加えて、合宿の誘致やCLTを活用したオリンピック・パラリンピック関連施設の整備、さらには、高知の自然・文化の世界へのアピールなどを通じて、本県の経済活性化につなげてまいりたいと考えております。

このため、今月17日、庁内の副部長級の職員で構成するプロジェクトチームを発足いたしました。また、18日には、私自身が組織委員会の事務総長にお会いし、本県独自の提案も御説明させていただいたところであります。

今後とも、組織委員会や国などの情報収集に加えて、さらに提案を行うなど、積極的に対応

してまいります。

次に、本県の来年度の当初予算案及び2月補正予算案について御説明申し上げます。

今回の予算編成に当たっては、大幅にバージョンアップした第2期産業振興計画の推進や、南海トラフ地震対策の抜本強化を初めとする課題解決先進県を目指した取り組みのさらなる推進に向け、国の経済対策に伴う交付金なども活用しつつ、限られた財源で最大限の事業を実施できるよう、知恵を絞り、工夫を徹底いたしました。その結果、来年度の一般会計当初予算案は、6年連続で前年度を上回る4,527億円余りと、さらなる飛躍への挑戦を続けていくための積極型の予算となっております。

他方、このように経済の活性化対策や南海トラフ地震対策などを大幅に加速しながらも、財政規律を維持し、引き続き将来に向けて安定的な財政運営を行っていくよう努めたところであります。

具体的には、歳入面では、景気回復などに伴う県税収入の増加を見込むことにより、前年度を上回る一般財源総額を確保するとともに、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金など国の有利な財源を積極的に活用いたしました。

また、歳出面では、行政のスリム化による人件費の抑制や積極的な事務事業の見直しを行うなど、歳出削減に徹底して取り組んだところであります。特に、本年度は、3年ぶりに裁量の経常経費にマイナス5%のシーリングを設定した上で、昨年度に創設いたしました課題解決先進枠を大幅に拡充することにより、事業のスクラップ・アンド・ビルドをより積極的に促した結果、前年度を大きく上回る約15億円、計145件の事業の見直しと、約27億円の新たな課題に対応する施策のバージョンアップを実現したところであります。

このような一連の取り組みの結果、財源不足

額は104億円となり、前年度の141億円から大幅に圧縮いたしました。

さらに、なお生じたこの財源不足への対応に当たっても、中長期的な財政運営を見据え、退職手当が増額する見込みにもかかわらず、退職手当債の発行を前年度同額に抑制して将来負担を軽減したところであります。

あわせて、2月補正予算においては、国の経済対策に積極的に対応しつつも、中長期的な財政の健全化の観点から、予算の効率的な執行などにより生じた財源を活用し、財政調整的な基金の取り崩しを69億円余り取りやめ、将来への備えを確保したところであります。

この結果、実質的な地方交付税である臨時財政対策債を除きます来年度末の県債残高につきましては、本年度末の推計残高である5,054億円から43億円減の5,011億円と見込まれ、引き続き減少傾向を維持するとともに、来年度末の財政調整的な基金残高につきましても、昨年9月時点での推計を30億円程度上回る208億円程度を確保できる見通しとなったところであります。

このように、当初予算及び2月補正予算の編成を通じて、課題解決先進県を目指した取り組みを積極的に行いながら、財政の健全化に向けた後年度負担の軽減と将来への一定の備えの確保を図ることができたものと考えております。

次に、経済の活性化について御説明申し上げます。

産業振興計画につきましては、第2期計画に掲げた4年後、10年後の数値目標の達成に向け、PDCAサイクルに基づく不断の点検や、施策間の有機的な連携の確認を行いながら、官民協働により全力で取り組んでまいりました。

その結果、昨年の県外観光客の入り込み客数は、地域主体の博覧会の第1弾「楽しまんとはた博」などの取り組みに、映画「県庁おもてなし課」の全国公開などの誘客効果も加わり、

NHK大河ドラマ「龍馬伝」の放送以来3年ぶりに400万人台を達成いたしました。龍馬伝放送前の入り込み客数は310万人前後の規模であったことから、本県の観光は一段上のステージに移行したものと考えております。また、県外からの移住者数や外商の成約件数も前年度を上回って推移するなどしており、さらに、昨年12月の有効求人倍率は、過去最高の0.78倍となるなど、経済全体としても明るい兆しが見え始めております。

県勢浮揚に向けて、この手応えをより確かなものとするため、第2期計画をバージョン3へと改定し、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

今回の改定につきましては、2つの大きな特徴があります。

1つ目の特徴は、本県の経済全体にインパクトをもたらす、より大きな、より実効性のある施策を実施していくことであります。

この5年間、官民協働により産業振興計画の取り組みを積み重ねてまいりました結果、例えば、林業分野における大型製材工場の稼働のように、その分野を大きく動かすような、本格的な取り組みに挑戦できるようになってまいりました。今回の改定に当たっては、こうしたこれまでの蓄積を生かし、より大きな、より実効性のある施策へとバージョンアップし、産業振興計画の取り組みをさらに加速してまいります。

2つ目の特徴は、こうした挑戦を続けるに当たって、各施策群同士の連携をより徹底することによりまして、相乗効果を発揮し、プラスのスパイラルを生み出していくことを強く意図したことであります。

「高知家」プロモーションの切れ目ない実施と、「高知家」のコンセプトのもと、地産地消・地産外商、観光振興、移住促進といった政策の統一的な展開を通じて、より高いレベルの相乗効果

をもたらしてまいります。

例えば、観光振興では、「リョーマの休日～高知家の食卓～」キャンペーンを通じて食と産地をPRすることにより県産品の外商につなげることを、地産外商では、「高知家」フェアの開催などを通じて観光地を紹介し観光振興につなげることを、それぞれ意識して取り組んでまいりますとともに、こうした取り組みの相乗効果により、「高知家」の認知度や好感度をさらに高め、移住促進にもつなげてまいりたいと考えております。

また、この産業振興計画の取り組みをさらに進めるに当たっては、県内における官民協働や市町村との連携協調はもちろんのこと、県外の関係団体などとの連携の強化が必要となってまいります。移住促進や外商などの取り組みにおける県外の大手企業との新たな連携構築、四国地方産業競争力協議会の取り組みにおける四国の他の3県や国の機関、経済団体などとの連携など、さまざまな対外的な連携強化を図ってまいります。

例えば、来月には、県と高知労働局、産業支援団体など7者で求人情報の拡大に関する協定を締結し、求人情報の掘り起こしやハローワークに提供する連携体制を構築することにより、求人数の総量や正社員求人数の拡大を目指すこととしております。

次に、改定の具体的な内容について、5つの改定のポイントに沿って御説明申し上げます。

1つ目の改定のポイントは、「高知家」プロモーションとの連動による外商のさらなる加速化であります。

来年度は、昨年6月からスタートしております「高知家」プロモーションをさらに強力に推進し、「高知家」の認知度のさらなる向上を図りますとともに、県産品の販売拡大といった具体的な成果につなげてまいります。

また、より一層売れる商品づくりを目指して、これまで首都圏の高品質系スーパーと連携してマーケットインの視点で進めてまいりました商品の開発や改良の取り組みを、関西地区や中部地区にも拡充し、地区ごとの特徴に合わせた商品づくりを進めてまいります。あわせて、県外の専門家のアドバイスをいただきながら、「高知家」を代表するようなヒット商品づくりを支援してまいります。

さらに、「高知家」統一セールスキャンペーンを展開する中で、ユズやショウガ、カツオといった全国的に優位にある品目に次ぐ新たな品目にもスポットを当て、本県産品のラインアップの充実・強化に努めてまいります。

また、海外への外商につきましては、平成23年におよそ1億円であった食料品の輸出額を平成27年に2億円にすることを目標に掲げ、全国一の生産量を誇るユズを中心に、欧州縦断プロモーションを展開するなどヨーロッパやアジアへの売り込みを進めてまいりました。その結果、既に平成24年に目標の2億円を超えたことから、平成27年の目標を3億円に上方修正し、輸出のさらなる拡大を目指してまいりたいと考えております。

具体的には、ユズにつきましては、本年度のオーストラリアに続き、市場規模の大きいアメリカやドイツへの売り込みに新たに挑戦していくとともに、ユズに続く品目として日本酒など日本ならではの品目の輸出強化にも取り組んでまいります。

2つ目の改定のポイントは、観光キャンペーン「リョーマの休日～高知家の食卓～」を中心とした一層の観光振興であります。

先ほど申し上げましたとおり、昨年の県外観光客の入り込み客数は、平成27年度末の目標として掲げておりました400万人を突破し407万人となり、目標を2年早く達成することができま

した。来年度からは、400万人台の定着を目指し、本県の大きな強みである食を前面に出した観光キャンペーン「リョーマの休日～高知家の食卓～」を中心とした施策を展開することにより、本県観光のさらなる飛躍を図りたいと考えております。そのために、次の3点を着実に実行してまいります。

第1は、魅力ある観光資源である食を前面に出した観光プロモーションの実施であります。

昨年末から先月にかけて『「高知家の食卓」県民総選挙』を実施したところ、県内から1万4,000を超える投票をしていただきました。今後、来月開催いたします「土佐のおきゃく2014」での選挙結果の公表を皮切りに、この結果を最大限に活用したPR戦略を展開することにより、旅先では地元の人が薦める店で食事をしたいという観光客のより高いニーズにしっかりと応えてまいりたいと考えております。

また、食を前面に出したプロモーションには、県内あらゆる地域のさまざまな業種の皆様が主役になれるという強みがあります。このため、このプロモーションを通じて、地域地域の食にかかわる観光資源の磨き上げを進めるとともに、観光誘客の機運の盛り上がりを図ってまいりたいと考えております。その際には、専門家のアドバイスもいただきながら、マーケットインの視点を取り入れた観光商品づくりを進めるなど、地域の取り組みを強力に支援してまいります。

第2は、地域観光のさらなる推進であります。

昨年、幡多地域におきましては、地域博覧会「楽しまん！はた博」の開催により、観光施設などへの入り込み客数が対前年比16%増の146万人となり、幡多広域観光協議会を中心に、地域が主体となって誘客を進める仕組みができてまいりました。また、幡多地域に続き、東部地域においても、平成27年度の地域博覧会の開催を目指して準備が進められております。

県では、こうした各地域の主体的な取り組みを積極的に支援してまいりますとともに、地域観光をさらに推進していくため、先ほど申し上げました専門家のアドバイスもいただきながら、魅力的な観光商品づくりを進め、各地域で観光を担う人材を育成し、広域観光組織の機能強化を図ってまいります。

第3は、新たな国際観光の取り組みであります。

日本を訪れる外国人旅行者数がふえる中、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催という追い風もあり、国際観光市場は今後ますます成長、拡大が期待されますことから、本県としても、従来より一歩踏み込んだ新たな挑戦をしてまいります。

具体的には、観光ツアー企画のつくり込み・提案などの事前調整を行うランドオペレーターの機能や、ツアー催行時のフルアテンドサービスまでを一貫して担う本県ならではのきめ細かな仕組みを構築してまいります。こうした仕組みを通じて、日本の文化や心に触れたいという外国人観光客をターゲットとしまして、本県の強みであります豊かな自然や本県特有の温かい人柄によるおもてなしをベースにした精神的満足度の高い観光商品を提供することにより、誘客の拡大を図ってまいります。

3つ目の改定のポイントは、移住促進策のさらなる強化であります。

「高知家」プロモーションと連動した積極的な情報発信や、きめ細かな相談対応など、市町村との連携・協調、官民協働のもと、移住促進に全力で取り組んでまいりました結果、県の移住ホームページ「高知家で暮らす。」へのアクセス数は先月末現在で32万8,000件余り、県への新規移住相談者数は906人、移住実績は昨年12月末で210組346人と、全ての指標で昨年度1年間を上回る成果に結びついております。

また、大手の運送事業者の皆様には、高知県へ移住を希望する方が入会する高知で暮らし隊の会員を対象とした本県への引っ越し料金の割引や「高知家」ロゴの活用にご協力をいただいておりますし、今月からは、県内の旅館・ホテル業の皆様にも、高知で暮らし隊の会員の方を対象とする宿泊料金の割引などのサービスを御提供いただいております。官民を挙げた取り組みが県内外に着実に広がっております。

こうした中、東京のNPO法人による、ふるさと暮らし希望地域ランキングでは、平成23年以前は第20位より下位であった本県の順位が、平成24年には全国で第12位に、昨年は第6位となり、平成20年の調査開始以来、初めてベスト10に入るなど、取り組みに対する手応えを感じているところであります。

こうした手応えや成果をさらに大きなものとし、平成27年度に掲げる年間の移住者数500組という高い目標を達成するため、来年度は、次の3点の強化を図ってまいります。

第1は、アクティブな情報発信により、地域や企業などで活躍していただける「人財」を誘致することです。

私自身、対話と実行行脚などで地域をお伺いした際に、移住された方々が地域の産業の中核となって活躍されている姿や、新たな事業を起こすことによって地元の方とともに地域に元気をもたらしている状況を拝見する一方で、地域が必要とする、新たなスキルやノウハウを身につけた方の確保が難しいといったお声もお聞きしております。こうしたことを見聞きすればするほど、「人こそ財（たから）」であるという思いを強くしているところであります。

そのため、企業誘致ならぬ「人財」誘致に取り組むことといたしました。具体的には、特産品開発や伝統産業の担い手といった顕在化している地域のニーズに加えて、まだ顕在化してい

ない地域の活性化に必要なニーズを、県の産業振興推進地域本部はもとより、市町村や民間の皆様のご協力もいただきながら全庁挙げて掘り起こしてまいります。そして、これらのニーズを民間の人材ビジネス会社などを通じて都市部の企業などにアクティブに発信し、本県への「人財」誘致に結びつけることにより、地域の活性化につなげていくことを目指してまいります。

第2は、移住者向けの住宅確保をさらに促進することです。

空き家はあっても、見知らぬ方に貸すことに不安がある、修繕をしまでは貸せないといった所有者のお気持ちから、住宅の確保が進みにくいという課題があります。このため、市町村やNPOなどによる空き家の中間保有や改修費用などに対する支援策を拡充することにより、移住者向け住宅の確保に努めてまいります。

第3は、民間の移住支援団体などのネットワーク形成により、その活動の活発化を図ることです。

県内には、移住の相談やインターンシップ、情報発信などに取り組まれているNPOや個人の方など、多くの民間の皆様がおられ、その活動がきっかけで本県に移住された方が多数おられます。

来年度は、こうした民間団体などで構成する全県的なネットワークの形成を支援して、官民協働による取り組みを一層推進してまいります。

この3点の強化に加え、先ほど申し上げました「高知家」プロモーションとの連携、さらには、起業や就業への支援策、中山間地域や第1次産業、医療・福祉などの担い手の確保策など、本県独自の施策群の積極的な活用を通じて、移住促進の取り組みをさらに加速してまいります。

4つ目の改定のポイントは、新たな挑戦による第1次産業の競争力強化であります。新たな事業所の稼働や担い手の増加など、これまでの

取り組みにより見え始めてまいりました明るい兆しを確かなものとするため、中長期的な発展・成長を可能とする大規模かつ戦略的な施策を展開してまいります。

農業分野につきましては、農家所得の向上と農業産出額の増加を図るため、高品質・高収量の生産を目指した先進技術の普及を進めていくこととしております。

具体的には、四万十町の県有地において、環境制御などの先進技術を取り入れた次世代施設園芸団地を整備し、生産に取り組む事業者への支援を行うとともに、この事業により実証された先進技術の県内への普及を図ってまいります。これらは、本県がこれまでオランダから学び研究してきたことを生かすことができる絶好の機会であり、今回の事業の実現により、本県農業は新たな一步を踏み出すこととなります。

また、昨年、JAなど関係機関の皆様にご協力いただいた調査では、10年後には16%もの生産者の減少が予想される結果となったことを受け、これまで以上に、担い手確保の取り組みを強化することといたしました。このため、4月から新規就農者の育成と先進技術の普及拠点として農業担い手育成センターを開設することとしております。このセンターでは、研修生の受け入れ枠の拡大や研修カリキュラムの充実を図るとともに、研修終了後の就農先とのマッチング機能を強化してまいります。その際には、新たに設置する農地の集積・集約化を進める農地中間管理機構と連携し、スムーズな就農につなげてまいります。加えて、このセンターを、先ほど申しあげました園芸団地と同じ県有地内に一体的に整備することにより、センターの研修生や県内の意欲的な農業者が、本県の目指す先進技術を導入した園芸団地の大規模経営を見て、その効果を学んで感じ取ることができるようになります。このほか、相互の技術交流を通

じて園芸団地の生産性も高まるなど、大きな相乗効果が期待されるところであります。

昨年、操業を開始しました高知おおとよ製材につきましては、年間5万立方メートルという原木消費量の目標を達成できるペースとなってまいりました。また、平成27年には、高知市と宿毛市の2カ所でバイオマス発電施設も稼働する予定であり、本県の豊富な森林資源を余すことなくダイナミックに活用する仕組みがいよいよ本格的に動き出してまいります。

来年度は、木材需要の飛躍的な拡大につながる可能性を持つCLTの活用に向けた取り組みの加速化を図るとともに、県産材の販売力強化の新たな取り組みにも着手していくこととしております。

CLTの活用につきましては、工法の普及に向けた早期の法整備を目指すとともに、先進県としての地位を確立するため、技術の蓄積や担い手の育成に取り組んでいるところであります。来年度は、2020年の東京オリンピック・パラリンピック選手村などへのCLTの活用を強く訴えるとともに、将来のCLT工法による建築物の本格需要に対応するため、CLTパネル工場立地に向けた需要や適地調査などの取り組みも進めてまいります。

また、関東地方や震災復興の進む東北地方など、大きな木材需要が見込まれる大消費地をターゲットとした県産材の販売拡大を図るため、低コストな流通体制の確立に向け、船舶を活用した大規模輸送の取り組みに着手いたします。あわせて、大型製材工場を含めた県内事業者の連携による販売窓口の一元化により、これまで個々の事業者の生産規模が小さいため対処できなかった大口の取引にも対応してまいります。さらに、大消費地での販売のノウハウや人脈を有する専門家の協力も得た販売活動を通じて、県産材の地産外商をより一層進めてまいります。

水産業分野につきましては、まず、本県水産物の販売力を強化し、魚価の向上を図るため、2つの新たな外商活動に取り組んでまいります。

1つ目は、大都市圏の飲食店などと連携した外商活動の強化であります。これは、本県の水産物に関心のある大都市圏の飲食店に「高知家の魚 応援の店」として登録していただき、応援の店のニーズと県内事業者が持つ水産商品のマッチングを図ることにより、県産水産物の販路拡大を目指していくものであり、2年間で500店舗の登録を目標に取り組んでまいります。

2つ目は、首都圏での本県水産物の情報発信・販売活動拠点の設置であります。具体的には、本年10月、東京築地場外市場に開設が予定されております全国漁港マーケットに、県内事業者と連携して、本県水産物のPRや販売、また、「高知家の魚 応援の店」へのフォローアップなどを行う拠点を設置し、外商活動を強力に推進してまいります。

他方、外商の需要に応える漁業生産量の確保という課題に対しましては、黒潮牧場設置などの従来からの取り組みに加え、計画的な生産が期待できます養殖業の振興に一段と力を注いでいくこととしております。

具体的には、担い手の育成・確保対策として、養殖ビジネススクールを開設し、養殖技術や経営に関する専門知識を学ぶ機会を提供いたしますとともに、新規就業者の研修期間の生活支援も行ってまいります。また、協業化により高品質な魚の生産と効率的な経営に取り組む生産者に対して、小割り生けすのリース制度を創設するなど、支援の拡充を図ることにより、足腰の強い養殖業の経営体の育成を図ってまいります。

こうした外商活動の充実や養殖業の生産基盤の強化を初め、生産から加工、流通、販売に至る施策を一体的に進めることにより、産業振興計画の目標であります、若者が住んで稼げる元

気な漁村の実現を目指してまいります。

5つ目の改定のポイントは、ものづくりに対するビジネスプランづくりから商品開発、販売促進までの一貫したサポート体制の確立であります。

これまで、産業振興計画の毎年のバージョンアップを通じて、ビジネスプランの策定から試作機開発、全国の見本市への出展、生産拡大に伴う設備投資といった、ものづくりのステージに応じた施策を充実させてまいりました。こうした取り組みにより、例えば、成長が期待される4分野のものづくりを支援する成長分野育成支援事業では、全国市場を視野に入れた新工場を整備し新規雇用35人を予定する成長企業が出てくるなど、一定の成果が見え始めております。

来年度は、産業振興計画により積み上げてまいりました一連の施策に、全国的な景気回復、そして国の経済対策による充実した施策が重なり合う、ものづくりに挑戦するには絶好の年度となります。この好機を生かして、本県製造業の基盤を強化し、本格的な景気回復につなげてまいりたいと考えており、ものづくりに関する一連の体制と施策について抜本的に強化を図ることといたしました。

まず、体制の強化につきましては、産業振興センターのものづくり地産地消センターと外商支援部を統合し、現在の26人から35人に増員した上で、ものづくり地産地消・外商センターを新たに設置いたします。

新たなセンターでは、ものづくりに挑戦する企業の相談にワンストップで対応するほか、企業ごとの担当者がビジネスプランの策定段階から外商までを一貫してサポートしていくこととしております。

加えて、より効率的な製品開発を行い早期に外商へとつなげていくため、全国レベルで活躍されている外部の専門家なども活用しながら、

これまで以上に質の高いサポートを行ってまいります。

助成制度や融資制度につきましても、取り組みの質や量、事業間の連携をチェックし、さらなる充実を図ってまいります。

信用保証料の負担の軽減を図る県の融資制度では、包括協定を結ぶ金融機関と連携し、新たなメニューを創設することとしております。この制度を活用し、産業振興計画の成長戦略や地域アクションプランに盛り込まれております事業を初め、そこに掲げた目標に沿った事業の拡大などに取り組む皆様を支援してまいります。

また、ものづくりの基盤の強化に向けて取り組んでまいりました香南工業団地については、先般一般公募を行ったところ、県内外の多くの企業から問い合わせをいただくとともに、複数の企業から団地分譲の申し込みをいただいております。このほかにも、高台への移転を望む企業の方々の声などがありますことから、現在開発を進めている高知市一宮地区や、南国市日章地区の新たな工業団地を含め、引き続き工業団地の開発を強力に進めてまいります。

こうした体制や支援策の強化を初め、必要となる基盤整備などの取り組みを通じて、より多くの企業に高知発のものづくりに取り組んでいただくことにより、県経済の活性化、所得の向上、雇用の創出につなげてまいりたいと考えております。

次に、南海トラフ地震対策について御説明申し上げます。

現在、第2期南海トラフ地震対策行動計画に基づき、命を守る対策を最優先に取り組みを進めております。中でも、特に、地震発生直後の津波避難対策に全力を挙げて取り組んでおり、避難路・避難場所の確保や津波避難タワーの整備も一定進んできているところであります。

来年度は、引き続き地震発生直後の命を守る

対策に最優先で取り組むとともに、総合防災拠点の整備や避難所の確保対策など、助かった命をつなぐための応急期の対策も本格化させてまいりたいと考えております。

今後は、地震発生直後から応急期の初期段階までの対策を平成27年度末までにおおむね完成させることを目指し、取り組みのさらなる加速化を図ってまいります。

まず、地震発生直後の対策のうち、津波避難対策につきましては、昨年末に施行されました南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法により、対策のさらなる加速化が期待されます。

来月末には、この法律で新たに設けられました津波避難対策特別強化地域に、県内の沿岸19市町村全てが国から指定される見通しであり、南海トラフ地震対策を推進する上での基本的な方針などを定めた国の計画も示される予定となっております。この国の計画を受けて、県と市町村は、対策の実施に必要な地震防災対策推進計画を策定することとしており、さらに、特別強化地域に指定される沿岸市町村にあつては、補助率のかさ上げの特例措置などを受けるために必要となる津波避難対策緊急事業計画の策定にも取り組むこととしております。

また、本県では、この法律の施行に先駆け、津波避難空間の整備を一刻も早く進めていくための県独自の取り組みとして、市町村の実質的な財政負担をゼロにする津波避難対策等加速化臨時交付金制度を設け、津波避難空間の整備を支援してまいりました。

その結果、本年度末までに、避難路・避難場所は計画総数1,445カ所に対して791カ所、津波避難タワーは計画総数115カ所に対して45カ所が完成する見込みとなっております。

このように津波避難空間の整備が進む一方、地元協議に時間を要したことや入札不調などの

原因により、整備計画がおくれるケースも生じております。このため、本年度までの事業を対象としていた臨時交付金制度を1年間延長するとともに、特別措置法によってかさ上げされた国の補助金も活用しながら、津波避難空間整備の一日も早い完了を目指してまいります。

このほか、津波避難空間の選択肢の一つとして、昨年度から検討を重ねてきた津波避難シェルターの整備も室戸市佐喜浜町でモデル事業として進めてまいります。加えて、観光やレジャーなどで多くの方々に利用されております黒潮町の土佐西南大規模公園や香南市のヤ・シィパーク、東洋町の白浜海岸といった海岸に隣接した県立公園についても、新たに津波避難空間の設置に向けた検討を行ってまいります。あわせて、土佐清水市に引き続き、高台移転に向けて条件が整った宿毛市や中土佐町の保育所などに対する支援も行うこととしております。

これらの津波避難空間整備のベースとなる新たな想定に対応した地域の津波避難計画の見直しは、本年度末に完了する予定であります。今後は、市町村や地域の皆様とともに、例えば、子供や高齢者などの皆様も本当に無事に逃げるができるのかなどといった点について、訓練などを通じて改めて検証を重ねることにより、計画の実効性や避難の安全性を高めてまいります。

南海トラフ地震の強い揺れや、揺れの後に襲ってくる津波により発生する火災被害を軽減するため、現在、さまざまなケースを想定した対策の検討を行っているところであります。こうした中、来年度は、まず、対策方法にめどをついた農業用や漁業用燃油タンクの火災対策を実施してまいります。

最大クラスの津波の浸水区域にある約4,400基の農業用燃油タンクにつきましては、市町村やタンクの所有者であるJAなどと協議を行いな

がら、来年度から、既存のタンクを重油流出防止装置つきタンクや重油を使用しない木質バイオマスボイラーなどに順次計画的に転換することとし、県として必要な経費への支援を行うこととしております。

漁業用燃油タンクにつきましても、昨年度の実態調査で把握いたしました屋外燃油タンク34施設の対策について、漁協や地元市町村と協議を行い、まずは5つの施設について撤去や地下タンク化などに対する支援を行うこととしております。残る施設につきましても、引き続き関係団体と調整を行いながら、早期に対策を図ってまいります。

さらに、浦戸湾内のタナスカ地区などにある石油タンクやガスタンクの対策については、昨年10月に学識経験者や国の担当者などを委員として立ち上げた検討会において、まずは発生頻度の高い地震・津波に対しては被害がほとんど発生しない状態を目指し、地質調査から得られるデータなどに基づき対策の検討を進めていただいております。また、過去の地震における被害事例も参考として、最悪の被災シナリオを想定した対策の検討も行っていたこととしております。今後、県としてこの検討会の議論を踏まえ、順次必要な対策を推進してまいります。

また、新たに、市街地での大規模火災対策の指針の検討にも着手いたします。木造建築物が密集している地域をモデル地域に設定し、出火や延焼を防止する対策や住民の避難対策を具体的に検討することにより、同様の市街地を持つ市町村にとって実効性のある指針となるよう取り組んでまいります。

次に、こうした対策により助かった命をつなぐため、来年度から本格的に取り組む応急期の対策について御説明申し上げます。

より被災地に近い場所で前方展開型の応急対策活動を実施するためのかなめとなります総合

防災拠点については、災害時に応急救助機関の活動が行えますよう、平成27年度までに非常用電源設備や衛星携帯電話の配備、備蓄倉庫の設置など、順次必要な機能の整備を進めてまいります。

次に、被災者の救助・救出がなされた後の対策として、こうした方々を収容する避難所を確保しなければなりません。現状では、最大クラスの地震・津波が発生した場合には、県全体で約12万人分の避難所が不足しております。また、発生頻度の高い地震・津波が発生した場合については、県全体では避難所は足りているものの、市町村単位では6市町で不足が見込まれております。

このため、現在、耐震性のない施設の耐震化や学校の教室利用の検討など、避難所の収容力をふやす取り組みを支援しているところであります。加えて、来年度、避難所として活用できる地域の集会所などの耐震化を支援する制度を創設することといたしました。安全性が確保されていれば、なるべく居住地の近くで避難生活を送れることが望ましいことから、市町村にはこうした制度も活用していただきながら、避難所の一層の確保を図っていただきたいと思っております。さらに、このような取り組みをしてもなお避難所が不足する市町村については、市町村域を越えた広域的な避難についても検討を進めてまいります。あわせて、避難所での水の確保のための井戸や発電機などの資機材の整備についても支援し、避難所の機能強化も図ってまいります。

他方で、災害時要配慮者の方々が必要とする避難所につきましては、昨年12月末で、93の施設が福祉避難所として市町村に指定されておりますものの、依然としてその絶対数が不足しております。このため、福祉避難所の指定促進に向けた取り組みへの支援を継続いたしますと

もに、その運営に必要な人材の育成と確保に向けた取り組みなども強化することとしております。

また、防災・減災と地域福祉の取り組みを連携させることにより、災害時の避難支援体制と日ごろの見守り体制を一体的に構築するよう地域の取り組みを支援してまいります。

命をつなぐという視点から、災害時の医療救護のあり方が非常に重要となってまいります。想定される負傷者数の多さを考えますと、被災した県民の命を守り抜くためには、総力戦で対応していかなければなりません。特に地震発生直後は、道路などの寸断により、多くの地域が孤立することも予測されますことから、地域の限られた資源を最大限に活用し、より負傷者に近い場所において医療救護活動を展開する、いわゆる前方展開型の医療救護を実現していく必要があると考えております。

そのためには、できるだけ多くの医療機関や医療救護所において、災害時における医療救護活動に必要な機能を維持・強化していくことや、医療従事者はもちろんのこと、多くの県民の皆様にも医療救護活動に参画していただくことが必要であります。加えて、必要な医療資機材や医薬品などを確保するとともに、県外からの人的・物的支援の運送手段や患者の搬送手段を確保していくことも欠かせません。

こうした課題に対し、抜本的な対策の強化を図るため、県内の医療関係者による災害時医療救護計画見直し検討部会や、防災の専門家など県外の有識者にも参加いただいております南海トラフ地震における応急期対策のあり方に関する懇談会において検討を加速し、来年度末には、災害時医療救護計画の改定を行うこととしております。あわせて、災害時に機能を発揮する病院の耐震化への支援制度の創設や、医療救護所の設備の強化、輸血用血液の供給体制の整

備など、今すぐできる具体的な対策を全速力で進めてまいります。

また、こうした応急活動を地震発生直後から行うためには、救助・救急や消火活動などの実施に必要な道路の啓開活動が不可欠であります。

このため、本年度は、緊急輸送道路を中心に、被害想定に基づく啓開の難易度を考慮しながら、災害拠点病院などの優先度の高い防災拠点に通じる啓開ルートを選定を進めてまいりました。

来年度中には、これまでの取り組みを踏まえ、建設業界などの協力のもと、地域ブロック単位の道路啓開計画を策定するとともに、策定後は、不断の見直しを行いながら、より実効性のある計画にバージョンアップを図ってまいります。

こうした地震発生直後や応急期の対策を進めていくためには、地域地域でしっかりと対策に取り組むことが非常に重要であります。

このため、来年度から、5つの地域に合計17人の専任職員を配置し、南海トラフ地震対策推進地域本部として、総合防災拠点の整備や訓練の実施、各地域の関係機関と連携した体制づくりなどに取り組んでまいります。このほか、これまで申し上げた津波避難計画や医療救護計画、道路啓開計画の策定や見直しなど、地域の状況を踏まえなければならない課題について、これらの専任職員が地域に入り、その実情を計画に反映させてまいります。

また、地震発生時には、この地域本部が災害対策支部として活動することとし、総合防災拠点を速やかに開設するほか、情報の収集と市町村の支援の調整などを行ってまいります。

このように、南海トラフ地震対策を進めるための組織を地域へ前方展開することにより、市町村や地域の皆様と一緒に防災力の向上に取り組んでまいります。

次に、日本一の健康長寿県づくりについて御説明申し上げます。

日本一の健康長寿県構想につきましては、本県の目指す姿の実現に向け、個々の取り組みの実効性をより高めるため、PDCAサイクルによる検証を行い、今年、第2期のバージョン3として、さらなる改定を行ったところであります。

この改定のポイントについて、まず、保健の分野から御説明申し上げます。

働き盛りの壮年期の死亡率の改善策の一環として、がん検診の受診促進に取り組んでまいりました結果、受診率が向上するなど一定の成果があらわれてまいりました。

特に、40歳代、50歳代の肺がんや乳がんの検診受診率は、平成24年度はそれぞれ48.9%、48.7%となり、目標としております50%にあと少しの状況となっております。

来年度は、住所地に関係なく市町村がん検診を一度に受診できるセット検診日を本年度の2倍にふやすことや、事業所の従業員の皆様が定期健康診断時にがん検診を受診できるよう、個別通知などによって事業主の皆様への働きかけを強化することにより、受診率の向上を図り、がんの早期発見、早期治療につなげてまいります。

また、来年度は、地域における健康づくりを支援するため、薬局の皆様へ御協力いただきながら新たな仕組みづくりを進めてまいります。

具体的には、県内に約400ある薬局に呼びかけ、御協力いただける薬局を「高知家健康づくり支援薬局」として認定し、県民の皆様の日ごろの健康相談や、がん検診・特定健診の受診勧奨、医薬品の適正使用に関する相談、たばこをやめたい方への禁煙支援などを行っていただきます。

さらに、県民の皆様が生涯にわたり、健康的な生活を送るためには、子供のころから健康に関する知識を習得し、実践する力を身につけることが重要であります。このため、教育委員会

と連携し、小・中・高校生の一部の学年を対象に本年度から実施しております学校での健康教育を、来年度は、小学校から高校までの全ての学年を対象にするとともに、それぞれに応じた教材を作成、活用することにより健康教育の充実を図ってまいります。

あわせて、学校関係者や保健師などを対象とした研修会の開催などを通じて、家庭・学校・地域が連携し、地域全体で子供のころからの健康的な生活習慣の定着を図る取り組みを推進してまいります。

次に、医療の分野について御説明申し上げます。

救急医療につきましては、傷病者の方が救急車で搬送される際に、受け入れ先の医療機関の決定や到着までの時間が長くなる傾向にあるといった課題に対応していくため、本年度は、情報通信技術を活用した救急医療の連携体制について検討を行ってまいりました。

その検討結果を踏まえ、来年度は、救急隊と医療機関との情報共有機能を強化することにより、救急医療体制の充実を図ってまいります。

具体的には、県内の全ての救急車にタブレット端末を搭載し、搬送実績の情報を他の救急隊や医療機関と共有することにより、スムーズな搬送先の選定を可能といたします。また、デジタルペンや救急車内に搭載する天井カメラなどを活用し、救急車内の傷病者の情報をタイムリーに医療機関と共有することにより、スムーズな治療の開始にもつなげてまいります。この新たな情報共有の仕組みについては、現行の情報システムの改修を行った後、試験運用期間を経て、平成27年4月からの運用を目指してまいります。

これまで、高知医療再生機構との連携による事業実施や地域医療支援センターの運営などを通じて、医師を確保・育成する仕組みづくりに鋭意取り組んでまいりました。こうした取り組

みにより、本年4月に県内医療機関で採用が予定されております初期臨床研修医の数は、これまで最高であった50人を上回る58人になりました。また、中央部以外の保健医療圏における医師の増加や、小児科、麻酔科など特に確保が必要な診療科の医師の増加など、これまでの取り組みの成果が見え始めております。

来年度は、引き続き、県外からの医師の招聘や奨学金制度などの医師確保対策に取り組むとともに、今後増加が見込まれる奨学金を受給した若手医師の方々に高知の医療を支えていただけるよう、キャリア形成のための研修プログラムを順次作成することや専任職員の設置による相談体制の整備など、若手医師の育成に重点を置いたきめ細かな施策を強化してまいります。

在宅医療の推進につきましては、各地域において、医師や看護師、ケアマネジャーなどの方々を地域リーダーとして養成するとともに、地域リーダーを中心とする医療と介護の連携の強化に重点を置いた取り組みを進めているところであります。

さらに、来年度は、在宅医療に不可欠な訪問看護サービスの提供が不足する中山間地域などを対象に、医師会や訪問看護ステーション連絡協議会などの御協力をいただきながら、訪問看護師の派遣調整や不採算経費への支援などに取り組むことにより、サービス提供体制の充実を図ってまいります。このような取り組みを通じて、県内のどの地域においても在宅医療が選択できる環境を目指してまいります。

整備を進めておりましたあき総合病院につきましては、本年4月1日から、新病院での診療を開始する運びとなりました。

医師の確保につきましては、計画しておりました医師数にはまだ達していないものの、新病院の機能を発揮するために必要な診療体制は、高知大学医学部を初めとする関係者の皆様から

の御支援と御協力により、おおむね整えることができました。この場をおかりしまして、厚くお礼を申し上げます。引き続き、関係者の皆様の御協力をいただきながら、医師の確保に取り組んでまいります。

新病院は、県東部地域の中核病院として、入院や手術などの急性期医療の中心的な役割を担うこととなり、さらに、新たに屋上に設置したヘリポートを活用するなど救急医療体制の充実にも努めていくこととなります。加えて、大規模な災害が発生した場合には災害拠点病院として、また、地域医療に欠かせない総合診療専門医の養成拠点としての役割も果たすこととなるものであります。

次に、福祉の分野について御説明申し上げます。

先週、介護保険法の改正などを含む社会保障制度改革に関連する一括法案が、国会に提出されました。

この中の、要支援の高齢者が利用する訪問介護と通所介護サービスの市町村事業への移行に関しましては、県としてもしっかりとサポートしていく必要があるものと考えており、各地域で必要とされるサービスが確実に提供・確保できるよう、サービス確保に向けたセミナーの開催や、指導・助言を行うアドバイザーの派遣などを通じて、市町村への積極的な支援に努めてまいります。

あわせて、今後、高齢化の進行に伴い認知症の増加が見込まれますことへの対応といたしまして、来年度から、認知症疾患医療センターや地域包括支援センターなどと行政が協力して、早期の診断から医療・介護サービスへとつなぐモデル事業を実施することにより、地域の実情を踏まえた高知型の初期集中支援体制の構築を目指してまいります。

また、今後ともニーズが増大します福祉・介

護分野の人材の確保対策につきましては、来年度から、福祉研修センターと福祉人材センターの連携により、未経験者や、出産、子育てを経て復職を希望される方々を就労につなげるための研修メニューや職場体験などの取り組みの充実を図ってまいります。加えて、人材センター職員のハローワークへの配置やハローワーク求人情報端末の人材センターへの設置など、ハローワークとの連携強化を図ることにより、新たな人材の掘り起こしとマッチング機能の強化にも取り組んでまいります。

さらには、県内の福祉教育推進校などと連携したキャリア教育の取り組みを推進いたしますとともに、福祉・介護職場における就労環境の改善に向けて、施設が従事者の身体的な負担を軽減するために実施する福祉機器のリフトや電動ベッドの整備などの取り組みを支援してまいります。

自殺対策につきましては、連年の取り組みを進めてまいりました結果、全国と同様に自殺者数の減少傾向が見られてはおりますものの、自殺死亡率を見ますと、依然として全国に比べて高い水準にあります。

こうした中、高知県自殺対策行動計画の見直し作業を通じてこれまでの取り組みの検証と分析を行った結果、中山間地域において自殺死亡率が高どまりしている状況が明らかになりました。このため、地域ごとの関係者によるネットワーク会議を活用した相談支援体制の強化などに、市町村との連携も図りながら取り組むこととしております。

また、男性の高齢者と20歳代の自殺者が増加していることなどの課題に対しましては、悩んでいる人に気づき、声かけや見守りなどを行うゲートキーパーのスキルアップを図るとともに、若者向けのゲートキーパーの養成などにも取り組んでまいります。

こうした、地域ぐるみの自殺防止対策につながる取り組みを重点的に推進することにより、地域全体で見守り支え合うネットワークの構築を目指してまいります。

昨年6月策定の「高知家の子ども見守りプラン」に基づく少年非行防止対策につきましては、来年度から、3つの重点課題を掲げて取り組みを強化することとしております。

1つ目は、民生・児童委員などと学校・家庭が連携した地域での見守り活動の仕組みづくりとその定着及び普及の促進に向けた取り組みであります。

2つ目は、深夜に徘徊する少年の減少と万引き防止に向けた官民協働の取り組みの強化であります。昨年末に県内のコンビニエンスストア5社の御協力を得てスタートいたしました一声運動の取り組みなどにより、子供たちを地域で見守り育て、非行に向かわせない環境づくりを進めてまいります。

3つ目は、少年サポートセンターと中央児童相談所などとの連携強化による、少年非行の相談援助と立ち直り支援の機能強化に向けた取り組みであります。来年度から児童心理司などの福祉専門職員を少年サポートセンターに新たに配置し、心理的アプローチを実施することなどにより、少年非行の初期の段階からの対策を充実してまいります。

今後とも、こうした取り組みを通じて、関係する部局などが連携を図りながら、効果的な少年非行の防止対策に取り組んでまいります。

次に、教育の充実に関する取り組みについて御説明申し上げます。

学力につきましては、昨年4月に実施されました全国学力・学習状況調査の結果からも、本県の児童生徒の学力は着実に向上しており、これまで各学校において、学校改善プランをもとに講じてまいりました単元テストや学習シート

といった教材の活用や、放課後や家庭での学習の充実などの取り組みの成果があらわれているものと感じております。

こうした中、先月、本県独自の学力定着状況調査を、これまでの小学校5年生と中学校2年生に、小学校4年生と中学校1年生も加えて実施いたしました。国の調査とあわせて、小学校4年生から中学校3年生までの全6学年で児童生徒の学力の定着状況を正確に把握するとともに、これらの調査結果を詳細に分析し、その分析結果を各学校にフィードバックすることにより個々の授業のさらなる改善につなげてまいります。

さらに、来年度からは、各学校において中期的な視点に立った学校経営計画が策定され、この計画に基づいた組織的な取り組みが強力に推し進められることとなります。加えて、算数・数学や外国語を担当する教員を対象として、教科の専門力や授業の実践力の向上を目指し、教育センターにおいて集中的な研修を行うなど、より質の高い授業づくりを目指してまいります。

いじめ防止対策につきましては、県のいじめ防止基本方針の策定に向け、昨年12月に検討委員会を立ち上げ、各分野の専門家や教育関係者などから御意見をいただきながら、検討を進めてまいりました。

委員の皆様からは、いじめを防止するためには、子供たちの自尊感情や社会性を育むためのキャリア教育、道徳教育の充実が必要であること、また、いじめを早期に発見し適切に対処するためには、子供や保護者が気軽に相談できる体制の充実も重要であることなど、幅広い視点からの御意見をいただいております。

こうした御意見を踏まえ、先月には、本県の実情に即した具体的な対策などを盛り込んだ基本方針の案を取りまとめたところであります。今後、県民の皆様のお意見をいただいた上で、

実効性のある基本方針を策定し、市町村、学校、家庭、地域が密接に連携した県民総ぐるみの取り組みにつながるよう、努めてまいります。

昨年12月に公表されました平成25年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、小学校5年生の体力合計点は、ほぼ全国水準まで伸びており、特に、女子は全国順位が初の20番台となるなど、体力・運動能力の向上に向けたこれまでの取り組みの成果が確実にあらわれております。他方、中学校2年生は、調査が始まった平成20年度からは大きく伸びているものの、依然として全国との差は大きい状況にあり、小中学校ともに、運動時間が全国平均を下回っているという課題も明らかになりました。

そのため、今後は、体育授業の充実に向けた研修会の実施を初め、地域の人材を活用した体育授業やクラブ活動の推進などにより、中学校における体力の向上や児童生徒の運動時間の増加を図ります。また、よさこい健康プラン21に基づき、体力向上の基礎となる健康的な生活習慣の定着を目指した取り組みを進めるとともに、先ほど申しあげました健康教育の充実も図ってまいります。

本県の高校生に関しましては、中途退学や就職後早期に離職する割合が全国に比べて高く、その要因として、基礎学力が身につかないまま高校に入学したため学習についていけない、友人との人間関係を円滑につくり上げられない、卒業までに十分な勤労意欲やコミュニケーション能力が育成できていないといったことなどが挙げられます。

こうしたことから、入学後の早い段階から生徒一人一人の課題に応じた、学習面や生活面でのきめ細かな支援を行っていくため、まずは、中途退学率の高い10校を重点校に指定し、各学校において、本年度中に中途退学者を半減させるプランを作成することとしております。来年

度からは、このプランに基づいて、スクールカウンセラーの派遣や学習支援員による補習授業、生徒一人一人に応じたキャリアカウンセリングの実施など、課題解決に向けて、総合的な支援を行ってまいりたいと考えております。

あわせて、生徒たちがしっかりとした勤労観やコミュニケーション能力を身につけることができるよう、社会性を育むためのプログラムの開発や、職業観・勤労観を養うための研修の強化などに取り組んでまいります。

教育委員会では、昨年2月に県立高等学校再編振興検討委員会からいただいた報告書を踏まえ、今後10年間の県立高等学校のあり方と方向性を示す県立高等学校再編振興計画の策定に向けた協議を重ねております。

これまでの協議により、生徒数の大幅な減少といった環境の大きな変化を見据えた再編振興の基本的な考え方について、一定の取りまとめを行っております。

現在は、高知南高校と高知西高校を統合し、グローバル人材の育成や震災に強い教育環境を整えることや、須崎高校と須崎工業高校を統合し、適正規模の維持と震災への対策を図ることなど、具体的な内容を盛り込んだ実施計画のたたき台を作成し、それをもとに議論を進めているところであります。

こうした、たたき台の内容につきましては、グローバル人材の育成や震災対策は重要な課題であるといった御意見がある一方で、当該学校関係者の方々からは、なぜ学校の統合が必要なのか、なぜこの学校なのかといった御意見もいただいているところであります。

このため、今後、教育委員会におきましては、より具体的でわかりやすい情報の提供に努めるとともに、学校関係者を初め、県民の皆様の御意見もお聞きしながら、丁寧な議論を重ねた上で、県立高等学校の再編振興計画を取りまとめ

ていくこととしております。

次に、インフラの充実と有効活用について御説明申し上げます。

来月9日、高知東部自動車道の香南のいちー香南かがみ間が開通することとなりました。この区間の開通によりまして、香南のいちー芸西西間が国道55号に直結することから、昨年度に四国横断自動車道の中土佐一四万十町中央間の開通が県西部地域への誘客を後押ししたように、県東部地域の活性化に貢献するものと期待しております。加えて、災害時の国道55号のバックアップ機能の確保や地域の要望による津波避難場所の設置など、防災面についても高規格道路の効果が、より一層発揮されるものと考えております。

また、四国横断自動車道の黒潮町佐賀一四万十市間、阿南安芸自動車道の北川村安倉から徳島県牟岐町に至る区間において、昨年12月から事業化に向けた最初のステップとなる計画段階評価がスタートいたしました。このことは、平成24年度から国に行ってきた政策提言が実を結んだものであり、今後、県といたしましても国に協力しながら速やかに所定の手続きを行い、早期の事業化が図られますよう全力で取り組んでまいります。

建設業界のコンプライアンスの徹底につきましては、業界団体や各事業者ともに、それぞれの計画や基本方針に基づき、着実に取り組まれているところであり、引き続きこれまでの取り組みの継続と効果の検証、改善を行っていただくことが重要だと考えております。

他方、長年にわたる公共事業の大幅な縮減に伴う、若者の労働力の減少や従事者の高齢化の進行、経営規模の小規模化などにより、建設業全体ではその施工力が低下しております。加えて、材料不足や資材単価の高騰、労務単価の上昇などにより、入札の不調・不落も増加してお

り、こうした状況が続けば、将来にわたる社会資本整備や南海トラフ地震などの災害対応に支障が生じることも危惧されるところです。

このような課題認識のもと、このたび高知県建設業活性化プランを取りまとめました。その中では、入札の不調・不落への対応、県内建設業の活性化への支援、コンプライアンスの確立を3つの柱として、建設業の新たな展開を目指した取り組みを進めることとしております。

1つ目の柱である入札の不調・不落への対応としまして、実勢価格を速やかに積算価格に反映する仕組みづくりや工事の平準化に向けた繰越制度の活用、人材不足に対応するための主任技術者の兼任要件の緩和などに取り組んでまいります。

2つ目の柱である県内建設業の活性化への支援としまして、県内建設業者の新技术の開発と施工力の向上の支援に取り組んでまいります。

新技术開発の支援については、新たな技术开发を目指す事業者へのサポートを行うための支援窓口を創設いたします。この窓口を通じて、課題や取り組みの段階に応じた適切な指導・助言のできる支援アドバイザーの派遣や防災対応に係る新技术の研修の実施などのきめ細かな支援を行ってまいります。こうしたことにより、県外展開もできる独自の技術を持つオンリーワンを目指す企業の後押しを行ってまいりたいと考えております。

また、施工力向上の支援については、インフラ点検技術や防災技術、マネジメント技術といった技術力や経営力の研修の実施と拡大を図るとともに、未来の建設業を支える人材の確保に向けた建設業の魅力発信の支援などを行ってまいります。こうしたことにより、高い施工力と強い経営能力を持つ、底力のある建設業者を目指す企業をサポートしてまいります。

3つ目の柱であるコンプライアンスの確立に

つきましては、全ての取り組みの前提となるものであることから、建設業界におきましては、引き続き取り組みの検証と改善を行うとともに、研修の充実などに取り組んでいくこととしております。県としましても、職員への研修などを行うとともに、建設業界の取り組みの検証と支援を行ってまいります。

高知新港につきましては、平成24年12月に策定しました高知新港振興プランに基づき、さらなる利活用を図るための取り組みを進めております。

来年度は、プランの戦略の一つであります企業誘致方策に沿って、最大クラスの津波においても浸水しない安全な高台企業用地の整備を進めることといたしました。全体計画面積4.5ヘクタールのうち、まずは、第1期分となる3.4ヘクタールの整備に着手し、平成27年度末の分譲を目指してまいります。この高台企業用地は、東日本大震災後、沿岸部における企業誘致の際に何よりも求められております津波対策にしっかりと応えるものであるとともに、高知新港で働く方々などの避難場所の確保や、南海トラフ地震発生後の防災拠点としての活用にも寄与するものであります。

この春には、高知新港の水深12メートル岸壁や水深11メートル耐震強化岸壁が供用を開始する予定であり、今後は、企業誘致活動の中でこうした大型岸壁に近接していることや高速道路へのアクセスの利便性をアピールすることにより、港湾の活性化、雇用の促進など県内産業の振興につながるような企業誘致を目指してまいります。

次に、中山間対策について御説明申し上げます。

中山間対策につきましては、昨年度から取り組みを抜本強化し、全庁を挙げて取り組みを進めてまいりました。

特に、集落の維持、活性化や地域の支え合いの仕組みづくりの拠点としてさまざまな役割を果たします集落活動センターの取り組みを、中山間対策の核として全力で進めてきたところであります。

現在、集落活動センターは、3市7町の計11カ所で開設されており、来月には、新たに梶原町の四万川区と三原村の2カ所で開設される予定となっております。また、他の地域でも来年度以降の開設に向けた準備が着実に進められているところであります。

既に開設されたセンターでは、高齢者の見守り活動や地域資源を生かした特産品づくり、農産物の生産・販売、あるいは観光・交流の取り組みといった、それぞれの地域の実情に合った多様な取り組みが展開されており、私自身も一定の手応えを感じているところであります。

しかしながら、集落活動センターの県内各地への周知や普及という点では、まだまだ課題もありますことから、来年度は、集落活動センターの取り組みのさらなる拡大に向けて、より地域に軸足を置いた支援体制の充実強化を図りたいと考えております。

具体的には、産業振興推進地域本部に集落支援を担当する課長補佐級の職員を新たに配置し、市町村や地域支援企画員、出先機関と連携しながら、センターの取り組みの着手に向けた地域の掘り起こしや計画づくり、さらには立ち上げの準備や活動の充実に向けた支援など、構想・計画段階から立ち上げ後の自立に至るまで、総合的かつきめ細かく支援する体制を整えてまいります。

また、集落活動センターの取り組みの可能性を広げていくためには、地域資源を生かした従来の取り組みなどとあわせて、外部からの新しい視点やアイデアを地域地域に取り入れるような仕組みづくりを進めていくことも大変重要で

あります。

このため、地域独自の視点や自発的なアイデアによる地域主体の取り組みに加えて、地域ごとにふさわしいビジネスプランを提案し、中山間地域に新しい力を導入していくような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

さらに、中山間地域における産業や地域活動の担い手を確保し、集落に活力をもたらしていくためには、地域外から多くの「人財」を積極的に誘致するなどの移住促進策としっかりと連動させていくことも大変重要であります。

高知ふるさと応援隊の導入を初め、廃校などの遊休施設を活用したシェアオフィス事業や、中山間地域の商店街の空き店舗での起業を支援する事業などと連携して取り組みを進めてまいります。

なお、先月27日には、これまでの誘致活動が実を結び、四万十市と四万十町の2カ所に、合わせて100名規模のコールセンターの進出が決定いたしました。県内でもとりわけ若い世代の定着が難しい中山間地域で、これだけ大規模な雇用が実現いたしますことはまことに画期的なことで大変うれしく、地元の皆様からも地域に活気が戻ってくると大きな期待が寄せられております。

今後とも、このような取り組みもあわせて進めていくことにより、中山間地域の活性化につなげてまいります。

我が国の将来に国家的な危機をも招きかねない少子化の問題につきましては、私も全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして、全国知事会を代表し、抜本的な対策の強化を国に訴えてまいりました。その結果、国の補正予算において、地方独自の取り組みを後押しする地域少子化対策強化交付金が創設されることとなりました。

本県としましても、この交付金を活用し、県

民の皆様のお出会い、結婚、妊娠・出産、子育て、就労などといったライフステージの各段階に応じた相談内容に切れ目なく対応し、最適な窓口ワンストップでつなぐ総合相談窓口の設置に取り組めますとともに、結婚を希望する独身の方々へのきめ細かな相談・支援サービスをあわせて提供することにより、未婚化・晩婚化対策の一層の強化を図ってまいります。

また、今月13日には、平成27年度に施行予定の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に向けて、第2回高知県子ども・子育て支援会議を開催し、事業計画の骨子などについて活発な議論を行っていただいたところであります。こうした一連の取り組みを通じて、若い世代の方々が、結婚したいという希望をかなえ、安心して出産し、仕事と子育てを両立できる環境づくりを強力に推進してまいります。

女性の就業促進を図ることもまた、極めて重要な課題であります。

このため、子育て中の女性など今後潜在的に就労する可能性のある女性や、就職活動をしているものの、なかなか就労に結びつかない女性などを対象とした相談窓口を男女共同参画センターソールに新たに設置し、本人の適性や経歴などに応じた面談や、働くために必要な情報の一元的な提供、求人側のニーズに対応した研修の実施など、就労に向け幅広く、かつ、きめ細かく支援してまいります。また、出産を機に退職した女性を正規雇用した企業への補助金制度の創設や、土佐まるごとビジネスアカデミーとの連携による女性の起業支援のための講座の実施などにも取り組んでまいります。

こうした取り組みを通じて、就労を希望する女性が多様なライフステージを通して働き続けられる環境づくりに取り組んでまいります。

本県は、多くの漫画家を輩出するとともに、20年以上の歴史を持つまんが甲子園の開催を通

じた人材育成や、鳥取県と共催いたしました東京秋葉原でのまんが王国会議の開催など、漫画を生かしたさまざまな取り組みを全国に先駆けて行ってまいりました。

こうした中、来年2月には、新たな取り組みとして、まんが王国・土佐に多くの漫画家の方にお集まりいただき、まんが文化を語り深めていただくことにより、日本のまんが文化を盛り上げるとともに、まんが王国・土佐の魅力在全国に情報発信するイベントを開催することといたしました。

これまでの、夏のまんが甲子園、秋のまんさいやまんが王国会議に、この冬のイベントを加え、年間を通じた切れ目のない取り組みとすることにより、まんが王国・土佐を強力にアピールし、全国の多くのまんがファンに本県を訪れていただけますよう取り組んでまいります。

新図書館等複合施設及び新資料館の整備につきましては、昨年実施いたしました建築主体工事の入札が不調となりましたことから、その要因を分析し、対策を検討してまいりました。

入札不調の大きな要因は、全国的に公共事業や建築工事の需要が増加する中、技能労働者の確保が難しくなっていることや、資材や建設機械の調達などに伴う実勢価格と設計単価による積算価格に大きな差が生じていることにあると分析しております。

このため、工事費の算出に当たりまして、積算価格への実勢価格の反映や、十分な工期の確保などの見直しを行った上で、改めて今議会に所要の予算を提案させていただいております。これらの施設は、生涯学習や文化の発展に寄与する知的、文化的な基盤としての役割を担うものであり、今後、運営体制や具体的なサービスなどについてさらに検討を深め、平成28年度中の開館を目指して着実に取り組んでまいります。また、周辺地域の皆様による新しいまちづくり

を進めようという機運の盛り上がりもありますことから、永国寺キャンパスとあわせて、まちづくりの中核的役割を担う施設ともなるよう、整備を進めてまいります。

市民参加型のマラソン大会として2回目となる高知龍馬マラソン2014が、今月16日に開催されました。大雪の影響により、多くの方が参加できなかったことは残念でしたが、前回大会の3,475人を大きく上回る4,853人のランナーが土佐路を駆け抜けました。当日は、沿道でのさまざまなスタイルによる応援、「高知家」ならではの温かいおもてなしなどにより、多くの県民の皆様にご協力いただき、参加されたランナーの皆様からは、感謝の言葉や感動のメッセージが多数寄せられております。

本大会の開催に当たり、当日のみならず、準備、運営に御協力いただきましたボランティアスタッフや各種団体の皆様方、長時間の交通規制に御理解、御協力くださいました多くの県民の皆様にご心より感謝申し上げます。

本大会が高知の魅力をもっと高め、全国に誇れる市民マラソン大会となるよう、来年度以降も、関係団体とともにしっかりと取り組んでまいります。

土佐電気鉄道株式会社の一連の問題につきましては、外部調査委員会からの指摘、提言を受けて以降、規程類やチェック体制の整備などのコンプライアンスの徹底に向けた取り組みが着実に進められていることに加え、このたび新体制のもと、新社長より、全社一丸となって信頼回復に努めていくとの所信表明がされましたことから、関連予算の執行凍結の解除をお願いさせていただきました。

県といたしましては、今後の同社のコンプライアンスの徹底とコーポレートガバナンスの確立に向けた取り組みに対し期待するとともに、随時、信頼回復に向けた取り組み状況を確認す

るなど、引き続きその動向に留意してまいります。

他方、中央地域の公共交通再構築の検討につきましては、現在、事業者を初めとする関係者が協議を進めているところであり、本年度末をめどに再構築のスキーム案を取りまとめることとしております。

県としましても、県民の生活を支える交通ネットワークとして、子育て世代や高齢者はもとより、本県を訪れる皆様にとっても、利用しやすく、多くの方々に利用されるがゆえに将来にわたって持続可能なものとなりますよう、公共交通の確保とその機能の向上を目指し、しっかりと役割を果たしてまいりたいと考えております。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、平成26年度高知県一般会計予算など37件です。このうち、一般会計予算案は、先ほど申し上げました5つの基本政策を推進するための経費などを中心に、4,527億円余りの歳入歳出予算などを計上しております。

条例議案は、高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案など53件であります。

その他の議案は、包括外部監査契約の締結に関する議案など8件であります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



議案の上程、提出者の説明（議発第1号 条例議案）

○議長（森田英二君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元

にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第1号 巻末381ページに掲載〕

○議長（森田英二君） 日程第4、議発第1号「高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例議案」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

7番弘田兼一君。

（7番弘田兼一君登壇）

○7番（弘田兼一君） 自由民主党の弘田です。議長のお許しを得ましたので、議発第1号「高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例議案」について、提案者を代表して提案理由の説明を行います。

高知県がん対策推進条例は、当時のがん医療には地域間格差を初めとした多くの問題があることをがん患者会の皆様にお伺いしたことから、平成18年に成立いたしましたがん対策基本法の趣旨も踏まえながら、がんの予防や早期発見、医療水準の向上、本人の意向を尊重した治療方法の選択、がん情報の提供体制の整備などの実現を目指して、我々自由民主党県議団が、平成19年2月定例会に提案をし、全会一致で可決成立いたしました。これは全国で2番目という早さで制定されたものであります。

また、平成20年3月には、この条例に基づき、高知県がん対策推進協議会の皆様の御協力を賜りまして、高知県がん対策推進計画が策定され、さまざまな取り組みが行われているところであります。

その成果といたしまして、がん患者やその家族等に対する相談支援を推進するため、県として、全国的にも珍しいがん診療連携拠点病院に属さないがん相談窓口を設置したことや、がんの医療水準を向上させるため、これまで中央保

健医療圏に集中していたがん診療連携拠点病院を、幡多保健医療圏にも設置し、全国レベルの医療を県内全域で受けられる体制が整ったことなどが上げられます。

一方で、この条例は、施行から間もなく7年が経過しようとしております。その間、国におきまして、平成19年6月に策定されたがん対策推進基本計画は、策定から5年が経過をし、新たな課題も明らかになったとして、平成24年には計画の見直しが行われました。この見直しにより、小児がんへの対策や子供に対するがん教育のあり方、がん患者の就労問題対策などが、新たに基本計画へ盛り込まれております。

また、自治体における条例制定の動きも活発になってきております。現在では、47都道府県のうちの半数以上で条例が制定され、特に近年に制定されたものは、新たな課題にも対応したものが主流となっております。

そこで、本県のがん対策推進条例につきましても、これらの動向を踏まえるとともに、がん対策の施策と体制整備を充実させることで、総合的かつ計画的に推進できるよう、このたび条例の改正について提案するものであります。

このたびの主な改正点といたしましては、まず、県、市町村、県民、医療機関等、そして事業者における、それぞれの責務や役割を明記いたしました。

また、がん対策は、県民一人一人の身近な問題であり、社会全体で取り組みを進める体制づくりを目指して、その連携についても規定をいたしました。

具体的には、県の責務として、国、市町村、県民、医療機関を初めとした関係機関や関係団体とも連携を図りながら、がん罹患しても安心して働き、暮らすことができるよう、支援体制の整備など、本県の特性に応じた施策の実施について規定いたしました。

県民の皆様には、生活習慣などが健康に及ぼす影響などについての御理解と、あわせてがんの予防や早期発見につながるがん検診の積極的な受診を求めています。事業者の皆様にも、その推進についての役割を担っていただくとともに、従業員やその家族が、がん罹患した際には、働き続けながら治療や療養、家族の看護ができるよう、社会的環境整備に努めることをお願いしております。

その他にも、医療機関には県民の皆様のがんの予防や早期発見につながるよう、行政機関との協力と、がん医療に関する情報の提供を求めています。

また、がん対策を幅広く効果的に推進するため、小児がん患者とその家族への支援のほか、診断や治療について担当医以外の医師の意見を聞く、いわゆるセカンドオピニオンを初めとした相談体制の充実なども新たに盛り込んでおります。さらに、がんの予防や早期発見には、正しい知識をしっかりと身につけることが何よりも大切であることから、児童生徒へのがん教育を進めるほか、毎年10月を「高知県がんと向き合う月間」と定め、特にこの期間には、県が主体となり、さまざまな事業を通じて、県民の皆様ががんに関する正しい理解と関心を深めていただくとするものであります。

我々自由民主党県議団といたしましては、これを一つの機会といたしまして、行政機関はもとより、保健・医療・福祉に携わる方々を初め、事業者の皆様、そして県民の皆様にも、がんについての理解をより一層深めていただくことを願うものであります。そして、県民一人一人が、がんを知り、がんと向き合い、力を合わせることで、がんを負けることのない社会を築けるよう、条例の改正を提案するものであります。

以上をもちまして、本議案に関します私の提案理由説明を終わらせていただきます。

何とぞ御審議の上、議員各位の適切な議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。
(拍手)



委員長報告

○議長（森田英二君） この際、閉会中における委員会審査について産業振興土木委員長及び総務委員長の報告を求めます。

産業振興土木委員長中内桂郎君。

（産業振興土木委員長中内桂郎君登壇）

○産業振興土木委員長（中内桂郎君） 産業振興土木委員会は1月15日及び29日に委員会を開催し、土佐電気鉄道株式会社の一連の問題に関して、土佐電鉄の招致についての協議を行うとともに、土佐電鉄に関する一連の事案及び関連予算の取り扱いについて執行部から報告を受けましたので、その内容並びに審議の概要について御報告いたします。

まず、土佐電鉄の招致について、1月15日に協議を行いました。

委員から、土佐電鉄の一連の問題について、執行部を介してではなく、直接、土佐電鉄から意見を聞くことが、予算の凍結解除を判断する上でも必要であるとの意見とともに、招致する場合の質問項目案について説明がありました。

別の委員から、招致するのであれば、その目的と解明すべき点を十分整理しなければいけない。もう少し具体的な内容を検討した上で判断すべきではないかとの意見がありました。

また、別の委員から、委員会の調査事項にはなじまない点もある。土佐電鉄の社内改革等の取り組みについては、中央地域公共交通再構築検討会において報告、協議もされており、土佐電鉄の招致については、その状況を見きわめた上で、慎重に検討する必要があるのではないか

との意見がありました。

これらの意見を受けて、委員会としては、土佐電鉄の招致についての必要性や質問項目などについて、1月29日に委員会を開催し、再度検討することとしました。

そして、1月29日に開催した委員会では、この間の土佐電鉄の新たな動きや状況を踏まえた上で、土佐電鉄の招致について協議を行いました。

委員から、土佐電鉄は新体制となって、再構築検討会において今後の方針が示されており、その経過を見ながら、状況に応じて招致の必要性も検討すればいいのではないかとの意見がありました。

別の委員からは、執行凍結中の予算を解除する点から、県民に対する説明責任を果たすためには、議会として土佐電鉄から直接話を聞くことが大事であるとの意見がありました。

これに対して、別の委員から、予算の凍結解除については、土佐電鉄が補助金の交付先としてふさわしいかどうかを判断することであり、土佐電鉄の前体制の問題については、切り離して考えるべきではないかとの意見がありました。

別の委員から、前体制の問題解明は領収書問題も含めて議会としても行うべきであり、そのためには、新体制の土佐電鉄を招致することが必要であるとの意見がありました。

これに対して、別の委員からは、土佐電鉄を招致するのであれば、議会の調査権が及ぶものかどうかを整理する必要があるのではないかとの意見がありました。

また、別の委員からは、優待航空券に係る会社法第120条の問題や領収書問題、税務署調査の件については、委員会として判断すべき範疇を超えているのではないかとの意見がありました。

各委員から、さまざまな意見がありましたが、現時点では招致の必要性はないとの意見が多数

あり、当委員会としては、土佐電鉄の招致は、現時点では行わないことといたしました。

引き続き、「土佐電気鉄道株式会社に関する一連の事案及び関連予算の取り扱いについて」に関し、執行部から、1月27日に土佐電鉄から中央地域公共交通再構築検討会に提出された報告書の概要と執行部の考え方について説明がありました。

報告書では、土佐電鉄の新役員体制の経緯、過去の諸問題への認識、所信が述べられており、領収書問題については、引き続き事実把握の調査に努めるとともに、新たな体制のもと、さらなるコンプライアンス体制の構築やガバナンスの確立を目指し、信頼回復に向けて、会社一丸となった不退転の決意で取り組む姿勢が示されている。

関連予算の取り扱いについては、暴力団排除条例には抵触していないと判断されることに加えて、土佐電鉄がこれまで実施してきた再発防止に向けた取り組みは一定評価できること、また、今回、経営体制の刷新という形で旧経営陣の責任が明確に示され、新体制のもと、一連の問題に対する対応姿勢が示されたことなどを踏まえて、今後の公共交通を担う会社として信頼に足るものと判断したので、凍結解除をお諮りしたいとの説明がありました。

委員からは、土佐電鉄の再発防止の取り組みについて、実効性があるものにしなければならないが、県としてはどのように評価、検証していくのかとの質問がありました。これに対して、執行部からは、これまでも再構築検討会において、指導、チェックを行ってきた。今後も引き続き、土佐電鉄に対して報告を求め、再構築検討会の場で関係市町村とともに、実効性があるものにするための指導を行っていくとの答弁がありました。

別の委員から、土佐電鉄と直接対話する機会

がないままでは、予算の凍結解除には同意できないとの意見がありました。

別の委員から、土佐電鉄の報告書や再構築検討会での審議内容、執行部の説明などから、土佐電鉄の新たな体制による決意は理解できる。今後は、県民の足を確保するため、県内の公共交通の抱える課題解決に向けて、早急に取り組むべきとの意見がありました。

さらに別の委員から、土佐電鉄の一連の問題の解明やコンプライアンスの確立とあわせて、県内の公共交通をどのように確保していくのが重要である。土佐電鉄の新体制には、公共交通を担う中心的な会社として、バス会社の一元化も含め、県民の足の確保という大きな問題への取り組みについて検討を進めていってもらいたい。また、必要に応じて、こうしたことについての土佐電鉄の見解も確認したいとの意見がありました。

各委員から、土佐電鉄に関する凍結中の予算については、土佐電鉄の新たな体制による姿勢や公共交通の確保などの観点から、解除してもよいとの意見が多数あり、当委員会としては、予算の凍結を解除すべきものと確認いたしました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。

○議長（森田英二君） 総務委員長梶原大介君。

（総務委員長梶原大介君登壇）

○総務委員長（梶原大介君） 総務委員会は2月6日に委員会を開催し、執行部から県立高等学校再編振興計画について報告を受けましたので、その内容並びに論議された概要を御報告いたします。

執行部から、再編振興計画について、県立高等学校再編振興検討委員会からの報告を踏まえ、具体的な学校の統合や再編の内容を盛り込んだ計画のたたき台である事務局案を作成し、

教育委員協議会での議論を始めたところであるとの説明がありました。また、今後のスケジュールは、事務局案に対する県議会や学校関係者等の意見も踏まえ、教育委員協議会において再編振興計画案を平成25年度末をめどに取りまとめる。その後、その計画案についてのパブリックコメントの実施や各ブロック等での説明会を開催し、その意見等も踏まえた上で、再編振興計画を決定していくとの説明がありました。

委員から、これまでの教育委員協議会での委員の受けとめ方や議論の内容はどうだったのか、また、学校名が出たことは唐突ではないかとの質問がありました。執行部から、教育委員からは、生徒数の減少に対応するためには中央部においても統合が必要との意見をいただいている。また、唐突という点については、再編振興計画の策定に向けた意思形成過程をオープンにした議論を開始したことにより、その場に初めて校名が出たことが報道されたため、唐突と受けとめられたのかもしれないとの答弁がありました。

委員から、在校生や入学志願者の思いを教育委員会はどのように受けとめているのか、また、なぜこの時期に公表したのかとの質問がありました。執行部から、生徒数の減少が急速に進む中で、学校の再編は大きな課題であり、慎重に議論を重ねた結果、再編の計画は待ったなしの状況であり、議論を先送りすることは許されない状況にある。また、今回の提案内容において、今春入学する生徒は、卒業までこれまでどおりの学校体制で学ぶことが可能であるため、今回の判断に至ったものであるとの答弁がありました。

委員から、津波対策の一環とのことであるが、高知南高校の移転存続の選択肢はなかったのか、その検討はされたのかとの質問がありました。執行部から、生徒数の減少に対応しつつ、現在の高知市内の学校規模を維持することを考えた

場合、移転存続ではなく統合案に至ったとの答弁がありました。

委員から、高知南高校の統合の理由を長期浸水で学校の早期再開が困難であるとするならば、高知市内中心部の全ての高校も避難場所となり、早期再開が困難であるのは同じではないかとの質問がありました。執行部から、高等学校が避難場所の一つになることは当然あり得ることだと思うが、高知南高校は浸水だけでなく、岸壁に近いことにより校舎が大きな被害を受けるおそれがあるなど、ほかの学校に比べて、早期再開がより難しくなると考えているとの答弁がありました。

委員から、高知南中・高の生徒や保護者から白紙撤回の声もあるが、どのように受けとめているのかとの質問がありました。執行部から、どの学校であっても、統合や廃校は非常につらいもので、残してほしいという意見があることはもっともなことであると思うが、高知県全体の高等学校のことを考えたときには、学校の統廃合は避けて通れない。非常に厳しい選択を迫られているが、現時点では白紙撤回することは考えていない。統廃合せずに先送りすることは将来に責任を果たすことにはつながらないと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、今回はあくまで検討案であり、議会や県民の意見を聞き、パブリックコメントもこれからの作業なのに、初めから白紙撤回は考えていないとの答弁に対して、改めて質問がありました。執行部から、事務局は検討案として最善の案を出したものであり、現段階での答えとして、いきなり白紙撤回するという考えは無責任である。今後、議会や県民、保護者等の意見を聞いた上で、最終決定をしていきたいとの答弁がありました。

委員から、今回の案では、高知南高校を高知西高校に統合するというよりも、高知南高校を

廃校にするという意味合いが強く感じられるため、関係する生徒や保護者等の心情を捉えて慎重に検討してほしいとの意見がありました。

別の委員から、今後も関係者への説明会や教育委員協議会等を開催する中で、2月議会においては、進捗の報告になるのか、それとも新たな案が提出されての議論になるのかとの質問がありました。執行部からは、本日いただいた意見や説明会等での意見も踏まえ、教育委員会で協議の上、パブリックコメントを実施する事務局案を、2月定例会の総務委員会で報告し、御意見をいただきたいと考えているとの説明がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。



○議長（森田英二君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明22日から27日までの6日間は議案精査等のため本会議を休会し、2月28日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

2月28日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時49分散会

平成26年 2月28日（金曜日） 開議第 2 日

出席議員

- 1番 金子 繁昌 君
- 2番 加藤 漠 君
- 3番 川井 喜久博 君
- 4番 坂本 孝幸 君
- 5番 西内 健 君
- 6番 西内 隆純 君
- 7番 弘田 兼一 君
- 8番 明神 健夫 君
- 9番 依光 晃一郎 君
- 10番 梶原 大介 君
- 11番 桑名 龍吾 君
- 12番 佐竹 紀夫 君
- 13番 中面 哲 君
- 14番 三石 文隆 君
- 15番 森田 英二 君
- 16番 武石 利彦 君
- 17番 浜田 英宏 君
- 18番 樋口 秀洋 君
- 19番 溝渕 健夫 君
- 20番 土森 正典 君
- 21番 西森 潮三 君
- 24番 ふあーまー土居 君
- 25番 横山 浩一 君
- 26番 上田 周五 君
- 27番 中内 桂郎 君
- 28番 西森 雅和 君
- 29番 黒岩 正好 君
- 30番 池脇 純一 君
- 31番 高橋 徹 君
- 33番 坂本 茂雄 君
- 34番 田村 輝雄 君
- 35番 岡本 和也 君
- 36番 中根 佐知 君
- 37番 吉良 富彦 君
- 38番 米田 稔 君

39番 塚地 佐智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知 事 尾崎 正直 君
- 副 知 事 岩城 孝章 君
- 総 務 部 長 小谷 敦 君
- 危機管理部長 高松 清之 君
- 健康政策部長 山本 治 君
- 地域福祉部長 井奥 和男 君
- 文化生活部長 岡崎 順子 君
- 産業振興
推 進 部 長 中澤 一真 君
- 理事（中山間対
策・運輸担当） 金谷 正文 君
- 商工労働部長 原田 悟 君
- 観光振興部長 久保 博道 君
- 農業振興部長 杉本 雅敏 君
- 林業振興・
環 境 部 長 田村 壮児 君
- 水産振興部長 東 好男 君
- 土 木 部 長 奥谷 正 君
- 会 計 管 理 者 大原 充雄 君
- 公営企業局長 岡林 美津夫 君
- 教 育 委 員 長 小島 一久 君
- 教 育 長 中澤 卓史 君
- 人 事 委 員 長 山本 俊二郎 君
- 人 事 委 員 会 長 福島 寛隆 君
- 事 務 局 長 山崎 實樹助 君
- 公 安 委 員 長 小林 良樹 君
- 警 察 本 部 長 朝日 満夫 君
- 代 表 監 査 委 員 久保 博孝 君
- 監 査 委 員 会 長

事務局職員出席者

事務局 長 浜 口 真 人 君
事務局 次 長 森 下 幸 彦 君
議 事 課 長 山 名 正 純 君
政 策 調 査 課 長 西 森 達 也 君
議 事 課 長 補 佐 楠 瀬 誠 君
主 任 沖 淑 子 君
主 事 村 岡 高 志 君



議 事 日 程 (第 2 号)

平成26年 2月28日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成26年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 平成26年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 平成26年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 平成26年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 平成26年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 平成26年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 平成26年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 平成26年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 平成26年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 10 号 平成26年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 11 号 平成26年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 12 号 平成26年度高知県流通団地及び工業

団地造成事業特別会計予算

- 第 13 号 平成26年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 14 号 平成26年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 15 号 平成26年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 16 号 平成26年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 平成26年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第 18 号 平成26年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 19 号 平成26年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 20 号 平成26年度高知県電気事業会計予算
- 第 21 号 平成26年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 22 号 平成26年度高知県病院事業会計予算
- 第 23 号 平成25年度高知県一般会計補正予算
- 第 24 号 平成25年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 25 号 平成25年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 26 号 平成25年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 27 号 平成25年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第 28 号 平成25年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
- 第 29 号 平成25年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 30 号 平成25年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算
- 第 31 号 平成25年度高知県県営林事業特別会計補正予算
- 第 32 号 平成25年度高知県沿岸漁業改善資金

	助成事業特別会計補正予算		び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 33 号	平成25年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	第 50 号	高知県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	平成25年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 51 号	高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	平成25年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 52 号	高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	平成25年度高知県電気事業会計補正予算	第 53 号	高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	平成25年度高知県病院事業会計補正予算	第 54 号	高知県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	高知県調理師法関係手数料徴収条例議案	第 55 号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	高知県農業構造改革支援基金条例議案	第 56 号	高知県青少年問題協議会条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例議案	第 57 号	高知県立県民文化ホールを設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 58 号	高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例議案	第 59 号	こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県の事務処理の特例に関する条例及び高知県立自然公園条例の一部を改正する条例議案	第 60 号	高知県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例の一部を改正する条例議案	第 61 号	高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案	第 62 号	高知県高校生修学支援基金条例の一
第 46 号	高知県衛生試験等手数料等徴収条例の一部を改正する条例議案		
第 47 号	高知県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案		
第 48 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案		
第 49 号	高知県立ふくし交流プラザの設置及		

	部を改正する条例議案	第 77 号	高知県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例議案
第 63 号	高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 78 号	高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 64 号	高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 79 号	高知県立池公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 65 号	高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 80 号	高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 66 号	高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案	第 81 号	高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例議案
第 67 号	高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 82 号	高知県立高校通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例議案
第 68 号	高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例議案	第 83 号	高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 69 号	高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案	第 84 号	高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 70 号	高知県家畜人工授精等手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	第 85 号	高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 71 号	森林総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 86 号	高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 72 号	高知県立産業構造改善支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 87 号	高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 73 号	高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 88 号	高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 74 号	高知県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例議案	第 89 号	高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 75 号	高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 90 号	高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 76 号	高知県漁港管理条例の一部を改正する条例議案	第 91 号	権利の放棄に関する議案

- 第 92 号 権利の放棄に関する議案
第 93 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 94 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 95 号 県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 96 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
第 97 号 (仮称) 永国寺キャンパス教育研究棟建築空調設備工事請負契約の締結に関する議案
第 98 号 平成25年度高知県工業用水道事業会計資本剰余金の処分に関する議案
議発第 1 号 高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例議案

第 2 一般質問
(3人)



午前10時開議

○議長(森田英二君) これより本日の会議を開きます。



諸 般 の 報 告

○議長(森田英二君) 御報告いたします。

去る2月21日に組織されました予算委員会から、委員長に中面哲君、副委員長に梶原大介君をそれぞれ互選した旨通知がありましたので御報告いたします。

なお、予算委員会の構成につきましては、お手元に名簿をお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、第41号議案については、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意見を求めてありましたところ、特に異議はない旨の回答書が提出され、また第82号議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項の規定に基づき教育委員会に意見を求めてありましたところ、適当なものとして判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔予算委員名簿、人事委員会回答書、教育委員会回答書 それぞれ巻末385、386、387ページに掲載〕



質疑並びに一般質問

○議長(森田英二君) これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成26年度高知県一般会計予算」から第98号「平成25年度高知県工業用水道事業会計資本剰余金の処分に関する議案」まで及び議発第1号「高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例議案」、以上99件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

13番中面哲君。

(13番中面哲君登壇)

○13番(中面哲君) 皆さんおはようございます。

私は自民党を代表して、知事初め執行部にお聞きいたします。

初めに、平成26年度予算編成について、知事にお聞きいたします。

安倍内閣の経済政策の効果で、平成25年から地方でも景気の回復が続いており、日銀も1月の地域経済報告で、全9地域の景況が回復しているとしておりまして、四国内においても、企

業の生産動向で持ち直しの動きが続き、12月に引き上げた景気判断を4県とも据え置いております。このような状況下でも、マスコミは相変わらず、国の借金総額1,000兆円、国民1人当たりの借金は792万円などと国民の消費マインドを後退させるような報道が見られます。麻生太郎財務大臣が昨年7月、参議院選挙の応援に高知へ来られた際、演説の中で、国の借金何兆円、1人あたりに換算すると何百万円と報道するマスコミがあるがそれは間違っている、国民は国に対して債権者であっても債務者ではない、そこを間違えてはいけないと話しておられました。そのとおりで、国民の多くは金融機関に預貯金をしており、金融機関はその預貯金を使って国債を購入しているのです。国民の多くは国に対して債権者であります。万が一、国家財政が破綻しても国から一人頭数百万円のお金を取られることはありません。国民の不安をあおろうとした報道はいいかげんにやめてほしいと考えております。

私は、高知県においても昨年後半から少しずつ景気が上向いてきたかなと感じておりました。それを裏づけるように、日本政策金融公庫高知支店の景況結果でも、10月から12月期の業況判断指数、いわゆるD Iが22年ぶりの高水準となっていることなど、各種の指標から見ても、景気回復の動きが続いていることが見てとれます。また、日銀高知支店の2月7日発表の金融経済概況を見ても、「高知県の景気は、持ち直している。最終需要の動向をみると、個人消費は底堅く推移しているほか、観光は持ち直しつつある。また、公共投資は増加を続けており、住宅投資も増加している。一方、設備投資は、一部に持ち直しに向けた動きが見られるものの、全体としては大型投資の一巡等を背景に弱めとなっている。この間、住宅投資や個人消費を中心に消費税率引き上げ前の駆け込み需要もみられてい

る。製造業の生産は、業種によるバラツキがみられるものの、全体としては緩やかに持ち直している」と分析されております。

このような経済状況の中で、来年度も地方交付税総額の減少により、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税は前年度を下回る見込みとなっております。しかし、来年度予算案の投資的経費は、県立図書館、県立大学、新資料館の整備等に伴い、普通建設事業費は993億円と対前年度比146億円、17%の増となっております。これは県内経済に好影響を与えるであろうし、県内の景気回復が加速されると予想されるので、大いに評価するところであります。

また、歳出削減に取り組んだ成果で、財源不足額は104億円と、昨年の141億円より37億円も圧縮されております。さらに、県債残高は昨年度より43億円減少し、財政調整基金残高は30億円増加しております。これらの点に、予算編成の工夫の成果があらわれていると思います。

これらの点について、提案説明の中ではスクラップ・アンド・ビルドなど幾つかの手法が列記されておりますが、予算編成がうまくいったポイントについて、知事の見解をお聞きいたします。

次に、法人二税についてお聞きいたします。

県庁の把握する数値でも、具体的には、県税収入の増加や昨年12月の有効求人倍率が0.78と過去最高を記録するなど、さまざまな数字が上昇しています。このように、景気回復の波は地方の中小企業にも及びつつあります。ただ、気がかりなのは、本年4月からの消費税増税であります。政府では、明るさが見え始めている景気が消費税増税後に一気に腰折れしないように、6兆円に及ぶ景気対策を打ちました。それで景気の後退を防げるかどうか、心配なところがあります。

そのような中で、県内企業の景気動向を見る

指標の一つとして、県税である法人県民税、法人事業税の法人二税がありますが、平成26年度予算編成によれば、地方消費税、法人二税の増加などにより、県税収入は前年度を上回る見込みと記されております。平成24年度の法人二税は約85億円であったのが、平成25年度は98億円から99億円と、約14億円の増収となる見込みと聞いております。平成26年度予算案では、さらに微増となっています。

私は、4月の消費税増税が影響して横ばいもしくは下がると予想しておりましたが、予算案を微増とした理由について知事にお聞きいたします。

次に、南海トラフ地震対策についてお聞きいたします。

3年前の東日本大震災の教訓を踏まえ、我々は、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震への備えに万全を期していかなばなりません。多くの死者が想定される津波対策については、今年度中に沿岸全市町村で津波避難計画の策定が完了する見込みであり、避難路、避難場所の整備も半数以上が今年度中に完成が予定されるなど、発生直後の命を守る取り組みに一定の見通しがついてきております。今後は、地域における被害の状況をより詳細に想定し、それぞれに即した医療救護体制の構築や避難所の確保といったきめ細やかな対策を、市町村と連携して進めていくことが必要と考えます。それらの中でも、長期浸水対策は市町村との連携が特に重要であり、高知市の長期浸水については平成22年度に国、県、市で検討会を設置し、昨年3月に検討結果の取りまとめを終えていると聞いております。

こうした中で、昨年5月の被害想定公表では、宿毛市で最大約559ヘクタールもの範囲が長期浸水するおそれのあることが明らかとなり、片島、大島地区の孤立や津波避難ビルでの避難

者の孤立といった危機感が地元にあります。この宿毛市の長期浸水対策を検討するため、県は昨年12月に検討会を立ち上げましたが、今後どのような検討を行っていくのか、知事にお聞きいたします。

また、提案説明において、発生直後の命を守る対策に最優先で取り組むとともに、総合防災拠点の整備や避難所の確保対策など、助かった命をつなぐための応急期の対策も本格化させるとの説明がありました。

揺れによる建物倒壊や、津波などから避難した避難所で一定期間生活を送ることとなりますが、現状では、最大クラスの地震・津波が発生すると県全体では約12万人分もの避難所が不足しており、県は市町村との連携のもとに避難所の収容力をふやす取り組みを進めるとともに、市町村の区域を超えた広域避難の検討を行っているとお聞きします。

しかし、できるだけ自宅に近いところで避難生活を送りたいと考えるのが住民感情だと思いますが、こうした住民ニーズへの対応、そして避難所の量的な確保についてどのように考えているのか、知事にお聞きいたします。

津波に襲われた際に一番重要なことは、救助活動や支援活動をするための道路啓開であることは、さきの東北震災の教訓として我々もしっかりと認識いたしました。東北の場合は、まず、東北自動車道や国道4号線といった内陸を、南北に走る縦軸の幹線道路から太平洋沿岸部に向かう複数の横軸の進入路を開く形状から、くしの歯作戦と言われた啓開計画が進められ、おおむね3日で横軸の進入路の確保ができたと聞いております。特に、本県のように山が多く急峻な地形で代替道路の少ない本県においては、道路啓開計画はより重要な事業となります。提案理由説明では、緊急輸送道路を中心に、被害想定に基づく道路啓開の難易度を考慮しながら、

災害拠点病院などの優先度の高い防災拠点に通じる啓開ルートの選定を進めてきたとあります。また、迅速で効率的な道路啓開を行うためには、県が事前に計画を作成し、国、市町村などの関係機関と認識共有することが必要だと考えます。

道路啓開について、県としてどのように取り組んでこられたのか、また、被災を受けにくい愛媛県、香川県からの救援活動を受ける際の交通ルートの確保も含めて、今後の道路啓開計画の作成に向けて、いつまでに、どのような取り組みを行うお考えなのか、土木部長にお聞きします。

次に、救急医療連携体制の強化について健康政策部長にお聞きします。

本県の救急車等による搬送件数は年々増加傾向にあり、今後の高齢化の進行を考えると、この傾向は続くものと考えられます。このため、県民への啓発による救急車や救急医療機関の適切な利用の促進とともに、救急搬送のための救急隊と医療機関との連携体制の強化が必要となってくるでしょう。また、医師不足による郡部の二次救急医療機関の機能低下により高知市の救急搬送が集中するなど、消防本部管轄外の医療機関への搬送率が高く、搬送時間も長時間化の傾向にあるようです。

そのため、搬送時間の短縮とともに、搬送中の患者情報をタイムリーに医療機関へ提供する必要のあることとありますが、救急医療連携体制の強化に向けての具体的な取り組みについて、健康政策部長にお聞きいたします。

次に、福祉・介護人材の確保についてお聞きします。

今後、ニーズの増大が確実に見込まれる福祉・介護分野の人材の育成と確保政策について福祉研修センター、福祉人材センター、ハローワークとの連携の取り組みをどのように進めていくのか、また、女性や若者の福祉・介護分野への

就業を促進するため、職場環境の改善やキャリア教育にどのように取り組むのか、あわせて地域福祉部長にお聞きします。

福祉・介護職場での就労のミスマッチが生じる大きな要因として、他職種に比べて給与面での条件が不利なことがよく言われますが、福祉・介護職場の給与実態に対する認識及び平成24年の介護報酬の改定による給与面での改善効果について地域福祉部長にあわせてお聞きします。

次に、自殺対策についてお聞きします。

全国的に自殺者数は減少傾向にあり、本県も同様であります。県はこれまでも自殺対策を講じてきましたが、依然として自殺死亡率は全国に比べて高い水準にあります。

本県の自殺死亡率が全国水準と比べて高い原因をどのように分析しているのか、また、その対策として今後どのようなことに重点的に取り組んでいかれるのか、あわせて地域福祉部長にお聞きします。

提案説明の中で、日本の将来に国家的な危機をも招きかねない少子化の問題については、知事は全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして、全国知事会を代表し抜本的な対策の強化を訴えてきた結果、国の補正予算において地方独自の取り組みを後押しする地域少子化対策強化交付金が創設されることとなった。本県においても、この交付金を利用してさまざまな取り組みを行うということですが、出会い、結婚、妊娠、出産、子育て、就労などライフステージの各段階に応じた相談に切れ目なく対応し、最適な窓口にワンストップでつなぐ総合相談窓口は、どこにどのような体制で設置するのか、また、地域子育て支援センターの設置促進や機能強化にどのように取り組んでいくのか、あわせて地域福祉部長にお聞きいたします。

次に、福祉避難所の指定の現状と今後の見通

し、さらには指定後の福祉避難所の運営とマンパワーの確保策についての考えと取り組みの進め方について地域福祉部長にお聞きいたします。

保育所や社会福祉施設の高台移転に向けた取り組みを支援する事業について具体的に市町村に対してどのような補助をするのか、そして、南海トラフ巨大地震対策特別措置法ができた後でその補助率が変わったのか、また、今後、市町村からの要望がふえてくると思いますが、来年度以降も対応する予定であるのかどうか、地域福祉部長にお聞きいたします。

次に、漫画文化政策について、文化生活部長にお聞きいたします。

近年、日本の漫画は海外からも注目され、我が国への理解や関心を高める重要なコンテンツとなっております。国においても、漫画は広く国民に親しまれ、新たな芸術の創造や我が国の芸術全体を発展させるものとして文化庁メディア芸術祭の中に漫画部門を設け、受賞作を国内及び海外で展示するなど、広く漫画文化を紹介する取り組みを行っております。こうした取り組みの前から、高知県ではまんが王国として名乗りを上げて、まんが甲子園を20年以上前から開催し平成22年にはまんが・コンテンツ課を設置するなど、漫画を生かした県の活性化に取り組んでおります。

そうした、これまでの「まんが王国・土佐」ブランド化事業を通じた県の活性化の取り組みの成果をどう評価しているのか。それに加えて、今回、漫画の新たなイベントなどに取り組むが、その理由は何か、それによってどんな成果を期待しているのか、文化生活部長にお聞きします。

次に、産業振興計画について産業振興推進部長にお聞きいたします。

産業振興計画の中で、地産外商公社が大きな成果を上げております。職員が一丸となって、民間商社マンのように積極的な外商活動を行っ

ていることを高く評価いたします。地産外商公社の国内での外商活動にとどまらず、県では海外展開に向けた支援を行っておりますが、その中で、高知県産のユズを海外に売り込んでいる外商について産業振興推進部長にお聞きします。

ヨーロッパでの取り組みは一定の成果を上げ、平成27年度は目標金額を3億円に上方修正していますが、ヨーロッパで成功した原因をどう分析しているのか。また、去年はオーストラリアでもユズの売り込みに挑戦したとのことですが、その成果についてあわせて産業振興推進部長にお聞きします。

そして、来年度はドイツとアメリカで挑戦するとのことですが、アメリカではどのような方法を計画しているのか、お聞きいたします。

次に、移住政策について。

高齢化と人口減少が続く本県において、他県からの移住者を積極的に勧誘することは効果的な政策だと思います。しかし、過疎に悩んでいるのは本県だけではない。そのような中で、県への新規移住相談者数は906人、移住実績は昨年12月末で210組346人となり、一定の成果を上げているようです。

しかも働き世代の移住者が多いと聞きますが、県内に働く場所があるのかどうか、移住者の定着状況はどうか産業振興推進部長にお聞きします。

また、移住者が高知に決めた魅力はどこにあると分析しておられるのか、あわせてお聞きします。

次に、集落活動センターについて中山間対策・運輸担当理事にお聞きします。

集落活動センターは、過疎が進む本県の中山間地域の活性化策として有効な手段であると思っております。集落活動センターがより効果のある活動をするために、部外協力拠点として郵便

局に参加してもらったらどうだろうかと提案いたします。郵便局員は、以前から日常的に郵便業務で地域住民のもとを回っており、地域の実情に非常に詳しいし、また、地域の人たちも局員に対して、集配業務や貯金業務に限らずさまざまな相談事などをしてきた経緯があります。

彼らと連携することによって、地域住民の利便性はよりよくなるのではないかと思います、中山間対策・運輸担当理事の御所見をお聞きいたします。

次に、商工政策について商工労働部長にお聞きします。

初めに、ものづくりへの支援についてであります。

政府・自民党においては、安倍内閣の政策による効果を全国に浸透させ、景気の回復を着実なものにするため、設備投資や販路開拓を中心に多くの経済対策を本格化させているところがあります。特に、新ものづくり補助金など、地域の事業者等にも配慮した政策も打ち出しており、こうした流れの中で、本県でも明るい兆しが見られます。

本県のものづくり産業は地理的な条件やインフラ整備のおくれなどから産業集積が弱いために、独自の技術を持ってニッチな分野で生き残り、全国的に高いシェアを誇っている企業が一部にはあるものの、大部分は下請を中心とした中小企業で、個々の企業の製品開発力は弱い状況にあります。こうした状況を打開していくことが本県のものづくり産業の大きな課題であり、このことに正面から向き合うために、知事は、産業振興計画の商工業分野の成長戦略の中で、ものづくり企業の支援策を充実してこられました。提案説明の中でも、千載一遇のチャンスと捉えて施策と体制を抜本強化するという話がありました。

今回改めて、ものづくりを応援する施策と体

制を抜本強化するというので思い切った打ち出しをされておりますが、これまでの成果や課題、そしてこのたびの施策と体制強化の狙いについて知事の思いをお聞きします。

次に、伝統産業の振興についてお聞きいたします。

伝統工芸品は、地域の歴史や文化の中で培われた、ものづくりの源とも言えるもので、高知県では土佐和紙と土佐打ち刃物の2品目が国の指定を受けております。また、本県には、おおむね50年以上にわたって受け継がれてきた、伝統的な技術や技法によって製造されるものなどを対象とした伝統的特産品の制度があり、三原村の土佐硯、宝石サンゴ、土佐古代塗など11品目が県の指定を受けています。

昨年12月に新たに指定を受けた土佐備長炭は、中国の木炭の輸出規制などもあって、生産量が最も落ち込んだ8年前とは大きく状況が変わり、今では注文に追いつかないぐらいの需要があり、うれしい悲鳴が上がっているとお聞きしております。しかし、土佐備長炭以外は、国民のライフスタイルの変化や消費者ニーズの多様化などによって売り上げが落ち込んでいるのが現状です。また、それぞれの産地では、職人の高齢化や後継者不足、原材料の確保といったさまざまな課題を抱えておまして、担い手の確保がますます難しくなっているという話も聞いています。

県では来年度、地域に根差した伝統的産業を持続可能なものとして未来へつないでいくことを目的に、担い手の育成などに関する施策を新たに行うとのことですが、需要の低迷などによって厳しい環境にある本県の伝統産業の現状や課題についてどのような認識をし、どういった施策を展開していくことで地域産業の活性化につながっていくとされているのか、商工労働部長にお聞きします。

次に、雇用労働行政についてお聞きします。

本県の昨年12月の有効求人倍率は0.78倍で、先月に続いて2カ月連続で過去最高を更新するなど雇用情勢の改善が見られ、これまで取り組まれてきた産業振興計画の成果であるとも言えるのではないかと考えております。四国の他の3県の同時期の有効求人倍率は、香川県が1.39倍、愛媛県が1.06倍、徳島県の1.01倍。全国の1.03倍などいずれも1倍を超えていることを考えれば、本県の経済基盤の脆弱性はあるにせよ、今の上昇基調を終わらせることなく、さらに上昇していくことが必要であると思われま

す。知事は、現在の有効求人倍率の過去最高についてどのように感じているのか、お聞きいたします。

また、有効求人倍率の過去最高を受けて、今後どのような方向性を持ってどのように取り組まれるのか、商工労働部長の御所見をお聞きします。

次に、観光政策について観光振興部長にお聞きします。

平成25年度は、県内の入り込み観光客数が400万人を突破し、これは目標年度より2年早い目標達成ということであり、これまで県が取り組んできた観光客誘致の成果であると高く評価いたします。

提案説明の中では、来年度からは400万人台の定着を目指し、そのための観光政策は、第1に、食を前面に出した観光プロモーションの実施、第2に、地域観光のさらなる推進、第3に、新たな国際観光の取り組みと、大きく分けて3項目が挙げられており、それぞれ説明されておりますが、より具体的な取り組みを観光振興部長にお聞きいたします。

また、国内旅行でも海外旅行でも、旅行先のWi-Fi環境が整っていると大変便利です。

Wi-Fi環境を整えることは観光客に対す

るサービス向上になるのですが、高知県内の現状はどうか、また今後の整備計画はどうなっているのか、お聞きします。

次に、県では今後、国際観光に力を入れるということですが、今年13日から台湾のランタン祭りに県議会からは5名が参加し、私も参加してまいりました。3年前に台湾を訪れたとき、台湾の旅行業者との懇親会で大きな成果が上がりましたが、今回は、翔笙旅行社を運営する何社長が率いる能登パックグループの6社の社員11名が参加してくれ、昼食会を行いました。

何社長は、とりわけ四万十市を初めとする幡多地域に台湾からの観光客を連れてきてくれておりまして、土佐清水市のあるホテルでは、昨年3月からことし1月までの10カ月で1,280人の台湾からの観光客が宿泊し、また同市の別のホテルには220人が宿泊しているとのことでありま

す。さらに、四万十市でも同時期に180人が宿泊した実績があり、合わせて1,680人が幡多地域に宿泊した実績があると聞いております。以上のように、台湾と高知県の観光交流は大きな実績を上げております。この成果は、いろいろな要素があると思いますが、一昨年からランタン祭りに参加しているよさこい祭りの踊り子チームも大きく貢献していると私は思います。ことし参加した、ほにや、旭食品チームも、日本や台湾の他の踊り子チームとは全く違った高いレベルの踊りで、高い評価を受けました。この祭りには、一昨年、尾崎知事が初めて踊り子チームと一緒に同行し、私も同行いたしました。我々が祭りの翌日訪問した公的機関や会社でも、よさこいチームの踊り子隊は大変な評判でありましたが、昨年もことしも同じような評価を受けたそうです。これは民間外交の大きな成果であろうと思っております。

ただし、いつも1チーム20人から30人の参加であり、他のチームがその倍以上の人数で参加

するのと比べると、人数において見劣りするの
が残念です。せめて現在の2倍の参加者があれ
ば、台湾の皆様にももっと強烈な印象を与える
ことができるのではないかと、残念に思いまし
た。また、踊り子さんが台湾ランタン祭りへ参
加するためには、仕事を休むことになり、人によ
っては大きなリスクを伴うこともあります。
それを承知で参加してくれる踊り子さんたち
に対し、県からの補助金をもっとふやしてよいの
ではないかと考えております。

台湾からの観光客の誘致拡大のために、台湾
へ派遣するよさこい祭りの踊り子チームのさら
なる増員と補助金の増額を提案いたしますが、
昨年を引き続いて台湾を視察した岩城副知事の
御所見をお聞きします。

次に、農業政策について、農業振興部長にお
聞きします。

初めに、農業担い手育成センターの開設につ
いてであります。

県は、四万十町の県有地に環境制御などの先
進技術を取り入れた次世代施設園芸団地を整備
し、生産に取り組む事業者への支援を行うとと
もに、この事業により実証された先進技術の県
内への普及を図るといふ。

これらは、本県がこれまでオランダから学び
研究してきたことと、国の農業戦略にいち早く
呼応した政策提言を行ったことが実を結んだも
のであり、今回の事業の実現により、本県農業
は新たな一步を踏み出すこととなることと
ありますが、次世代施設園芸団地の準備はどの
程度進んでいるのか、農業振興部長にお聞きし
ます。

また、新規就農者の育成と先進技術の普及拠
点として農業担い手育成センターを開設し、そ
こでは研修生の受け入れ枠の拡大や研修カリ
キュラムの充実を図るとともに研修終了後の就
農先とのマッチング機能を強化する、その際に

は、新たに設置する農地の集積・集約化を進め
る農地中間管理機構と連携し、スムーズな就農
につなげていくとのこととありますが、センター
での研修終了後、農業に従事して以後の農業者
同士の交流、情報交換の場は確保されているの
か。また、農業担い手育成センターは次世代施
設園芸団地と同じ施設内に整備し、センターと
園芸団地との相乗効果を期待しているよう
ですが、この成果を県下各地に広めるに当たり、ど
のような課題があり、どのような支援体制を準
備しているのか、農業振興部長にお聞きします。

さらに、新規就農者から、もっと農地が欲しい
との要望を何度か聞いたことがあります。農
地中間管理機構はこの要望に応えるための組織
であると思いますが、どんな組織で、どうい
うことをするのか、農業振興部長にお聞きし
ます。

次に、林業政策につきまして、林業振興・環
境部長にお聞きします。

昨年8月からおおとよ製材が稼働し、来年度
には高知市と宿毛市でバイオマス発電施設が稼
働します。それに伴い、原木の供給体制と運搬
価格が問題となるのではないかと考えられます。

昨年、自民党県議団の有志でオーストリアを
訪問して、国有林を管理するオーストリア連邦
森林管理株式会社でオーストリアの状況を聞い
た際、最大の課題は、いかに安く原木を運ぶか
であるとの説明を受けました。材を大量に運搬
することによって低価格が実現する。オースト
リアでは40トントラックが林道を走り、フィン
ランドでは80トントラックが、またカナダでは
100トントラックが走ることによって低価格で材
を供給するそうです。これに対し、日本の大型
トラックは積載量13.5トン、全重量25トンであ
ります。このトラックは、現状では林道を走る
ことはできません。

日本でこれを実現するためには、大型トラッ
クの走ることのできる林道規格の見直し、トラッ

クの規格変更などさまざまな課題があると思いますが、林業振興・環境部はどうやって原木輸送の低価格化に取り組むのか、部長の所見をお聞きします。

次に、CLTパネルについてであります。

提案説明では、CLTの活用については、工法の普及に向けた早期の法整備を目指すとともに先進県としての地位を確立するため、技術の蓄積や担い手の育成に取り組んでいるところであるとのことです。

我々自民党県議団が昨年9月にオーストリアを訪れ、イップス市にあるストーラ・エンソ・ウッド・プロダクツ社のCLTパネル工場を訪れたことは9月議会の予算委員会でも取り上げたところでもあります。オーストリアにおいては、あの地域で最も多い原木はモミノキと、カラマツの変種であるトウヒでした。これらの木は杉に比べて強度も高いようで、厚さ6センチメートルのCLTパネルの強度は厚さ20センチメートルのれんがに匹敵するとのこと、我々が見たパネルも6センチメートル程度の厚さが多くありました。日本でも既に、杉材を使用したCLTパネルの強度も十分であるとの実証がなされたと聞いております。その後、昨年12月に、国内においてJAS規格が認可となりました。また、県内においてもCLTパネルによる試験製作が行われており、おおとよ製材の社宅は本年3月に完成すると聞いている。それ以外にも、県森連事務所、県農業研修施設、市町村庁舎などのCLTパネルによる建築物のプロジェクトが計画されていると聞いております。

これらのプロジェクトはどの程度進展しているのか、また、これらのプロジェクトを進めることによって課題が出てきたのかどうか、林業振興・環境部長にお聞きします。

また、オーストリアで、個人住宅が3日もあれば完成すると聞き、大工さんの工賃が大幅に

減少するとの説明を受けましたが、高知県の目指す取り組みの中で個人住宅の建設はどの程度視野に入れているのか、あわせてお聞きします。

次に、水産振興について、水産振興部長にお聞きします。

南太平洋におけるカツオまき網漁の規制について中西部太平洋まぐろ類委員会——WCPCは、昨年12月の第10回年次会合で、日本や米国、中国など主な国が共同でまき網船を平成12年末の隻数まで減らし、それ以上ふやさない方針を決めたと報道されました。本県では、カツオ一本釣りの漁獲高が年々減少し、その原因が南太平洋海域でのメバチマグロやカツオの幼魚を大量に漁獲するまき網漁であるのではないかと推測される、との主張をこれまで水産庁に要望し続けてきましたが、それがやっと認められたという思いがあります。同時に、クロマグロについても規制が厳しくなり、本県におけるクロマグロの子供であるヨコワの漁獲に規制がかかっております。この影響で、宿毛湾におけるマグロ養殖の稚魚の確保が難しくなっております。もっとも、宿毛湾におけるヨコワ漁は、ここ2年間ほど宿毛湾にヨコワがほとんど回遊してきていない状況が続いております。

そこで、県では本年度、民間会社と協力してクロマグロの種苗生産技術開発試験に取り組むということであり、その親魚を、宿毛湾の養殖業者の協力を得て地元で確保するとのことでもあります。現在、宿毛湾では、大月町で4つの会社がマグロ養殖に取り組んでおり、沖縄以上に成長率がよいという話もあり、日本のマグロ養殖のメッカの一つであります。今回の水産振興部の取り組みは、地元にとってますます活気づく事業であると思います。しかし、クロマグロの完全養殖は、近畿大学が1970年から取り組んできて、最近やっと産業規模での大量生産が実現した大変難しい事業であります。とりわけ人

工ふ化の際に奇形の出る確率が高く、その奇形率をいかに減らすかという課題や、生存率を高める技術など、克服すべき課題が相当多いと推測します。

そこで、クロマグロの種苗生産技術開発に取り組むに当たりどのような課題が想定されるのか。また、技術開発に当たっての今後の見通しはどうか、水産振興部長にお聞きします。

次に、首都圏や関西圏などの、大都市圏の飲食店と産地とのネットワークを構築する「高知家の魚 応援の店」に関する事業と、水産物首都圏販売拠点設置事業について、関連しますのであわせてお聞きします。

高知県の魚は、品質はよいと評価はされるのですが、高知県から首都圏は余りに遠過ぎるために、鮮魚での出荷はどうしても鮮度が落ちるといった問題がありました。そこで、二十数年前に、養殖のタイやハマチは、民間業者が神奈川県三浦三崎港に中間拠点をつくり、そこまで鮮魚運搬船で運んで、三浦三崎から首都圏まではトラックで運ぶ体制ができております。また、近年では、トラック輸送でも冷凍技術の向上や、航空機による輸送などで、新鮮な状態で首都圏のお客様に届けることができつつあります。

しかし、まだ販売力が弱いのが現状であります。その原因は、長崎県や愛媛県、香川県などの県漁連は民間商社に負けないだけの販売力を持っておりませんが、残念ながら本県にはそれが無いところにあると思います。そこで、県が今回の事業を通じて販売力の弱い点を補うということは、本県水産業界にとって歓迎すべきことでもあります。幸い、産業振興計画の成果で、東京のまるごと高知や地産外商公社が、外商において、東京を中心として大きな実績を上げております。

これらと水産振興部が連携して本県の魚を首都圏で売っていかうとする取り組みでしょうが、

応援の店に登録してもらった飲食店の掘り起こしやその後の営業活動はどういう方法でやるのか、少ない人員で大きな成果を上げている地産外商公社との協力体制も含め、水産振興部長にお聞きします。

さらに、首都圏において、高知の魚の広報宣伝はこれまで本格的にやった実績もありませんでしたが、それはさきに述べたように本県の鮮魚販売を首都圏で行うには距離が遠いために、輸送方法などに問題が多く、主に関西を中心に販売をしてきた経緯があったためであります。

このたび、水産物首都圏販売拠点設置事業で、東京築地に開設が予定されている全国漁港マーケットに出店する本県の民間会社と連携して、イベント開催などによる情報発信や販売、さらには「高知家の魚 応援の店」へのフォローを通じて県産水産物の販路拡大をするとのことですが、全国漁港マーケットへ出店する民間会社はあるのか、地産外商公社との協力関係はどのような計画であるのか、あわせて水産振興部長にお聞きします。

次に、高知新港の整備について土木部長にお聞きします。

高知新港は開港以来16年目を迎え、いよいよこの春にはメンバーズの供用が始まります。この間、石灰石などの地場産業や、コンテナを初めとする外国貿易を支える物流基盤として、徐々にその取り扱いを伸ばしてきています。しかし、高知港を取り巻く環境は、フェリーの撤退やセメント事業所の閉鎖など、厳しい変化も余儀なくされてきました。一方、昨年には、大型の外国客船が4度も高知新港に入港するなど、観光面での効果をも含めて新たな港湾利用も増加し、既存の貨物の増加とあわせて岸壁が混雑し、使いたいときには使えないという状況も出てきております。

県では、こうした状況の中、メンバーズの

供用を契機に高知新港の一層の利用促進を図るため、平成24年度に高知新港振興プランを策定し、2年目を迎えています。

そこで、高知新港振興プランの策定後、これまでどのような取り組みを行い、その成果や課題についてどう捉えておられるのか、知事にお聞きします。

今春にはメンバーズや連続する耐震強化岸壁の供用がよいよ始まるということで、大型船への対応や混雑の解消、さらには防災面など、一層の機能強化が図られることになると思いますが、その利用促進をどのように進めていくのか、土木部長にお聞きします。

また、高知新港の広大な用地や埋め立て用の残土を活用して、高台に企業用地をつくって分譲する計画があると聞いております。港近くに高台を建設することは、さきの東北地震津波で被災した地域でも復興事業の中で進められており、本県において被災前に高台の人工地盤をつくっておくことは、周辺で働く人々の津波に備えた避難場所として活用できるものと期待しているところであります。

については、その整備内容と、企業誘致の方策や防災面での利活用の考え方について、土木部長にお聞きします。

次に、教育について、教育長にお聞きします。

提案説明の中では、昨年4月に実施された全国学力・学習状況調査の結果からも、本県の児童生徒の学力は着実に向上しているとされております。そして、先月には、本県独自の学力定着状況調査を、これまでの小学校5年生と中学校2年生に、小学校4年生と中学校1年生も加えて実施したとのことですが、今回の結果をどのように分析しているのか、教育長にお聞きします。

また、今回新たに小学4年生と中学1年生を選んだ理由についてあわせて教育長にお聞きし

ます。

次に、高校生の中途退学者対策につきまして提案説明では、本県は高校生の中途退学者の割合が全国に比べて高いため、その対策として、県下の10校を選んで、中途退学者が出ないような対策を打つということですが、中途退学者が多い要因として、一つは、基礎学力が身につかないまま高校に入学したために学習についていけないと分析しております。私は、先日訪れたある高校で、小学校の算数が理解できていない生徒がいる事実を聞きました。せめて中学校の数学が理解できていないのであれば対策の打ちようもあるが、小学校課程を高校で再教育することが高等学校教育の範疇なのか、疑問に思っております。

入学後の早い段階から生徒一人一人の課題に応じた学習面や生活面での細やかな支援を行っていくとのことですが、これまでもそれぞれの高校においてこういう支援は行ってきたと聞いておりましたが、これまでの取り組みとどう違うのか、教育長にお聞きします。また、その指導は中学校教育のレベルまでの指導なのか、それとも生徒によっては小学校教育のレベルまで再度指導するという事なのか、あわせて教育長にお聞きします。

また、友人との人間関係を円滑につくり上げられないという生徒に対する対策は具体的にどういうものか、教育長にお聞きします。

次に、警察行政について警察本部長にお聞きします。

初めに、高齢者の交通安全対策についてであります。

本県における交通事故死者に占める高齢者の割合は全国的に見ても高く、高齢者の交通安全意識の低さがその要因であり、警察官や高齢者アドバイザーによる訪問活動や交通安全教室等、現状の広報活動だけでは不十分であり、民間に

業務委託し高齢者の交通安全意識の向上を図るとのことですが、これらの事故がどの程度多いのか、警察本部長にお聞きします。

また、高齢者が被害者や加害者となる事故が多発し、事故分析の結果、交通安全意識の低さが要因の一つであり、意識を高める取り組みを行うとのことですが、意識を高める取り組みとは具体的に、講習会等を頻繁に開くということなのか、あわせて警察本部長にお聞きします。

次に、少年非行防止対策についてであります。

非行率抑止プロジェクトの一施策として実施している中学生サミットに、教育アドバイザー等、著名人も招致しての講演会や、関係機関合同のパネルディスカッションを開催し、さらなる規範意識を育むとありますが、中学生サミットはいつから行われており、どの程度の成果を上げているのか、警察本部長にお聞きします。

また、規範意識を醸成する取り組みの中で重要なことは、学校現場、教育委員会、そして警察との連携であると思っておりますが、その点について現状と課題をあわせて警察本部長にお聞きしまして私の1回目の質問を終わります。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 中面議員の御質問にお答えをいたします。

まず、予算編成のポイントについてお尋ねがございました。

今回の予算編成に当たりましては、県勢の浮揚に向けまして5つの基本政策を中心に、課題解決先進県を目指した取り組みをさらにバージョンアップさせながら、引き続き財政の健全性をも確保するという基本的な方針のもと、限られた財源で最大限の事業を実施できるよう、知恵を絞り、工夫を徹底するとともに、財政規律を維持し、引き続き将来に向けて安定的な財政運営を行っていくよう努めたところであります。

具体的には、まず歳入面では、景気回復などに伴う県税収入の増加を見込むことによりまして、本年度を上回る一般財源総額を確保いたしました。また、国の経済対策補正予算に積極的に呼応した結果、市町村分も含めると県民1人当たりで全国トップとなる配分額を獲得することができた地域経済活性化・雇用創出臨時交付金や、本県の政策提言が実り期限が延長された緊急防災・減災事業債など、国の有利な財源の積極的な活用にも努めたところであります。

さらに、歳出面では、行政のスリム化による人件費の抑制や積極的な事務事業の見直しを行うなど、歳出削減に徹底して取り組んだところであります。特に本年度は、裁量的経常経費に3年ぶりにマイナス5%のシーリングを設定した上で、昨年度に創設しました課題解決先進枠を大幅に拡充することで事業のスクラップ・アンド・ビルドを積極的に促した結果、前年度の約1.5倍となる約15億円、計145件の事業の見直しと、前年度の約2.7倍となる約27億円の新たな課題に対応する施策の大幅なバージョンアップを実現いたしました。

この過程におきましては、産業振興計画につきましては産業振興推進本部において、また日本一の健康長寿県構想につきましては同構想会議において、南海トラフ地震対策につきましては同対策推進本部において、徹底的な議論を積み重ねまして、施策の実効性の向上と効率化、これに相努めたところでございます。この結果、来年度の一般会計当初予算額は6年連続の増となる4,527億円余りと、積極型の予算編成を行いつつも、財源不足額は104億円となり、前年度の141億円から大幅に圧縮することができたところであります。

さらに、なお生じたこの財源不足への対応に当たりまして、中長期的な財政運営を見据え、退職手当の総額が増額するものの、退職手当債

の発行を前年度同額に抑制して、将来負担を軽減いたしました。あわせまして、2月補正予算におきましては、予算の効率的な執行などにより生じた財源を活用し、財政調整的な基金の取り崩しを69億円余り取りやめたところであります。この結果、実質的な地方交付税である臨時財政対策債を除きます県債残高につきましては、引き続き減少傾向を維持するとともに、来年度末の財政調整的な基金残高につきましても、昨年9月時点での推計を30億円程度上回る208億円程度を確保できる見通しとなったところであります。

このように、今回の予算編成におきましては、歳入確保や事業の見直しに徹底して取り組むとともに将来の安定的な財政運営をより意識した対策を講じた結果、課題解決先進県を目指した取り組みを積極的に行いながら、財政の健全化に向けた後年度負担の軽減と将来への一定の備えの確保を図ることができたものと考えております。

次に、法人県民税、法人事業税について、平成25年度の増加に続き、平成26年度予算でさらに微増となる理由についてお尋ねがございました。

平成25年度法人二税の2月補正後の額は、法人県民税が24億円程度、法人事業税が75億円程度となっており、議員御指摘のとおり、平成24年度決算額と比較しますと合わせて14億円程度の増加を見込んでおります。また、平成26年度につきましても、法人二税で総額100億円程度となり、平成25年度の2月補正後の額の99億円を若干上回ると見込んでおります。その理由としまして、平成25年度においては、景気の回復に伴い製造業での業績が伸びたほか、政府の金融政策により円高の是正や株価の回復が進みましたことから、金融業や証券業などの非製造業も税収が平成24年度を大きく上回り、加えて、平

成24年度大幅減収となった法人が平年並みに回復しましたことなどが挙げられます。

今後の県内の経済状況につきましては、直近の日本銀行の金融経済概況によりますと、景気は持ち直しているとされており、先行きについても、国内需要と海外経済が緩やかに回復していく中で、景気も緩やかな回復経路に復していくとされております。その一方、円安効果の不服感、消費税の税率引き上げによる消費の冷え込みが懸念されるところでありますが、国におきましては、消費税増税に伴う反動減を緩和し、その後の持続的な経済成長につなげていくための経済対策なども用意されているところでございます。

こうした経済動向に、個別企業の動向などを加味しまして、平成26年度の法人二税の税収は平成25年度と比較して微増と見込んだところでございます。

次に、地震津波対策について、まず宿毛市の長期浸水対策に関するお尋ねがございました。

長期浸水に関しましては、従来から高知市では大きな被害が予測されており、その対策を進めているところでありますが、昨年5月に公表しました被害想定において最大クラスの地震が発生しますと、高知市のほかに12の市や町でも長期浸水が発生することが明らかとなりました。その中でも宿毛市は、中心市街地のほぼ全域が浸水するという非常に厳しい状況が想定されていることから、対策の検討を急ぐ必要があり、昨年12月に、国、県、市、消防及び警察により検討会を立ち上げたところであります。

この検討会では、高知市での検討結果を生かしながら、宿毛市の特徴的な被害の状況をリアルに想定して、止水、排水、救助救出の対策について検討を進めていくこととしております。具体的に申し上げますと、止水対策については、宿毛市では最大クラスの地震が発生すると、県

内で最も厳しい2メートルを超える地盤沈降が想定されており、現在の堤防の高さでは満潮位より低くなる箇所が発生するため、高知市のような耐震化だけでなく、堤防のかさ上げについても検討が必要となってまいります。また、排水対策という点でも、高知市は既存のポンプ場の能力が高く、施設を耐震・耐水化することにより浸水期間の大幅な短縮が可能となりますが、宿毛市ではポンプ場の能力が低いことから、排水能力そのものを向上させる対策の検討も必要であります。

このような厳しい状況がある一方で、宿毛市の場合、干潮時には一時的に浸水が解消する地域もあり、その際に徒歩で自主避難できる方も多くが見込まれますので、多数のボートを使った救助活動が想定される高知市と比べますと、救助救出対策を検討する際のハードルは高くないのではないかと考えております。こうした宿毛市での特徴的な被害の状況を勘案した具体策を来年度中に取りまとめまして、優先すべき対策から順次実施してまいります。

次に、できるだけ自宅に近いところで避難生活を送りたいという住民ニーズへの対応と、避難所の量的な確保についてお尋ねがございました。

応急期の初期段階において被災者の方が身を寄せる避難所の確保は、助かった命をつなぐために非常に重要なことでもあります。現時点での避難所の収容力は、発生頻度の高い地震・津波の場合、県全体では足りているものの、高知市や宿毛市など6つの市や町で不足が見込まれております。また、最大クラスの地震・津波発生時には、県全体で約12万人分の不足が見込まれております。こうしたことから、現在、避難所でありながら耐震性のない施設の耐震化や、学校の教室利用の検討、避難所として利用可能な民間施設の協力を得るなど、避難所の収容力や

避難所をふやす取り組みを市町村とともに進めております。

また、議員御指摘のように、大きな被害を受けた後ですので、御家族の安否やこれからの生活のことなど不安な気持ちになることを考えれば、なるべく住みなれた場所の近くで見知った方々とともにいたいと多くの被災者の方が思われるであろうことは、十分に予想できるところでございます。こうしたことから、このたび、避難所の一層の確保を図りつつ、地域で安心して避難生活を送れるようにするため、地域が所有する集会所などの耐震化を支援する制度を創設することといたしました。

しかしながら、こうした取り組みを行ってもなお、市町村によっては収容力が不足する場合もあるため、市町村域を越えた広域的な避難についても、県内を4ブロックに分け、検討を進めることとしております。まずは、本年度、広域で地震対策に取り組むための協議会を組織している幡多ブロックにおいて、他市町村からの避難者をどの程度受け入れることができるのか、どういった方を広域避難の対象とするのか、避難先までの移動方法をどのようにするのか、避難所運営の役割分担をどうするのかなどといった広域避難の仕組みをつくる上での課題を整理し、検討を始めたところであります。

今後は、秋ごろをめどに、幡多ブロックで広域避難についての合意形成を図りたいと考えております。また、その他のブロックについても、幡多ブロックでの取り組みを先例として協議を進めてまいります。

次に、ものづくり産業への支援に関しまして、これまでの成果や課題、そして来年度の施策の狙いなどについてお尋ねがありました。

本県のものづくりに対する支援につきましては、産業振興計画を進めるこの5年間で、ものづくりのステージに応じた施策を充実してまい

りました。例えば食品や天然素材、環境など成長が期待される4分野では、ビジネスプランの策定から商品開発、さらには販路開拓まで総合的なサポートを研究会方式を通じて行っていました結果、59のプランが始動し、例えば介護食品分野では全国展開のために新工場を整備するとともに、新規雇用35人を予定する成長企業も出てまいりました。また、県の助成制度により、この4年間で67件の製品の試作開発が進んでおり、農業用機械などで全国展開に結びついてきた製品が出てくるなど、徐々に目に見えた成果があらわれ始めております。

平成26年度は、これまでの産業振興計画によって積み上げてきた一連の施策に、景気の回復、さらには国の充実した経済対策が重なり合う年であり、ものづくりの振興に取り組むには絶好の機会であります。この好機を逃すことなく、高知県でものづくりの流れをより大きく、より早く、より確実なものとし、本県製造業のもう一段の飛躍を実現するために、一連の施策と体制の抜本強化を行ってまいります。

県内ものづくり企業には、規模が小さいことなどにより製品開発力や営業力が不足している企業も多いといった課題も指摘されますことから、これを補うための人材やアイデア、資金面などでのサポートが重要となってまいります。このため、人材やアイデアといった点では、産業振興センターに、相談にワンストップで応じる総合相談窓口を設置するとともに、全国レベルの製品づくりに携わってきた専門家などを配置し、より効率的な製品開発と販売拡大の後押しを行ってまいります。あわせて、ものづくりに挑戦する企業ごとに専任担当者を定め、ビジネスプランの策定段階から外商まで一貫したサポートも行なってまいります。

また、資金面のサポートでは、産業振興計画に沿った事業を行う企業を対象とした融資制度

を創設するほか、設備投資への助成制度の拡充を図るなど、前向きな事業展開を一層後押しすることとしております。このように、施策と体制を充実強化し、しっかりと企業の皆様にお伝えしていくことで、これから新たなものづくりを始めようとする皆様にも安心して取り組んでいただける環境を整えていきたいと考えておるところでございます。

次に、現在の有効求人倍率が過去最高値となっていることについてどのように感じているのかとお尋ねがございました。

本県の有効求人倍率は、昨年11月、12月と過去最高値となり、さらに、本日公表されました1月の有効求人倍率は0.79倍と、3カ月連続して統計開始以来最も高い値となっております。また、景況感の目安となる有効求人数も、52カ月連続して前年同月を上回るなど、本県の雇用情勢は着実に改善していると感じております。

有効求人倍率のこれまでの推移を見ますと、バブル期の平成3年6月、7月の0.76倍が最高値でありましたが、その後は0.4倍から0.5倍台と非常に厳しい雇用情勢が続いておりました。特に、いざなぎ景気超えと呼ばれる平成14年からの6年間、全国的に有効求人倍率が1を超えるまで上昇に転じましたが、残念ながら本県はその流れに乗れなかったという現実もございました。しかし、平成21年以降の有効求人倍率は、全国的な動きに同調する形で上昇しており、これには、同時期にスタートしました産業振興計画の取り組みが一定寄与しているものと認識しております。

その一方で、議員のお話にもありましたように、全国平均や四国の他の3県の有効求人倍率が1倍を超えている状況を考えますと、雇用状況のさらなる改善に向けた取り組みを加速化する必要があります。また、正社員の求人の拡大や、求人がありながら就職につながらないといっ

たミスマッチなども課題であると考えております。そもそも、過去最高値とはいえ、たかだか0.79倍にすぎないという厳しい現実を正面から見据えて、産業振興計画の推進に全力で取り組んでまいります。また、新たに高知労働局や産業支援団体などとの連携も強化して、企業からの求人件数の増加などにつなげるといった取り組みなども行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、高知新港振興プランの取り組みとその成果や課題についてお尋ねがございました。

高知新港振興プランは、平成24年度から28年度までを計画期間として県内産業の振興や県の防災能力の向上に資することを目的とした計画であり、現在、貨物量の増加・航路誘致方策、企業誘致方策、クルーズ客船誘致方策、地震・津波対策、土地利用・施設配置計画の5つの戦略を推進しているところでございます。

まず、貨物量の増加の取り組みについては、コンテナ貨物において、ポートセールスやINAP活動などを通じて建設機械やユズ果汁、住宅の内装用木材など新たな輸出が生まれていすし、バルク貨物においては、閉鎖されたセメント事業所の発電施設を活用した大規模なバイオマス発電の原料として、新たにヤシ殻の輸入が始まりました。

また、クルーズ客船誘致の取り組みについては、客船全体の寄港が大幅に増加しただけでなく、過去最大の7万トン級の外国客船の寄港も実現し、観光振興に大きく寄与することができました。これら新規貨物や大型客船の寄港は大きな成果と考えております。プランにおける平成28年の目標値に対する平成25年の実績については客船寄港回数は目標12回に対して11回であり、ほぼ目標に近い実績となりました。一方で、コンテナ貨物は平成28年の目標値である2万TEUに対して1万680TEU、バルク貨物は平成

28年の目標値である130万トンに対して98万トンにとどまっており、目標達成にはさらなる努力が必要な状況でございます。

次に、企業誘致方策と地震・津波対策として高台企業用地の検討を進めてまいりました。最大クラスの津波においても浸水しない安全な高台企業用地を整備することで、県中央部の数少ない産業用地として港湾利用型産業などの誘致を進めますとともに、高知新港で働く方々や客船の乗客乗員の方々の避難場所としての活用を目指します。

また、国に政策提言を行ってきました水深12メートル岸壁や水深11メートル耐震強化岸壁がこの春には供用する予定となりました。これらの施設整備によって船舶の大型化への対応や防災面での活用が可能となりますことから、高知新港は重要な産業インフラとして、また防災拠点港として大幅な機能強化が図られることになります。

今後は、高知新港振興プランの目標達成に向け、これらのインフラを最大限に活用して、ポートセールスや企業誘致などにこれまで以上に取り組み、港湾の活性化、雇用の促進など県内産業の振興につなげてまいるとともに、その防災機能の向上を図ってまいります。

私からは以上でございます。

(土木部長奥谷正君登壇)

○土木部長(奥谷正君) 道路啓開計画の作成に向け、県としてどのように取り組んできたのか、またいつまでにどのような取り組みを行うのかのお尋ねがありました。

南海トラフ地震が発生した際に迅速に被災者の救助・救援を行うためには、さまざまな情報が断絶した初動期から、行政や自衛隊、警察、消防などの各機関がそれぞれの役割分担を明確にしながらか自発的に行動することが必要です。そのためには、できるだけ早く救援ルートを確

保する道路の啓開活動が不可欠であり、防災拠点や救援ルート、作業手順などを定めた道路啓開計画を事前に作成することが必要です。

県といたしましては、平成24年度から緊急輸送道路の被災想定を行ってまいりました。今年度は、広域的な救助活動や人命救助の観点から重要となる総合防災拠点や災害拠点病院など、68の第1次防災拠点を洗い出し、被災想定に基づく啓開の難易度を考慮しながら、県外からの応援部隊、緊急物資の輸送ルートとなる国道194号などとそれぞれの拠点を結ぶ救援ルートの選定を行っているところです。選定した救援ルートを対象に、平成26年度には、国、市町村、また建設業界など関係する機関の協力を得ながら新設される南海トラフ地震対策推進地域本部とも連携し、5つの地域ブロックごとに、地域の実情に即した道路啓開計画を作成してまいります。具体的には、人命救助や物資の備蓄を考慮し、3日以内での啓開を目標として、建設業者や資機材の所在地、被災想定に基づく道路の寸断など、現状における地域ごとの課題を抽出するとともに目標を達成するための方策を検討し、これらを計画として取りまとめてまいります。

平成27年度以降につきましても、資機材の配置などの状況分析を行いながら、より実効性のある計画にバージョンアップを図ってまいります。あわせて、市町村役場や大規模な避難所などの第2次防災拠点や被災地域への救援ルートの検討にも取り組んでまいります。

次に、高知新港のメンバーズと連続する耐震強化岸壁の利用促進についてのお尋ねがございました。

高知新港ではこれまで、西側の水深8メートル岸壁はコンテナ専用岸壁として、水深12メートル岸壁は石灰石の積み出しを初め石炭やヤシ殻の輸入、客船や自衛艦の寄港など多目的な岸壁として、利用を進めてまいりました。このう

ち水深12メートル岸壁においては、客船や貨物量の増加に伴い岸壁が混雑し、使いたいときに使えないといったケースもふえております。こうした状況の中、国との連携により、新港南側に暫定水深12メートルのメンバーズと、それに連続する水深11メートルの耐震強化岸壁がこの春に供用開始できる見込みとなりました。メンバーズの供用は、既存岸壁の混雑の解消とともに、将来的には、効率的な荷役機械の整備や背後のストックヤードの拡張などにより、重要な地場産業である石灰石の貨物量の増大や荷役時間の短縮に寄与できるものと考えております。

また、メンバーズと耐震強化岸壁を一体的に使用することで、これまで最大で7万トン級であった外国の大型客船よりさらに大きな、乗客数3,000人を超える13万トン級の客船が寄港できるようになります。この耐震強化岸壁は外洋に面していることから、発災後、早期に航路の啓開が可能となりますので、海上からの緊急物資や復旧資機材の受け入れなど、1次防災拠点港として重要な役割を担えるものと考えております。

さらに今後は、これら岸壁を安全かつ効率的に利用するため、国へ防波堤の整備促進の政策提言を行うとともに、こうした利便性や防災面における高知新港のメリットを十分にアピールし、積極的にポートセールスを展開してまいります。

次に、高知新港の高台企業用地についてのお尋ねがございました。

高知新港は、南海トラフ地震が発生した際、最大で12メートルの津波が想定されています。そのため、公共残土を有効活用して、最大クラスの津波においても浸水しない高さ17メートルの高台企業用地の整備を進めることとしており、全体計画面積4.5ヘクタールのうち第1期分として、3.4ヘクタールの整備について来年度早期に

着手し、平成27年度末の分譲を目指しています。

この高台企業用地は、県中央部における数少ない産業用地であり、空港や高速道路への交通アクセスのよさや、外貿コンテナ航路に近接しているといった利便性などのセールスポイントがございます。今後は、こうした高知新港の強みを生かして、港湾利用型産業や防災関連産業などの企業誘致に取り組んでいきたいと考えております。企業誘致に当たっては、商工労働部と連携し、大阪などの都市部で開催される企業の防災関連製品の展示会や高知県企業立地セミナーに出展して、多くの企業関係者に対して高台企業用地をPRしていくとともに、あわせて企業誘致のための新たな補助制度の創設なども検討していきます。

さらに、高知新港では、南海トラフ地震が発生した場合に備えて、新港で働く方々やクルーズ客船が寄港した際の乗客乗員など約2,000名を対象とした避難場所が必要です。現在誘致を目指している13万トン級の大型外国客船が寄港した際には、より広い避難場所が必要となります。これら多くの方々が高台企業用地を避難場所として利用できることは、防災面から見ても極めて有効だと考えております。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) 救急医療連携体制の強化に向けての具体的な取り組みについてお尋ねがありました。

救急医療については、議員御指摘のように、搬送時間の長時間化などの課題があり、こうした課題を解決していくためには、医療機関と消防機関における救急医療連携体制を強化していくことが必要となっています。そのため、本年度、高知県救急医療協議会のもとに、現場の医師や救急隊の方を委員としたワーキンググループを設置し、主に情報通信技術を活用した救急医療連携体制の強化のための方策について検討

してまいりました。その結果を踏まえ、救急隊と医療機関との情報共有を強化することで連携体制の充実を図っていくこととし、来年度の当初予算に必要な額を計上したところです。

具体的には、県内の全ての救急車にタブレット端末を搭載し、救急隊が医療機関へ問い合わせや搬送を行った実績情報をすぐに入力することで、全ての救急隊が医療機関の受け入れ状況をリアルタイムに把握できるようになり、スムーズな搬送先の選定を可能にすること、デジタルペンや救急車内に搭載する天井カメラなどを活用し、医療機関へ到着する前に、口頭では伝達が難しい傷病者の詳細な情報をタイムリーに医療機関と共有することにより早期の治療の開始につなげていくこと、3次救急医療機関が対応できる手術などの詳細な情報を2次救急医療機関に対してリアルタイムに提供することで、一時的に傷病者を受け入れ、応急処置を行った2次救急医療機関から3次救急医療機関への後方搬送を迅速に行えるようにするという取り組みを行ってまいります。

これらの情報共有の仕組みは、高知県救急医療・広域災害情報システムに新たな機能として追加することにしており、来年度はシステムの改修や機器の購入を行い、訓練などを実施した上で、平成27年4月からの運用を目指しています。今後はこうした取り組みを進めるなど、医療機関と消防機関との連携を強化することによって、県民誰もがより迅速で確実な救急医療が受けられる体制を築いてまいりたいと考えています。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○地域福祉部長(井奥和男君) 初めに、ニーズの増大が確実に見込まれます福祉・介護分野の人材を育成し確保するための福祉研修センター及び福祉人材センター、ハローワークの連携の取り組みと、女性や若者の福祉・介護分野への

就業を促進するための取り組みについてのお尋ねがありました。

今後の高齢化の進展により深刻な人手不足が心配されます福祉・介護分野の人材の育成と確保を喫緊の課題と捉え、来年度から、これまでの取り組みに加え、新たな人材の掘り起こしとマッチング機能の強化を図ることとしています。

具体的な取り組みといたしまして、福祉研修センターと福祉人材センターが連携強化を図ることにより、福祉・介護分野で就労経験のない方や、出産や子育てを経て復職を希望される方々に対して、職場への不安を解消し就労へとつなげるための新たな研修メニューの提供や、希望にかなった施設や事業所における職場体験の取り組みなどを充実させてまいります。またあわせて、福祉・介護分野の職場の実情などに詳しい福祉人材センターの職員をハローワーク高知の相談窓口定期的に常駐させ就職相談などにきめ細かく対応することや、福祉人材センターにハローワークが保有する最新の求人情報を提供する情報端末を新たに設置するなど、ハローワークとの連携強化も図ることとしています。

福祉職場に関係する両センターはもちろんのこと、ハローワークや、女性のための就労支援コーナーを新たに設置する男女共同参画センターソーレなどの関係機関との連携も図りながら、職場でのキャリアアップまでを含めた、相談から就職へと確実につなげる伴走型の支援にしっかりと取り組んでまいります。

次に、女性や若者の就業を促進するための職場環境の改善に向けた取り組みにつきましては、福祉・介護職場で離職率が高い大きな要因の一つとなっております従事者の身体的な負担を軽減するための取り組みを進めることとしております。

具体的には、社会福祉施設などの事業者が行うリフトや電動ベッドなどの福祉・介護機器の

導入に向けた取り組みを支援することによりまして、身体的な負担の軽減につながる、抱えない介護を推進してまいります。あわせて、今後の少子化の進展をも念頭に、学校と施設などが連携したキャリア教育の充実強化にも取り組んでまいります。来年度からは、県内の福祉教育推進校などとの連携も図りながら、小・中・高校生を対象にした介護現場等での体験研修や総合学習などを行う際の教育資材の提供などを通じまして、核家族化の進展などにより、ややもすれば希薄になりがちな子供と高齢者とのつながりをより深めるような取り組みを進めてまいります。

次に、介護現場の給与実態への認識と、平成24年の介護報酬改定による給与面での改善効果についてのお尋ねがありました。

介護職場とその他の職種との給与面に関する国の実態調査の結果などによりますと、平成24年の全国ベースで、全産業平均の所定内給与月額が約29万8,000円であるのに対して、介護職場では21万2,000円と、金額にして約9万円の差があり、全産業平均の約7割程度の低い給与水準となっております。一方、県内では、全産業平均が約24万9,000円のところ、介護職場では21万3,000円と、その差は約4万円で、85%ほどの給与水準となっており、県内での他の職種との乖離は全国に比べますと半額以下に縮まっておりますし、介護職場同士で比較をいたしますと、全国と遜色のない給与水準にあるという状況がございます。しかしながら一方で、介護事業所においては、経営面での厳しさなどからパートなどに代表されます非正規雇用の職員が約4割を占めており、正規職員との給与の比較をいたしますと4万円近くも低くなっているといった実態などがございます。こうしたことから、これまでの事業者側の経営改善や国の政策誘導などによりまして介護職場での給与面での改善は

一定図られてきてはおりますものの、まだまだ厳しい状況にあるとの認識を持っております。

こうした中で、平成24年の介護報酬の改定におきまして、それまでの介護職員の処遇改善交付金を引き継ぐ形での介護報酬の加算制度が創設され、職員1人当たり月額1万5,000円ほどの処遇改善を図ることが可能となっております。平成25年12月末時点で加算請求を行った事業所は、県下で878事業所と全事業所の約4分の3を占めますなど、県内においてはその積極的な有効活用が図られているところです。しかしながらその一方で、依然として、現在の介護報酬のままでは良質な人材の確保はなかなか難しいといった御意見なども数多くお聞きをいたしております。このため、今後本格化する介護報酬の改定作業に向けまして、現行の処遇改善制度の継続はもちろんのこと、中山間地域を初めとする条件不利地域などにおけるサービス提供事業者への加算措置の拡充などを含めまして、本県のような地方の実情を十分に反映した介護報酬の改定となりますよう全国知事会などとも連携を図りながら、積極的な政策提言活動に努めてまいります。

次に、本県の自殺死亡率が高い原因をどのように分析し、その対策としてどのようなことに重点的に取り組んでいくのかとのお尋ねがありました。

本県の自殺者数は、これまでの着実な取り組みの成果もあり、平成22年以降、200人を下回るなど減少傾向にはありますが、平成24年の自殺死亡率は25.9人と、全国平均の21人と比べますと依然として厳しい状況が続いています。こうした中、高知県自殺対策行動計画の見直し作業において、これまでの取り組みの検証と分析を行いました結果、中山間地域での自殺死亡率の高どまりや、男性のうち高齢者や20歳代の若年層の自殺者が近年増加していること、また原因、

動機別を見てみますと、50歳以上で鬱病やアルコール問題による自殺者が増加していることなど、幾つかの課題が明らかになりました。今後は、こうした諸課題の解決に向けまして、重点的な取り組みを進めることとしております。

まず、中山間地域への対策といたしまして、地域ごとの関係者によるネットワーク会議を活用した相談支援体制の強化に取り組めますほか、これまで十分な取り組みが実施されていなかった町村におきまして、講演会の開催やパンフレットの配布などの普及啓発活動を強化してまいります。

次に、男性の高齢者や20歳代の若年層への対策といたしましては、悩んでいる人に気づき、声かけなどを行う高齢者こころのケアサポーターや傾聴ボランティアなどのゲートキーパーの養成やスキルアップを図るとともに、若年者向けの普及啓発活動などにも取り組んでまいります。あわせて、自殺予防の相談窓口として重要な役割を果たしていただいております高知いのちの電話の相談員の確保やスキルアップに向けた取り組みへの支援も強化してまいります。

また、自殺と密接に関連する鬱病やアルコール問題への対応といたしまして、鬱病の可能性のある人をかかりつけ医から専門医へと紹介し早期の発見につなげるG-Pネットこころの利活用の促進を図るとともに、アルコール問題に対する正しい知識の普及に向けた講演会の開催などの取り組みを推進してまいります。

今後とも、こうしたきめ細かな取り組みを推進することによりまして、県民の誰もが自殺に追い込まれることのない、安心・安全な地域づくりを目指してまいります。

次に、女性の結婚から就労までのライフステージに応じた相談に切れ目なく対応する総合相談窓口の設置体制と、地域子育て支援センターの設置促進及び機能強化の取り組みについてのお

尋ねがありました。

新たに総合相談窓口として設置する「高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナー」は、結婚を希望する方へのきめ細かな支援に加え、母子保健や子育ての支援、さらには女性の就労支援などといった幅広い分野において、相談者の方が求める情報の最適な窓口へとワンストップでつなぐサービスを行うものです。サービスを提供する際には、お子さんが小さい方や遠方の方なども気軽に相談できる体制を確保するため、来所による相談のみならず電話やメールなどによる相談も受け付けることとしています。あわせて、相談者の方に満足をしていただけるサービスを提供するためには、幅広い分野の情報に精通し、庁内の関係各課や市町村との協力関係の上に立った相談体制を確立することが何よりも必要となります。このため、当面は少子対策課内に設置することとし、7月の開設に向けまして、受託事業者が配置する予定の2名の相談員による体制整備を目指してまいります。

次に、地域子育て支援センターにつきましては、身近な地域における子育て相談などの拠点として、現在、21の市町村に42の施設が設置されているところです。来年度からは、国庫補助の採択基準に達してはいないものの、3時間以上開設し1名以上の職員を置く施設に対し、県独自の助成措置を実施いたしますとともに、子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に向けた準備作業の中で、市町村による設置の取り組みを支援してまいります。さらには、発達障害児や被虐待児などの多様なニーズを持ったお子さんやその保護者の方々などへの適切な支援に向けまして、職員の専門性を高めるための研修の充実を図りますとともに、助産師である子育て支援アドバイザーの派遣回数をふやしますなど、地域子育て支援センターのなご一層の機能強化にも取り組んでまいります。

次に、福祉避難所の指定の現状と今後の見通し、指定後の福祉避難所の運営とマンパワーの確保策についてのお尋ねがありました。

福祉避難所につきましては、社会福祉施設などの御協力によりまして、現在、24の市町村で106の施設が指定されており、受け入れ可能人数は6,600人余りとなっております。このほか、県のアンケート調査などによりまして、160を超える施設から指定可能との回答もいただいておりますが、1施設の受け入れ可能人数を30人と仮定した粗い試算では、災害時に見込まれます在宅の要配慮者に対する充足率は4割程度と、依然としてその絶対数の不足が見込まれ、早急な受け入れ場所の確保が喫緊の課題となっています。このため、今後とも引き続き、福祉避難所で必要となる物資などの購入経費への助成制度の活用なども図りながら、市町村や社会福祉施設などの関係機関との指定の促進に向けました協議を積極的に進めてまいります。

また、来年度からは、福祉避難所の指定促進の取り組みとあわせて、その運営に必要な人材の育成と確保に向けた取り組みを強化してまいります。南海トラフ地震では、発災直後と応急時の一定期間において、福祉避難所となる施設の職員が被災し、外部からの人的支援も期待できず、福祉避難所に参集可能な人員で運営せざるを得ないといった最悪の事態も予想されます。このため、福祉避難所の職員のほか、地域で活動している福祉専門職や看護師、介護福祉士のOBなどはもちろんのこと、地域の住民力を積極的に活用した福祉避難所の運営体制づくりを急ぐ必要があります。

県といたしましても、福祉避難所の役割や運営のあり方などを学んでいただくための研修会などを開催いたしますとともに、沿岸部にある市町村をモデルに、地域住民などが一体となった福祉避難所の運営訓練の取り組みを支援して

まいります。あわせて、訓練を通じて明らかになりました課題などを整理した上で運営マニュアルとしてお示しするなど、地域が一体となった福祉避難所の運営体制づくりを目指してまいります。

さらには、あったかふれあいセンターの職員を初めとする地域福祉活動の中心となって活躍していただいている方々が防災面での専門研修などの受講によるスキルアップを図る取り組みを支援するなど、今後は、地域福祉活動と防災・減災の取り組みを連携させることにより、日ごろの見守り体制と避難支援体制を一体のものとして構築する取り組みを支援してまいります。

次に、社会福祉施設の高台移転の取り組みについて一連のお尋ねがありました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

社会福祉施設の高台移転につきましては、国の2分の1補助、もしくは国の交付金で設置した基金を活用した施設整備に対する定額補助となっており、現在のところ、恒久的な県の単独補助制度の創設には至っておりません。

なお、保育所につきましては、国の基金に県の基金事業を上乗せして、4分の3の補助となっております。

また、南海トラフ特措法の中では、施設が移転する際の用地造成費につきまして4分の3の補助がありますが、施設については特例措置がないことから、既存の基金事業などでの対応にならざるを得ません。

次に、市町村からの要望の件についてでございますが、現在のところ、社会福祉施設の高台移転については、市町村からの具体的な要望は受けておりませんが、基金事業が来年度で終了することとなっておりますので、その後の対策といたしまして、単独補助の可能性についての検討を行う必要があるものと考えております。

(文化生活部長岡崎順子君登壇)

○文化生活部長(岡崎順子君) 「まんが王国・土佐」ブランド化事業を通じた県の活性化に向けたこれまでの取り組みの評価と今回の新たな取り組みについてお尋ねがございました。

本県は、漫画を貴重な文化資源として位置づけ、ことしで23年目を迎えるまんが甲子園を柱として、漫画を通じた人材育成を中心に取り組んでまいりました。こうした中、まんが甲子園出場者の漫画家プロデビュアーや、本県の取り組みに賛同しまんが王国・土佐を応援してくださる漫画家や出版社などとのネットワークが築かれるという成果も出ております。このことは、近年、多くの自治体が漫画による地域振興に取り組む中、本県の大きな強みであると考えております。

さらに、こうした取り組みを官民挙げてのものとするため、一昨年、まんが王国・土佐推進協議会を設立し、本年度は、ポータルサイトの構築や、東京秋葉原での鳥取県との共催イベントの開催、まんが甲子園応募校増加に向けた訪問PRの実施など、全国に向けた情報発信の強化に取り組みました。その結果、まんが甲子園の応募校の増加や、秋葉原のイベントではインターネット放送で7万人の視聴者を集めるなど、まんが王国・土佐の認知度が着実に高まってきております。また、漫画を通じた人材育成を行う中で、クリエイターを目指す若い人たちの志、わざをコンテンツ産業の振興につなげる観点から、ソーシャルゲームビジネスへの参入支援を行ってきました。この取り組みにより県内企業にノウハウが蓄積され、人材育成や雇用創出という効果も生まれております。

来年度は、これらの取り組みをさらに進め、日本の漫画文化を高知で語る全国的なイベントを冬季に開催することで、夏のまんが甲子園、秋のまんさいとともに年間を通じて切れ目なくまんが王国・土佐をアピールし、多くの方に本

県を訪れていただけるよう取り組みます。あわせて、コンテンツ産業につきましても、ソーシャルゲームに限らず間口を広げて、事業化プランの芽出しから販路開拓までを丸ごと支援することで新たなビジネスモデルを創出し、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

(産業振興推進部長中澤一眞君登壇)

○産業振興推進部長(中澤一眞君) 中面議員の御質問にお答えいたします。

まず、地産外商活動のうち、ヨーロッパでのユズの取り組みが成功した原因とオーストラリアでの成果についてお尋ねがございました。

平成24年のユズ果汁のヨーロッパ向け輸出額は、前年の約1.7倍に当たります3,600万円となり、ユズ果汁輸出額全体の約4割を占めております。本県のユズがヨーロッパで一定の成果をおさめている要因は、流通ルートを事前に構築して取り組みを始めたこと、そして戦略的なプロモーションの2つではないかと考えております。

まず、県内産地をよく理解されている国内商社を選定するとともに、そのパートナーであり欧州全域に流通ルートを持っている現地の商社と県内のユズ事業者が販売に関する協力関係を結び、双方が目標を共有して取り組んだことが大きな要因であったと考えております。また、世界の食の発信地でありますフランスのパリから他の地域への波及効果を狙いますとともに、まず食の業界に影響力のある方々を対象にして取り組んだ戦略的なプロモーションが大変効果的であったと考えております。

具体的には、まず平成23年度に、パリのレストランでシェフや菓子職人などをターゲットとして、ユズの食べ方や使い方などを紹介する賞味会を開催いたしました。平成24年度には、パリで開催されました世界最大級の食品見本市に出展をし、全世界から集まったバイヤーなどに

アピールをすることで、各国での販売先の把握と獲得につなげてまいりました。今年度は、これまでに得た成果をもとに、フランス以外の周辺国へさらに広げるため、ベルギーなど3カ国で縦断的に賞味会を開催しまして、一層の販路拡大に取り組んでいるところでございます。

次に、オーストラリアでの成果でございますが、昨年9月に初めてミッション団を派遣しまして、現地商社と連携した商談会を開催いたしました。その結果、現在約40件の商談が進んでいる状況でございます。また、昨日27日には、フランスで成果に至りました手法に倣いまして、メルボルンで現地のシェフなどを招きましてユズ賞味会を開催したところでございます。当初予定をしておりました100名を上回る129名の参加がありまして、大変好評だったとの報告を受けておりますので、今後、ここでの引き合いを多くの成約へつなげるよう取り組みを進めてまいります。

次に、アメリカでのユズの取り組み方法についてお尋ねをいただきました。

アメリカには、平成24年に本県から約3,000万円のユズ果汁などを輸出しておりまして、フランスに次いで第2位のユズ加工品の輸出先となっております。また、所得水準が高く、オレンジやレモンなどのかんきつになじみのある国でもありますので、まだまだ輸出拡大の余地があるものと考えております。取り組みの初年度となります今年度は、これまでに培ってまいりましたノウハウを生かしまして、まず、県産品の取扱実績がありアメリカでの販売拠点と顧客、流通ルートを持っている商社と県内のユズ事業者とを引き合わせて、協力関係を築き上げました上で、6月にニューヨークで開催をされました全米最大級の食品見本市にその商社担当者とともに出展をいたしました。その後、見本市に引き続いて、ニューヨーク市内の同商社の運営

する日本食品専門店でのテスト販売を実施しております。見本市の反応は好評で、複数のバイヤーから引き合いがありましたほか、店舗でのテスト販売では濃縮ユズ果汁が完売となりますなど、好調な滑り出しとなっております。

来年度は、この流通ルートを生かしまして、巨大なアメリカ市場ではありますが、まずは東海岸と西海岸の2カ所で販路開拓、販売拡大に取り組むこととしております。

まず、東海岸のニューヨークでは、パリと並ぶ世界的な食の発信地でありますので、現地で影響力のあるシェフを起用しましてユズ賞味会を開催し、飲食業や製造販売事業者などの食の業界の方々を対象に売り込みを実施いたします。また、西海岸のロサンゼルスでは、全米に展開する日系で最大級のスーパーマーケットの店舗内に3カ月間、棚を設置しまして、テスト販売を実施する予定でございます。期間中は、定期的な試食販売を行うことで消費者の意見を収集し、食べ方や使い方の提案を含めました消費者向けの展開手法の検証を行いながら、店舗での定番化を目指したいと考えております。

東海岸はBツーBの業務筋、西海岸はBツーCの消費者向けという2つの方向で、アメリカでの本県産ユズの販路開拓、販売拡大に取り組んでまいります。

次に、移住政策に関しまして、移住者の働く場所があるのか、また移住者の定着状況はどうかのお尋ねがありました。

働く場所の確保につきましては、今年度、本県の移住ホームページ上で新たに運用を開始しました、仕事と住む場所、趣味の3つの情報を組み合わせて検索ができます幸せ移住パッケージシステムにおいて、現在、620件余りの仕事の情報を提供しております。この中には、U・Iターン者向けの就職情報に加えまして、ユズの収穫作業、あるいは空き店舗でのチャレンジ

ショップの募集といった、地域ならではの情報も提供をしています。一方で、パッケージシステムに求人情報としては掲載をしていない1次産業への就業でありますとか、みずから起業されているといった方も数多くいらっしゃいます。このため、来年度は、産業振興推進地域本部を初めとする県の各部門はもとより、市町村や関係機関に御協力をいただいて、パッケージシステムに掲載する仕事の掘り起こしをさらに進めますとともに、1次産業への就業や起業に関する県のさまざまな分野の支援制度、こうした情報を積極的に発信してまいります。

次に、移住された後の定着の状況につきましては統計的な把握はできておりませんが、本県に移住された方からは、今の仕事にやりがいを感じている、収入は減ったものの自分の時間を持つことができ満足、農業で生活していくのは厳しいが、農作業の助言など人とのつながりが楽しいといったようなお声をいただいております。平成25年4月以降に本県へ移住をされた方を対象に実施しましたアンケート調査では、64%の方から、移住後の生活に満足をしているという回答をいただいております。反対に、満足していないと回答された方は4%にとどまっておりますので、移住された方の大半は本県に住み続けていただけるものと考えております。

その一方で、少数ではありますが、希望の仕事が見つからない、また地域になじめないといったような理由により、残念ながら志半ばで定住を断念された方がおいでになることも事実でございます。今後、こうしたケースが生じることのないよう、県の移住相談窓口であります移住・交流コンシェルジュと市町村、あるいは地域移住サポーターや移住関係団体などとの連携を一層強化しまして、仕事に関する情報提供や地域になじんでいただくためのお世話など、移住された方をしっかりサポートしてまいります。

次に、移住者が高知を移住先に決めた魅力はどこにあると分析をしているのか、とのお尋ねがありました。

先ほど申しあげました平成25年4月以降に本県に移住をされた方を対象としたアンケート調査では、高知への移住の決め手や地域との交流を持ったきっかけなどについてもお伺いをしております。その結果を見てみますと、高知への移住の決め手としては、56%の方が自然環境がよいと回答しております。次いで、希望の仕事があった、生活環境がよい、観光で高知に来たことがある、希望の住居があったといった順番になっております。また、全体の82%の方が地域との交流があると回答されておりますし、地域との交流を持たれたきっかけとして54%の方が、地元の方のお世話によると回答をされております。我々の日ごろの活動の中で、移住された方からお聞きする声としても、地元の方が温かく迎え入れてくれ、なれない土地での生活に当たっていろいろと面倒を見てもらったといったような趣旨のお話を数多くお聞きしております。

こうしたことから、仕事や住居といった移住における重要な要素に加えまして、魅力という意味では、本県に移住された方は、豊かな自然環境とともに、地域の皆様の人の温かさに魅力を感じておられるのではないかと考えております。また、アンケートの自由記載やこれまでお会いしてきた移住者の皆様からは、自分のやりたいことが見つかった、あるいは、地域への貢献ができやがいを感ずる、また、恵まれた自然の中で子育てができるといったお声もお聞きしております。こうしたこれらのお声からは、それぞれの方の思いや希望がかなうとともに、生きがいを感じて暮らしておられることがうかがえますので、本県には、仕事や生活の面で、移住された方の思いが実現できる環境が一定

整っていることも魅力と言えるのではないかと考えております。

(中山間対策・運輸担当理事金谷正文君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事(金谷正文君) 集落活動センターの取り組みに関しまして、部外協力拠点として郵便局に参加してもらってはどうかとのお尋ねがありました。

集落活動センターの取り組みは、現在、県内11カ所で展開されておまして、それぞれ地域資源を生かした特産品づくりや観光交流活動といった経済的な活動のほか、高齢者の見守りや買い物支援など、地域住民の皆様の暮らしを支える活動が行われているところでございます。集落活動センターがその機能を十分に発揮し住民の皆様の満足度を高めていくためには、商工会や社会福祉協議会など地域内の関係団体はもとより、お話のありました郵便局や地域内外の民間事業者の皆様とも連携を密にしながら、新しい視点やアイデアを取り入れていくことが重要であると考えております。

郵便局の地域へのかかわりということでは、防犯や見守り活動といったことを通して安全で安心なまちづくりの取り組みに御協力をいただいているともお聞きをしておりますし、市町村からの委託によりまして高齢者の生活状況確認なども行っている事例があるというふうにお聞きをしております。今後、個々の集落活動センターの活動を検討する中では、機能面でいろいろな組み合わせを考えていく必要がございますので、郵便局ともどういった連携を図ることができるのかについて地域の皆様と一緒に考えてまいりたいというふうに思っております。

(商工労働部長原田悟君登壇)

○商工労働部長(原田悟君) 本県の伝統的産業の現状や課題についての認識、今後の支援の考え方についてお尋ねがありました。

本県の伝統的工芸品や伝統的特産品は歴史や風土の中で培われ、日常生活に豊かさや潤いを与えてくれるもので、後世に受け継いでいくべき本県の大事な財産であると考えております。

昨年、関係の団体や事業者の皆様には状況をお聞きしましたところ、議員のお話にもありましたように、一部の品目では生産が追いつかないような明るい話も聞こえてはきますものの、多くの品目では後継者不足や指導者の高齢化などが課題として上げられており、非常に厳しい状況にあると受けとめています。こうしたことから、来年度は、人材の発掘と育成、時代に合った商品開発と販路開拓の2つの柱を基本とした新たな施策を創設したいと考えています。まず、人材の発掘と育成につきましては移住コンシェルジュとも連携し、全国から広く人材の発掘を行うとともに、短期体験研修の開催や長期研修経費の助成などに市町村と一緒に取り組むことで後継者の育成を支援していくことにしています。また、商品開発と販路開拓の面では、産業振興センターと連携しまして、現在のライフスタイルに合った商品開発や県内外での販売促進活動を支援してまいります。

今後とも、地元市町村や事業者の皆様のお話をお伺いしながら、地域に根差した伝統的産業を将来へつなげていけますよう取り組んでまいります。

次に、有効求人倍率の過去最高を受けて、今後どのような方向性を持って雇用労働行政に取り組むつもりなのかとのお尋ねがございました。

本県の有効求人倍率が3カ月連続して過去最高となっているとはいえ、全国平均が1倍を超えている状況を考えますと、さらなる雇用の創出に向け努力しなければならないと考えているところです。また、正職員の求人は依然として厳しい状況にありますことや、求人があるにもかかわらず就職に結びついていない、いわゆる

雇用のミスマッチの解消にも適切に取り組む必要がございます。

そこで、産業振興計画、これをバージョンアップした取り組み、また日本一の長寿県構想の推進、南海トラフ地震対策等による公共事業の総量確保などによりまして、雇用の場の維持、創出などの雇用基盤の強化を図ってまいりたいと思っております。また、平成21年度から県民の生活を守るための緊急的な雇用対策として取り組んでおりますあったか高知・雇用創出プランの雇用目標も1万4,800人という形で上方修正することにしておりまして、今後とも、緊急雇用創出事業を有効に活用することでその達成に向けた取り組みを進めてまいりたいと思っております。さらに、雇用の創出を実際の就職につなげるために、地域ニーズに応じた人材育成や職業訓練の充実、また職業相談やセミナーを通じた再就職の支援などを進めるとともに、県と高知労働局、また県内企業とネットワークを持ちます産業支援団体などとの連携を今まで以上に強化し、企業からの求人確保や正社員求人の拡大につなげていきたいというふうに考えております。

(観光振興部長久保博道君登壇)

○観光振興部長(久保博道君) 観光入り込み客数400万人台の定着を目指すための具体的な取り組みについてお尋ねがありました。

昨年の県外観光客の入り込み数は、平成27年度の目標として掲げておりました400万人を超え、約407万人となり、目標を2年早く達成することができました。御質問いただきました400万人台を今後定着させるために、次の3点を着実に実行してまいりたいと考えています。

まず第1点目は、食を前面に出した観光プロモーションの実施です。

本県の大きな強みでもあります食をこれまで以上に活用して県外からの誘客につなげていく

ためには、食に関する観光資源の魅力を高めていくと同時に、カツオのタタキのように既に全国的な知名度が高いものも含めて、高知の豊富な食の情報を県外に向けて効果的に発信していくことが重要だと考えております。また、おいしい食を求めて高知に来られた方が御満足いただけるような受け入れ体制の充実をしっかりと行う必要があります。このため、これまで地域で取り組んできました数多くの御当地グルメや体験プログラムを観光商品化していくための支援について、地域本部と連携して進めることとしております。

一方で、食を売り込んでいる地域は全国に数多くありますことから、いかに他県との差別化を図り、高知の食をPRしていくかということが大きなポイントになります。こうした視点に立ち、県民の皆様が観光客にお勧めしたい飲食店を選ぶ全国初の取り組みとして、『高知家の食卓』県民総選挙を実施いたしました。観光客にとって非常に高いニーズがあります地元のお勧めの飲食店を県民の皆様の投票によって御紹介することは、何よりのおもてなしにつながるかと考えております。今後は、この結果を全国のマスメディアで取り上げていただくとともに新たな旅行商品化にも結びつけていくなど、県民総選挙を最大限に生かし、食といえば高知というブランド化を図り、県外からの誘客につなげてまいります。

2点目は、地域観光のさらなる推進です。

昨年、幡多地域で開催されました「楽しまんと！はた博」により、大きく入り込み客数を伸ばしますとともに、この取り組みを通して幡多6市町村の連携が一層深まり、幡多広域観光協議会を中心として、地域が主体的に広域観光に取り組む体制が強化されてまいりました。このようなことが一過性で終わることのないよう、今後も幡多広域観光協議会の取り組みを引き続

き支援しますとともに、平成27年度に開催が予定されております東部地域の博覧会につきましても、はた博同様、積極的に支援してまいります。

また、こうした各地域の博覧会による誘客を含め、県外から多くの観光客の方々においでいただくためには、地域の特色ある資源を生かし切り、観光客のニーズに即した本県ならではの魅力づけをしていくことがこれまで以上に求められます。こうしたことから、これまでの観光人材育成塾の取り組みをさらに発展させ、大手旅行会社の商品造成責任者や地域ブランドの仕掛け人などの専門家の視点から、マーケットの動向や最新の旅行トレンドなどを学ぶとともに具体的な現場指導などをいただくことで、全国から人を呼び込む、他県にはまねのできないブランド力のある観光商品づくりを進めてまいります。

最後に、3点目としまして、海外からの観光客のさらなる拡大です。

これまで、主に東アジアをターゲットとした国別戦略を策定して誘客に取り組んでまいりました。その結果、台湾、韓国を中心に、着実に観光客数が伸びてきております。ただ、国際観光をさらにもう一段上に飛躍させていくためには、こうした取り組みに加えて従来より一歩も二歩も踏み込んだ、他県とは違う新たな取り組みが必要です。このため、これまでの通常の観光地をめぐる旅行では得られにくい、これぞ本物の日本というものを感じていただける精神的満足度の高い観光商品を提供していくことで、他県との徹底的な差別化を図っていきたいと考えております。具体的には、海外の旅行会社から大変高い評価をいただいております、本県特有の温かい人柄によるおもてなしを前面に打ち出した上で、高知の豊かな自然の恵みを生かした収穫体験や食体験の旅行を提案してまいりま

す。

こうした取り組みを進めていくために、まずは県や観光コンベンション協会の体制強化を図り、海外旅行会社等へ売り込むためのツアー企画のつくり込みや、受け入れ先、宿泊施設などの事前調整を行うほか、体験型観光の魅力をもより深く味わっていただくための、現地案内人の一層の充実を図らなければなりません。こうした実績を積み重ねながら、将来的には、広く県内の観光事業関係者と連携して取り組む体制や組織を構築し、さらなる国際観光の推進を図っていきたくと考えております。

以上の3点の取り組みに加えまして、オフシーズンの誘客にも有効なスポーツツーリズムや、観光客の満足度を高めリピーターを拡大するためのおもてなしの取り組みをさらに進めていくことで、400万人観光の定着を目指してまいりたいと考えております。

次に、W i - F i 環境の整備について、県内の現状はどうか、また今後の整備計画はどのようなになっているのか、お尋ねがありました。

議員のおっしゃるとおり簡便で快適にインターネットを利用できるW i - F i 環境は、国内外の観光客の旅の満足度を高めるために大変重要であると認識しております。観光庁の調査によりますと、日本に来られた外国人観光客が旅行中に不便を感じたことの第1位にW i - F i を利用できなかったことを挙げており、また本県におきましても、韓国からのチャーター便利用客へのアンケートで、W i - F i サービスは必要との御意見を多くいただくなど、今やW i - F i 環境は特に外国人観光客の受け入れになくてはならないサービスとなっております。

県内では、高知龍馬空港や高知観光情報発信館とさてらすなどに整備されておりますほか、坂本龍馬記念館や歴史民俗資料館などの主な県立文化施設におきましても今年度内に整備を進

めることとしております。また、国内外で展開していますコーヒーショップなど、民間事業者による導入も進んでおります。しかしながら、外国人観光客が利用できるW i - F i 環境の整備率につきましては、県内の主な観光施設で約18%、道の駅で約14%にとどまっております。また、宿泊施設におけるW i - F i サービスの提供について昨年秋に照会いたしました結果においても、まだごく一部の導入となっており、さらなるW i - F i 環境の拡充が必要と考えております。

そのため、まず市町村等に対し、観光拠点等整備事業費補助金の活用による観光施設や道の駅などへの整備を積極的に促してまいります。さらに、観光客がW i - F i を利用する場として最もニーズの高い宿泊施設につきましても、関係団体に対しまして、県内で実際に整備した事例を、おおよそのコストなども含めて規模別にわかりやすく紹介しながら早期の導入を働きかけるなど、スピード感を持って取り組んでまいります。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) 台湾に派遣するよさこい祭りの踊り子チームのさらなる増員と補助金の増額についてのお尋ねがありました。

台湾ランタンフェスティバルには、私自身、昨年に引き続いて参加をさせていただきました。本県よさこいチームの質の高い踊りは、ランタンフェスティバルに参加している多くのチームの中でも群を抜いており、本家高知のよさこいを台湾の方々に十分に印象づけられたのではないかと考えています。こうした踊り子の方々の御協力もあり、ランタンフェスティバルに継続して参加することができ、そのことが結果として台湾から本県への誘客の増加、さらには本県のよさこい祭りへの台湾舞踊団の参加といった相互交流にもつながってきたのではないかと思

います。

ただ、議員御指摘のとおり、踊り子の皆様方にとりましては参加に係る負担が生じているのも事実です。県では、よさこいチームの海外イベント参加に当たり、渡航期間中における演舞の割合に応じて宿泊費や交通費を助成しておりますが、旅行行程の中にはよさこい演舞以外に観光などの自由時間も含まれているため、現状では全額助成ということにはなっておりません。ただ、今回御参加いただいたよさこいチームはランタンフェスティバル翌日の台湾新竹県でも演舞を行っていただいたため、自由時間が減り、ホテルへの到着も夜遅くなりましたが、こうした状況の中で御協力いただいたことには大変ありがたく思っております。

今後は、こうしたイベントに多くの踊り子の皆様に参加していただけるよう、また費用負担の軽減などについて、よさこいチーム関係者とも協議しながら、しっかりと検討してまいります。

(農業振興部長杉本雅敏君登壇)

○農業振興部長(杉本雅敏君) まず、次世代施設園芸団地の進捗状況についてお尋ねがありました。

次世代施設園芸団地につきましては、昨年12月に参加者の募集を行ったところ、県内の3つの事業者の方々が参入したい意向を示され、4.3ヘクタールの規模で経営する予定となっております。また、先日、事業採択される旨の通知が国からあったところでございます。

今後は、国の平成25年度補正予算及び26年度当初予算を使い、26年度中に土地基盤整備を行った上でハウス本体建設の一部に着手、27年度には集出荷施設なども建設いたしまして、28年度から営農を開始する計画となっております。また、この3事業者と大学や県の農業技術センターなどの試験研究機関、農業担い手育成セン

ター、四万十町、施設整備にかかわる資材メーカー、さらには量販店などから成る協議会を立ち上げまして、26年度からはこの協議会が中心となって技術研修や生産、販売に係る情報収集などを行い、速やかに営農がスタートできるようサポートしてまいります。

次に、農業担い手育成センターで研修を終えた後の交流、情報交換の場についてお尋ねがございました。

農業担い手育成センターでは、就農希望者に対して、栽培の基礎研修から先進的な技術研修を行うとともに、経営や流通、販売などに関する研修も行うこととしています。また、農地や住居情報の提供など、研修終了後のスムーズな就農に向けた産地とのマッチング機能を強化することとしています。こうした取り組みに加えて、意欲ある農業者や指導者に対する研修も開催することとしており、就農開始後の方々にもこの場を利用して交流や情報交換に参加していただきたいと考えています。さらに、各産地においては、県内205カ所で、農業者が相互に研さんする場として学び教え合う場を設置していますので、こうした場も積極的に活用していただくことで、農業者同士の交流、情報交換が図られるものと考えています。

次に、農業担い手育成センターと次世代施設園芸団地の成果を県下各地に広めるときの課題と支援体制についてお尋ねがありました。

次世代施設園芸団地と農業担い手育成センターは隣接しておりますので、県でもその相乗効果を期待しております。例えば、団地側から見れば、みずから行っている栽培の養液でありますとかハウス内環境データの分析を育成センターに直接依頼し、その結果などについてのアドバイスを受けることができますし、育成センター主催の先進技術研修にも参加できます。一方、育成センター側から見れば、団地で取り組

んでいる環境制御技術や大型木質バイオマスボイラーなどに関する実践的な情報を共有するとともに、課題があればその解決策をともに見出すこともできます。また、団地での成功事例を直接見ることで、育成センターの研修生に先進技術の理解と導入意欲が高まるといった相乗効果も考えられます。

また、この育成センターの研修の場には、県内全域から意欲ある生産者が研修に訪れていたと聞いておりますし、JAの営農指導員の方々、また県の普及指導員も先進的な技術を学び、各地で農家の方々に指導する仕組みも考えています。このような仕組みによって、先進的かつ大規模な経営のノウハウを県内各地に普及させていきたいと考えています。

今後、次世代施設園芸団地を県内に普及させる課題としては、大規模経営に必要な農地の確保と、初期投資に相当の負担を伴うことなどが考えられます。農地の確保につきましては、大規模施設園芸を行いたい意欲のある方を中心にしまして、市町村やJA、農地中間管理機構などと連携しながら、情報を集約し提供していきたいと考えております。また、初期投資の負担軽減については、今回のような国庫補助事業が単発で終わることなく今後とも継続していただくよう、引き続き国にも提言してまいります。

最後に、農地中間管理機構についてお尋ねがありました。

今まで、新規就農者の農地の確保については、就農を開始されるまでに指導していただいている指導農業士などの御協力などに頼っている面が多々あったことも事実でございます。一方で、昨年の調査によりますと、今後10年間で約8%の農地が耕作されない可能性があるという結果となり、このような農地を新規就農者や規模拡大志向農家にいかにスムーズにつないでいくかが本県農業の重要な課題であると考えておりま

す。

今後は、新たに設置いたします農地中間管理機構により、農地の集積と集約を必要としている方々への流動化を積極的に図ってまいりたいと考えており、平成26年度からは県農業公社が農地中間管理機構の機能を担うこととしております。具体的には、農地中間管理機構が農地を借り受ける際には、農地の出し手に賃料を支払います。また、離農する農業者や地域からまとまって農地を借り受けた場合などがございましたら、さらに機構集積協力金もお支払いすることとなっております。

こうして農地中間管理機構が集積した農地については、借り受け希望者のニーズによりまして、場合によっては簡易な整備を行った上で、賃料をいただき、貸し付けを行ってまいります。今申し上げました機構集積協力金制度や簡易な整備ができるといった新たな仕組みも十分に活用いたしまして、農地の集積や流動化を加速化させていきたいと考えています。そのため、農地中間管理機構には5つの農業振興センターの単位ごとにエリア担当職員を配置するなどの体制整備を行うこととしております。

また、市町村などの関係機関との協力体制を構築するとともに、農業担い手育成センターとも情報を共有し、農地の出し手と受け手のマッチング機能が十分に発揮できるよう努めてまいります。

(林業振興・環境部長田村壮児君登壇)

○林業振興・環境部長(田村壮児君) 林業の振興に関し、まず、原木を低コストで輸送するための林道等の整備についてお尋ねがありました。

我が国の林道は、国で定められた林道規程に基づき、10トン積みトラックの通行が限界の規格になっており、お話にありましたような大型トレーラーは通行することができません。このため、山元から加工や消費する施設までの搬出

コストは、一度に大量の原木が輸送可能なヨーロッパなどと比べると割高となりがちで、不利な条件でございます。

このことへの対応についてでございますが、我が国では、林道以外の公道についても、中山間地域においては林道並みの規格の道が多く、山元から搬出先まで10トン積みを超えるような車両が通行できるようにするには、林道だけでなく沿線にある公道全てにおいて必要な規格をクリアしていくことが求められることとなるため、多くの課題がございます。

一方、原木増産への取り組みは喫緊の課題となっており、円滑な搬出のための路網ネットワークの構築は大変重要だと考えております。中でも林道はその骨格をなすことから、今後も延伸を図ることにより作業道や公道と合わせた路網密度を高め、搬出コストを低減し、トータルで原木を適正価格で供給できるよう、市町村や事業者とも連携して取り組んでまいります。

次に、CLTパネルによる建築プロジェクトはどの程度進展しているのか、またプロジェクトを進めることによって明らかになった課題はあるかとお尋ねがございました。

昨年7月に設立したCLT建築推進協議会におきましては、CLTの全国レベルの推進母体として具体的な建築プロジェクトをフィールドに活用しながら、設計、施工の技術やノウハウの取得や蓄積などに取り組むとともに、国によるCLTに関する法令等や基準づくりの促進につなげていきたいと考えております。

協議会では現在、建築プロジェクトとして、県森林組合連合会の新たな事務所ビル、県農業担い手育成センターの長期研修用宿泊施設について、第一級の研究者の指導のもと、県内建築関係者などとそれぞれチームを設置し検討を進めており、年度内には基本設計の作成ができる見通しとなっております。また、市町村庁舎に

については近くチームを立ち上げ、来年度より基本構想の検討などを進めていく予定です。

こうしたプロジェクトを検討していく中で、建物の規模や構造によってCLTパネルを適材適所に使う工夫が必要であること、建築基準法令にある耐火の基準をクリアするため石こうボードなどで覆う必要があり、木材を見せる形では使いにくいこと、CLTを構造体として使う場合には空調や水道設備などの配管用の穴のあけ方が制限されることなどが課題として明らかとなってまいりました。来年度は実施設計の段階に入っていきますが、先ほどの課題に対し、強度や耐火に関する実験や研究者などとの検討を行い、一つ一つ課題を解決しながら、CLT建築を普及するための条件整備に取り組んでまいります。また、この過程で得られた知見やノウハウは協議会のメンバーとも共有し、今後の設計や施工に生かしていきたいと考えております。あわせて、取り組みの成果は、シンポジウムなどを通じて全国に発信し、CLTの普及につなげてまいりたいと考えております。

次に、本県が目指す取り組みの中で、個人住宅の建設についてどの程度視野に入れているかとお尋ねがございました。

CLTは、強度性能や施工性などがすぐれており、欧米では中層の共同住宅、学校などの公共施設、ショッピングモールや空港などの大型建築物に使用されるなど、急速にCLTが普及しております。我が国におきましても、これまで木材が余り使われていない鉄筋コンクリート造の共同住宅や事務所ビルなどが、CLTのまづは主要なターゲットと考えております。

一方、戸建て住宅につきましても、需要先として大きな市場があり、CLTの活用に向けて普及していくことが重要であると認識しております。また、日本CLT協会が平成24年度に住宅会社などに実施した調査では、CLTへの

興味や関心が高く、市場として可能性があるとの結果となっております。このため、建築関係者のニーズを探り、例えばCLTと在来工法との組み合わせなど、部分的な利用も含め、戸建て住宅への活用に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

(水産振興部長東好男君登壇)

○水産振興部長(東好男君) 水産政策につきまして、まず、クロマグロの種苗生産技術開発に取り組むに当たりどのような課題が想定され、今後の見通しはどうかのお尋ねがございました。

大月町海域は全国的にも恵まれたマグロ養殖の漁場でございます、平成25年の生産量は1,000トンを超え過去最高となり、地域での雇用の創出や経済波及効果が生まれています。

現在、マグロ養殖はそのほとんどを天然種苗に依存していますが、天然種苗の利用につきまして、昨年9月から規制が強化され、今後の生産を拡大するためには人工種苗の活用が必要となっており、また県内の養殖業者からも人工種苗の生産に取り組むよう御要望をいただいています。しかしながら、クロマグロの人工種苗生産は、安定した受精卵の確保、生産段階における共食いや衝突死などによる生存率の低下、変形魚の発生などさまざまな課題があり、この課題解決に取り組んでいる国や大学などから情報収集をする中で、技術開発の成果をタイムリーに本県に導入していくためには、県でも技術開発に取り組むことが必要と判断しまして、来年度、所要の予算をお願いしております。

研究開発の課題のうち、受精卵につきましては、大月町の海域は海水温度などクロマグロの産卵に適した条件を備えておりますので、県内養殖業者の協力を得まして親魚を養成し、確保してまいります。また、生産段階の課題は、水産総合研究センターや近畿大学などクロマグロ

の種苗生産の技術開発を行っている機関が参画できる研究会に今年度から参加することができましたので、そこで得られる最新の知見を活用するとともに、多くの魚種で種苗生産の実績のある県内企業等と連携し取り組むことで着実な前進を図り、早期に技術の確立と実用化につなげていきたいと考えております。

次に、「高知家の魚 応援の店」の掘り起こしやその後の営業活動を、地産外商公社との協力関係も含めどのように行っていくかについてお尋ねがございました。

「高知家の魚 応援の店」は、本県水産物の取り扱いやPRに協力いただける大都市圏の飲食店と本県の水産関係事業者とを直接結びつけ、その取引を拡大しようとするものでございます。

まず、この事業に参加いただきます飲食店の掘り起こしにつきましては、全国の飲食店と太いパイプを有する大手グルメサイト運営会社のネットワークの活用を初め、東京、名古屋、大阪の各事務所とつながりのある本県ゆかりの店舗や地産外商公社の取引先への働きかけを行うほか、本年10月に開設予定の築地の全国漁港マーケットを活用した登録店舗の募集などを通じまして、平成27年度末までに500店舗の登録の確保に取り組んでまいります。

次に、応援の店への営業活動は、収集しました応援の店の店舗の特性や求める食材などの情報を、この事業に参加いただいた県内事業者へ提供し、その県内事業者が直接、応援の店に売り込みたい魚や取引条件等の情報を提供するなど営業活動を行い取引につなげていただくことを基本に事業を進めてまいります。こうした活動をサポートするために、県では、応援の店に対しまして、メールや紙媒体での定期的な産地の漁模様や県産品に関する情報の発信、また関心のある水産物のサンプル提供や、県関係の商談会への案内、さらには産地ツアーへの招待な

などを継続的に行ってまいります。

また、首都圏での県産品の外商活動に実績とノウハウがある地産外商公社との協力体制につきましては、応援の店や県内事業者の情報を共有し、公社の外商活動に活用していただきますとともに公社とつながりのある業務筋を紹介していただき、応援の店の掘り起こしや県内事業者との取引の紹介、あっせんなど、販路の拡大につきまして、反復・継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、全国漁港マーケットに出店する本県の民間会社の有無、地産外商公社との協力体制についてお尋ねがございました。

本年10月にオープンが予定されております全国漁港マーケットは、魚の町築地のにぎわい創出を目的に、NPO法人築地食のまちづくり協議会が開設するもので、現在、出店団体の全国公募が行われているところです。既に県内から1企業の参加申し込みが行われており、NPO法人の審査を経て、3月中に出店企業が決定される予定です。

全国漁港マーケットが開設されます築地場外市場は、観光客や近隣飲食店などからの買い出しなど、平日でおよそ2万6,000人、休日でおよそ3万5,000人の来場があり、本県水産物の情報発信や販売促進活動を行うための絶好の立地条件にあると考えます。そのため、全国漁港マーケットでは、リーフレットの配布や映像の放映などによりまして日常的に県産水産物などの情報発信を行いますとともに、鮮魚や加工品の試食提供や実演販売、またテストマーケティングなどのためのスペースを確保し、出店事業者以外の県内事業者にも活用していただきたいと考えております。あわせて、「高知家の魚 応援の店」の募集や紹介なども行っていくこととしております。

また、この全国漁港マーケットと地産外商公

社との連携につきましては、情報交換を緊密に行いながら、全国漁港マーケットの店頭で、公社とつながりのある小売店や飲食店などを対象に、マーケットで取り扱う水産物の紹介やミニ商談会などを開催してまいります。あわせて、「高知家の魚 応援の店」や県内事業者のニーズや課題の共有に努め、相互に補完し合って、首都圏での本県水産物の販路拡大、外商活動を強化してまいります。

(教育長中澤卓史君登壇)

○教育長(中澤卓史君) まず、今回の県版学力定着状況調査の結果分析と、新たに小学校4年生と中学校1年生を加えた理由についてお尋ねがございました。

今回の調査結果を見ますと、国語の表現の技法や算数・数学の用語の意味理解などを問う問題については昨年度に比べて正答率が向上しており、基礎的、基本的な知識や技能は着実に身につけてきていると捉えています。しかしながら、複数の資料を関連づけて読み取ったり根拠を明らかにして自分の考えを書いたりすることなどには、前回調査に引き続き課題が残っております。

このような課題に対応するため、従来から活用している单元テストや学習シートなどに加えて、現在、数学思考力問題集を作成して各中学校の授業での活用を進めております。今後も、こういった教材を効果的に活用するとともに教科の専門力を高め、子供たちの学ぶ意欲や考える力を伸ばしていく授業づくりに対応できるよう、教員研修のさらなる充実を図りながら、各教科における指導方法の工夫や改善を行い、質の高い授業づくりを進めてまいります。

今後さらに学力を向上させていくためには、本県の子供たちの学力課題である小学校中学年の二極化や中1ギャップによる学力低下などを解決するとともに、早い学年段階から系統的な

指導を進めていくことが重要でございます。そうしたことから、今回、昨年度の小学校5年生と中学校2年生に加えまして、小学校4年生と中学校1年生を対象学年としたところでございます。小学校6年生と中学校3年生を対象とする全国学力・学習状況調査とあわせまして、小学校4年生から中学校3年生までを通して各学年段階での学力の定着状況をきめ細かく把握していくことによりまして、調査結果を指導改善に生かしていく取り組みを一層充実させてまいります。

こうした取り組みを通して、小学校から中学校まで系統的に学習内容を身につけているかどうかを点検していくとともに、これまでは単年度計画であった学校改善プランを、来年度からは3年間の見通しを持った中期的な学校経営計画へと充実をさせ、各学校の組織的な取り組みを一層強化することにより、学力向上対策をより実効性のあるものにしてまいります。

次に、高校生の中途退学者対策について、これまで行ってきた取り組みとどう違うのか、またその支援内容は生徒によっては小学校教育のレベルまで再度指導するということなのかとのお尋ねがございました。

昨年12月に国から公表されたデータによりますと、県内高校生の平成24年度の中途退学率は2.2%で全国ワースト1位という極めて厳しい結果となっており、将来への夢や希望を持って入学してきたはずなのに道半ばで退学していくという大変残念な状況が生じております。

中途退学の背景には、基礎学力が身につけていないために入学当初からの学習についていけないことや、高校生としての新しい人間関係をなかなか築いていけないといったことが考えられます。こうした課題への対策としまして、これまでそれぞれの学校で補力学習や仲間づくりのための取り組みなどを実施してまいりまし

たが、今日の中途退学者の厳しい結果を踏まえ、これまでの取り組みを抜本的に見直し、中途退学の改善に向けて重点的な取り組みを推進していくことにしました。

具体的には、まず、今年度中に全ての県立高等学校で、中途退学防止の観点から、現在の学校経営計画の見直しを実施します。その上で、来年度からは、これまでの取り組みに加え、課題のある生徒に対して個別の指導計画を作成し、その計画を組織全体で共有しながら、個々の課題に応じた基礎学力の定着や、入学後早い段階での人間関係づくりを支援するための活動を実施していくこととしました。

さらに、中途退学の多い10校については、重点校として指定した上、今年度中に、それぞれの学校の実情を踏まえた中途退学半減プランを作成します。そして、来年度からは、そのプランに基づいて、スクールカウンセラーを活用した教育相談の充実や、教員によるキャリアカウンセリングの実施など、生徒一人一人に寄り添いながらさまざまな支援を実施することで課題の解決につなげていくこととしています。

学習面の支援についてどのレベルまで指導するのかのお話でございましたが、昨年4月に県立高等学校の全日制及び昼間部へ入学した1年生を対象に実施した学力定着把握検査によりますと、義務教育段階の学習事項が十分に定着していないと評価される生徒の割合が全体の24.6%となっています。

こうした状況のもとで、それぞれの学校で補力学習などを実施してきましたが、生徒の学力は、中学校段階の学習内容に少しつまずきが見られるというものから、小学校段階の四則演算などに不安のあるものまでさまざまでございます。個々の生徒の状況に応じた、よりきめ細かな支援が必要となってきていますので、来年度からは、入学後の早い時期に一人一人の学力や

つまずきの状況などを把握し、それぞれ一人一人に合った個別の指導計画を作成した上で個々の生徒の学力定着状況に対応したきめ細かな学習指導を行うことで、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図り、高校で学ぶ教科の内容を習得させていくこととしております。言いかえますと、場合によっては小学校段階までさかのぼるということになります。

最後に、友人との人間関係を円滑につくり上げられないといった生徒に対する対策は具体的にどのようなものか、とのお尋ねがございました。

高等学校に入学した生徒は、さまざまな地域から入学してきた生徒とともに新たな出会いを経験し、新しい人間関係を築きながら高校生活を営むこととなります。しかしながら、現実には、新しい環境のもとで友人や上級生との人間関係や教員との信頼関係をなかなか築くことができない生徒も多く、結果として学校生活になじめずに中途退学となってしまう生徒が出てきています。これまでも、少しでも早く学校生活になれてもらうために、入学当初にクラス担任による面談を実施したり日常の学習活動の中に仲間づくりを意識した活動を取り入れたりしてきましたが、まだまだ十分とは言えず、さらに入学後早い段階での生徒への積極的な働きかけや組織的な取り組みが必要になっています。

そこで、来年度は、これまでの取り組みに加えまして、宿泊合宿や新入生オリエンテーションといった、今までも幾つかの学校で成果が上がっている取り組みを全ての県立高等学校で実施をし、早い段階での円滑な人間関係づくりを支援してまいります。さらに、生徒と教員が協力して、高校生活での目標やその実現のための取り組みなどを盛り込んだ目標設定シートを作成し、その実現に向けて生徒と教員が一緒に取り組んでいくこととしており、こうした取り組

みを通じて友人や教員との円滑な人間関係づくりを支援し、中途退学防止につなげてまいります。

(警察本部長小林良樹君登壇)

○警察本部長(小林良樹君) 警察行政に関しまして高齢者の交通事故対策と少年非行防止対策の2点について御質問をいただきました。

この2点に関しましては、現在本議会にお諮りしております県警察の平成26年度当初予算案の中におきましても、南海トラフ地震対策とともに大変重要な柱となっております。その意味で、県警察といたしましても、これらの問題は大変重視している喫緊の課題というふうに捉えております。

以下、この2点に関しまして順次御説明を申し上げます。

まず、大きな1点目といたしまして、高齢者の交通事故対策につきまして、現状、課題、そしてそれに対する対策の順に御説明をいたします。

第1に、御質問のございました現状について申し上げます。

平成25年の本県における交通事故の死者数は、全体で42名でございました。そのうち65歳以上の高齢者の方は31名、すなわち全体の73.8%となっております。これは全国平均の52.7%を大きく上回っておりまして、大変残念ながら47都道府県の中でも2番目に高い比率となっております。

第2に、こうした現状を踏まえました課題について申し上げます。

本県における高齢者の方の交通死亡事故の内容をいろいろと分析いたしますと、議員御指摘のとおり、交通安全意識の低さが背景にあるというふうに考えられます。すなわち、高齢者の方々が歩行者である場合を見ますと、例えば道路を横断する際に横断歩道を利用しない、ある

いは横断歩道を渡っていただけるんでありますが、赤信号中に横断していらっしやった、また運転中あるいは車に乗車中であつた場合を見ますと、残念ながらシートベルトを着装していらっしやらなかったなどの事例が大変たくさん見られます。

第3に、ただいま申し上げました現状及び課題を踏まえまして、御質問のございました対策について申し上げたいと思います。

県警察といたしましては、従来より、高齢者の皆様の交通安全意識の向上を図るべく、例えば各警察署の交通担当職員であるとか、あるいは非常勤職員であります高齢者アドバイザーなどによります各種講習会の開催、あるいは高齢者の皆様に対する戸別訪問等によるところの広報啓発活動に取り組んでいるところでございます。しかしながら、人員等の制約もございまして、これまでのところ、県内の高齢者の皆様、推計で約23万3,000人というふうに言われておりますが、このうち年間で大体20%、5人に1人ぐらいにしか働きかけ、アウトリーチができていないというのが現状でございます。

そこで、こうした状況を改善するべく現在お話ししております平成26年度当初予算案の中では、民間業者の方々への委託事業によりまして、高齢者交通安全支援隊、これは仮称でございますが、こういう組織を設立いたしまして、従来からの体制と合わせてより幅広く高齢者の方々への広報啓発活動を実行するという施策を盛り込んでおります。こうした施策によりまして、高齢者の方々に対する働きかけ、すなわちアウトリーチができる比率が、従来の約20%から大体25から30%弱まで底上げできるものと予想しております。県警察といたしましては、こうした施策によりまして高齢者の方々の交通安全意識の向上を図り、よって高齢者の方々の交通死亡事故の抑止を効果的に図ってまいりたいと考

えている次第でございます。

以上、大きな1点目といたしまして、高齢者の交通事故対策について御説明を申し上げました。

次に、大きな2点目といたしまして、少年非行対策について、やはり現状、課題、そして対策の順に御説明を差し上げます。

まず第1に、現状について申し上げます。

平成25年の本県における刑法犯少年、すなわち刑法犯を犯しまして検挙、補導されました少年の数は518名でございます。これは一昨年に比較いたしまして約27%の減少となっております。また、県の少年人口に対する刑法犯少年数の割合、すなわちいわゆる非行率を見ますと、昨年は、まだ確定値が出ておりませんので速報値の段階でございますが、47都道府県の中で恐らくは5番から7番あたりになるものと予想されます。これは、本県の場合、一昨年まではおおむね全国1位あるいは2位であつたということに比べますと、ある程度の改善が見られたということとも言えると思います。しかしながら、なお予断を許さない厳しい状況であるものと認識しております。

加えて、本県の特徴といたしまして、少年によるところの万引きあるいは自転車盗難等のいわゆる入り口型犯罪と言われる比較的軽微な犯罪が大半を占めているということが挙げられます。ちなみに、平成25年中は、この入り口型犯罪が全体の61.4%でございました。

また、刑法犯少年の中におけるいわゆる累犯者、1回目ではなくて2回目、3回目以降何度も繰り返している者の割合、すなわち再非行率、これが全国的にも非常に高いことが本県の特徴として上げられます。ちなみに、平成25年の本県における再非行率は40%ということで、大変残念ながら47都道府県の中でも最も高い数値となっております。

続きまして第2に、今申し上げました現状に対する課題について申し上げます。

県警察といたしましては、大きな課題は2点あるというふうに考えております。課題の第1は、少年の規範意識の問題でございます。

ただいま申し上げましたとおり、本県における少年非行の6割以上はいわゆる入り口型と言われる比較的軽微な犯罪であります。少年によるこうした入り口型犯罪の動機の多くは、ゲーム感覚でやった、あるいは友達に誘われて何となくやったというような、いわば若者の言葉で申しますと軽い乗りといった意識でございます。この背景には少年の規範意識が低いことがあるというふうに考えられます。

課題の第2は、立ち直り支援体制の問題でございます。

先ほども申し上げましたとおり、本県の少年非行の特徴の一つとして再非行率の高さ、すなわち一度非行を犯した少年の立ち直りが必ずしもうまくいっていないと考えられることがあるわけでございます。非行少年に対する立ち直り支援を円滑に実施するためには、議員からも御指摘がございましたとおり、関係機関、とりわけ教育、行政、警察の3者の緊密な連携を実現することが課題であると考えられます。具体的には、教育、児童相談所、そして警察の3者の関係者が物理的に同じ場所で勤務するという、いわゆるワンストップ化を実現することが、他県の例から見ましても大変効果的であるというふうに思われまして、これを当県でも実現することが課題となっております。

続きまして、ただいま申し上げました現状、課題を踏まえまして、対策について申し上げます。

県警察といたしましては、従来より、各学校への訪問活動等によりまして、生徒の規範意識の向上のための広報啓発活動等を実施しており

ます。また、非行少年の立ち直り支援のために、関係各機関との連携強化に努めてきたところではあります。しかしながら、いずれも現状ではやや不十分なものとなっております。

そこで、こうした状況を改善するべく、平成26年度当初予算案の中では、御質問のございました中学生サミットの拡充策を盛り込み、少年の規範意識の向上に向けた広報啓発活動を質的に一層向上させたいと考えております。この中学生サミットというものは、既に平成20年から実施しておるものでございます。これは、各種講演活動といったような一方通行型の広報活動とは異なったものでございまして、各学生自身が専門家の指導のもとに主体的にさまざまな討論を行う、例えばいじめの問題でありますとかネットの問題、こういった問題に対して主体的な討論を行うことによって、規範問題に対する理解の質を深めることに一定の効果が上がるものというふうに考えております。

また、立ち直り支援のための体制整備といたしましては、既に平成25年4月より、県教育委員会から県警少年サポートセンターに併任補導教員4名の方の増員をいただいております。さらにこれに加えて、本年4月より、知事部局の児童相談所より児童福祉司と児童心理司の2名の方を少年サポートセンターに派遣いただき、このセンターをかなめといたしまして、教育委員会、児童相談所、警察の一体化、いわゆるワンストップ化の実現を図ることを計画しております。平成26年度当初予算案の中には、こうした少年サポートセンターの拡充に伴う資機材の調達等に関する予算も計上させていただいております。こうしたワンストップ化が実現すれば、四国の中では初の実現となるというふうに考えております。県警察といたしましては、これらの施策により、少年の規範意識の向上や立ち直り支援のための関係機関の連携強化を図り、よっ

て少年非行の抑止を効果的に進めてまいり所存でございます。

以上、大きな2点目といたしまして、少年非行対策について御説明を申し上げました。

冒頭にも申し上げましたとおり、高齢者の交通事故対策、それから少年非行防止対策の2点は、県警察といたしましても当面の喫緊の課題と捉えておりまして、平成26年度当初予算案の中におきましても重要な柱とさせていただいております。ただいま御説明申し上げました点に御理解を賜り、適切な御審議をいただきますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○13番（中西哲君） それぞれ御丁寧な、そしてまた前向きな答弁いただきましたので、再質問はいたしません。

知事、景気動向ですが、私の感覚では、ここ20年くらい波がありました。大都市圏、東京や大阪で景気がいい、そう言われてから一、二年たって高知県に波及する、景気が落ちるときは真っ先に落ちるとというのがここ20年くらいの経過でした。今回に限っては、大都市圏と一緒に高知県の景気がよくなりつつある数字がもう既に出ています。これいろんな要素があると思うんですが、私は知事の進める産業振興計画も大きな成果じゃないかと思っております。執行部の皆様が一丸となって、今後もこの産業振興計画、熱心に取り組んでいかれることを期待して、質問を終わります。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（森田英二君） 暫時休憩いたします。

午後0時49分休憩



午後1時50分再開

○副議長（黒岩正好君） 休憩前に引き続き会議

を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

37番吉良富彦君。

（37番吉良富彦君登壇）

○37番（吉良富彦君） 私は、日本共産党を代表して、以下、質問を行います。

政府は4月から消費税増税を実施する構えですが、生活、経済の実態からいっても増税できる環境ではありません。今月5日に厚生労働省が発表した毎月勤労統計調査によれば、実質賃金は6カ月連続で低下、名目賃金が伸び悩む中で、物価上昇が加速し、実質賃金が前年比マイナス1%半ばと急速に低下しています。中でもニッセイ基礎研究所のレポートは、食料、電気代、ガソリンなど生活必需品の物価上昇率が相対的に高く、賃金低下の実態は統計以上となっていると指摘しています。

政府によれば、来年度の物価上昇率は消費税込みで3.2%です。その上、社会保険料の負担もふえるので、4から5%程度の賃上げがないと、可処分所得は低下します。高齢者の年金も減っています。

増税への懸念は企業も同じで、1月の衆議院調査局の「最近の企業動向等に関する実態調査」によれば、回答した1万社のうち、直面する経営課題として、1位は「消費税引き上げに伴う価格見直しや売上高の減少懸念」が33.9%、それに続き、「円安でのエネルギー関連・原材料費の高騰」、また「民間消費の減退による売上高の低迷」と、それぞれ30%前後が続きます。

実質賃金が低下しているもとの増税すれば、一層景気が落ち込み、結局、税収も減る。1997年の失政の繰り返しになることは明らかです。

消費税増税は、県民の暮らし、県経済へ極めて深刻な影響を与えたいと思いますが、知事に見解をお聞きします。

政府の説明では、消費税増税による税収は国と地方合わせて5兆円です。しかし、社会保障4経費、これは現在の32.9兆円から来年度36.6兆円と、3.7兆円ふえるだけです。しかもその3.7兆円には、定率減税廃止の2.8兆円で既に国民が負担しているはずの年金の国庫負担2分の1の置きかえ分2.95兆円を含めており、新たに社会保障の充実に回るのはわずか0.5兆円、つまり5,000億円、増税分の1割で、社会保障費の自然増分にも届かない額です。消費税増税分は社会保障に使うという説明は、国民をごまかすものであったと言えます。ですから、増税されたにもかかわらず、介護保険の軽度者の切り捨てや、前期高齢者70歳から74歳の医療費の窓口での支払い増など、サービス切り捨て、負担増メニューがめじろ押しとなるのです。

社会保障の面でも県民の暮らしの不安が強まり、消費が低迷すると思うのですが、お聞きいたします。

次に、消費税に頼らない景気対策の方向性についてお聞きします。

デフレ不況の原因は、非正規雇用の乱用と拡大、賃金低下の一方で、大企業の内部留保がたまり続けていることです。ゆえに、日本共産党は、賃上げを大企業には内部留保での対応で、また、雇用の7割を占める中小企業へは、国が最低賃金引き上げ支援と減税とのセットでの大胆な経済政策に乗り出すことが必須であることを、国会でも一貫して提案してきました。

ここ5年で一気に最低賃金を200円引き上げ、あわせて中小企業支援に8,800億円の減税費用を投じたアメリカでは、最賃を上げた州のほうが雇用や中小企業の経営が改善したことから、当初賃上げに反対していた経営者らも、「最賃引き上げはビジネスにも、地域社会にも利益となる」と声明を出しています。業績がよくなったから上げるのではなく、最賃引き上げが業績を伸

ばすと言っている点が非常に重要です。フランスも、最低賃金引き上げに3年間で2兆2,800億円、社会保険料の事業主負担分の軽減を投じています。日本の支援策は、3年間でわずか111億円しかなく、抜本的な政策転換が急務です。

我が党の質問に対し、麻生副総理は、大変参考になった、たまった内部留保が賃金や配当、設備投資に回らずじっとしている状態は異常だ、安倍首相も、重要な御指摘があった、我々も研究しなければならないと答弁しています。中小企業への支援とセットで最低賃金を引き上げるということは、高知県の地域経済を活性化し、若者定住、少子化対策にとって極めて重要な施策だと思います。

県として、中小企業への支援とセットで最低賃金を引き上げることを国に対して積極的に提言する必要があると思いますが、知事の見解をお聞きします。

高知県の最低賃金は664円です。この金額では、週40時間目いっぱい働いても、年間で約138万円にしかなりません。自立して結婚、子育てできる賃金ではありません。

こうした最低賃金の現状をどう認識しているか、自立できる賃金、生活費の実態に合った賃金など、よく研究もし、国に提案する必要があると思うが、お聞きいたします。

2月7日に行われた日米共同統合防災訓練では、天候不順を理由にオスプレイの参加が中止になりました。私たちは、重大事故が続き安全性に懸念のあるオスプレイ利用に一貫して反対してきました。飛行機としては翼の面積、ヘリコプターとしては回転翼の面積が小さく、失速しやすい構造上の弱点を持ったオスプレイの安全性を確保するために、県が、高度、進入コースの極めて厳格な運用を求め、確認を求める対応をとったために、あのぐらいの天候不順でも対応不能と判断したのではないかと考えられま

す。県民の命と財産を守るための防災訓練に、安全確認の対策をとらなくてはならないオスプレイを参加させること自体が、根本的矛盾です。

中止の経過と原因についてどのような説明を受けたのか、危機管理部長にお聞きします。

また、民間機も自衛隊機も飛行可能な天候でも飛べなかったことが証明された今、今後、防災訓練にあえて加える必要はないと思うのですが、知事の見解をお聞きします。

そもそもこの訓練について、元防衛庁長官である中谷元衆議院議員は、オスプレイ訓練の分散、自衛隊も在日米軍も災害派遣のためではないと9月13日付高知新聞にあけすけに述べているように、訓練の目的は、オスプレイの日本全土での本格的な運用にあります。

事実上のオスプレイの軍事訓練の固定化または拡大につながる危険はないのか、知事にお聞きします。

東日本大震災を初め各地での災害現場で活躍する自衛隊の姿を見て、南海トラフ巨大地震においても自衛隊の役割に多くの県民が期待を寄せていると思います。

ところで、南海トラフ巨大地震の被害範囲は、関東から中部、近畿、中国、四国、九州の広範囲にわたります。例えば、最悪想定で死亡人数が1万人を超えるところは、静岡、愛知、和歌山、三重、徳島、愛媛、高知、大分、宮崎の9県となっています。

長年、自衛隊の活動を追跡し報道している東京新聞論説委員の半田滋さんが昨年著した書「改憲と国防」第2章冷戦後の自衛隊PKO20年の中で、これら広範囲の災害に対応する自衛隊の全国レベルの防災計画がなく、近くの駐屯地にいる陸上自衛隊が必ず助けに来てくれると信じている、しかし自衛隊は政府からの命令に従って、より優先順位の高い施設や地域に移動する可能性が高い、地元にはいない自衛隊を当てにし

て計画をつくっても意味がないという自衛隊幹部の声を紹介しています。

そこで、危機管理部長にお聞きします。

現在、地元の自衛隊丸ごとが高知で救助活動に当たるという保証はあるのか、南海トラフ巨大地震において政府の計画で第50普通科連隊はどう位置づけられているのか、また、県の出動要請などはどのような経緯を経て実行に至る計画なのか。

また県としては、本来、地域の常備消防力を強化し救助活動の核にしてこそ防災力を担保できると考えるものですが、どう取り組まれているのかもお聞きしておきます。

関連して、米軍機の低空飛行訓練についてお聞きします。

本県における米軍の低空飛行訓練は、横須賀を母港とする米空母艦載機と、岩国基地に所属する米海兵隊の艦載機によるものであり、1994年には米空母インディペンデンスの所属機が早明浦ダムに墜落、1999年には岩国基地所属の米海兵隊機が土佐沖に墜落、県民の訓練中止を求める声は頂点に達し、県議会においても中止を求める意見書を可決しています。また、2011年11月には、本山町での消防防災ヘリを使った訓練と同時刻に3機の米軍機が超低空で飛来するなど、県民の命を守る防災ヘリ、ドクターヘリの運航も危険にさらされています。

そうしたもとの、2012年1月19日、年末から頻発した訓練に対し、知事名で外務省と防衛省に対し中止要請をしたところ。米軍は、そうした県民の願いを無視し、夜間飛行訓練など、さらにひどい訓練を実施し、本山町では昨年、過去16年で最多の73回の訓練が確認されています。到底許されるものではありません。

県は、新たに騒音測定装置を増設するなど対策を強めていますが、低空飛行訓練中止を求める嶺北地域など県民の願いにどう応えていくお

つもりなのか、決意をお聞きします。

低空飛行訓練の問題の本質は、アメリカ本国はもちろん、日本と同じ敗戦国であるドイツ、イタリアでも許されない住宅密集地で訓練が実施されていること、住民にも全く知らされず好き勝手に実施されているという、民主国家ではあり得ない異常さにあります。

被害を受けている他県、あるいは知事会とも共同し、米本土などでの運用規定を参考に、異常な訓練への対応を政府に迫るべきではないか、お聞きいたします。

今月2日に、共同通信と徳島新聞、四国新聞、愛媛新聞、高知新聞が、合同世論調査の結果を報道しました。伊方原発の再稼働について、反対、どちらかといえば反対は60.7%で、賛成、どちらかといえば賛成36.3%を大きく上回りました。原発の安全性について、86.9%が不安、やや不安と回答しています。

再稼働反対の声をどう受けとめているのか、知事にお聞きします。

また、再稼働への自治体の同意について、「原発から30キロ圏の市や町に加え、山口県や四国4県の同意も取るべきだ」と答えた方が48.6%、「30キロ以内にある愛媛県6市町や山口県上関町の同意も取るべきだ」30.0%となっており、これまで同様「愛媛県と伊方町が同意すればよい」は13.9%しかありませんでした。事故が起これば広範囲にわたるわけですから、当然の声と言えます。もともと、立地自治体だけの同意というのは、格納容器は壊れず、原発事故の影響は原発敷地内にとどまるという虚構の前提に立ったものです。

原発立地の愛媛県と伊方町だけの同意でよいという枠組みは実態に合っておらず、見直しを提案すべきだと考えますが、知事の見解をお聞きします。

四国電力は、伊方3号機の再稼働に向けて、

規制委員会の審査を受けています。私たちは、立地審査指針が削除され立地自体が問われていないこと、避難計画の実効性が判断材料にないこと、シビアアクシデント対策が追加的で、基本設計から見直しがなされていないこと、何より福島原発事故の原因がわかっていないことを指摘し、再稼働の条件はないことを指摘してきました。

さらに、ここに来て、新たな、しかも根本的な問題が指摘されています。電力各社の申請では、基準地震動及び基準津波の評価が二重基準となっている問題です。

津波の波源評価については、土木学会の指針が2002年に発表されていますけれども、それに基づいて武村式が用いられています。しかし、同じ断層で基準地震動を導く場合、電力会社は入倉式を用いています。入倉式を使った値は、武村式を使った場合の4.7分の1になります。伊方原発の基準地震動、入倉式の値は570ガル。土木学会指針、武村式の値は4.7倍の2,680ガルとなります。四国電力は、基準地震動の2倍までの裕度を持っていると説明しますが、全く足りず、重要機器が壊滅する値です。2,000ガル以上になるという岡村眞教授の指摘とも一致します。

この両評価の違いは、それぞれのもとになった地震データの違いにあります。入倉式は、世界中の244の地震から抽出した、米国、中国等のアジア、南米、トルコ、イラン等の約40の地震データをもとにしており、その中で日本国内地震は福井地震のみです。他方、武村式は、全て日本国内の地震データに基づいています。武村式が大きな地震規模となるのは、日本の地震の特性を反映しているためです。

昨年8月21日の原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合で、島崎委員は、「今までの評価指標がまるっきり、津波はこの手法、地震はこの手法って分かれてますけれども本来の地

震は共通なものですので、それやはり近づける方向が望ましいと思います」と述べています。何より入倉氏自身が、2012年5月に放送された「検証・伊方原発 問い直される活断層」の中で、私は570ガルを見直すべきだと思っている、東日本大震災から何を学ぶかが非常に重要と述べられています。

これまでの安全神話を真摯に反省するなら、より安全側に立った土木学会指針である武村式を採用すべきであると思いますが、林業振興・環境部長にお聞きします。

一方、四国電力が再稼働を申請している伊方3号機は、プルサーマル運転で、しかもステップ2燃料とMOX燃料を組み合わせた全国で唯一の原発です。プルサーマル運転は、世界的にも運転実績が少ない、制御棒のききが悪い、熱効率が悪く割高である、使用済み核燃料は発熱量が大きく、より長期の保管が必要である、死の灰の量が多く、事故の影響が一般の原発よりも大きい等々、繰り返し問題点を指摘しました。

なぜ、早期に再稼働が必要と言いながら、より危険で割高で住民の理解が得にくいプルサーマルに固執するのか、この点はどう考えても道理がないと思いますが、林業振興・環境部長の所見をお聞きします。

次に、原発再稼働コストと電力料金にかかわってお聞きします。

2013年の貿易赤字が11兆4,800億円となりました。アベノミクスによる円安誘導により輸入額が大きく膨らんだこと、一方、伸びるはずだった輸出量は逆に1.5%減少したことによるものです。これら輸入額の増加は原発停止の影響というイメージが流され、再稼働を求める声なども聞かれました。

しかし、日本エネルギー経済研究所の永富悠研究員は、この6日のテレビ番組で、2010年から2013年の化石燃料の輸入額増加10兆円のう

ち、量の増加分はわずか1.3兆円であり、円安誘導の為替影響がその3倍近くの3.5兆円あることなど、量以外の要因が9割近くを占めていると指摘しました。特に2012年と2013年の比較では、輸入量は省エネの推進などで0.2兆円減少、価格の影響も1.3兆円に縮小する一方、為替の影響が5.2兆円と高くなっていると数値で示し、アベノミクスによる悪影響を指摘するものとなっています。

つまり、無謀な金融緩和をやめ、エネルギー効率が1.5倍となるコンバインドサイクル式火力発電の導入などに力を注げば、十分安価な電力が提供可能であり、再生可能エネルギーの普及とあわせ、健全な経済の再生に資することとなります。

燃料費増に対する原発停止による影響は極めて限定的であり、主要な要因はアベノミクスによるものだと思うが、林業振興・環境部長にお聞きします。

1月30日に、四国電力の昨年4月から12月の決算が発表されました。経常損益62億円、純損益は46億円となっています。決算概要によれば、値上げでの収入増は177億円であり、値上げがないとすれば、ざっと経常損益は約240億円、年換算にいたしますと320億円です。

しかし、原発は、発電しなくても巨額の固定費がかかります。2012年度、発電ゼロの原発の経費が574億円でした。今期も同様の経費が発生していると考えられ、原発コストがなければ値上げなしで黒字だったことが読み取れます。四国電力は、原発再稼働できなければ再度の料金値上げの検討が必要と述べていますが、原発固執こそ値上げの要因です。

知事は、原発なしで安価な電力が供給できるのかとしばしば発言しています。しかし、この決算や固定費を考慮し、さらに事故の補償、除染費用、汚水対策、困難な廃炉作業、使用済み

核燃料の処理コストなどを考えれば、原発がいかに高額な電力なのかは明らかです。

この期間の原発コストは幾らになると把握しているのか、また、原発なしでは安価な電力は供給不可能とお考えか、知事の認識をお聞きいたします。

次に、土電問題について、副知事にお伺いします。

昨年12月議会で副知事は、予算の凍結解除には、「土佐電鉄が生まれ変わったということが県民の目に見える形で示され、信頼回復を得ることが重要である」と答えました。そして、今回、凍結解除の判断をされましたが、県民から、本当に土佐電鉄は生まれ変わったと言えるのか、一連の問題をうやむやにすべきでないなど、厳しい声が上がっています。

新役員体制については、2人の新任取締役以外、事業の継続性を理由にして、旧経営陣がそのまま残っています。これまで、暴力団問題を初めとする一連の問題、またコンプライアンス、コーポレート・ガバナンスの欠如という企業体質を醸成、温存してきた役員であります。とりわけ、特殊株主から暴力団問題を直後に直接聞きながら、監査役の役割を果たしたとは言えないなど、元県警幹部の経歴を持つ常勤監査役の留任など、経営体制の一新と言えるのか。また、新任の代表取締役社長は、暴力団問題が表面化する前年度までの2年間、県の運輸担当理事を務めてきた方ですが、在任期間を含め長期にわたって維持されてきたあしき体質にメスを入れ改革を実行できるのかというのが、少なくない県民の率直な思いであります。

この間、私たちは、予算の凍結解除に当たって、議会のチェック機能を果たすためにも、議会として直接土電から話を聞くべきだと主張してきました。同時に、県議会議長への就任挨拶だけでなく、談合事件のときのように、土電み

ずからが進んで県民を代表する議会に説明責任を果たすべきではないのか、そのことが経営体制を名実ともに一新した、土電が生まれ変わったということを県民に示すことになるのではないのでしょうか。

こうした県民の厳しい声をどう受けとめるのか、また、土佐電鉄が生まれ変わったとした根拠、予算凍結解除を判断した根拠について副知事にお伺いします。

1月27日の中央地域公共交通再構築検討会では、土電側から報告書が出され、コンプライアンスに関する改革は道半ばと認識している、政務調査費の領収書発行問題は事実の把握に努める、また、今回の問題について、なぜ起こったのか、どこに問題があるのか探っていく等と述べています。そして、副知事も、土電みずからが検証して日々チェックするよう求めています。

領収書発行問題はもちろん、優待航空券、税務調査、暴力団問題など一連の問題の引き続く究明と検証、県民への説明責任を果たすことに真摯に向き合うかどうかが問われています。それらがなされて初めて県民の信頼回復を得ることにつながると考えるものでありますが、副知事の所見と今後の対応についてお聞きいたします。

次に、今回の事態を踏まえて、県民の人権とも言える移動手段の維持、充実、働く人々の雇用の確保と労働条件の改善を図ることが求められています。過疎化と少子化、人口減少、高齢化が進む中で、この取り組みは、課題解決先進県を目指す先駆的な挑戦でもあります。

これまでたびたびバス一元化問題が議論されてきましたが、現実化するチャンスでもあり、県行政の積極的、大胆な役割発揮が必要です。韓国のソウル市などでは、バスを民間から準公営に移管、いわゆる民間委託するなどし、公共交通を拡充しています。2004年に始まり、検証

も必要と思いますが、こうした国内外の交通事情、公共交通維持・充実の経緯なども学び、取り入れることも検討すべきであります。

県中央地域の公共交通再構築を目指す今後の検討方向、スケジュールについて、副知事にお伺いします。

最後に、県議会としても、2度にわたる県議会決議に責任を持ち、県民の負託に応えるために、議会としてのチェック・監視機能を果たすべく、引き続き真相の究明に取り組むことを強く求めておきたいと思っております。

次に、県の職員研修での公務員の服務規程に関し、総務部長にお聞きします。

公務員も主権者であり、憲法の思想・信条、結社の自由を初め政治的自由が認められるのが民主国家の常識です。フランスは、一切の規制が存在せず、イギリス、ドイツも幅広く政治活動を保障しています。ILO151号条約は、公務員も他の労働者と同様に、結社の自由の正常な行使に不可欠な市民的、政治的権利を有すると規定しています。

その点で、日本の現状は極めておくれているという根本問題がありますが、それでも地方公務員は、政治団体に属すること、公務時間外に一個人として友人に政党の支持を訴えること、友人に政党、政治団体の加入を勧めること、知人に募金を訴えること、政治団体機関誌の配布を手伝うことは自由にできます。また、選挙に関係のない署名や組合の要求の署名運動は、選挙期間中であっても自由にできます。これらは憲法の規定から当然です。地方公務員法36条における内容を定めた通知昭和26年3月19日地自乙発第95号でも、その制限する政治活動の内容は、政治団体の役員になることや運動を主宰することなどに限定されています。

地方公務員が一個人として行う政治活動まで禁止されているのか、総務部長にお伺いします。

国家公務員は、地方公務員と違い、刑事罰が適用されるなど、より政治活動が厳しく制限されていますが、その国家公務員でさえ一律に政治活動が制限されているわけではありません。休日に職場と離れた地域で政党の機関誌を配布したことが国家公務員法と人事院規則に違反するとして逮捕され、裁判となった堀越事件で、最高裁は、1974年の猿払事件判決を、不必要に規制が広過ぎると退け、2012年12月7日、行政の中立的運営や国民の信頼の確保を侵害する抽象的危険性すらないとして、無罪を確定しました。判決は、憲法21条1項の表現の自由は民主主義国家の政治的基盤を根源から支えるもの、国民の基本的人権のうちで最も重要なものと指摘しています。

ところが、県職員研修中、公務員倫理の理解度テスト設問11の解答で、機関誌の配布、政治団体への勧誘、署名運動を企画したりなどと示し、他人に働きかける政治活動が一切禁止されていると、法的に誤った解答を正解としています。最高裁判決に照らすなら、民主主義国家の政治的基盤を根源から揺るがす内容です。

この誤答を正解とした内容のテキストはいつから利用され、受講者数は何人か、また、直ちに設問並びに解答説明文の削除、変更など、是正すべきものであると考えますが、対応をお聞きします。

さらに、受講した職員に誤った認識が定着しているのではないかと危惧されますが、どう対処なさるのかもお聞きします。

また、こうした内容が問題にならず、広く研修材料として使われてきたことに、基本的人権について軽視する風潮、体質があるのではないかと危惧するものです。

改めて、憲法21条の意義をしっかりと踏まえた研修にする必要があると考えるものですが、見解をお聞きします。

次に、県立高等学校再編振興計画案策定について、教育長にお伺いします。

高知南高校を高知西高校に統合するとする県教委事務局案、つまり県立南中・高の閉校、廃校案に、生徒、保護者、地域住民から強い反対の声が渦巻いています。すぐさま統合案の撤廃を求める陳情書がつくられ、この21日には9,080名、27日には在校生も保護者の皆さんと一緒に集めた5,773名、合計1万4,853名もの署名とともに、森田県議会議長、中澤教育長に提出されました。県民、当事者を抜きに一方的に再編振興計画を策定、強行することは、許されるものではありません。

子供たちは閉校を知り傷ついている、高校入試の願書を出したが、閉校になる学校に行きたくない、合格してもやめられるのか、クラブ活動をずっと続けていけるのか、こんな思いを1,000人の生徒たちが毎日している、1,000人の生徒たち、そして教員も動揺している、「高知家」と言いながら何で子供をいじめるのか、閉校になった仁淀高校に学んだ保護者、追手前小学校に学んだ子供たちもおり、私たちの母校を全て奪ってしまうのかなど、不安と怒りとも言える声広がっています。また、高校普通科への進学機会が縮小される、市内から郡部へ出ていかざるを得ない子供がふえる、子供たちにリサーチしたのか、当事者の意見を全く聞いていない、納得できない限り受け入れられないなどの意見が出されています。

こうした子供、保護者、地域の思いを教育長はどう受けとめているのか、お聞きいたします。

1月末の統合案の突然の発表により、生徒、保護者、地域に大きな不安と衝撃を与えました。県教委事務局案といえども、少なくとも当事者に事前に説明をし意見を聞くことをすべきであったことは当然であります。その上、生徒に直接向き合っている当該校長はもとより、教職

員にも一切事前の報告、説明をしていません。また、直接かかわる高知市立中学校校長会にも、事務局案作成過程での意見聴取もしておらず、今回の発表についての事前説明もされていません。その後、要請されて開いた校長会で厳しい意見が出されたとも伺っていますが、余りにも当然のことです。

これらの経過は、生徒や現場、県民不在の強権的とも言える教育行政の姿勢を示していると言わざるを得ません。厳しく反省を求めるとともに、一連の経過について教育長の見解をお聞きします。

次に、高知南高校統合案の理由の一つに、生徒数の減少への対応が上げられています。再編振興計画の基本的な考え方案では、適正規模としているのが1学年4学級から8学級です。今後、生徒数が減少していく中であっても、生徒の個性や進路希望などが多様化する状況に対応し、習熟度別の学習指導など、きめ細やかな指導ができる体制を確保できるとしています。

県の実施計画検討案では、この適正規模4学級から8学級は、2022年度、平成34年度も基本的には維持できる見通しとなっています。南高校を含めて、きめ細やかな指導ができるということでもあります。それをわざわざ、同じ適正規模でも、中央部は1学年6学級以上必要としており、全く合理的根拠があるとは言えません。また、特定の高校の規模を維持するために特定の学校を廃止することは、県民的な納得を得られるものではありません。

郡部や中山間地の高校を存続させ、教育の機会を保障するために、1学年1学級以上、そして生徒数20人以上とする新たな対応を提案しています。

それならば、中央部においても適正規模基準を堅持し、中山間地域と同様に教育を受ける権利をひとしく保障していく、また必要な体制の

整備を行い、財源の投入も求められると考えるものですが、教育長の見解を求めます。

もう一つの統合理由に、南海トラフ地震への備えが言われています。子供たちの命を守り、被災後は一日も早い学校再開が求められていることは言うまでもありません。さきの議会総務委員会では、県教委は、津波被害については、地域住民の避難ビルにも指定されており最善の対策をとっている、問題は長期浸水対策、早期の学校再開だと言われました。計画の基本的考え方案では、適地への移転の検討も示されています。

であるならば、高知南高校や高知工業高校を含め、長期浸水区域にある6校の対応もあわせて示すのが責任ある態度であり、高知南高校だけの統合、廃校への口実に使うことは許されません。教育長の見解を求めます。

次に、南高校を統合し、西高校に中学校併設、これまでの英語科をグローバル教育科に変更、そして国際バカロレアコースを設置するという再編振興計画案についてであります。

これまでの南高校の国際理解教育や西高校の英語科とは全く異質なものであり、これまでの評価や検証が行われていません。また、新しい国際バカロレア構想は、海外の大学へ入学できる資格を取ることを目的にし、6科目必修、うち3科目の授業は英語で実施しなければなりません。国内では現在、インターナショナルスクールなど私立学校だけで取り組まれているのみであります。

国際的、世界的な視野に立った教育、また人を育てることは、一般的には誰も否定するものではありません。

しかし、今、高知県で、海外の有名大学への受験資格を取得できるという特殊なコースを必要としているのか、また公教育がそのことに力を注ぐことが適切なのか、子供や保護者のニー

ズがあるのか、外国語で授業できる教員の確保や体制が確立できるのか、検討すべき数多くの問題があり、決して前のめりに進めるべきではなく、慎重に検討すべきだと考えますが、御見解を伺います。

最後に、今回の高知南高校統合案、事実上の廃止案は白紙に戻して、少なくとも複数案を示して県民の意見を聞くべきではないか、教育長にお聞きします。

次に、臨時教員の不当な処遇の解消問題についてお聞きいたします。

文科省の調査では、2012年度の非正規教員数は、公立小中学校で11万8,000人、16.1%、この中には臨時的任用教員が6万2,581人、非常勤の講師が5万581人含まれていますが、非正規率は小学校で17.23%、中学校で18.5%、高校で23.86%、障害児学校で23.21%で、市区町村費などで任用されている非正規教員を含めると20万人、学校単位の平均では5人に1人にも上る数になっています。

県内の臨時教員数は、2012年度で960人、これに市町村負担の任用などを合わせると、全教員数の13%に上っています。そのうち定数内臨時教員数は、本年度、小学校で63名、中学校が141名、県立高校143名、特別支援学校97名、合計444名もの本来正規教員が担うべき枠が埋められていません。

4月初初から、定数内、定員籍としての学級担任が非正規教員で充てられるなど、臨時、非常勤の安易な乱用で、産休、育休、病休などの代替教員が配置できず、先生がいない教室が長期化、常態化しています。そのため、他クラスの担任や教頭、専科教員などが入れかわり立ちかわりクラスに入り急場をしのぐなど、児童生徒が安心して継続的な学習に取り組めず、また本来つくべき業務につけないなど、学校運営上大きな支障を来すこととなっていることは、ま

さに教育の根幹にかかわる重大問題と言えます。

こうした非正規教員の増大と常態化が学校教育に与えている影響についての教育長の見解をまずお聞きいたします。

そもそも、教員の給与は義務教育費国庫負担制度で保たれていますが、国は、負担対象から共済費や退職手当、児童手当などを次々と外し、2004年度からは対象は給与本体だけとなりました。その給与に対しても、国は2006年度から、国庫負担率をついに2分の1から3分の1へと引き下げ、不安定、不透明な一般財源化し、県負担をふやしてきました。

一方、2001年度からは、常勤の教職員定数を非常勤の講師の数に換算することができることとし、教職員定数を活用して非常勤の講師を任用することができるよう標準法を改変し、安上がりな教員配置、官製プアの臨時教員創出への道がつけられました。そして、2004年度からは総額裁量制を導入し、常勤、正規採用教員そのものの給与水準を引き下げても構わない道もつくりました。財政難と新たな教育課題への対応に苦しむ自治体は、窮余の策と、勢い正規教員の人件費圧縮と非正規教員の大量充当による対応への道を選択し、それが全国で5人に1人の非正規雇用の臨時教員数となり、絶対数不足での教室に先生がいない状況を恒常化させた原因であると言えます。

さすが文部省も、2013年度概算要求での説明資料で、「国の計画改善がないため、都道府県が先の見通しを持った計画的採用、配置が行えない。臨時的任用教員など非正規教員が近年増加傾向にあり、学校運営や教育の質の面で問題」と、国の責任を認めざるを得ないような認識を示し、その解消のための定数改善を図ろうとしていました。しかし、2014年度、その概算要求からは臨時教員に関する記述はなく、非正規教員の増加解消という問題意識すら消え去ってい

ます。

未来を担う子供たちの教育に必要な人材は、標準法での定員も、また各種加配教員も、正規雇用によって安定的に充足されるべきです。何年間にもわたって臨時、非常勤での不安定雇用を強いることは、児童生徒の継続的な学習を保障しないばかりか、本県教育に情熱を持つ人材の意欲を減衰させ、教育現場から離反させ、教育水準の低下にもつながるおそれも十分にあります。

教員の正規雇用をふやし、優秀な人材確保をするとともに、定数内講師の解消、臨時、非常勤での不安定雇用の漸進的縮減をどう図っていくのか、教育長の見解をお聞かせください。

また、給与本体の国庫負担率引き下げと一般財源化による本県の持ち出し分、その負担分の変化と見解をお聞きいたします。

次に、非常勤や臨時的任用などの教員が直面している不当な勤務条件の問題についてお聞きいたします。

地方公務員法22条による臨時的任用の教員は、臨時的であることが原則なので、任期は6カ月が上限で、更新は1回まで、最長で1年と決められています。ところが実態は、年度末に1日とか数日の空白を設けて、年度を越してすぐ臨時的任用で着任させ、何度でも何年間でも更新を繰り返すという脱法的なやり方が行われています。これは、地方公務員法17条による非常勤の教員についても同様に行われています。

本県では、臨時教員は3月24日に退職とされ、3月25日から4月3日まで10日間は空白期間を設け、次年度に再度任用することが慣例となっています。この空白期間が大きな不利益をもたらしており、その一つが健康保険や厚生年金の問題です。

これらの加入資格が発生するのは、月末日に雇用されていることです。3月31日に在籍して

いないと脱退手続が行われるので、健康保険や年金が継続せず、臨時教員みずからが国保と国民年金への切りかえのための加入手続をとることになります。保険証は事前に返却を求められて、交付までの期間は10割負担での受診が強いられます。また、毎年3月は国民年金への切りかえを余儀なくされるので、年金額にも当然不利益が生じることとなります。

第185回臨時国会の参議院文教科学委員会で、我が党の田村智子議員がこの問題を取り上げ、「一日若しくは数日の空白期間があるという者の場合、引き続き健康保険、厚生年金の被保険者になるか」との質問に、厚生労働省は、「事業主と被保険者の間であらかじめ次の雇用契約又は任用の予定が明らかであるといったようなケースで事実上の使用が継続していると認められる場合には、被保険者資格は継続する」と答弁し、年金機構に対して必要な周知、指導を図る旨回答いたしました。そして、本年1月17日、厚労省は、保険局保険課長並びに年金局事業管理課長名で、日本年金機構に対して、「厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格に係る雇用契約又は任用が数日空けて再度行われる場合の取扱いについて」を通知し、適用事業所等に対する適切な周知、指導等を求めました。これにより、各年金事務所は当該事業所に対して周知、指導等を行うこととなり、教育委員会及び教育事務所もその対象となります。

県教委は、1日短くするとお聞きしていますが、年度末に空白期間を置くことによってこうむる不利益は、これら保険や年金以外にもまだあります。臨時教員は3月24日で任用が切られますが、臨時教員は学校に出向いているのが実態です。3月31日に勤務していない者はその月を雇用していないことになるので、3月分の社会保険料の事業者としての負担を県は免れています。さらに、4月に新たに着任した場合、月

初めの1日の在籍が通勤や住居手当など各種手当を受ける資格要件となっており、4月分の支給も免れています。

学校に必要な教職員は正規で配置することが基本であるにもかかわらず、国の総額裁量制や安上がりな定数政策に乗って臨時教員を充て、正規教員と同じ仕事をさせておきながら、健康保険、厚生年金、通勤手当や住居手当など各種手当の不利益な処遇を事実上強いている現状について、教育長の認識をお聞きます。

今回の国会質問により、任用期間終了の時点では再度の任用が決定していなくても、空白が短期間である場合には、健康保険、厚生年金の被保険者の資格を喪失させない扱いをする自治体がふえると考えられますが、現にそういった扱いをしている自治体も既にあります。

正規教職員との均等待遇を図ることは、文部科学省や都道府県教育委員会などの責務であり、9日間と全国で一番長い空白期間を置いている本県は、この機会に臨時教員の処遇改善を図ることは急務だと考えるものですが、教育長の見解をお聞きいたしまして、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 吉良議員の御質問にお答えをいたします。

まず、消費増税の県民の暮らしや県経済への影響について、また社会保障の面でも県民の暮らしの不安が強まり、消費が低迷するのではないかとのお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

従前より申し上げておりますとおり、私は、確実に進行する少子高齢化などの社会情勢の変化に対して、しっかりと財源に裏打ちされた持続可能な社会保障制度を確立するためにも、消費増税は必要であると考えております。全国に先行して少子高齢化が進んでいる本県にとりま

しても、しっかりとした社会保障制度が確立されるという点で、また若い世代の暮らしを支えるという点でも、飲まざるを得ない苦い菓だと思っております。

消費税引き上げに伴う増収分およそ5兆円は、全て社会保障の充実、安定化に使われることとなっております。具体的には、社会保障の充実として、子ども・子育て支援や医療・介護の充実などに0.5兆円、また社会保障の安定化として、基礎年金の国庫負担に2.95兆円、後代への負担のツケ回しの軽減に1.3兆円充てられることとなっております。

社会保障の充実という面では、増収分のおよそ1割でございますが、今後の高齢化の進行に伴う社会保障経費の増加や、国、地方を通じた厳しい財政状況を考えますと、社会保障の安定財源の確保とその将来へのツケ回しの回避に取り組んでいく必要もあります。それら2つのことを同時に達成するという観点から、私は、今回の社会保障と税の一体改革は理解できるものでございますし、社会保障の安定化を図りますことが国民の皆様の安心感にもつながるのではないかと考えております。

他方、消費増税に伴い、県民の皆様の暮らしや県経済への影響が懸念されることも事実でございます。そのため、まずは国におきまして、本年度の補正予算に計上されております、増税による痛みの部分を緩和するための低所得者や子育て世帯に対する臨時の給付金措置などを確実に行っていただきますとともに、消費増税に伴う駆け込み需要とその反動減を緩和し、回復基調にある景気の下振れリスクに対応する経済対策を着実に実行していただくことが重要でございます。その上で、企業収益の拡大が賃金の上昇や雇用の拡大につながり、それが消費の増加を通じてさらなる景気回復につながるという経済の好循環を実現していただきたいと思っ

ております。

県としましても、県経済が国全体の景気回復のトレンドとしっかり連動できるよう、引き続き、地産外商を中心とする産業振興計画を強力に推進してまいりたいと考えております。

次に、中小企業への支援とセットで最低賃金を引き上げることを国に対して積極的に提言する必要があるのではないかとのお尋ねがございました。

昨年、政府が策定しました成長戦略の中には、持続的な経済成長に向けた最低賃金の引き上げのための環境整備、これが盛り込まれております。また、経済の好循環を実現するため、政府、経済界、労働界で構成された会議においても、共通認識に立って、最低賃金も含めた賃金上昇に向けて取り組むことが確認されているところです。

最低賃金の引き上げにつきましては、県民生活に直結する大きな問題であると認識しておりますが、中小零細企業においては、単に最低賃金を引き上げるだけでは事業自体の継続が困難になることも懸念をされます。この対策として、まずは中小零細企業の体力をつけていくことが何よりも重要であると考えていますし、政府においても、最低賃金の上昇を目指して、平成26年度予算案に、中小企業が実施する労働能率を高める取り組みへの支援など、拡充策が盛り込まれております。

最低賃金の引き上げには、こういった支援策のさらなる拡充が欠かせませんので、まずは賃金上昇に向けたこれからの国の動きを注視してまいりたいと考えています。また、県としましても、県内の中小零細企業の体力をつけるため、産業振興計画に全力で取り組み、企業収益の向上や県内の賃金水準の引き上げの動きにつなげてまいりたく努力を重ねてまいります。

次に、最低賃金の現状や実態などについてお

尋ねがございました。

本県の最低賃金は、中央最低賃金審議会から示される目安も参考にしながら、公益、労働者、使用者の3者で構成される高知地方最低賃金審議会です。十分に審議された上で高知労働局長に答申され、決定されております。地方審議会では、労使間で、本県の経済状況や、現在の最低賃金と生計費との格差、地域の中小零細企業の経営状況、また今後の景気動向といったことが議論され、最終的には公益委員が調整を行い、答申の内容が決定をされているものであります。議員のお話にありました平成25年度の最低賃金額の664円は、こういった手続を踏まえて適正に決定されているものと承知をしているところでございます。

県としましては、この最低賃金額が少しでも引き上げられていきますよう、さまざまな取り組み、全力を挙げてまいりたいと考えているところでございます。

次に、日米共同統合防災訓練に関して、今後の防災訓練へのオスプレイの参加についてのお尋ねがございました。

先日の防災訓練では、訓練の一部が中止となりましたが、訓練までの準備段階での調整や、自衛隊や医療救護チーム、そのほか関係機関の連携が図られたことは大変意義があったと思っております。

オスプレイについては、県民の皆様方の安全性への懸念が払拭されていないことから、防衛省に対して安全性についての配慮を求めてきたところであり、防災訓練であるからこそ無理をせず、天候も含めた安全性を重視した結果ではないかと考えています。また、米軍機だけでなく、県外から訓練への参加を予定していた自衛隊のヘリや救難飛行艇も、当日の天候によって本県への飛行を取りやめております。

なお、オスプレイは、昨年フィリピンでの台風被害に対する災害支援活動においても人命

救助や人道支援活動に従事したと承知しており、今回の防災訓練にオスプレイが参加できなかったということをもって災害時の有効性を疑問視するべきではないと考えております。

また、一般論として申し上げます、災害時に使用する機材は限定されるものではなく、その時々々の条件で使用可能な機材でもって活動していただくものでありまして、気象状況が悪ければ、ヘリなどの航空機や艦船など、使用が制限される機材も当然出てくるものであります。だからこそ、日ごろからさまざまな機材で訓練を行うことが必要であると考えているところでございます。

次に、防災訓練の実施がオスプレイの軍事訓練の固定化や日本本土への拡大につながる危険はないのかのお尋ねがございました。

今回本県で行う予定であった防災訓練は、南海トラフ地震を想定した患者搬送や孤立地域への物資輸送など、その内容からも、災害対応の訓練、防災訓練でありますため、広域で甚大な被害が想定されています本県にとって、このような防災訓練は必要だと考えております。軍事訓練と防災訓練では、その目的から、おのずと内容が異なるものであり、防災訓練を実施することが軍事訓練の固定化や全国への拡大につながるものではないと考えております。

次に、米軍機の低空飛行訓練中止を求める県民の願いにどう応えていくつもりかのお尋ねがございました。

嶺北地域での米軍機の低空飛行訓練は、昨年は回数が大幅に増加しており、前年の2倍を超える合計86回の飛行回数を記録しています。特に4月以降は、近年目撃記録がなかった夜間における飛行訓練が16回、休日の飛行訓練が5回行われています。こうした夜間の飛行訓練や、日米合意で原則として避けることとされている休日の訓練は、住民生活への影響が大きく、特

に夜間は昼間よりさらに音が大きく響き、会話が全く聞き取れないといったような声も寄せられています。

従前から申し上げておりますように、沖縄の現状を考えますと、その負担軽減のために、訓練の県外移転が必要とされる際には、安全の確保を前提とした上で、全国で公平に負担を引き受けていくべきだと思っておりますが、他方で、本県では子供がおびえて泣き叫ぶような訓練が既に行われており、こうした過重な負担についてはぜひともやめてもらいたいと考えているところでございます。

次に、被害を受けている他県や知事会と共同し、対応を政府に迫るべきではないかとお尋ねがございました。

住民生活に大きな影響がある形での夜間や休日の飛行、日米合意で配慮を払うべきとされている学校や病院の上空、さらには早明浦ダムをかすめるような形での超低空飛行訓練など、異常とも言える訓練が繰り返される場合には、県として国に実情を訴えてまいりますし、オレンジルートの関係県も含め、全国知事会や四国知事会等と連携して中止の要請活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、原発再稼働についての一連の質問にお答えします。

まず、今月2日に行われた合同世論調査の結果をどう受けとめるか、また、再稼働への自治体の同意の枠組みについて見直しを提案すべきではないかとお尋ねがありました。関連しますので、一括してお答えをいたします。

御指摘の合同世論調査の結果につきましては、福島第一原発事故による被害の大きさやその影響が多岐にわたっていることに加え、再稼働の議論が現実味を帯びてきていることから、県民の原発に対する不安や緊張感が高まっていることを反映したものと受けとめております。現在、

原子力規制委員会において新規規制基準による安全審査が行われておりますが、このような厳しい声があることを踏まえ、厳格な上にも厳格な審査を行い、基準に該当しない原発は稼働させないとの姿勢を堅持していくべきであり、また四国電力においても、安全確保に向けた最大限の努力をしていただく必要があると考えております。

再稼働の判断における自治体の同意については、立地自治体と四国電力との間の協定に基づくもので、法令等の定めにより付与されたものではありません。現在は、愛媛県と伊方町が四国電力と協定を締結しておりますので、これに基づいて、事実上、同意なしには再稼働できないということになっております。また、伊方原発周辺に位置する八幡浜市などは、事前協議などについて定めた覚書を締結しており、このように距離に応じて強い発言力を持つ形になっているということは合理的な姿だと私は思っております。

本県は、協定に基づいて地元同意する立場ではありませんが、四国電力に対しては、勉強会などを通じて、南海トラフの巨大地震による影響なども含めた安全対策について詳細な説明を求め、徹底した安全確認を行っております。この取り組みは、県民目線で時間をかけて詳細な確認を行っていくことを目指したものであり、現に再質問を繰り返すなど、実効性のある安全確認の取り組みを重ねているものと考えております。

このように、高知県は四国電力との協定による地元同意を果たす権能は持っていませんが、そうであっても、実効ある取り組みにより安全確認の徹底を図ってきているものと考えております。

次に、2013年4月から12月の決算における原発コストは幾らになると把握しているのか、ま

た原発なしでは安価な電力は供給不可能と考えているのかとのお尋ねがございました。

四国電力の昨年4月から12月までの原発に係る費用等につきましては、事業年度が終了した後において算定を行い、その内容を公表する取り扱いとなっていると伺っておりますが、同じように原発が停止していた平成24年度のコストが574億円であることに照らしますと、同程度の負担がかかり、多額の費用になると考えます。これに加えて、万一の事故が起こった場合の対応や、将来にわたって使用済み核燃料を管理していく費用などもあわせて鑑みれば、原発に伴う社会的負担は大きいと言わざるを得ません。だからこそ、原発の安全性には厳重に注意を払い、かつ国全体として電力供給における原発への依存度を徐々に徐々に引き下げていく必要があると申し上げてきたところであります。

原発コストがなければ値上げなしでも黒字だったとの御指摘ではありますが、現に原発がある以上、減価償却費用や停止した原発を安全に管理するための維持費用は避けることはできないのであり、現状においてこの現実は現実として受け入れざるを得ません。そして、このままの状況が続けば、原発の維持管理コストに加え、電力供給不足分を補うための燃料費が大幅に増加することで電力会社の経営を圧迫し、現実的に利用可能な料金による電力供給が困難となるおそれもあります。

電力料金の上昇は、国民生活や経済活動に深刻な影響を与えることから、やむを得ず原発を再稼働せざるを得ない時期や場面が出てくる可能性は否定できません。ただ、その場合であっても安全の確保が大前提で、国は、新規制基準に基づき厳格な上にも厳格な審査を行い、基準に該当しない原発は再稼働させないとの姿勢を堅持すべきだと、これまでも繰り返し申し上げているところでございます。

私からは以上でございます。

(危機管理部長高松清之君登壇)

○危機管理部長(高松清之君) 防災訓練に関して、まず、日米共同統合防災訓練へのオスプレイの参加中止の経過と原因についてお尋ねがございました。

先般の防災訓練に参加する米軍機は、オスプレイ、そして大型ヘリコプターCH53であり、これらは沖縄から一旦岩国へ移動した後、本県に飛行してくる予定となっております。訓練への参加が中止となったのは、本県上空の天候が理由ではなく、前日からの岩国での降雪や、沖縄から岩国への移動経路上における気象状況に基づいたものだということでした。また、防衛副大臣からは、米軍機が飛行しなかった理由について、天候によるものであること、あくまで訓練であり、飛行航路など運用上の安全性をしっかりと担保しなければならないことなどを総合的に勘案した結果である旨、当日の護衛艦上での取材の場で説明がなされたところであります。

次に、南海トラフ地震の際の陸上自衛隊第50普通科連隊の活動と出動要請についてのお尋ねがございました。

南海トラフ地震が発生した場合の自衛隊を初め消防、警察など応急救助機関の各部隊の配備先や規模といった枠組みにつきましては、現在、内閣府において計画の見直しが進められておりますが、お話のありました第50普通科連隊など各地に駐屯する自衛隊の部隊の活動については、南海トラフ地震を想定した師団あるいは旅団ごとの対処計画の中で位置づけられることとなります。四国を管轄する第14旅団の南海トラフ地震対処計画におきましては、第50普通科連隊は、地震発生後、部隊全体が本県での人命救助や情報収集等に当たることとなっております。

次に、災害時の自衛隊への出動要請について

であります。南海トラフ地震が発生した場合には、自衛隊法の規定に基づきまして、知事が出動を要請し、その要請に応じて、第50普通科連隊は直ちに本県での活動を開始するとともに、第14旅団は本県に向けて部隊を派遣するという手順となっております。

なお、通信の途絶などにより県から要請を行うことができない状況となった場合には、県からの要請を待つことなく、自衛隊がみずからの判断で出動できることとなっております。

次に、地域の常備消防力の強化についてのお尋ねがございました。

迅速で確実な救助活動を行いますためには、応急救助機関である消防、警察、自衛隊などが連携し活動を行うことが重要であります。特にその際、日ごろから地域に密着して活動している消防の果たす役割は大きく、お話のありました常備消防はもとより、消防団も含めた県内消防の機能を維持・強化していくことが、地域の防災力を高める上で不可欠であると考えています。

このため、県では、常備消防については、消防学校における南海トラフ地震を想定した負傷者のトリアージやDMATとの連携についての研修、倒壊家屋からの救出訓練やヘリを活用した救助訓練の実施等を通じまして、隊員の地震災害への対応力の強化に取り組んでおります。また、消防団については、市町村とともに団員確保対策に取り組むほか、トランシーバーや救命胴衣など装備の充実による団員の安全確保、そして情報収集活動に活用できるバイク、いわゆる赤バイの配備による機動力の強化などを支援することにより、消防力の向上に取り組んでおります。

ただ、県下全域で甚大な被害が想定される南海トラフ地震に対しましては、県内の消防力だけでは十分ではないことから、他県からの支援

が不可欠となってまいります。このため、昨年9月には、県内の15消防本部全てが参加をし、連携をして、県外からの緊急消防援助隊を受け入れるための訓練をスタートさせたところでもあります。

今後とも、大規模災害時の応急対策の活動の中心的な役割を担う消防組織の充実強化と、県外からの受援体制の確立に取り組みまして、南海トラフ地震に備えてまいります。

(林業振興・環境部長田村壮児君登壇)

○林業振興・環境部長(田村壮児君) 原発に関する一連の御質問にお答えいたします。

まず、電力各社の申請では基準地震動及び基準津波の評価が二重基準となっており、基準地震動について、より安全側に立った武村式を採用すべきではないかとお尋ねがありました。

新たな規制基準においては、基準津波の策定が新たに加わるなど、津波対策の強化や基準地震動について、より精密な策定を求めたものとなっております。お話のありました武村式は、断層が引き起こす地震の規模を断層の長さをもとにして算定する手法であるのに対し、いわゆる入倉式は、断層の面積をもとに算定するもので、どちらの手法を採用するかによって、算定される地震の規模が異なることとなります。四国電力によれば、津波の評価については、土木学会が策定した原子力発電所の津波評価技術に基づき武村式を使用する一方、地震動評価については、地震発生時に大きく動く断層面の設定や面積が重要となるため、断層面積に基づく手法である入倉式を使用していると聞いております。

いずれにいたしましても、基準地震動については、現在、原子力規制委員会において、こうした四国電力の考え方を含め、慎重に審査を進めているところであり、今後、審査結果が明らかになった時点で四国電力から詳しい説明を求

め、その妥当性についてしっかり確認を行ってまいります。

次に、四国電力が早期に再稼働が必要と言いながら、住民の理解が得にくいプルサーマルに固執することについての認識についてお尋ねがありました。

一般的に、プルサーマル運転は、使用済み核燃料から核分裂に使われなかったウランや新たに発生したプルトニウムを抽出し、燃料として再利用することで資源の有効活用を図るとともに、発電によって生ずる放射性廃棄物をできるだけ低減させることを目的に行っていると言われております。

一方で、ウランに比べて毒性が強く、原子炉の制御が難しいなど、プルトニウムを使用することに対する多くの心配される声がございますことから、県におきましては、四国電力との勉強会において、プルサーマル運転における安全対策等について確認を行っております。その中で、四国電力からは、プルトニウムとウランの混合燃料であるMOX燃料の特性により、原子炉の出力を調整する制御棒のききが悪くなるのを抑えるために、原子炉内のMOX燃料とウラン燃料を適切に配置する、核分裂を引き起こす中性子をより多く吸収するよう、1次冷却水のホウ酸水濃度を高めるなどの安全対策をとっていると聞きしております。

今後も、継続的な勉強会などを通じて、安全性について詳細に確認を行ってまいります。また、四国電力におきましては、安全確保に向けて最大限の留意をしていただくとともに、しっかりと説明していただく必要があると考えております。

次に、2013年の貿易赤字に関し、その大きな要因である燃料費増に対する原発停止の影響は限定的であり、主要な要因はアベノミクスによるものではないかとお尋ねがありました。

原発停止による輸入燃料費の増につきましては、現在、政府原案が示されているエネルギー基本計画によりますと、平成25年度は3.6兆円と試算されております。一方、財務省の貿易統計によれば、福島原発事故の発生前である平成22年と平成25年の化石燃料の輸入を比較すると、天然ガスの量が25%ふえ、額で100%、約3.5兆円の増、原油等では量に大きな変化はなく、額で51%、約4.8兆円の増など、総額で58%、約10兆円の増となっております。また、この間の為替レートの動きは、9.1%の円安となっております。ちなみに、第2次安倍内閣が本格的に動き始める前の平成24年と25年を比較いたしますと、量的には余り変化がないものの、金額的には14%、3.3兆円の大きな伸びを見せております。

こうしたことから、最近の化石燃料に係る輸入額の大幅な増加は、原油や天然ガス等の価格上昇を主因として、円安も加わったことによるものではないかと推察されます。また、天然ガスについては、原発事故以降、相当に輸入量がふえておりますし、価格についても、需給の逼迫を反映して、ヨーロッパやアメリカに比べて特に急激に値上がりしておりますので、3.5兆円という輸入額の急増は原発停止による影響が大きいのではないかと思います。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) 土電問題についてお答えをいたします。

まず、県民の厳しい声をどう受けとめるのか、また、土佐電鉄が生まれ変わったとした根拠、県議会常任委員会に予算凍結解除を諮った根拠についてお尋ねがありました。

暴力団排除条例違反の疑念に端を発したこのたびの一連の問題について、土佐電鉄は、公共交通事業という公共の関与度が大きく、高い倫理性が求められる事業者であり、単なる一私企業として扱われるべきものではないとの考えの

もと、県としましては、事実の究明と再発防止に向けた指導、助言を行ってまいりました。

凍結しておりました予算の扱いにつきましては、この間の外部調査委員会の報告などを受け、県としましては、暴力団排除条例に抵触していないという判断のもと、土佐電鉄において、1つ目として、外部の専門家の指導も受けながら、コンプライアンス諮問委員会や、風通しのよい組織づくりのための経営改革委員会を立ち上げて、社内改革に取り組んだこと、2つ目として、責任の所在を明らかにして経営体制の刷新が図られ、新社長から全社一丸となって信頼回復に努めていくとの所信表明がなされたこと、3つ目として、さらなる社内改革を推し進めて、領収書問題については引き続きさらなる事実の究明に向け関係者に協力を求めていくとの姿勢が示されたことなどを総合的に評価し、信頼に足る組織に生まれ変わったものと判断して、県議会常任委員会に予算凍結の解除をお諮りしたところでございます。

厳しい声があることは承知しておりますが、土佐電鉄は、信頼回復に向けて、専門家の力もかりながら社内改革に取り組んでいると受けとめており、そうした取り組みが着実に進められることによって県民の信頼回復につながっていくものと期待をしております。

次に、土電の一連の問題に対する究明と説明責任を果たす真摯な姿勢が県民の信頼回復を得ることにつながるのと考えに対する所見と今後の対応についてお尋ねがありました。

公共交通を担う事業者として県民の信頼を回復していくためには、会社として不断の努力が必要だと考えております。土佐電鉄は、先ほどもお答えしましたように、領収書問題についても引き続きさらなる事実の究明に向けて取り組むことや、信頼回復に向けて、県民の皆様を初め関係者の意見に謙虚に耳を傾けて最大限の努

力をするなどを表明されております。今後とも、徹底的な社内改革にしっかりと取り組み、目に見える具体的な形で改革が進んでいる姿を県民等に示すことが、今回の一連の事案によりなくした信頼を回復するために必要なことだと思っております。

県としましては、中央地域公共交通再構築検討会の場でも、関係市町村などとともにしっかりと改革の取り組み状況を確認し、指導や助言等、サポートを行ってまいりたいと考えております。

次に、中央地域における公共交通の再構築の検討方向とスケジュールについてお尋ねがありました。

議員の御指摘のとおり、過疎化、少子高齢化、人口減少が進む中で、県民の皆様の移動手段を維持、充実させていくことは、大変重要な取り組みでございますし、喫緊の課題であります。人口が集中する中央地域においてさえ、公共交通を取り巻く状況が深刻化をしております。そういった交通事業者の厳しい経営状況が続く中で、行政、金融機関、交通事業者などの関係者が、現状を打開して持続可能な公共交通の確立を目指さなければならない時期に来ているという危機意識のもとに、昨年9月に中央地域公共交通再構築検討会を立ち上げ、私もこの検討会の一員として参画をしております。

検討会では、公共交通が、子育て世代や学生、御高齢の方などの県民の皆様の日常生活を支える足として、さらには県外からの観光客にとっても利用しやすく、将来にわたって持続可能なものになるためのスキームの確立を目指し、交通事業者の実態把握や行政側の課題整理などについて、専門家の分析、アドバイスもいただきながら検討を進めております。当面の日程としては、この3月末をめどに、中央地域における公共交通の再構築のスキーム案を取りまと

められますよう、関係者間で鋭意検討を行っているところでございます。

今後、さまざまなスキーム案の中から、関係者の理解を得られる方策を絞り込んでいくこととなりますので、その後のスケジュールについては、現時点ではっきりとした見通しを申し上げることは難しい状況にあります。しかしながら、経営環境が日々厳しくなる現状を考えますと、早期にスキーム案を固めて、関係者間の合意のもと、実行に移していく必要があると考えております。

(総務部長小谷敦君登壇)

○総務部長(小谷敦君) まず、地方公務員の政治活動についてのお尋ねがございました。

公務員については、全体の奉仕者という基本原則が憲法第15条第2項で定められております。その原則のもとで行政の中立性を確保するために、政治的に中立であるということが要請されています。そのため、国家公務員、地方公務員を問わず、公務員が政治的目的を持って政治的行為を行うことについては、一定の制限が課せられております。

一般の地方公務員につきましては、公の選挙、投票での投票勧誘運動や、署名運動の積極的関与などの政治的行為が、地方公務員法において制限されております。

なお、地方公務員の中でも教育公務員は、教育公務員特例法によって、より政治的行為の制限の厳しい国家公務員と同じ規定が適用されますし、逆に公営企業職員の一部など、地方公務員法上の政治的行為の制限の適用を受けない職員もおります。

次に、研修の受講状況と今後の対応などについてのお尋ねがございました。関連いたしますので、まとめてお答えをいたします。

お話にあったテキストは、平成21年度の公務員倫理をテーマにした職員研修の中で、想定問

答集にまとめた形式で活用しております。その際には、テキストを配付し、その解説を講師が行う方式で実施いたしました。翌年度には、同じテキストに解説文を加える形で研修を実施しております。また、平成24年度と25年度の新規採用職員研修では、平成21年度と同様に、テキストを配付して、講師が解説を行っております。

研修を受講した職員数につきましては、集合研修の形式で、平成21年度は78名、翌年度は65名が受講しております。新規採用職員研修では、両年度合わせて279名が受講しております。また、平成22年度以降は、各職場で行う研修の参考資料として、職員のパソコンからダウンロードして利用できるような環境を整えております。

このテキストは、人事院規則をもとに国家公務員の事例を掲載しておりますが、集合研修の際には、国家公務員と地方公務員ではそれぞれ制限される政治的行為に違いがあること、また、個別の具体的な行為が制限に抵触するか否かについては行為の内容や状況などを考慮して個別具体的に判断する必要があることを、口頭でつけ加えて研修を行っております。ただ、このテキストの文面だけを見ると、国家公務員の事例となっておりますことから、職員が誤解をしてもいけませんので、高知県独自のテキストを作成し、全庁への周知を図ってまいります。

最後に、憲法の意義を踏まえた研修の実施についてお尋ねがございました。

県民の皆様の県政への信頼と、透明で公正な行政運営を確保していくため、公務員は全体の奉仕者であることや、表現の自由などの保障を規定した憲法を初め、法規法令の正確な理解と運用の両面に十分に意を用いながら、今後も適切な職員研修の実施に取り組んでまいりたいと考えております。

(教育長中澤卓史君登壇)

○教育長(中澤卓史君) まず、県立高等学校再

編振興計画について、子供や保護者、地域の思いをどう受けとめているのかとのお尋ねがございました。

それぞれの県立高校は、地域や保護者の皆様とともに教育活動の充実に努め、特色ある学校の伝統や文化を築き上げております。私自身、これまでそうした学校の取り組みを見てまいりましたので、今回の前期実施計画のたたき台としてお示した案に対して当該学校関係者の皆様から厳しい意見をいただいていることは、ある意味当然だと思いますし、同時に重く受けとめなければなりませんし、また大変心苦しく思っているところでございます。

しかしながら、県内の中学校卒業生数は、高知南高校の開校した昭和62年には1万2,000人を超えていましたが、現在では7,000人を下回っており、さらに10年後にはまた1,000人程度減少し、その後も生徒数の減少が続いていくことが見込まれております。また、南海トラフ巨大地震への備えやグローバル人材の育成なども喫緊の課題となっております。

このように、高等学校を取り巻く環境が大きく変化する中で、将来にわたって高等学校教育の質の充実、維持を図っていくためには、大変厳しい判断ではありますが、学校統合は避けて通ることができないと考えております。

今回お示している案は、こうした考え方のもとに、広く皆様からの御意見をいただきながら、再編振興計画を取りまとめていくためのたたき台としてお示したものでございます。まさに議論を始めているところですので、今後、より具体的でわかりやすい情報の提供に努めるとともに、保護者の皆様を初め学校関係者への丁寧な説明を行い、御意見等もお聞きしながら、慎重に協議してまいります。あわせて、高知南中・高校の生徒の皆様に対しては、今回の再編振興計画に関する議論の状況について十分な説

明を尽くしていくとともに、生徒の一人一人へのアンケートなどを通じて生徒の心の状態の把握に努め、スクールカウンセラーなども活用しながら、卒業まで安心して学べるよう、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

次に、統合案発表の経過について、関係者への事前の説明もなく、県民不在の強権的ではないかとお尋ねがございました。

県立高等学校再編振興計画につきましては、幅広い県民の皆様の御意見をいただきながら策定していくことが重要だと考えています。そのため、平成23年9月に、有識者や学校関係者、保護者の代表などに参加していただいた県立高等学校再編振興検討委員会を立ち上げて、生徒数の減少への対応やこれからの高等学校教育のあり方について延べ12回の協議を重ねていただき、昨年2月に報告書をいただいたところでございます。また、検討委員会の開催とあわせて、県内12ブロックで地域懇談会を開催し、県民の皆様から再編振興に向けた数多くの御意見もお聞きしたところでございます。

こうした取り組みも踏まえながら、今年度、事務局において、教育委員からの御意見もいただきながら、具体的な県立高等学校の再編振興のあり方について検討を重ね、本年1月に、計画策定に向けた議論のたたき台として、高知市内の学校の統合を含む案をお示したものでございます。

このたたき台について、関係者に事前の説明がなかったとお話ございましたが、学校統合の問題は、学校関係者の皆様はもとより、将来高校生となる子供たちを初め、広く県民の皆様にかかわる重要な問題でございます。また、大変デリケートな問題でもあるため、一部の方々だけに事前にお示しするというのではなく、たたき台の段階から広く県民の皆様にお示しをし、教育委員による議論もオープンにした上で、

御意見をいただきながら協議を進め、計画案を取りまとめていくこととしたものでございます。

次に、適正規模に関して、中央部においても1学年4から8学級を基準として、教育を受ける機会を保障していくことが必要ではないかとのお尋ねがございました。

先ほど申し上げましたとおり、県内の中学校卒業生数は大幅に減少してきております。こうした現状を踏まえ、県立高等学校再編振興計画の基本的な考え方案では、生徒数が減少する中においても高等学校としての教育の質を維持していくための適正規模について、県全体としては1学年4学級から8学級としております。その上で、高等学校としての教育活動の充実や、部活動などでより活気あふれる学校づくりを進めるといったことを考えますと、一定の生徒数の確保が見込まれる中央部では1学年6学級以上の維持に努める必要があるという考え方をあわせてお示したものでございます。

1学年6学級になりますと、1学年4学級と比べ、国の基準では教員数が14名増員となり、加配教員を活用した習熟度別授業の充実や生徒指導体制の強化が可能となってきます。また、教員研修の充実による指導力の向上や、生徒が切磋琢磨しながら成長できる環境づくりも可能となるなど、教育活動の充実といった観点からは1学年6学級以上を維持していくことが重要であると考えています。さらに、部活動の面でも、団体競技を初めとした多様な種目や文化系の分野にも取り組むことが可能になるなど、生徒の希望や適性に応じた、より充実した教育環境を提供することができるようになります。

中央部においても教育を受ける機会を保障していく必要があるとのお話がありましたが、過疎化が著しく近隣にほかの高等学校がない地域において、高等学校で学ぶ機会を保障するためには、生徒数が減少していく中でもできるだけ

地域の学校を残していくという対応をとらざるを得ません。

一方で、一定の生徒数の確保が見込まれる中央部においては、学校統合を行うことで学校規模を維持していくという選択肢がありますので、将来にわたって教育活動の充実を図っていくためには、入学定員を一律に減らすのではなく、学校の統合を考えていく必要があると考えています。

次に、学校統合の理由として南海トラフ地震への備えを言うのであれば、長期浸水区域にある6校の対応もあわせて示すべきではないかとのお尋ねがございました。

県立高等学校における南海トラフ巨大地震への対応につきましては、全ての学校において、まずは生徒の命を守ることを第一に、平成27年度までに耐震工事を完了させるとともに、食料や飲料水等の備蓄を進めているところです。また、いざというときに生徒が的確に判断、行動し、自分の命は自分で守ることができる力を身につけさせるために、避難訓練も含めた防災教育に重点的に取り組んでいます。

高知南中・高校については、3メートルを超える津波の被害と長期浸水が想定されていることに加え、港湾に隣接している立地状況から、船舶等の漂流物による被害、近隣の工場の被災による影響など、他の高等学校にはない大きなリスクも想定をしておかなければなりません。

こうしたことから、将来にわたって安心して学ぶことができる教育環境を整えるために、高知南中・高校については適地への移転や他校との統合といった対応が必要だと考えております。

しかしながら、県中央部においても生徒数の大きな減少が見込まれている状況のもとで、高知南中・高校を単独で移転することは現実的ではなく、他校との統合によって、これまで学校が培ってきた伝統や文化、国際理解教育やキャ

リア教育の取り組みの蓄積を継承し、さらに発展させていくべきだと考えたところでございます。今回のたたき台は、こうしたことも踏まえた上で、総合的に判断してお示しをしたものでございます。

次に、高知西高校へのグローバル教育科の設置に関して、国際バカロレアコースの導入は慎重に検討すべきではないかとお尋ねがございました。

社会や経済のグローバル化が急速に進む中、外国語活用能力とともに論理的思考力やコミュニケーション能力を備え、国際社会で広く活躍できる人材の育成が課題となっております。また、本県におきまして、これからの地域振興や産業振興を実現していく上でも、こうしたグローバル人材の育成は大変重要なことだと考えております。

そのため、今回の県立高等学校再編振興計画のたたき台においては、高知南高校と高知西高校を統合し、中学校を併設するとともに、新たに高知西高校にグローバル教育科を設置し、その中に、本県のグローバル教育をリードしていくための国際バカロレアコースを設ける案としております。この国際バカロレアの教育プログラムは、その卒業生が国内外の大学から求められているなど、国際的にも高い評価がされており、国においても、国際バカロレアの認定校を平成30年までの5年間で200校とする目標を掲げているところでございます。

本県の高等学校教育にとって、確かに高い目標ではありますが、こうした目標を掲げて、学校と生徒、教員が意識を合わせて取り組んでいくことにより、高知西高校はもとより、ほかの高等学校でのグローバル人材の育成に、ひいては本県の高等学校教育全体のレベルアップにも大きな効果が期待できるものと考えます。また、学習指導要領においても小学校での英語教育の

充実が図られており、本県の将来を担う子供たちに広い世界で活躍するという大きな可能性を提供することにもつながると思っております。

実現のためには、お話にもありましたように、英語で指導できる教員の確保やカリキュラムの見直しなどに取り組む必要がありますので、教育委員会として全力を挙げて計画的かつ着実に取り組みを進めていかなければなりません。また、子供たちや県民の皆様にも、グローバル教育の重要性や国際バカロレアコースで学ぶ意義を積極的に広報していくことで、高い志を持って国際社会の場へ挑戦していこうとする意識も喚起していきたいと考えています。

国際バカロレアの取り組みは、本県におけるグローバル人材の育成に向け、先頭を切って走る取り組みであります。これらの取り組みを通して、坂本龍馬やジョン万次郎を輩出した高知県ならではのグローバル教育を生み出していきたいと考えております。

次に、今回の高知南高校の統合案は白紙に戻して、少なくとも複数案を示すべきではないかとお尋ねがございました。

現在の案は、あくまでも今後の議論を進めていくためのたたき台としてお示ししたものでございます。今後、より具体的でわかりやすい情報の提供に努めるとともに、学校関係者を初め県民の皆様の御意見もお聞きしながら、このたたき台をもとに丁寧な議論を重ねた上で、県立高等学校の再編振興計画を取りまとめたと考えております。

次に、非正規教員の増加と常態化が学校教育に与える影響をどう考えているのか、また、教員の正規雇用をふやし、臨時、非常勤を縮減するためにどう取り組むのかとお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えをさせていただきます。

本県の未来を担う子供たちの教育を充実させ

ていくためには、正規雇用教員の割合をふやし、必要な人材を安定的に確保していくことが重要だと考えています。また、教員の皆様が安定した雇用のもとで教育活動に専念していただくという意味からも、臨時、非常勤での配置をできるだけ少なくしていくことが必要であると考えております。

本県の平成25年5月1日現在における公立小中学校の教員定数の標準に占める非正規教員の割合は3.1%であり、全国の割合の8.3%と比較して大変低い割合となっています。これは、本県の教育改革を推進していくため、また教員の大量退職に備えて、できる限り定数内の臨時教員を正規教員に振りかえるように計画的な教員採用を行ってきた結果であると考えております。

しかしながら、改善したとはいえ、近年、臨時教員の志願者の減少に加えて、市町村の学習支援員などに志願者が先に雇用されるケースもふえ、十分に臨時教員を確保することができない状況がございます。そのため、病気休暇や介護休暇などで代替の臨時教員が配置できない案件が増加しており、このような学校では、加配教員など学級担任以外に配置されている教員が一時的に当該教科や学級を担当することによって、できるだけ子供たちに影響が生じないように努めております。

一方、高等学校における非正規教員の割合は、平成25年度は9.3%であり、全国の割合7.2%と比較して高くなっております。この要因としましては、学校の特色に応じて教育課程が細分化されるために、小規模の学校では1校当たりの各教科の時間数が少なく、正規教員を配置できないといったケースがありますことと、生徒数が減少する中で、正規教員の配置については慎重な対応をとらざるを得ないということがございます。しかしながら、今後、高等学校でも退職者数が大幅に見込まれる状況を見据え、計画

的な教員採用を行うことで、臨時教員の縮減に取り組んでまいります。

また、特別支援学校においても、非正規教員の割合は17%であり、全国の15.1%と比較して高くなっております。特別支援学校の児童生徒数は、高知県に限らず全国的にも、知的障害を中心に増加しています。それに伴って、必要な教員数もふえている中で、特別支援教育を担うために必要な高い専門性を持った教員の確保が大変難しくなっている現状がございます。しかし、この児童生徒数の増加への対応は喫緊の課題でございますので、できる限り多くの優秀な人材を確保する取り組みを行うことで臨時教員の縮減に努めてまいります。

次に、給与本体の国庫負担率引き下げと一般財源化による本県の持ち出し負担分の変化と見解についてお尋ねがございました。

平成18年度に実施されました義務教育費国庫負担金の国庫負担率の引き下げによりまして、公立学校の教職員の人件費に係る県の負担割合は2分の1から3分の2にふえました。このことにより、引き上げ前の平成17年度に約350億円であった小中学校教職員の人件費に係る県負担額は、平成18年度には約376億円と、約26億円増加しました。

また、平成15年度から16年度にかけて、共済費の長期給付金や退職手当などが負担金の対象から除かれ、一般財源化されましたが、これによりふえた県の負担は、教職員が減っていることによる給与総額の減少などによって相殺をされ、全体の県負担額が大きく増加することはありませんでした。

なお、教職員の人件費に係るこの県負担額は、地方財政計画において措置されており、地方交付税の需要額に適正に反映されていますが、将来にわたって本県の教育課題の解決に積極的に取り組んでいくためにも、また教育に関する国

の責務という観点からも、現在の国庫負担制度が安定的に堅持されていくことが重要であると考えます。そのようなことから、国に対しては、これまで同様、義務教育費国庫負担制度の恒久的な措置を求めますとともに、教員の増員などの教育予算に係る要望についても継続的に行ってまいります。

最後に、不利益な処遇を事実上強いている現状についての認識と、臨時教員の処遇改善を図ることは急務であるとのお尋ねがございました。関連しますので、まとめてお答えをさせていただきます。

臨時教員の配置につきましては、正規教職員の人事異動発表後に、配置校の決定に係る学校との調整など、臨時教員を採用するための作業に一定の期間が必要なことから、現在、4月4日からの雇用を原則としております。また、臨時教員の雇用は、地方公務員法第22条第2項の規定により、1年を超えての継続雇用はできませんので、雇用の終期を、学年末の終業式を一つの区切りとしまして、3月24日までとしております。

現在、各学校では、学力、体力の向上を初め生徒指導上の諸問題への対応など、多くの教育課題に取り組んでおりますので、これらの教育課題に適切に対応していくためには、4月当初から臨時教員も含めた教職員全体で組織体制を整えスタートしていくことが、より望ましい姿であると認識をしております。このことから、平成26年度においては、臨時教員の配置作業のさらなる効率化や、市町村教育委員会及び各学校との調整方法の見直しなども行うことで、現行の4月4日から少しでも早い採用ができるよう努めてまいります。

また、議員御指摘の厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格の継続の取り扱いに関しましても、他の都道府県の考え方や運用状況などに

ついでの情報収集と、年金事務所等関係機関との協議を行い、どのような改善ができるのか、研究をしております。

○37番（吉良富彦君） 第2問を行います。

教育長にちょっとお聞きしたいんですけれども、南高校の生徒や保護者の皆さんが、残してほしいと、1万5,000人近い署名も集めて要望しているわけです。私が先ほど質問で要望しましたように、少なくとも、その願いを実現するためにはこうこうこういうような状況になりますよと、そして教育長がおっしゃるように進路保障も含めて部活も含めて保障するためにはこれぐらいの加配の人数も要りますと、県単の持ち出しはこうですというふうに、やはりきちっとその願いに応えるような案も出しながら県民的な論議を進めていくということが、何よりも私は今、求められていることだろうと思います。

今の案を徹底するために、理解を願うためにということになると、これはとてもじゃないけれども合意が生まれるようなものではないと思いますので、具体的にやっぱし今の皆さんの要望に合った案もたたき台として並行的に説明もして理解を仰ぐということに取り組んでいただきたいと思うわけなんですけれども、それについての御意見を伺いたいと思います。

それから、臨時教員の不当な処遇の問題なんですけれども、ちょっと具体的にお聞きしたいんですけれども、厚生省は年金機構に通知を出して、そして各年金事務所が教育委員会だとか教育事務所に周知、指導をしていくということに国会の中ではなっているわけですね。実際に1月17日にも出されたので、その年金事務所から具体的にどのような周知、指導があったのか、あったとするならばどのような論議がなされたのかということもお聞きしたいと思います。

それと同時に、もう一つ皆さんに知っていただきたいことは、ここに全国の臨時教員の任用

期間の一覧表があるんですけども、これは全日本教職員組合がつくったんですけども、ほとんどが4月1日が入っているんですね。年度末ももう教員は大変で、学級編制やったり、当然指導要録を書いたりで。臨時教員を抱えている学年は、土日、3月24日以降やっぱし出させたらいかんと、もし事故でもあったら大変なわけですから、社会保険も何も入っていないわけですから。ということで、深夜まで残って編制やるんですよ。

これは皆さんわからないと思うんですけど、本当に暮らしぶりから学業から男女比、それから地域性も見て、何パターンかに学級編制もしていくと、小学校なんかはなります。それから、中学校は、部活をやっている練習試合なんかがあれば、3月24日で、はいもう知らんというわけにはいかんですね。それから、高校入試で不合格の子が出てくるんです。やっぱし臨時教員の、クラスあるいは学年でも。それに対しては、みんなで春休み返上して対応していくってことも実際にやっているんですね。これは教員という職務の本質なんですよ。だから、高知県みたいに3月24日で切って、25日から4月3日までってのは他県にないです。ほかは全部、これ見てわかる、4月1日から3月30日までってのが80%、圧倒的なんですね。

しかも高知県の処遇がひどいのは、社会保険の要件になっている3月31日、それから各種手当が4月1日要件になっている、両方とも入っていないのは沖縄と高知県だけなんですね。平均で二、三日で、それに比して、今回1日短くしましたけれども、9日間という持ち方というのはやはり余りにもひど過ぎるということで、是正を求めておきますけれども、具体的にどのようにしていくのかということと。

それとあと、人事委員長にちょっとお聞きしたいんですけども、まず1つは、総務省でも、

私この前の予算委員会でも質問させてもらいましたけれども、総務部長も認めたわけですけども、空白期間を置かなくてもいいというのが正式な回答なんです。置かなくてもいいけれども、本県が他県に比して9日間、今回1日減らして、置いてあるということについて、どういう御見解を持っているのか。

それと、そのもとで非常な不利益を臨時教員がされていると。しかも校長はわかっていながら、4月1日に出てきてくれって言うんですよ。ほとんどがそうですよ。実際問題として、大体3月末には校長は、誰が来るか知ることになっているんです。校長は、もう4月1日というのは本当にかじを切って大きく船出するときですから、教育長もおっしゃったように、やっぱし一緒になって論議せないかんのです。ですから、労基法違反とわかっていながら呼ぶんです。必ず来ているんです。これはブラック化ですよ。こういうことを校長に強いるようなこの空白期間の設定、そしてその内規も見直すべきだと思うんですね。

で、人事委員長に、そのことについて、そういう働き方がどうなのかということ、それから内規の見直しについて具体的に教育長にもお聞きしておいて、2問といたします。

○教育長（中澤卓史君） 再質問にお答えいたします。

まず、南高校の統合の問題でございましてけれども、なかなか現実問題として、例えばなぜ我々が6学級以上と言っているのかといったことなど、わかりにくいことが確かにあろうかと思えます。先ほども答弁でお答えいたしました、幾つかの、小さくなることによって困難な課題がありますが、一つ一つその課題を捉まえたときに、その一つ一つが絶対の、これがあるからいけないというものではなくて、それらが幾つもあって重なってきて、最終的にはいつの間

にか知らない間にボディブローのようにきいてきて学校の活力を奪ってしまうというふうなおそれがあります。

こういうのは非常に説明が難しいわけなんですけれども、そうしたことも、今吉良議員がおっしゃいましたように、そこらあたりも含めて、今の再編の計画のペーパーそのものだけでなく、そこらあたり、今までも保護者の方々、生徒の方々から疑問点が出されておりますので、そういうものを踏まえまして教育委員会の中で今議論しておりますので、そうしたもので、よりわかりやすいものにして、ゆっくと時間をかけて議論をし御説明もしていかなければならないと、このように考えているところでございます。

それから、臨時教員の問題でございますけれども、確かに吉良議員が言われましたように、さまざまな問題を抱えていると思っております。改善をしていかなければならないと思っております。したがって、牛歩と言われるかもしれませんが、来年度からは採用を少しは早めたいということで取り組むようにしておりますのでございます。

厚労省年金事務所からの通知ということでございますけれども、多分これは向こうのほうから我々にアプローチというよりか、どういう状況で雇用をするかということをお我々が説明をして、でないとな向こうのほうは判断できないと思っております。具体的なことを説明しないと判断できないと思っておりますので、その作業を私どもは相談に行きまして協議をしたいというふうなところでございます。

それから、先ほどお話がございましたように、空白の期間というのは、今までの長い間の労働慣行の中で臨時ということをやっておりますが、少しずつ少しずつその期間を短くして、何とか、私の思いとしては、できるだけ採用を

早めたいと、4月の初めから今年度の学校の経営計画を皆さんで議論していただきたい、そういう体制をつくっていきたいというふうに思っております。ただ、事務的に難しい面がありますが、おっしゃいましたように他県ではできている、どういう形で、えいやあとやっている場合もあるかと思っておりますけれども、それも参考にしながら、少しでも改善をしたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（黒岩正好君） 人事委員長は答弁できますか。

○人事委員長（山本俊二郎君） 事前通告を受けておりませんでしたので、基本的な認識にとまりますが、お答えさせていただきたいと思っております。

私には、高知県、他県に比べて長い中断期間を設けているのではないかと、それからもう一つは、3月31日、4月1日がその中断期間の中に含まれていて不利益をこうむっているのではないかと、内規の見直しも含めて必要ではないかと、こういうことだったと思っておりますが、関連をしますので、まとめてお答えさせていただきたいと思っております。

人事委員会は、年度の当初に任命権者から、地方公務員法22条に基づいて、臨時的任用職員の、これは個々の職員ということではなくて全体にどうするかということでございますが、その取り扱いについての承認申請をいただいております。その中身が法律の規定等に照らして適当かどうかと、こういう判断をさせていただいております。中断期間を何日設けるかといったようなことにつきましては具体的な基準がないというふうに私は承知してございますが、中断期間を設けることそのものについては、現在の地方公務員法の規定上は、同一人について1年を超えて任用することが認められていないと。また、その任用の期間を中断することなく、ま

たは極めてごくごく短期間で、あるいは同一人を繰り返し任用するという事は、事実上、一般的な職員と同様の勤務形態になるので、これは法の趣旨に照らしたときに適切ではないのではないかと、そういうような基本的認識を持ってございます。

中断期間を何日から何日までに設定するかといった具体的な記述も、設定でございますとか期日の長短、これにつきましては、業務運営などもろもろの判断のもとで任命権者が設定をし、私ども人事委員会に承認申請をしてくるというものでございまして、私どもとしましては、今後とも法令の趣旨に照らして適切な判断をしていきたいというふうに思います。基本的な認識で申しわけございませんが。

○37番（吉良富彦君） 実際、東京都と北海道は空白期間がございません。そういう運用をなさっているところがありますので、ぜひ参考にしながら、今一生懸命子供たちと頑張っている青年教師、臨時教員が誇りを持って教育に当たれるような条件整備をしていただきますように心からお願いいたしまして、要望いたしまして、私の全ての質問を終わります。（拍手）

○副議長（黒岩正好君） 暫時休憩いたします。
午後3時40分休憩



午後4時再開

○議長（森田英二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

27番中内桂郎君。

（27番中内桂郎君登壇）

○27番（中内桂郎君） 議長のお許しをいただきましたので、県政会を代表して、質問を通告順

に行いたいと思います。

また、このたび、長年の高知県政に尽くされました教育長を初め退職される皆さん方に、謹んで感謝と尊敬の念を持ちたいと思います。また、今後におかれましても、県庁で培われたという経験を生かして、県勢浮揚に御協力をお願いいたします。

それではまず、知事の政治姿勢についてでございます。

尾崎知事は、平成26年を迎えるに当たって、年頭所感の中で、県勢の浮揚につながる5つの基本政策を中心に、飛躍への挑戦に向けてなお一層の力を入れて取り組むとの決意を新たに示してお聞きをしております。その中で、産業振興計画の推進に当たっては3つの視点に留意することとし、まず第1に、「高知家」プロモーション及び関連施策との連動、第2には、移住促進策の強化、そして第3に、民間企業や四国4県などといった対外的な関係機関との連携の促進をこれまで以上に図ることが重要だとの考えを示されています。

日本一の健康長寿県構想では、保健・医療の分野で、健診の受診率向上及び高血圧対策の強化とあわせて、効果的、効率的な救急医療のシステムを構築することとし、福祉の分野では、認知症の早期発見と早期対応に加えて、少子化対策と少年非行の防止対策の抜本強化を図ることとされています。

教育改革の取り組みでは、学力テストでよい結果は出てきてはいるものの、まだ目標に達していないことから、中学生の数学などの弱点対策を強化するとともに、いじめ防止対策などもこれまで以上にその取り組みを強化する方向を示されています。

一方、県政の喫緊の課題となっております南海トラフ地震対策では、特別措置法で新たにできた制度、予算を生かし、その対策を加速化さ

せることとともに、中山間対策については、集落活動センターを県内各地に広げ、移住促進策と連動させることにより、地域での新たな挑戦が挑戦を呼び、人財の域外からの流入につながる好循環をつくり出していききたいとの抱負も示されております。

こうした意気込みのもと、年始の職員への訓示では、全国的に先行して人口の減少と高齢化が進む本県を、知事が標榜する課題解決の先進県とするため、困難な課題に真正面からがっぷり四つに取り組むことを徹底して、答えのない問題にも勇気を持って積極果敢に取り組んでいかなければならないと呼びかけるとともに、すぐに答えが出ない問題にこそ県民のために一生懸命に取り組んでいく価値があることを強調し、先例にこだわることなく、課題の解決策を探る姿勢を職員に求めたとお聞きいたしております。

そこで、知事にお伺いしますが、尾崎知事は2期目のスタートに当たり、時代の追い風を受ける帆を大きく張りめぐらし、できれば一つ二つと花を咲かせてみたいとの抱負を述べられておりますが、2期目の任期もちょうど半分を過ぎた現時点における県勢浮揚に向けた知事御自身の手応えと、今後の県政運営に当たって基本姿勢についてお伺いします。さすれば、知事自身の採点は100点満点で何点でしょうか、お伺いします。

続いて、平成26年度当初予算案についてでございます。

総額4,527億円余り、対前年度比1.6%、金額にして71億円の増と、6年連続の前年度比プラス、平成17年度当初予算以来9年ぶりに4,500億円を超える積極型の予算編成となりました、平成26年度当初予算案に関連してお伺いします。

まず、歳出予算でございますが、第2期の産業振興計画の推進を初め、南海トラフ地震対策の抜本強化と加速化、第2期の日本一の健康長

寿県構想の推進、高知県教育振興基本計画重点プランの着実な推進、おくれた本県のインフラ整備の大幅な加速化、そして中山間対策の充実強化、少子化と女性の活躍促進対策の抜本強化など、県勢浮揚に向けた5つの基本政策を中心とする重要施策に重点的な予算配分を行う編成になっております。今後の県勢のさらなる飛躍に向けて、最優先となる政策課題に積極的に立ち向かっていく知事の並々ならぬ決意がうかがわれ、その事業効果の発揮に大いに期待するところです。

知事は、来年度も課題解決の先進県を目指して、諸課題に対し正面からがっぷり四つに取り組むなど、引き続き県勢浮揚をなし遂げていくための飛躍への挑戦を続けていく年と位置づけられていますが、今回の予算編成における知事の基本的な姿勢についてお伺いします。

また、限られた財源の中でこうした積極型の予算編成に取り組む一方、昨年に引き続き、スクラップ・アンド・ビルドによる事務事業の見直しを積極的に進めるため、課題解決先進枠をさらに拡大して設けるなど、事業の効果的、効率的な運営にも配慮がなされた予算編成となっており、非常に評価するところです。中長期的に安定的な財政運営を目指すという基本的な考え方のもと、財政調整に使える基金残高は208億円と、昨年9月時点の収支見通しよりも30億円の増額とし、基金の取り崩し等で対応する財源不足は104億円と、平成25年度当初予算の財源不足額より37億円圧縮されております。また、臨時財政対策債を除く県債残高については、来年度末の見込み額が今年度末から43億円程度抑制される見込みとなっております。

県の財政健全化に向けては、行政改革プランの取り組みなどにより一定の成果が見られていますが、我が国の状況を見てもみると、先ごろ公表された財務省の見通しでは、国の債務残高

が平成26年末で1,100兆円を超えるなど、危機的な状況とも言えます。

こうした中で、県勢浮揚を図るためには、今後とも第2期産業振興計画の推進や南海トラフ地震対策など、諸課題に積極的に対応していく必要がありますが、一方で、財政健全化の視点とのバランスをとることを念頭に置いて政策を推進することが肝要だと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

次に、歳入予算でございますが、県の歳入予算に占める一般財源の総額といたしましては、前年度比101.0%、約2,982億円と、前年度を約30億円上回る額が確保される見通しとなっております。

しかしながら一方で、国におきましては、中期財政計画で示された財政健全化を図るためのプライマリーバランスの赤字半減目標などもあり、リーマンショック後の危機対応で設定された交付税の別枠加算と歳出特別枠の2つについて、危機対応モードから平時モードに移行すべきとの議論が経済財政諮問会議などで行われておりましたし、また消費税増税に伴い、平成20年度の税制改正により暫定措置として導入された地方法人特別税・譲与税制度の見直しなどといった税源の偏在性の是正問題なども、年末の国の予算編成、地財折衝ではポイントとなっております。

そこで、平成26年度の地方財政対策に対する御所見とあわせて、実質的な地方交付税を含めた一般財源の総額確保の見通しについて知事にお伺いいたします。

次に南海トラフ地震についてお伺いします。

近年では、安政元年に安政東海地震と安政南海地震が、昭和19年に昭和東南海地震が、昭和21年に昭和南海地震が発生しているところです。東海地震の領域は発生から159年、東南海・南海地震は前回地震から60年以上が経過しているこ

とから、今世紀前半にもこの地域での地震の発生が懸念されているところであります。南海トラフを震源とする巨大地震による被害については、西日本を中心に、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生し、国民生活、経済活動に極めて深刻な影響が生じることが懸念されていると思います。

そこで、知事にお伺いしますが、南海トラフ地震に対する災害応急対策を検討するに当たっての高知県としての社会的、地理的背景などをお伺いします。

東南海・南海地震については、地震による強い揺れや津波により、極めて広域で甚大な被害が予想されることから、計画的かつ着実に事前の防災対策を進める必要があるとして、国会では平成14年に、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が制定されました。同法において、東南海・南海地震で著しい地震災害が予想される地域を東南海・南海地震防災対策推進地域として指定し、この推進地域内の地方公共団体、指定公共機関及び事業者に対して、津波から避難対策等、必要な防災対策に関する計画の策定を義務づけるとともに、国及び地方公共団体に、地震防災上緊急に整備すべき施設の整備等を求めています。また、観測施設等の整備や科学技術水準の向上により東南海・南海地震の予知体制が確立された場合には、東海地震と同様に大規模地震対策特別措置法を適用することとされています。

この法律に基づき地震防災対策強化地域として指定されている地域は、東海地震に係る1都7県157市町村のみとなっているが、地震の発生する場所、規模、確率の評価、手法の改善及び海溝型地震の長期評価について、また南海トラフの地震活動の長期評価を知事としてどう考えているのか、お伺いします。

近年の災害は、大規模化、多様化の傾向にあ

りますし、一方で、建物の構造の多様化や人口の減少、少子化、高齢化の進展など、社会環境も変化しています。県民の命を守るためには、こうした変化に合わせて、最先端の技術を生かした防災対策を行うことが重要だと考えています。

我が国の防災に関する科学技術は、世界的にも最高水準であると思いますし、最先端に行く科学技術が私たち国民の生活においても防災対策として活用され、根づいていくことが、多くの人の命を災害から守ることにつながるものと思います。

例えば、昔から私たちの非常に身近にある防災頭巾については、建物は平家建てが多かった昔と違い、今は2階建て以上が普通で、マンションは高層化しており、地震の大きな揺れによる飛来・落下物から頭を保護するのに十分と言えるでしょうか。

また、火災では、炎ではなく煙で多くの人が亡くなることは常識となっています。消火避難訓練では、ぬれたハンカチやタオルの使用を推奨していますが、煙には一酸化炭素などの有害成分が含まれており、ハンカチなどでは防ぎ切ることはできません。さらに、高齢化社会が進む中で、消火器は高齢者にとって使いやすいものでしょうか。初期消火ができず逃げおくれることのないようにするにはどうすればよいのでしょうか。

こうした身近なことだけでも多くの例がありますが、新しい技術を生かした防災対策についての危機管理部長の御所見をお伺いします。

本県の経済機能が集中しておる浦戸湾を初め、復興拠点となる港湾等が集中する県中央部の海岸を中心に、海岸堤防等の津波対策についてお尋ねをいたします。

また、耐震、液状化対策として新居地区で進めている工事については、本当に心から感謝を

しております。新居地区では、直轄工事とあわせて県工事でも同様に対策が進められると聞いていますが、隣接する宇佐地区でも4,500人余りの人々が生活しており、次の南海地震では甚大な被害が予想されています。

宇佐地区でも海岸堤防の対策を急ぐ必要があると考えますが、今後の予定についてお伺いします。

また、高知市から南国市にかけての県中央部の海岸工事の進捗についても、あわせて土木部長にお伺いします。

これは小さな問題かもしれないが、指摘をしておきたい、お伺いします。

それは、東洋町で、ある方からお聞きした話ですが、東洋町と室戸市をつなぐ唯一の幹線道路である国道55号は、連続雨量が250ミリに達すれば事前通行規制がかかり、通行どめとなります。その方は奈半利町から通勤される学校の先生で、国道55号が通行どめになった際も、家に年老いた両親がおり、どうしても帰らなければならないので、その先生は徳島県の阿南市に行って、山を通り、香美市回りで、9時間をかけて帰ったとのことでありました。

また、こうした通行どめのときに急に容体が悪くなった場合には、東洋町方面からは室戸市や安芸郡の救急病院に行けないといった状況が多々あります。この区間は、毎年必ず通行どめになっており、昨年10月、本県で開催されたねりんピックの直前にも、台風の影響で、約41時間も通行どめになっておりました。

私は、こういう実情を知るにつけ、道路整備の重要性、必要性を痛感するところではありますが、こうした県東部で暮らす県民の実情を承知しておられるのか、また、こうした実情を踏まえて、今後どんな対応をするのか、土木部長にお伺いいたします。

続いて、産業振興の取り組み、特に製造業の

取り組みについてお伺いします。

先月末に高知労働局から発表されました本県の平成25年12月の有効求人倍率は0.78倍になっており、これは11月に過去最高の0.77倍になったことに続いて、2カ月連続で県内有効求人倍率の最高値を更新しています。全国的な景気回復の波と国の経済対策の影響があるとはいえ、尾崎県政が全力を挙げて推進している産業振興の取り組みがその動きに一定貢献していることは間違いないことだと、私も評価を申し上げているところでございます。

ただ、知事が議会冒頭の提案説明で言及されたとおり、有効求人倍率が過去最高の数値になったとはいっても、既に1.0を超えている全国平均とは大きな開きがありますし、求人内容を見ますと、非正規社員の率は高いわけですが、正社員の有効求人倍率は0.44と低い水準にとまっておりますなど、全国に比べ、まだまだ本県は厳しい経済状況、企業環境にあるわけございまして、今後とも一層の産業振興の取り組みが求められると考えます。

私は、本県の産業振興については、基幹産業である第1次産業の活性化、観光振興策の一層の強化などは言うに及びませんが、全国的に産業集積が乏しい本県ではありますけれども、特色がある分野で高い技術を持って頑張っておる企業が多く、かつ経済効果、雇用効果が高い製造業の活性化にもっと取り組むべきことが多いのではないかと考えていました。

これまで、県内製造業に対しては一定の施策が行われてきましたし、産業振興計画の中で関連施策も強化されてきたと考えますが、今までの取り組みに何の課題があったと考えているのか、今回の強化策のポイントは何なのか、知事にお伺いしたいと思います。

また、産業振興センターの体制も強化されると聞いていますが、その内容も含め、具体的に強

化される施策や内容について、商工労働部長にお伺いします。

次に、昨年のこの議会においてもお聞きしましたが、昨年度から本格的に取り組まれている防災関連産業の振興についてお伺いします。

高知県は昔から、台風、集中豪雨や地震など、多くの災害を体験してきました。それゆえ、そういったものに対する対応や対策、技術的な面や考え方などの一定のノウハウもありますから、そういったことを活用しながら、県内の防災関連の企業や、そういった防災・減災関連の商品や製品をつくる企業を支援する取り組みは、県行政として他県に先んじた取り組みであり、物になる可能性も高く、おもしろい取り組みだと感じておりました。

昨年からは、関係企業や市町村行政との勉強会、交流会などを初め、県内外への販売展開への応援など、いろいろ取り組んでいるとお聞きしています。予算を見ますと、引き続き来年度も積極的に取り組まれ、貴重な財源を投じられるということでもありますので、この際、現時点での成果、課題、来年度の事業についてのポイントについて商工労働部長にお伺いしておきたいと思えます。

次に、移住促進策についてお聞きしたいと思います。

先日の高知新聞に、東京のNPO法人が関東在住者などを対象に実施した移住希望先の都道府県を書き込むアンケートで、6位に入ることが報道されておりました。四国では、香川県が9位、その他の2県は21位以下ということで、県が現在力を入れている「高知家」のキャンペーンの中での移住促進策が大きな効果をもたらしていることは間違いないと思えます。

私は前にも、人口の社会増を達成するための一つの方策として、また県外からのいわゆるIターンで人口がふえれば、交付税その他の税収

のメリットや、1次産業の分野を中心とする担い手対策にもつながるといった面からも、県外からの移住を進めることに一定賛同してはいるのですが、具体的にどういった効果が、もっとわかりやすく言うならば、今本県に生活している我々にどういった影響が出るのか、一般の県民の皆さんも、県外からの移住がふえることで何がどう変わるのか、わからないのではないのでしょうか。そういった課題意識のもとで、幾つかの質問をさせていただきたいと思います。

新規の移住者の実績は、本年度は既に昨年度に比べて大幅にふえ、昨年12月末現在で346人とのことですが、どのような皆さんが本県にいらしているのか、例えば年代や性別ということではどうか、また無職の方なのかといったことについてどうなのか、産業振興推進部長にお伺いします。

そのことに関連して、やはりせっかくいろいろな経験をされてきた方々をお迎えするのですから、人口減少が続く高知県に何らかの貢献をしていただければと思うところです。来年度におきまして、移住促進を進めるに当たっては、中山間地域などで不足している人材の獲得を目指した取り組みを強化していくということですが、具体的にどういう人材をどのように確保していこうとしているのか、想定されるケースなどもあわせて産業振興推進部長にお伺いします。

いずれにしても、多くの県外の皆さんが高知県に目を向けていただいていることはうれしいことではありますが、先日の地元紙のコラムにもありましたが、本県が人気となったアンケートの問いかけは移住希望先であって、そのまま県外からの具体の移住につながるとは限らないわけでありまして。山、川、海の豊かな自然、おいしい食べ物など、本県の誇るべき魅力ではありますが、それだけでは全国の競争相手に差をつけることにはなりません。

豊かな自然や衣食住だけではなく、新たな人生を送る価値、新たな生活の基盤、本当の自分らしさを発揮できる生きがいが見つけられる高知県がアピールできれば、これは難しいことではありますが、多くの皆様を引きつける魅力とはそういうことではないかと考えます。本県の移住促進を実のある真に魅力的なものにするためにどうしていくのか、知事にお伺いいたします。

次に、地域の交通政策についてお伺いします。

多くの地方の都市では、社会生活や経済活動の安定、発展を図っていく上で、過疎化や高齢化、利用者の減少などの影響で厳しい経営環境に置かれている鉄道や路線バスなどの地域交通をどのように維持していくのかが、切実で重要な問題となっています。交通政策が、交通政策基本法にうたうように、国民生活の安定向上や国民経済の健全な発展につながるものとなるためには、大都市圏と地方、地方の中でも都市部と山間地域といったように、それぞれの地域の特性や諸条件に応じた施策が必要となると思います。

全国的にも、地方の公共交通を担う交通事業者の多くは、老朽化する施設や採算のとれない路線を抱え、事業や路線の存続に苦慮していることもお聞きしています。県内の公共交通も、利用者の減少が続いている状況であります。

こうした中、交通政策基本法が成立し、交通事業者などに、国や地方公共団体が実施する交通関連施策への協力を求めているが、維持すら困難な状況にある地方の交通事業者は前向きに取り組めるのか、危惧するところです。

公共交通の利便性の向上のための交通事業者の取り組みの現状はどうか、行政としてどのような支援を行っているのか。また、交通政策基本法を受けた動きは今後どのような形で我々の生活に影響を及ぼすことになるのか、中

山間対策・運輸担当理事にお尋ねします。

過疎化を背景に、利用者の減少が進み、交通事業者は厳しい経営を余儀なくされており、本県の公共交通を取り巻く状況は今後さらに厳しさが増すことが予想されます。現在進めている本県中央地域の公共交通のあり方についての検討の場においては、過去何度か取り沙汰された土電と県交通の一元化の問題も俎上に上がっているともお聞きをしています。私は、何とかこの際に双方が歩み寄りをして実現してほしいと思っているし、県民の皆さんの多くもそう思っていると思います。

利用者の減少が見込まれる中で、地域の公共交通を維持していくことは非常に重く難しい課題だと思うが、公共交通のあり方に関して現在どういった検討状況にあるのか、特にこれまで幾度か検討されてきた一元化についてはどういった検討状況にあるのか、中山間対策・運輸担当理事にお伺いします。

次に、認知症対策についてお伺いします。

平成24年時点での65歳以上人口における認知症患者数は、これまでの推計値よりはるかに多い462万人に上るといふ推計が明らかになりました。また、認知症になる可能性がある軽度認知障害の高齢者も約400万人いると推計しています。60歳以上の4人に1人が認知症とその予備軍となる計算で、政府は、今後の認知症医療・介護に対する政策の大幅な見直しを含め、早急な対策が必要だと言っています。その際には、介護サービスにおいて、脱施設の方角で、在宅介護の推進とボランティア育成による地域での見守り活動の強化が柱となる見込みであります。さらに、医療と介護の密接な連携の確立、精神科病院への入院の客観的基準の確立、認知症ケアを標準ケアとして位置づけたケアプランの作成や、ケア実施の水準引き上げを図る教育システムの確立、若年性認知症に対するケアや軽度

認知障害に対する予防的介入の確立と普及などの課題が挙げられ、それぞれ対策が検討されております。

これらの課題に的確に対応し、例えば認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、国は認知症施策推進5カ年計画を策定し、取り組みを推進しています。

増加する認知症高齢者に対応するためには、この計画を着実に推進することが必要だと考えますが、高知県の取り組みの現状について地域福祉部長にお伺いします。

また、認知症施策については、早期からの適切な診断や対応、そして認知症についての正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援を地域ごとに包括的、継続的に実施する体制をつくる必要があります。認知症施策の推進を地域支援事業の包括支援事業に位置づけ、市町村が地域包括ケアシステム構築の一つの手法として取り組みを進めることが必要であり、その際には、医療の果たす役割が重要になるものと考えます。

医療機関における認知症の人への対応が十分ではないとも思うが、県下全域での対応はどうなっているのか、地域福祉部長にお伺いします。

また、認知症施策の推進については、保健・医療・福祉に係る専門的な知識及び経験が必要となることに鑑み、こうした取り組みを適切に実施できる事業体に、他の事業とは別に委託できる仕組みも必要であります。国は、市町村の準備期間を考慮し、順次実施することとし、平成30年度には全ての市町村で実施することとするほか、小規模市町村では事業の共同実施も可能だとしている。

認知症の人が住みなれた地域で可能な限り生活を続けていくために必要となるサービス資源

が不足することはないのか、地域福祉部長にお伺いします。

特に、認知症は早期診断、早期対応が重要であることから、初期の段階で、医療と介護との連携のもとに、認知症の人やその家族に対して個別の訪問を行い、適切な支援を行う認知症初期集中支援チームの設定による、地域の実情に応じる医療機関、介護サービスの事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員の設置に取り組むことが重要になります。また、認知症ケアに携わる多職種の協働研修、認知症カフェ等による認知症の人とその家族への支援など、認知症ケアの向上を推進する事業を地域支援事業で推進することなども重要だと考えます。

地域で認知症の人とその家族を支援する体制整備の来年度からの取り組みについて地域福祉部長にお伺いします。

次に、観光振興に関してお伺いします。

まず、県立足摺海洋館の耐震化についてであります。

さきの12月議会において、執行部から耐震調査の状況報告があったわけですが、その内容は、耐震性能が基準値を満たしていないことと、地下部分の鉄筋の腐食が進行していることなどから、耐震補強や地下の劣化部分の改修等が必要で、その概算費用として4億6,000万円程度見込まれるというものでした。ただしこの費用には、改修に伴って必要となってくる展示設備等の撤去や復旧のための経費が入っておりませんので、こうした費用が加算されることとなります。そして、今月20日には、民間の有識者や地元の関係者などによる検討会が立ち上がり、今後の館のあり方について検討がスタートしたところであります。

足摺海洋館は、昭和50年の開館以来、足摺宇

和海国立公園を代表する施設として、その特徴である太平洋の海と黒潮に生きる魚を展示する水族館として運営してきたところですが、この間約40年間にわたって、観光拠点としての役割だけではなく、児童生徒の海洋や環境に関する学習の場として、その機能を発揮してきたところでもあります。しかしながら、社会経済情勢の変化とともに観光スタイルも変わってくる中で、サンゴ博物館の閉館や、土産物を扱う売店の縮小など、開館当時からすれば竜串地区を訪れる観光客の数も徐々に少なくなっており、地域の活力がだんだんと落ちていくことが危惧されているところが現状であります。

こうした中であっても、見残しやテーブルサンゴなど、海中公園の自然景観は一級品ですし、海洋館を初め、海底館、グラスボートなどの観光施設が加わることによって、観光地としての魅力は依然としてあるわけで、ボランティアガイドの方々など地元の人たちも頑張っている活動しており、この機会に竜串を再生するぐらいの意気込みで取り組んでもらいたいと思います。

このため、今回の見直し検討に当たっては、単に海洋館の改修に伴う費用対効果の議論に終始するのではなく、竜串の再生、ひいては幡多観光や高知県観光の活性化に大きな影響を及ぼすことを考慮した取り組みが必要と考えるところですが、海洋館に関するこれまでの評価と今後の検討の考え方について観光振興部長にお伺いします。

次に、スポーツを通じた観光の振興に関してお伺いします。

観光の観点で見たとき、従来は、全国的に、夏場の海水浴や冬のスキー、あるいはゴルフといった、どちらかといえば余暇を楽しむような観光客を誘致する取り組みが行われてきておりましたが、こうした取り組みに加えて、最近では、さまざまな競技スポーツに関する取り組み

が行われるようになってまいりました。

本県では、冬でも温暖な気候を生かして、古くからプロ野球のキャンプが行われてきておりますが、最近では、サッカーのJリーグやラグビーのトップリーグに所属するチームのキャンプに加え、ゴルフではカシオや横浜ゴム主催のトーナメントが開かれるなど、そのバリエーションが広がってきています。また、これらのプロのスポーツのレベルだけではなく、市町村段階においても各種のマラソン大会が盛んに行われるようになってきておりますし、これら以外にも、大学野球やソフトボール、バスケットボールなどのさまざまなスポーツの合宿などがふえてきており、県外から相当数の方々が本県を訪れている状況にあります。

県では、平成24年度からの産業振興計画の改定に合わせて、スポーツツーリズムを観光の成長戦略の柱の一つに位置づけて取り組みを進めてきたところですが、これまでの活動をどう評価しているのか、観光振興部長にお伺いします。

また、こうしたスポーツを通じて来県した方々はリピーターとなる比率が高いと言われており、一度来てもらおうと続けて何度も来てもらうことが期待できます。現に、社会人や大学の野球チームの合宿などは毎年のように継続して来ておりますし、普通の観光と違って、長期にわたって多くの人数が宿泊するという点で、経済的な効果も非常に高いのではないかと考えるところです。

ラグビーであれば菅平、駅伝は北海道と言われるように、他の地域でもアマスポーツの合宿誘致に向けた取り組みが行われており、地域間での誘致競争もだんだんと厳しくなってきておるところだと思います。

本県においても合宿の誘致に向けたさらなる取り組みの強化を図り、本県観光の振興にも寄与できるようになることを期待するところです。

が、観光振興部長の御所見をお伺いします。

次に、農業振興についてお伺いします。

日本の農業・農村を取り巻く現状は、厳しさを増しております。この20年間で農業生産額が14兆円から10兆円へと減少する中で、生産農業所得は6兆円から3兆円へと半分に減りました。基幹的農業従事者の平均年齢は、現在66歳と高齢化が進んでおり、この20年間で10歳ほど上がりました。これは、若者が新たに農業に従事しなくなっていることを意味しております。

また、耕作放棄地は、この20年間で2倍にふえ、今や滋賀県全体とほぼ同じ約40万ヘクタールの規模であります。日本の農業・農村の再生は待ったなしの状況であります。

こうした中、国では、新しい農政の転換を図るため、昨年12月に、安倍首相を本部長とする農林水産業・地域の活力創造本部において、今後の農業・農村政策のグランドデザインとなる農林水産業・地域の活力創造プランを策定しました。このプランでは、強い農林水産業及び美しく活力ある農山漁村の実現のため、担い手への農地集積・集約化等による構造改革の推進、新たな経営所得安定対策と、米の生産調整の見直し、日本型直接支払制度の創設、強い農林水産業のための基盤づくり、農林水産物・食品等の高付加価値化等の推進、日本食・日本文化の魅力発信と輸出の促進などの諸施策を実施することとしております。

これら政策を推進することにより、日本の農業・農村の持つポテンシャルを競争力のある成長産業にし、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指しています。

平成26年度からは、このプランに基づき、農地中間管理機構や日本型直接支払制度の創設、経営所得安定対策の見直しなどの国の新たな農業政策が始動します。これから実践が問われる農業政策は、どれも農業現場と一体となった話

し合いと取り組みなくしては前に進まないことばかりであります。農業現場においては、急速な政策の転換に大きな戸惑いがあるのではないかと危惧しております。まずは、政策の狙いを現場と共有することが重要ではないかと思っております。

そこで、今回の国の新たな農業政策に本県としてどのように取り組むようにしているのか、農業振興部長にお伺いします。

一方、本県の農業・農村を取り巻く状況も、全国と同様に厳しい状況であります。農林業センサスによりますと、農業就業人口は、平成2年の5万8,564人から、平成22年には3万4,128人となり、この20年間で約42%減少しております。また、昨年県が行いましたJA生産部会の意向調査では、今後10年間で16%の生産者の減少が予測される結果も出てきております。農業就業人口の年齢構成では、平均年齢は64歳、65歳以上の割合は56%にもなっております。

このため、県では、第2期産業振興計画の農業分野において、本県農産物の品質をさらに高め、付加価値をふやすとともに、生産量をふやす取り組みや、産地のこだわりを伝える販売などによる園芸品の基幹流通のさらなる強化、実需者の多様なニーズに対応できる新たな流通・販売体制の構築など、生産から流通、販売まで一体となった取り組みを進めております。これまでの取り組みにより、担い手の確保・育成では、新規就農者は年々増加傾向にあり、去年はこれまでで最も多い263の方が県内で新たに就農されました。また、生産技術の向上では、オランダ・ウェストラント市との友好園芸農業協定締結による技術交流などを生かした環境制御技術の開発や普及に取り組んでおり、炭酸ガス施用など一部の技術については、既に篤農家を中心に生産現場に普及するなどの成果を上げてきております。

さらに、平成26年度からは、新規就農者の育成と先進技術の普及拠点として農業担い手育成センターを新設し、研修内容や産地とのマッチングを強化する取り組みや、本県の施設園芸の目指す先進技術を導入する次世代施設園芸団地の整備など、新たな取り組みが始まるとお聞きしております。

第2期産業振興計画の農業分野では、これらの取り組みにより、本県の基幹産業である農業を着実に成長させてきておりますが、本県の8割を占める中山間地域の農村では、高齢化や人口減少により疲弊しております。

今、農業振興政策は、農業の発展のための産業施策と、中山間地域の農業を維持するための地域政策の両者を取り組むことが求められているのではないかと思います。

そこで、こうした実態などを踏まえ、本県が目指すべき農業の将来像をどのように考えているのか、またその将来像の実現に向けてどのように取り組むようにしておられるのか、農業振興部長にお伺いします。

最後に、水産業振興についてでございます。

水産物の地産外商について、水産振興部長にお伺いします。

県内各地の漁港では、漁業者が水揚げした水産物を、魚商人と呼ばれる方々が入札や競りで仕入れ、自社便や定期便の保冷車に積み込んで消費地市場へ送るといった光景が日常的に見られます。こうした魚の多くは、高知市中央卸売市場を初め、大阪や京都、東京など全国各地の消費地卸売市場を経て、私ども末端消費者のもとへ届くわけです。

全国の産地から消費地卸売市場を経由して消費者のもとへ流通する、いわゆる市場流通は、水産物を安定して供給する装置として非常に重要な役割を果たしているわけですが、この市場流通の様相が大きく変化しています。農林水産

省のデータによりますと、国内で流通した水産物のうち、消費地の卸売市場を経由した割合は、平成元年には約75%あったものが、平成22年には56%と、20ポイント近く減少しています。つまり、既に半分に迫る水産物が消費地の卸売市場を経由せずに流通していることとなります。

飲食店などでは、店の独自性、他店との差別化を図るため、産地から直接魚を買い付けてお客さんにアピールする動きが拡大しています。魚の新鮮さや安心・安全を売りにできるという直接的なメリットに加え、産地独自の食べ方や調理法、生産者の顔が見えるといった産地直送ならではの情報も入手し、付加価値を高めることも期待できます。

もちろん、既存の市場流通では、全国の産地から大量の魚を集めることで適切な価格を形成し、消費者へ安定的に供給するという重要な役割を担っており、産地側にしても消費地側にしてもなくてはならないものですので、これを全く無視するわけにはまいりません。しかし、魚離れが進む一方で、産地から直接魚を仕入れて販売する動きが広がっていることを考えてみますと、多様化する川下のニーズにも的確に対応できる流通・販売体制の構築にも取り組んでいくべきではないでしょうか。

市場流通と、産地直送に代表される市場外流通、それぞれの長所をうまく生かした取り組みを拡大して定着していけば、県産水産物の地産外商がさらに進展するのではないかと考えますが、水産振興部長のお考えをお伺いします。

次に、漁業の担い手確保についてでございます。

5年ごとに実施される漁業センサスによりますと、本県の漁業就業者数は、昭和63年の1万227人から、平成20年には4,905人と、20年間で半分以下に大きく減少しており、また今後公表される平成25年のセンサスでは、さらに就業者

の減少と高齢化が進んでいると思われます。資源の減少や魚価の低迷、また燃油価格の高どまりなどの厳しい漁業環境に加え、少子化など、漁業関係者の家庭でも子供にはもう後を継がせたくないといった意見もよく聞かれ、新たな担い手の確保が大変難しい状況にあると認識しています。

一方、産業振興計画では、戦略の柱のテーマに、「漁業の生産高を伸ばし、漁業収入を向上」を挙げ、それに対する取り組み方針の漁業生産量の確保のため、さまざまな取り組みを行っておりますが、特に若い優秀な漁業者を確保するための担い手対策が大変重要な課題だと思われます。

県ではこれまで、漁船漁業への就業希望者を対象に市町村が実施する短期研修への支援や長期研修中の研修生への生活支援、また独立の際には漁船のリース事業による漁船取得費用の大幅な軽減などに取り組んできました。さらに本年度は、短期研修を市町村への補助事業から県の直営事業へと大きく見直し、また長期研修でも制度を充実させ、新たな取り組みでは、漁業や漁村の現状を知っていただくセミナーの開催など、受け入れ体制の一層の強化を図っております。

この1年間、見直しなどを行ったこれらの支援制度の効果はどうであったのか、また、このような厳しい状況では、さらに一歩進んだ積極的な取り組みが必要と考えますが、今後どのように担い手対策を進めるのか、水産振興部長にお伺いします。

これで私の1問目を終わります。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 中内議員の御質問にお答えをいたします。

まず、現時点における県勢浮揚に向けた手応えと、今後の県政運営に当たっての基本姿勢、

また私自身の採点についてお尋ねがございました。

私は、これまで県勢の浮揚に向けまして、経済の活性化や南海トラフ地震対策など5つの基本政策と、それらに横断的にかかわる中山間対策に全力で取り組んでまいりました。そうした中で、私自身、一定の手応えを感じ、やればできるとの思いを強くしているものもございしますが、そうした分野でありましてまだまだ道半ばであり、また、前に進んだからこそ新たな課題に直面したのももございします。

具体的に申し上げますと、まず経済の活性化の分野では、産業振興計画、平成21年度からこの取り組み、全力を挙げて取り組んでまいりました。地産外商に向けた取り組みにつきましても、例えば高知県地産外商公社の活動を契機とした商談の成約件数は、平成21年度はわずか178件でありました。しかしながら、昨年度には2,600件を超えましたし、本年度は昨年同時期の数字を上回って推移をしております。

また、観光を見てみましても、従前は県外観光客の入り込み客数は大体310万人前後でありましたものが、近年は400万人台前後で推移するなどしておりますし、さらに有効求人倍率につきましても、先月、0.79倍ということで過去最高を更新したところであります。ただ、過去最高であつてもたかだか0.79倍ということにあらわれておりますように、本県の経済振興に向けた、産業振興に向けた取り組みは本当にまだまだ道半ばだという状況かと考えておりまして、さらなる取り組みを継続していく必要がありますし、今まで取り組んできたことを土台として、さらに大きな、より実効性のある取り組みを続けていかなければならない、そのように感じているところであります。

南海トラフ地震対策につきましても、34.4メーターという全国でも最悪の想定が発表され、我々

といたしましても非常にショックでありましたけれども、しかしながらそれにひるむことなく、特に地震発生直後の対策、なかならず津波避難対策に最優先で取り組んでまいりました。さまざまな財政制度の工夫なども行っていく中で、避難路、避難場所は現在、1,445カ所が計画をされ、また津波避難タワーにつきましても計画総数115カ所に至りますなど、整備も一定進んでいるところであります。また、議員の皆様方の御協力もいただきながら、国に対し積極的に政策提言も行ってまいりまして、その結果、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が成立し、国におきまして南海トラフ地震対策に取り組むことについて一定従前以上の力点が置かれるようになってきたこと、これらも一定成果かとは思いますが、

ただ、命を守る対策としてやるべきものはまだまだたくさんあります。例えば、発災直後の火災対策をどうしていくか、そもそも揺れ対策についてさらに強化すべきではないか、さらには応急期の対策、このために、これを充実させていくために、例えば避難所をどうするか、長期浸水対策をどうするか、災害時医療救護計画の見直しを行っていく必要がある、道路啓開計画についても新たに策定していく必要があるなど、やるべきことはまだまだたくさんあると、そういう状況かというふうに考えておるところでございます。こうした手応えを一定感じるものもありますが、まだまだ多くが道半ばであり、さらなる取り組みの深化、強化が必要だと考えております。

今後、こういう取り組みを進めていくに当たりまして、第1に、県庁組織が常に成果を意識し、新しい物事にチャレンジしていく積極的な姿勢を持ち、創造力を発揮していくこと、第2に、政策同士の連携を一層高め、高いレベルでの相乗効果をもたらしていくこと、第3に、市

町村との連携や官民協働の取り組みをより一層深化させていくこと、こうした基本的な姿勢のもとで取り組みを進めてまいりたいと考えておるところであります。

自己採点をということでもありますけれども、まだ取り組みの途中であるものが大多数でありまして、仕込みはしましたがその結果はこれからというものも多く、テストに例えればまだ終了時間前でありますので、採点はまだ差し控えさせていただければと、そのように思います。

次に、今回の予算編成における基本的な姿勢についてお尋ねがありました。

今回の予算編成に当たりましては、県勢の浮揚に向けまして、経済の活性化や南海トラフ地震対策など5つの基本政策を中心に、課題解決先進県を目指した取り組みをさらにバージョンアップさせながら、引き続き財政の健全性も確保することを基本的な姿勢として取り組んだところであります。特に、5つの基本政策を中心とした各施策のバージョンアップにつきましては、さらなる成果を追求し、PDC Aサイクルをしっかりと回した上で、より実効性の高い施策が実施できるよう、庁内でも十分に議論を重ねながら、知恵を絞り、工夫を徹底したところでもあります。

具体的に申し上げますと、例えば経済の活性化につきましては、第2期産業振興計画をバージョン3へと改定することを目指し、これまでの取り組みの蓄積を生かし、より大きな、より実効性のある施策にバージョンアップしますとともに、各施策群同士の連携をより徹底することによりまして相乗効果を発揮し、プラスのスパイラルを生み出していくことを目指しております。

また、南海トラフ地震対策につきましては、第2期南海トラフ地震対策行動計画に基づきまして、地震発生直後から応急期の初期段階まで

の対策を平成27年度末までにおおむね完成させるという目標のもと、引き続き、命を守る対策に最優先で取り組むとともに、総合防災拠点の整備や避難所の確保対策など、助かった命をつなぐための応急期の対策を本格化させることとしております。

さらに、5つの基本政策に横断的にかかわる政策として、新たに、少子化対策の抜本強化と女性の活躍の場の拡大、これを柱として掲げまして、国の補正予算で創設されました交付金も活用しつつ、実際のニーズに沿った形で対策の抜本強化を図っておるところであります。

このように、バージョンアップした各施策を積極的に盛り込みました結果、来年度の一般会計当初予算案は、6年連続で前年度を上回る4,527億円余りと、さらなる飛躍への挑戦を続けていくための積極型の予算となっているところでございます。

次に、財政健全化の視点を念頭に置いた政策の推進についてのお尋ねがありました。

財政規律をしっかりと維持し、県民サービスの確保と財政の健全化をともに実現することが重要だと考えておりまして、今回の予算編成に当たりましてもそうした方針を堅持いたしております。

具体的に申し上げますと、まず歳入面では、景気回復などに伴う県税収入の増加を見込みますことによりまして、前年度を上回る一般財源総額を確保いたしますとともに、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金など国の有利な財源を積極的に活用いたしました。

また、歳出面では、行政のスリム化による人件費の抑制や積極的な事務事業の見直しを行うなど、歳出削減に徹底して取り組んだところであります。特に本年度は、3年ぶりに裁量的経常経費にマイナス5%のシーリングを設定した上で、昨年度に創設いたしました課題解決先進

枠を大幅に拡充することで事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底して促しました。こうした一連の取り組みの結果、財源不足額につきましては、前年度の141億円から104億円へと大幅に圧縮することができたところであります。

さらに、なお生じたこの財源不足額への対応に当たりましても、中長期的な財政運営を見据え、退職手当が増額する見込みであるにもかかわらず、退職手当債の発行を前年度同額に抑制して、将来負担を軽減いたしました。あわせて、2月補正予算において、予算の効率的な執行などにより生じた財源を活用して、財政調整的な基金の取り崩しを69億円余り取りやめ、将来への備えを確保したところであります。

こうしたことによりまして、来年度末の財政調整的な基金残高につきましては、昨年9月時点での推計を30億円程度上回る208億円程度を確保できる見通しとなったところであります。またあわせまして、県債残高につきましても、実質的な地方交付税である臨時財政対策債を除く残高について、引き続き減少傾向を維持することができております。今後も、財政健全性の確保にも十分留意した予算編成を行うことで、中長期的に安定した財政運営につなげてまいります。

次に、今回の地方財政対策に対する評価と一般財源の総額確保の見通しについてお尋ねがございました。

平成26年度の地方財政対策につきましては、リーマンショック後に設けられた地方財政計画の歳出特別枠及び地方交付税の別枠加算について、経済の再生に合わせ、どの程度平時モードに切りかえて見直していくか、あるいは本年4月からの消費増税に伴う地域間の財政力格差の拡大に対してどのような地方税源の偏在是正措置を講じていくかといった点が主に焦点となっておりました。

地方財政計画の歳出特別枠及び地方交付税の別枠加算につきましては、全国知事会を通じてその確保を訴えかけてきましたところ、最終的に、新たな「地域の元気創造事業」の創設によりまして、実質的に従来の歳出特別枠と同水準の額が確保されるとともに、別枠加算は一部縮小されたものの、地方税収の状況を踏まえて、必要な額が確保されております。その結果、地方交付税を含めた地方の一般財源総額につきましては、前年度を上回る60.4兆円が確保されたところであります。

また、地方税源の偏在是正措置につきましては、本県としましても、その確実な実現について四国知事会を通じて緊急提言を行いましたところ、最終的に、来年度から法人住民税の一部の地方交付税原資化による地方税源の偏在是正措置が導入されることとなりました。

さらに、南海トラフ地震対策を加速する上で非常に実効性の高い財政措置として、本県がその継続を強く訴えてまいりました緊急防災・減災事業債につきましても、平成28年度までその期限が延長されたところであります。

平成26年度の地方財政対策については、全体として見れば、地域の実情や厳しい地方財政の状況に一定の配慮がなされたものと評価をしておるところであります。

来年度の一般財源総額の確保に向けましては、例年7月ごろに示されます普通交付税大綱において最終的な地方交付税額が確定することとなりますことから、引き続き、東京事務所を通じた情報収集の強化など、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

また、地方税源の偏在是正につきましては、消費税10%段階で、現行の地方法人特別税・譲与税制度を廃止するとともに、他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行うこととされていますことから、国の

動向を注視しつつ、今後、確実に偏在是正措置が講じられるよう、他の地方公共団体とも連携を図りながら、引き続き国に対して積極的に政策提言を行ってまいりたいと考えております。

次に、南海トラフ地震対策に関して、災害応急対策を検討するに当たって、本県として特に考慮すべき社会的、地理的背景についてのお尋ねがございました。

まず、地震発生直後の命を守る対策において踏まえるべき背景としては、県全体が想定震源域に含まれていますため、長くて強い揺れが発生すること、海岸線がトラフ軸に近く、土佐湾が津波を包み込むような形状であるため、大きな津波が短時間で襲来し、かつ収束するまで時間がかかるという地理的背景があります。また、高齢化及び過疎化が進んでいるため、避難時に配慮が必要な方が多い上に、そういった方を支援できる人が少ないという社会的背景があります。

次に、応急期の命をつなぐ対策において踏まえるべき背景としては、沿岸部にある医療機関が津波により多数被災するため、医療救護活動を行う資源が不足すること、道路網が揺れや津波で寸断されるため、多数の地域が孤立することや、迅速な救助活動、負傷者の搬送が困難となることが挙げられます。

また、県全体の復旧・復興に中心的な役割を担うことが期待される県都の高知市が、揺れや津波によって大きな被害を受け、その後も長期にわたって浸水することも、特に考慮すべきことと考えております。このことは、東日本大震災で沿岸部は大きな被害を受けたものの、県都としての機能が内陸部に集積していたため長期間麻痺することを免れた仙台市の例や、南海トラフ地震で被害が想定されている他県と比べても、本県は非常に厳しい状況にあると言えます。

こうした本県の特徴的な社会的、地理的背景

を常に念頭に置いて、被災後の地域の状況をリアルに想像しながら、第2期行動計画に位置づけた対策が十分に機能するのかを、PDCAサイクルを回しながら検証しているところであります。また、来年度から本格化させます災害時医療救護計画の見直しや、道路啓開計画の策定といった応急期の対策についても、こうした背景を踏まえたものとしてまいります。

次に、東海地震の長期評価と南海トラフの地震活動の長期評価をどう考えているのかのお尋ねがございました。

地震活動の長期評価は、一定規模以上の地震がほぼ定期的に繰り返すということに着目して、大きな被害をもたらす可能性が高い地震について発生確率などが算定をされておりました。東南海地震と南海地震については過去の地震活動記録をもとにして発生確率が公表されておりました。お話のありました東海地震については、過去に単独で発生したことを示す記録がないことから、一般的な長期評価の手法を当てはめることができず、幾つかの仮定を置いて求めた独自の発生確率が参考値として示されておりました。

そうした中で、東海を含めた南海トラフの地震活動の長期評価については、南海地震の単独発生や東南海地震との連動発生など多様な発生パターンがあることを踏まえて、東海から日向灘にかけての南海トラフ全域で地震の規模や発生確率を評価する方法へと昨年5月に見直しが行われ、本年1月の最新データによると、今後30年以内に発生する確率は70%程度とされております。

また、東海地震については、長期評価とは別に、発生する数日程度前までに、発生時期、場所、規模を予測する直前予知の可能性が我が国で唯一ある地震と考えられておりました。24時間体制で前兆現象の監視が行われています。こ

うしたことから、お話にありました地震防災対策強化地域として指定がなされているところがあります。

しかしながら、こうした予測はいずれも不確実性を伴うものであり、今後さらなる研究が進んで予測精度が向上することを期待する一方、我々としては、いつ起こってもおかしくないという気構えで備えを進めていくことが必要だと考え、南海トラフ地震対策に全力で取り組んでいるところでもあります。特に、県民の皆様の命を守る対策を進めることからいけば、地震が発生したことを即時に検知して皆様にお伝えし、いち早く行動を起こしてもらうことが非常に重要であります。

そういうことでありますので、現在、DONET、DONET2の整備、さらには足摺岬沖から日向灘海域についての観測網の空白地帯についての整備、これらを強く訴えているところであり、引き続き9県知事会議などと連携をいたしまして訴えかけを続けていきたい、そのように考えております。

県内製造業の振興につきまして、今までの取り組みの課題と今回の強化策のポイントについてお尋ねがありました。

産業振興計画の推進を通じ、この5年間で、試作機開発から商品開発、販売促進、生産拡大に伴う設備投資といった、ものづくりの各ステージに応じた施策を充実してまいりました。その結果、農業用機械や介護食、防災製品などの分野で全国展開を見据えた製品が出てくるなど、一定の成果が見えてまいりました。

しかしながら、本県産業のさらなる飛躍を考えますと、より多くの企業が安心してものづくりに取り組み、外商の流れを今以上に大きなものとしていくことが必要であると考えております。

今までの取り組みから、県内の製造業の中に

は、下請を中心とした形態の中小企業で、製品開発力や営業力、資金力などが不足している企業も多いといった点が、引き続き大きな課題として指摘されてきております。こうした課題に対応していくためには、ものづくりに挑戦しようとする企業の間い合わせにワンストップで対応していくことや、専任担当者制により一貫してサポートしていく体制をしくことが重要であると考えております。

このため、まず、産業振興センターの体制を強化し、総合相談窓口を設置するとともに、企業ごとの専任担当者を置き、ビジネスプランの策定から販路開拓までを一貫してサポートしてまいります。また、資金面の課題などに対しましては、一連の施策を一層充実することに加え、新たに産業振興計画推進融資を創設するなど、これまで以上にものづくりのステージに合わせて使い勝手のよい制度への見直しを行ってまいります。

そして、企業訪問回数を大幅にふやすことに加え、製造業全社に対する定期的な情報発信も行うなど、ものづくりに関する情報をきめ細かく企業にお伝えする取り組みも強化してまいります。

来年度は、景気の回復と国の大型の経済対策が重なり合う年であり、ものづくりの振興に挑戦するには絶好の機会であります。この好機を逃すことなく、本県製造業全体の底上げを図り、第2期産業振興計画における製造品出荷額等の10年後の目標である6,000億円の達成を目指していきたくと考えております。

最後に、移住促進策について、移住促進を本県にとって実のあるものにするためにどうしていくのか、また、移住を希望される方にとって真に魅力的なものにするためにどうしていくのかのお尋ねがございました。

移住促進に取り組むことは、高知県にとりま

して、人口減少の痛みを和らげることのみならず、これまでの県内の事例を見ますと、中山間地域のコミュニティー機能の維持や第1次産業の担い手の確保、地域に新たな事業が生まれるといった、地域や経済の面に元気がもたらされる効果があると考えております。そのため、新年度からは、これまでの取り組みを引き続いて実施するとともに、地域おこし協力隊や地域アクションプランの担い手といった地域に活力をもたらす人財に関する情報を、民間の人材ビジネス会社とも連携して、都市部に積極的に発信するとともに、円滑な移住を実現する研修制度を設けることなどにより、地域や事業の中核となって活躍していただける人財の誘致を官民協働で進めてまいりたいと考えております。

一方、移住希望者等にとっての本県の魅力は、大きく2つあるのではないかと考えております。

まず1つ目は、本県での生活に温かさや安らぎを感じていただいていることだと考えております。本県へ移住された方の体験談や、今年度県が実施した移住された方を対象とするアンケート調査では、初対面にもかかわらず地域の方が進んで引っ越しを手伝ってくれたり、子供のことを心から気遣ってくれるといった、地域に温かく迎え入れてくれる地元の方の姿に接し、都会では失いかけている温かさや安心を感じたという移住された方のお声がございました。本県には、「高知家」プロモーションで打ち出している家族のような温かさやおもてなしの心といった人の強みがあり、このことが移住希望者等にとっての魅力となっているのではないかと思います。

2つ目は、本県への移住に、仕事や生活、子育てといった、移住を希望される皆様が持つそれぞれの思いや願いがかなえられる環境があるということではないかと考えております。同じく移住された方の体験談やアンケート調査では、

地域の振興に取り組む中で自分の成長を感じている、長時間の通勤にストレスを感じることもなく自由な時間を満喫している、豊かな自然の中で伸び伸びと子育てしているといった移住された方の声もございました。こうしたお声から、本県には、移住を希望される皆様の希望する活動や生活の環境がある程度整っていることも、魅力の一つではないかと思えます。

こうした本県の魅力をさらに高めるために、温かさや安らぎという面では、移住希望者等の相談対応や地域の方々との交流会を開催するなど、移住希望者等をしっかりサポートしていただいている地域の民間団体や個人の方々との連携を来年度はより強化して、本県で温かさや安らぎを感じながら暮らしていただける環境を整えてまいります。また、思いをかなえるという面では、例えば起業や第1次産業への就業に際しては、土佐まるごとビジネスアカデミーやこうちアグリスクールといった研修制度、シェアオフィスによる創業の支援や商店街の空き店舗を活用した出店の支援など、各分野のさまざまな政策群を総動員して、本県で思いをかなえていただけるようサポートを強化してまいりたいと、そのように考えておるところでございます。私からは以上でございます。

(危機管理部長高松清之君登壇)

○危機管理部長(高松清之君) 南海トラフ地震対策に関して、新しい技術を生かした防災対策についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震など大規模災害への対応力を高め、県民の皆様の安全を確保するためには、県や市町村が行う公助としての防災対策はもちろん、住民が行う自助、共助の取り組みにおいても、議員お話しのように、新しい技術や製品などを活用していくことが重要だと考えています。

その具体的な例として、例えば県の新しい総

合防災情報システムは、クラウド化や通信の多重化により、大規模災害時にも安定した情報を提供できるものとなるよう整備を進めております。また、最先端の技術に基づく遠隔操作による災害救助用ロボットといったようなものが開発されつつありますし、本県独自の取り組みとして、さまざまな技術を組み合わせることによって実用化を迎えようとしている津波避難シェルターは、公助としての新しい防災対策と言えるのではないかとこのように思っております。

一方、自助といたしましては、議員のお話にもありました防災頭巾よりも強度の高い製品として、樹脂製の折り畳み式ヘルメットなどがあり、現在、県内の小中学校でも導入するところがふえてきております。また、火災から避難する際に使用することを目的として、ハンカチよりも煙の遮断性はるかに高い簡易マスクといったものが開発され、販売をされています。

このほかにも、本県では、防災関連製品の地産地消・外商の拡大に向けた防災関連産業交流会の活動を通じてさまざまな製品も生み出されていますので、今後とも、こうしたすぐれた機能を持った新しい製品に関する情報を、防災関連のイベントなどを通じて、自主防災組織を初め広く県民の皆様に発信をし、普及を図ってまいりたいというふうに考えております。

(土木部長奥谷正君登壇)

○土木部長(奥谷正君) 宇佐地区での海岸堤防の地震・津波対策の今後の予定についてお尋ねがありました。

高知海岸の新居地区では、本年度から直轄事業で海岸堤防の耐震補強工事に着手しており、隣接する県工事区間でも、昨年12月の仮設道工事に引き続き、本体の耐震補強工事の着工に向け準備を進めています。

この工事区間の西隣に位置する宇佐地区の海岸堤防につきましては、現在、対策工法の検討

を進めていますが、この地区は、海岸線付近まで生活空間として高度に利用されており、堤防高さが不足している箇所については、海岸景観との調和や日々の利用に配慮する必要があることや、県道と一体となった部分の延長が約2.3キロメートルと長いこと、さらに全体の事業規模が大きいことなど、多くの課題を抱えております。こうしたことから、今後は、地域の方々と積極的に協議を重ねるとともに、土佐市など関係機関と緊密に連携・調整を重ねることで、対策工事が速やかに着手できるよう努めてまいります。

次に、高知市から南国市にかけての県中央部の海岸工事の進捗についてお尋ねがありました。

県中央部の海岸につきましては、背後に人口や経済・社会基盤が集積する重要な地区であることから、国の技術的、財政的支援により重点的かつ早期に事業実施すべきとの政策提言を国へ行ってきました。こうした取り組みの結果、直轄高知海岸では仁ノ工区に引き続き、新居工区で耐震補強工事が実施されています。高知市の戸原、長浜工区については、平成26年度に工事着手できるよう予算が確保され、残る南国工区も引き続き事業化されるよう政策提言を継続してまいります。

また、南国工区に隣接する高知空港前の十市前浜海岸については、本年度から県事業で耐震補強工事に着手しており、平成27年度には完成できるよう取り組んでまいります。

さらに、浦戸湾の地震・津波対策については、現在、学識者を交えた「高知港における地震津波防護の対策検討会議」の中で、第1線としての高知新港防波堤の粘り強い化、第2線としての浦戸湾湾口部の防波堤等の整備、第3線としての浦戸湾内の河川・海岸堤防の耐震対策を組み合わせた三重防護による対策について検討を進めています。この春には検討結果を取りまと

め、これに引き続き、港湾及び背後地を効率的、効果的に防護するための対策について、計画的に推進してまいりたいと考えています。

次に、国道55号の異常気象時における事前通行規制による県民生活への影響と対応についてお尋ねがありました。

県東部の唯一の幹線道路である国道55号のうち、東洋町野根中ノ谷地区から室戸市佐喜浜町入木地区に至る8.9キロメートル間は、異常気象時における事前通行規制区間となっており、連続雨量が250ミリメートルに達すると通行どめとなります。当該区間は、平成20年度からの5年間で延べ6回、最長18時間の事前通行規制が行われ、昨年10月には、これまでにない連続41時間もの通行規制となり、地域の皆様や道路利用者の皆様に多大な御負担を強いることとなり、また多大な御不便をおかけしたものと認識しております。

この区間の規制を解消するためには、降雨時の危険箇所の徹底的な対策が必要であり、これまでも国による防災対策が行われてきましたが、切り立った厳しい地形的制約などにより、規制の緩和や解消のめどが立っていないと聞いております。県としましては、信頼性が高く、国道55号の代替機能を持つ阿南安芸自動車道の奈半利町から東洋町間の早期整備を目指し、本年度から北川道路に事業着手しましたし、東洋北川道路につきましても、事業化に向けた最初のステップとなる計画段階評価を実施しているところです。

今後とも、国道55号の安全性と信頼性の向上や、代替路となる阿南安芸自動車道の整備の促進について、引き続き国と協議を行い、事前通行規制による地域の皆様の御負担を少しでも軽減できるよう努めてまいります。

(商工労働部長原田悟君登壇)

○商工労働部長(原田悟君) 県内製造業の振興

に關しまして、これからの支援体制の強化と施策の充実の具体的な内容についてお尋ねがありました。

まず、体制の強化につきましては、産業振興センターのものづくり地産地消センターと外商支援部を統合し、現在の26人から35人体制に増員した上で、ものづくり地産地消・外商センターを設置してまいります。

新たに設置するセンターでは、ものづくりに関する企業の間い合わせにワンストップで対応していくとともに、企業ごとの専任担当者制をしくことで相談しやすい環境を整え、ビジネスプランの策定段階から外商までの一貫したサポートを行っていきたいと考えています。また、このセンターには、効率的な生産管理や全国展開、ニーズに対応したものづくりをサポートするため、新たに、製品づくりや販売戦略に精通した専門家なども配置いたします。

さらに、販路開拓支援を行う県外事務所の体制強化も行っております。外商コーディネーターを、東京は1名ふやし2名の配置とし、名古屋は新たに1名配置することで、県外での製品紹介や情報収集などの活動を拡充し、顧客獲得や販売促進につなげていきたいと考えています。

施策の強化につきましては、これまでも商品の企画開発から販売までの各段階に応じて一定充実させてきましたが、さらに県内企業の設備投資を進める施策を強化しますほか、より積極的な投資を支援する産業振興計画推進融資を新設することといたしました。特にこの融資は、協定を結んでおります県内金融機関と連携して行うもので、産業振興計画に沿った前向きな事業活動を強力にバックアップできるものと期待しております。

こうした強化策によりまして、県内でのものづくりの流れをより大きく、より確実なものに

し、本県ものづくり産業の底上げと活性化を図っていきたくと考えています。

次に、防災関連産業の振興につきまして、現時点での成果と課題、来年度の事業のポイントについてお尋ねがありました。

防災関連産業の振興では、市町村や企業同士の交流を目的とした防災関連産業交流会の設立や、新製品開発のための支援、新たな公的調達制度の推進、県外見本市への積極的な出展など、製品づくりから販路開拓の取り組みに至るまで総合的に支援を進めてまいりました。こうした取り組みの結果、防災関連製品の平成24年度の販売実績は、県内で4,400万円余り、県外で1,800万円余りであったのに対し、平成25年度は、12月末現在で、津波避難用の屋外階段や非常食などの売り上げが伸びたこともありまして、県内2億500万円余り、県外3億9,200万円余りとなっております。中には、備蓄用防災毛布など、国の機関へ納品が決まった製品も出てくるなど、徐々にではありますが成果が出始めてまいりました。

しかしながら、防災関連産業の振興による本県経済の活性化を考えますと、まだまだ道半ばであると考えております。もっと多くの企業の皆様にこのプロジェクトに参加していただくことや、官民がしっかり連携しながら全国展開できる商品数をさらにふやしていくこと、そして、災害対応の機運が高まっている今こそ、積極的に県外に売っていくことが必要であると考えております。

こうしたことも含め、来年度は、ものづくり関連の施策と体制を抜本的に強化し、新たな防災関連製品の開発やブラッシュアップについて、これまで以上に手厚く支援してまいりたいと考えております。また、外商につきましても、先ほどお話ししましたように、産業振興センターの外商コーディネーターを新たに名古屋に配置

するなど体制を強化し、県外市町村への定期的なセールス活動などを行っていきたくと考えております。一連の強化した体制と施策により、防災産業といえば高知県と全国から言われますよう取り組んでまいりたいと思います。

(産業振興推進部長中澤一眞君登壇)

○産業振興推進部長(中澤一眞君) 移住促進策について、まず、どのような方が本県に移住をされているのかのお尋ねがございました。

お話にありましてとおり、本年度、県外から本県に移住をされた方は、昨年12月末現在で210組346名となっております。そのうち、県の移住に関する相談窓口であります移住・交流コンシェルジュがお世話をして移住された方63名の状況について申し上げますと、まず年代別では、20代から40代の方が全体の8割を超えております。性別では、男性が6割、女性が4割となっております。また、移住前の住所地を見てみますと、東京や神奈川といった関東圏が全体の5割、大阪や兵庫といった関西圏が3割を占めております。家族構成につきましては、単身世帯が約半分を占め、夫婦などの2人世帯が4分の1、残りは3人以上の世帯というふうになっております。

なお、移住前の職業につきましては、全ての方からお聞かせをいただいているわけではございませんけれども、会社員や調理師、システムエンジニア、スポーツインストラクターなど多様でありまして、特に傾向的なことはあらわれておりません。

次に、移住促進策を進めるに当たって具体的にどのような人材をどのように確保していこうとしているのかのお尋ねがございました。

県内には、移住をされた方がさまざまな分野で活躍をされている事例が数多くございます。例えば、地域おこし協力隊として、都市部から移住をされた方が観光の振興や特産品の開発な

ど地域の担い手となって取り組まれ、任期が終わった後も地域に残って活躍をされている事例や、東京での就農相談会への参加をきっかけに移住をされまして、野菜の有機栽培に取り組み、地域農業の担い手とされている事例もあります。さらに、定年退職を機に高知に移住をされました方が、現役時代に培った人脈やスキルあるいはノウハウを生かしまして、高知県の産品を県外に紹介したり、地域の資源を活用した観光客誘致の取り組みを地元の方々と進めておられるという事例もございます。

来年度は、これらの事例に見られるような、地域や事業の担い手となっていただける方や、仕事を持ってきていただける方、さらには新たな仕事をつくっていただけるような方、そうした方の積極的な誘致にも挑戦をしてみたいと考えています。具体的には、来年度新たに東京に配置をする移住・交流コンシェルジュを中心に、民間の人材ビジネス会社とも連携をして、都市部の企業等にお勤めの方に対して県内の地域や企業が求める人財の情報を積極的に発信をしてみたいとともに、県外の人財と県内の事業所などとのマッチングを進めてまいります。

あわせまして、県外からの移住と就業が円滑に行われますように、都市部において、高知県の暮らしや仕事に関するガイダンスを実施することや、県内事業者等による実地の研修制度を設けることなどによりまして、地域や企業の担い手となって活躍をしていただける人材の誘致を官民協働で進めてまいります。

(中山間対策・運輸担当理事金谷正文君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事(金谷正文君) 地域の交通政策に関しまして、公共交通の利便性の向上のための交通事業者の取り組み及び行政支援の現状と、交通政策基本法の影響についてのお尋ねがありました。

昨年12月に施行されました交通政策基本法は、国民等の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要であるとの認識のもとに、交通施策の基本理念と基本的な施策方針が定められております。また、国や地方公共団体の責務だけでなく交通事業者の責務も定められておりますが、法の求める理念を実現につなげていくためには、国や地方公共団体の施策に対する交通事業者の協力が必要との観点から盛り込まれたものと理解をしております。

お話にありましたように、本県のような地方の交通事業者の経営を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。県内の交通事業者の利便性向上への取り組みの実態はといいますと、従来の補助制度の水準では事業者の負担分を捻出することが難しいことなどから、近年は必要最小限度の設備投資しかできていないという状況にあります。

こうした状況を受け、県といたしましては、例えばICカード「ですか」を活用したバスと路面電車の乗り継ぎ割引への支援や、事業者負担の軽減化策など、支援に努めてきたところでございますが、使い勝手のよい公共交通を実現し県民の皆様のニーズに応えていくためには、今後さらなる検討も必要となってくるのではないかと考えております。

現在、国においては、交通政策基本法の施行を受け、基本計画の策定に着手をしておりますし、具体的な施策の拡充に向けての動きとしましては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正案が今国会に提出されております。今回の活性化再生法の改正は、基本法の理念の通り、持続可能な地域公共交通網の形成に向けて、新たな施策として、地方公共団体が主導して、まちづくりと一体となった路線の変更や事業の転換といった地域公共交通を再編する制度の創設が盛り込まれております。

今後、国においては、基本法の理念の実現に向けてさまざまな検討が行われることと思いますので、県といたしましては、今後とも国の動向を注視しますとともに、現状の課題や必要な対策などの提言を行いながら、地域の実情に合った制度創設や運用がなされるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、中央地域の公共交通のあり方と一元化の検討状況につきましてのお尋ねがありました。

中央地域の公共交通のあり方の検討につきましては、現在、専門家のアドバイスもいただきながら、鋭意検討を進めているところでございます。

交通事業者の一元化問題につきましては、お話にもございましたように、これまでも幾度か議論されてきたところではありますが、資金調達の問題や、新たな事業参入等に向けた規制緩和の状況を見きわめる必要があるなどといった理由から、一元化の議論を凍結し、今日に至った経緯がございます。

今回の検討では、公共交通を取り巻く状況が一層深刻化する中で、事業者サイドでは、財務状況等の実態把握や将来の見通しを、また行政サイドでは、交通政策上の観点からの課題の整理といった作業を通して、いろいろな角度からの検討を深めています。事業者の経営状況や、補助を受けてもなお維持が困難な路線の問題などを考える中で、一元化についても一つの選択肢として検討がなされておりますところであり、3月末に予定しております再構築検討会で、関係者の理解が得られるスキーム案を取りまとめることができるように作業を進めているところでございます。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○地域福祉部長(井奥和男君) 認知症への対策に関連する一連の御質問のうち、本県の取り組みの現状と、医療機関における認知症患者への

対応についてのお尋ねがありました。関連いたしますので、あわせてお答えをいたします。

今後、高齢化の進行に伴い認知症の増加が見込まれますことへの対応につきましては、これまでも、日本一の健康長寿県構想の重点施策の一つとして位置づけ、国の認知症施策推進5カ年計画なども踏まえ、本県の実情に即した取り組みを進めてまいりました。

認知症は特に、早期に適正な診断を受ければ、その後の進行を大幅におくらせることが可能だと言われておりますことから、地域型の認知症疾患医療センターを県内4つの保健医療圏域ごとに設置いたしますとともに、この2月には、地域型センターを統括いたします基幹型のセンターを中央圏域に1カ所設置いたしました。またあわせて、高知県もの忘れ・認知症相談医、通称こうちオレンジドクター制度を創設し、現在、208名の県内の医師の皆様に登録をさせていただくなど、認知症の早期の診断と早期対応につながる仕組みづくりにも取り組んできたところでございます。

一方、認知症の高齢者などを地域で支えるための介護基盤の整備につきましては、第5期の介護保険事業支援計画の期間中に、認知症の高齢者グループホーム201床などの整備を進めているところです。さらには、地域で認知症の方を支え見守る応援者となっていただく認知症サポーターの養成や、御家族の負担の軽減を図るための交流会の開催、あるいは電話で気軽に相談できる認知症コールセンターの設置など、地域におけるしっかりとした支援体制づくりにも取り組んでいるところです。

今後とも、県内の各地域で、認知症疾患医療センターやこうちオレンジドクターなどによる医療サービスと、地域での生活を支えるための介護サービスなどが効果的に連携した体制づくりに努めてまいります。

次に、認知症の方が住みなれた地域で安心して生活を続けるために必要となるサービス資源が不足することはないのかとのお尋ねがありました。

認知症の方が可能な限り住みなれた地域で安心して生活を送り続けていくためには、医療サービスと通所介護や訪問介護、グループホームなどといった介護サービスの基盤が整備され、認知症の方の状態に応じて適切にサービスが提供される必要があります。またあわせて、外出や移動する際の支援や配食サービスなどの日常生活を支えるための福祉サービスや、地域における支え合い活動を通じた生活の見守り支援なども不可欠であり、地域の実情に応じてこうした支援が提供できる体制を整備する必要もあります。

このため、市町村が第6期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画を策定する際には、こうしたサービス資源の整備がしっかりと位置づけられることが重要になってまいります。このため、県といたしましては、市町村が行うニーズ調査の結果なども踏まえた適切な計画の策定に向けまして、セミナーの開催やアドバイザーを派遣するなど、情報の提供や助言などの支援を積極的に行ってまいります。

次に、地域で認知症の人とその家族を支援する体制整備について、来年度からの取り組みについてのお尋ねがありました。

来年度から、まずは、認知症の人や認知症が疑われる人を初期の段階からの早期診断につなげ、必要な医療や介護サービスなどを受けられる体制づくりに向けて、認知症疾患医療センターや地域包括支援センターなどが効果的に連携するモデル事業を実施し、地域の実情に即した高知型の初期集中支援体制の整備を進めてまいります。

次に、市町村の地域ケア会議におきまして、

医療・介護従事者などの多職種が連携した適切なケアプランづくりなどを行う際の支援といたしまして、リハビリテーションの専門職員を派遣するなど、これまで以上の支援に努めてまいります。あわせて、認知症サポーターを養成する取り組みを継続、強化いたしますとともに、県内の各地域における御家族の方々の集いの取り組みを県民の皆様にも広く紹介するなど、認知症の人とその家族を地域で支えていくための取り組みを強化してまいります。さらには、こうした取り組みを進める上で、関係機関との調整などを行う認知症地域支援推進員の役割がますます重要になってまいりますので、各市町村への配置の促進にも努めてまいります。

こうした取り組みなどを通じまして、認知症の早期の発見と診断につながり、認知症の人とその家族を地域がしっかりと見守り支えることのできる体制の構築に向けまして、取り組みを強化してまいります。

(観光振興部長久保博道君登壇)

○観光振興部長(久保博道君) 観光振興について、県立足摺海洋館のこれまでの評価と今後の検討の考え方についてお尋ねがありました。

足摺海洋館は、昭和50年の開館からこれまで、学校教育の学習活動の場として活用されますとともに、天候に左右されず、子供から大人まで誘客が図れる観光施設として、県内外から276万人を超えるお客様に入館いただいております。また、海底館やグラスボート、海のギャラリーなどと連携して、サンゴ礁や魚類の多さ、また海水の透明度など、全国に誇れる魅力を生かした取り組みを進め、幡多観光のみならず本県の観光振興の一翼を担ってまいりました。

近年の入館者数は年間約5万人と、ピーク時に比べて減少してきているとはいえ、幡多地域の観光施設の中ではトップクラスの入館者を数え、最近では、夜間の魚の生態を見せる夜の水

族館といった取り組みや、「楽しまん！はた博」の中で地域団体と連携した体験プログラムを新たに造成するなど、魅力づくりに取り組んでいるところです。しかしながら、全国各地で観光振興に向けた取り組みが進められ、地域間競争が厳しくなるとともに、観光客のニーズも多様化する中で、足摺海洋館を初めとする竜串地域がそうした変化に十分対応し切れてこなかったことが、近年の観光客の減少につながっているのではないかと考えております。

ただ、竜串地域は、足摺岬、四万十川などの観光地と合わせて広域周遊の拠点として、滞在型観光を推進していく上で大変重要な地域であると認識をしております。こうしたことから、足摺海洋館のあり方検討委員会におきましては、施設の設置目的を踏まえ、これまでの取り組みの検証をしっかりと行うとともに、土佐清水市と連携した運営のあり方や、本県とのつながりがあり年間約200万人が訪れる大阪海遊館との連携や誘客ノウハウの活用といったことについても幅広く御意見をいただき、その上で、海洋館をどのようにすることが高知県の観光にとって最適なのかを考え、今後の方向性を定めていきたいと考えております。

次に、スポーツツーリズムのこれまでの活動評価についてお尋ねがありました。

大都市圏から遠隔地という地理的なハンディキャップを抱える本県にとって、スポーツは旅行の大きな動機づけとなりますし、何よりも、本県には豊かな自然や冬場でも温暖な気候、日本でもトップクラスのおいしい食など、スポーツツーリズムを進めていく上で大きな強みがあります。こうしたことから、スポーツツーリズムの推進を観光戦略の柱の一つとして位置づけ、平成24年度から観光政策課に専任職員を配置するなど、取り組み強化を図ってまいりました。

以前の誘致活動は、主にプロ野球やJリーグ

といったプロスポーツのキャンプ誘致が中心でありましたが、平成24年度からは、広くさまざまな種目があるアマチュアスポーツの合宿や大会についても積極的な誘致活動を行ってきたところです。例えば、サッカーでは、ミズノグローイングアップリーグの誘致が実現し、西日本の高校16校参加による大会が黒潮町及び宿毛市で開催されました。また、その他にも、室戸市で韓国中学校野球部の合宿や、県内各地における大学生のテニスサークル合宿など、新たに数多くの合宿や大会が実現をしております。

アマチュアスポーツの合宿や大会は、プロスポーツと比較すると、グラウンドや体育館などのスポーツ施設、また宿泊施設に対する要望が比較的厳しくなく、高知市近辺に集中しがちであった受け入れ先を県内全域に広げられることで、各地域のスポーツ施設の有効活用やさまざまな宿泊施設の利用につながっております。昨年の12月県議会の補正予算で、アマチュアスポーツ合宿助成金の増額をお認めいただきましたが、特に本年度は宿泊実績が飛躍的に増加しており、これまでの取り組みの成果があらわれてきているのではないかと考えています。

次に、合宿の誘致に向けた取り組みの強化についてお尋ねがありました。

アマチュアスポーツ団体が合宿地を選定するに当たっては、合宿に要する経費面はもとより、体育館やグラウンドなどのスポーツ施設や宿泊施設、空港、駅からのアクセス環境などが大きな要因を占めるため、本年度から、利用団体に対するアンケートを実施しております。アンケートの中では、それぞれの調査項目に関する満足度や改善点をお聞きした上で、その結果を市町村や宿泊施設などと情報共有し、可能な限り改善していくことで、合宿開催の定着を図るとともに、新規誘致にも生かしていきたいと考えております。

今後は、本県での合宿が増加しているバスケットボールやフットサル、さらにはこれまで合宿実績のないパークゴルフなど新たな競技種目の誘致にも取り組むとともに、関西地域中心であった誘致先を首都圏や中京地域にも拡大し、全国から本県に合宿に訪れていただけるように積極的な誘致活動を展開していくこととしております。

(農業振興部長杉本雅敏君登壇)

○農業振興部長(杉本雅敏君) まず、国の新たな農業政策に本県としてどのように取り組むのかのお尋ねがございました。

国では、昨年12月に農林水産業・地域の活力創造プランを取りまとめ、農業を足腰の強い産業としていくための産業政策と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発展を図るための地域政策を車の両輪として推進し、関係者が一体となって課題の解決に向けて取り組んでいく方針を示しました。

このプランの産業政策の一つであります経営所得安定対策の見直しでは、5年後には米の直接支払交付金が廃止されることとなり、飼料用米など需要のある作物の生産を推進する水田活用の直接支払交付金が充実されることとなりました。県といたしましては、地域の水田の有効活用や生産者の所得向上につなげるため、この交付金を活用しまして、飼料用米を中心とした新規需要米などの生産拡大を推進してまいります。

また、地域政策である中山間地域等直接支払制度を含む日本型直接支払制度については、中山間地域が大半を占める本県にとって、地域の農業を守るためには有効な制度であることから、地域での積極的な活用を促進し、農業・農村の有する多面的機能の維持、発揮を図ってまいります。

一方、規模拡大を目指す生産者への農地の集

約を円滑に行うために、農地の中間的受け皿となります農地中間管理機構を活用いたしまして、農地の有効利用や農業経営の効率化を進める地域の担い手への農地集約を加速化させ、コスト削減や経営体の強化につなげていきたいと考えております。

こうした取り組みを進めていくためにも、政策の方向性について、行政だけでなく生産現場においても共有することが重要と考えることから、これまで、国による各都道府県別の説明会や生産者への資料配付とあわせまして、県としましては、県内の市町村やJA、その他農業関係団体等への説明会を行ってまいりました。今後も引き続き、生産者の方への周知徹底に努めていくとともに、新たな国の施策を有効に活用しながら、生産者が安心して営農が続けられるよう、関係団体と連携して取り組みを進めてまいります。また、地域の意見や生産者の声をもとに、本県の実情に合った政策となりますよう、必要に応じて国に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、本県が目指すべき農業の将来像とその実現に向けた取り組みについてお尋ねがございました。

第2期産業振興計画の農業分野では、地域で暮らし稼げる農業を10年後の目指す姿として掲げるとともに、4年後の農業産出額1,000億円、10年後には1,050億円の達成を目指して、本県農産物の高付加価値化、そして中山間地域の農業・農村を支える仕組みを強化、そして新たな担い手の確保・育成と経営体の強化、この3つを戦略の柱として取り組みを進めています。

本県の農業産出額の大宗を占める施設園芸については、これまでオランダから学んだ環境制御などの先進技術の本県の気候などに合うように研究を行い、生産現場への普及に取り組んでいるところです。こうした中、国の新たな次世

代施設園芸団地の事業採択を受けることができましたので、整備を急ぐとともに、先進技術の普及を加速し、農家所得の向上に努めていきたいと考えています。

また、農業を支える担い手の確保・育成も重要でございます。そのため、さらなる担い手の確保・育成に向け、新規就農者はもとより、先進技術を学びたい意欲のある方々を対象といたしました農業担い手育成センターを4月に開設し、先進技術の普及拠点として位置づけ、地域の農業を支える人づくりを強化することにしていきます。加えて、このセンターでは、産地とのマッチング機能を強化することにしており、国の新たな施策であります農地中間管理機構と十分に情報共有など連携をとりながら、新規就農者がスムーズに就農できるよう取り組んでまいります。

あわせて、本県の大半を占める中山間地域の農業を守るために、集落営農組織のさらなる育成やその法人化を進めてまいります。また、所得を確保できる園芸品目などを導入いたしましたこうち型集落営農の取り組み、さらには薬用作物の生産振興など現金収入につながる取り組みにもしっかりと着実に取り組んでまいります。加えて、農業・農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るため、国の新たな地域政策であります日本型直接支払制度により、地域活動や営農活動に対して支援をしてまいります。

今後とも、国の施策を活用しながら、産業振興計画の不断の実行により、競争力を強化し成長産業とする産業政策と競争力の強化だけでは守ることのできない中山間地域への地域政策の両面に、全力で取り組んでまいります。

(水産振興部長東好男君登壇)

○水産振興部長(東好男君) 水産業振興について、まず、市場流通と市場外流通それぞれの長所を生かした取り組みの拡大についてお尋ねが

ございました。

我が国の水産物の流通のうち卸売市場を經由する割合は、年々減少しておりますが、依然として6割近くを占めております。また、卸売市場は、天候や漁模様などにより産地での生産量が大きく変動する生鮮魚介類を全国から集荷することで安定的に消費者に届ける役割を果たしており、今後も重要であると考えております。そのため、平成21年度から、県内事業者が、日ごろ顔を合わせる機会が少ない関西や中国地方などの消費地市場関係者を県内産地に招聘し、消費地のニーズや産地の状況等について情報交換を行うなど交流を深める場を設けまして、県産水産物の販売拡大につなげる取り組みを行っているところでございます。

一方、消費地の卸売市場を經由せず、産地から店舗に直接出荷するという流通形態は、情報や物流ネットワークの飛躍的な整備が進む中で、鮮度や品ぞろえで他の店舗との差別化を図りたいという消費地側のニーズの高まりなどを背景に、全国的に拡大をいたしております。少量多品目という漁獲特性を有する本県にとって、こうした流通形態は、多くのロットを必ずしも必要としないこと、情報のやりとりを直接行うことでより強固な信頼関係を構築できることなどから、今後取り組みを強化していくことが必要と考えています。このため、来年度から、産地の仲買事業者などと消費地の飲食店などを直接に結びつける取り組みとして、「高知家の魚 応援の店」を創設することとし、そのための関連予算を計上させていただいております。

今後は、県内に水揚げされる魚種や水揚げ量はもとより、消費地のニーズなどを見きわめながら、市場流通と市場外流通それぞれの特性を生かした外商活動を進めてまいりたいと考えております。

次に、担い手対策につきまして、本年度見直

しなどを行った効果と、今後どのような対策に取り組んでいくかとお尋ねがございました。

本年度は、担い手対策として、新たに漁業就業セミナーを実施するとともに、短期、長期の研修は、よりニーズに応える制度となるよう、大幅に見直しを行いました。

まず、漁業就業セミナーは、これまで4回開催し、県内外から46名の参加をいただきました。このセミナーでは、漁業への就業に関心を持った方に、ベテラン漁業者から漁業の実態や浜の暮らしを直接語っていただいております、参加者からは、漁業のやりがいや苦労話が直接聞けてよかったなどの評価をいただいております。

次に、研修制度ですが、短期研修では、市町村への補助事業から県漁協への委託事業としたことで、研修希望者が時期や場所、漁業種類を柔軟に選択できるようになり、本日までのところ、前年度の2名を大幅に上回る18名の方が研修を実施されました。

また、長期研修では、指導者の負担軽減を図るため、研修生の保険加入を支援するとともに、指導者と研修生の事前面談を重ねて意思疎通を図りました。また、研修の対象を、共同経営で行う網漁業などへも拡大したことで、前年度の2名を上回る7名の研修生を受け入れました。現在、そのうち5名の方が研修を継続していますし、ほかにも、現在研修の受け入れを調整している方が数名おられますので、実施につながるよう、丁寧に対応してまいります。

このように、漁業への就業の入り口としてのセミナーから、短期、長期研修を経て就業に至るまでの各制度のつながりを持たせるとともに、支援を拡充することで、研修生の受け入れの増につながったと考えています。

次に、今後の担い手対策といたしましては、研修希望者の増加に対応できるよう、従来のマンツーマンの指導に加えまして、複数で指導に

当たれる仕組みを取り入れるなど、研修の受け入れ体制を強化してまいります。また、これまで沿岸漁船漁業に限定していた長期研修の期間中の生活費や漁船取得の際の経費への支援を、養殖業にも拡大したいと考えています。

こうした対応により、国の担い手対策が活用できる定置網や遠洋沖合漁業なども含めまして、来年度から、本県の幅広い漁業種類をカバーできる担い手対策の枠組みが整いますので、移住・交流コンシェルジュや市町村などとも引き続き密に連携しながら、幅広く担い手の確保に努めてまいります。

○27番（中内桂郎君） それぞれ御答弁ありがとうございました。

繰り返しては申しませんが、今先ほど答弁されたことには、より拍車をかけて、その課、その部でやっぱり善処してもらいたいということをお願いしておきたいと思っております。

それで、知事にちょっとお聞きしますが、何点かということとは謙虚さで言うのかどうかわかりませんが、私は少なくとも85点ぐらいはつけるのではないだろうか、こういうふうに思っておりましたが、いま一度率直なお気持ちをお聞かせ願いたいと思っております。

それと、南海トラフのことですが、山津波ということには一切触れていなかったように思いますが、これは中山間地域の多い高知県にとっては海も山も同じだと思います。近ごろは知事は海のことばかり言っているような声もありますので、この山津波に今後どう対応していくのか、お聞きをさせていただきたいと思っております。

そしてまた、土木部長、例の東洋町の国道55号の件ですが、やはりこれは土地がないからできないとか、いろいろ事はあると思います。しかし、あそこに住む町民の方とかそういった方は、やはり道が欲しいという

ことは切実な願いだと思っておりますので、このことにつきましても、少々金が必要とも、あらゆる手段を講じて対策をお願いしたいと思います。

以上をもって、私の質問を終わります。

○知事（尾崎正直君） まず、点数ということでありますれば、正直、いろんな方から大変厳しいお声もいただいておりますし、県庁の知事メールにも日々非常に厳しい御意見をいただいておりますところでありまして、とてもじゃないですけども85点ということにはならないんだろと思うんですが、ただ、従前に比べていろいろと仕込みができて、その成果を待っているものもあれば、またその成果の上に立って新しい取り組みを進めようとしてきているものもあるなどというふうには思っておるところでございます。一定、仕事は前に進んできておるといふふうに思います。ただ、もう2期目でありますので、ある意味、成果が全てというところが出てこようかというふうに思うわけでございまして、その成果が出てくるか出てこないかというのは、仕込みをしている今の段階ではまだわからないものもあります。もう少し採点についてはお待ちをいただければなど、そういう考えでございませぬ。

御指摘の山津波の点、非常に重要な点だと思っておりますので、こちらにもしっかりと意を用いていきたいと思っております。決して忘れておるわけではございません。こちらの対策もしっかり講じたと思います。

以上であります。

○土木部長（奥谷正君） 東洋町の事前通行規制区間の件でございますけれども、私も8年前、土佐国道事務所におりまして、当時からこの区間が非常に御不便をおかけしておるといことは十分認識しております。したがって、確かに絶壁で、対応が非常に難しいところだと承知しておりますけれども、なお管理しておりま

す国の事務所としっかりと協議し、汗をかいて、対応については検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森田英二君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明3月1日及び明後2日は休日でありまして、3月3日に会議を開くことといたします。

3月3日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後5時59分散会

平成26年 3月 3日 (月曜日) 開議第 3日

出席議員

- 1番 金子 繁昌 君
- 2番 加藤 漠 君
- 3番 川井 喜久博 君
- 4番 坂本 孝幸 君
- 5番 西内 健 君
- 6番 西内 隆純 君
- 7番 弘田 兼一 君
- 8番 明神 健夫 君
- 9番 依光 晃一郎 君
- 10番 梶原 大介 君
- 11番 桑名 龍吾 君
- 12番 佐竹 紀夫 君
- 13番 中面 哲 君
- 14番 三石 文隆 君
- 15番 森田 英二 君
- 16番 武石 利彦 君
- 17番 浜田 英宏 君
- 18番 樋口 秀洋 君
- 19番 溝渕 健夫 君
- 20番 土森 正典 君
- 21番 西森 潮三 君
- 24番 ふあーまー土居 君
- 25番 横山 浩一 君
- 26番 上田 周五 君
- 27番 中内 桂郎 君
- 28番 西森 雅和 君
- 29番 黒岩 正好 君
- 30番 池脇 純一 君
- 31番 高橋 徹 君
- 33番 坂本 茂雄 君
- 34番 田村 輝雄 君
- 35番 岡本 和也 君
- 36番 中根 佐知 君
- 37番 吉良 富彦 君
- 38番 米田 稔 君

39番 塚地 佐智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知 事 尾崎 正直 君
- 副 知 事 岩城 孝章 君
- 総 務 部 長 小谷 敦 君
- 危機管理部長 高松 清之 君
- 健康政策部長 山本 治 君
- 地域福祉部長 井奥 和男 君
- 文化生活部長 岡崎 順子 君
- 産業振興
推 進 部 長 中澤 一真 君
- 理事 (中山間対
策・運輸担当) 金谷 正文 君
- 商工労働部長 原田 悟 君
- 観光振興部長 久保 博道 君
- 農業振興部長 杉本 雅敏 君
- 林業振興・
環 境 部 長 田村 壮児 君
- 水産振興部長 東 好男 君
- 土 木 部 長 奥谷 正 君
- 会 計 管 理 者 大原 充雄 君
- 公営企業局長 岡林 美津夫 君
- 教 育 委 員 長 小島 一久 君
- 教 育 長 中澤 卓史 君
- 人 事 委 員 長 山本 俊二郎 君
- 人 事 委 員 会 長 福島 寛隆 君
- 事 務 局 長 山崎 實樹助 君
- 公 安 委 員 長 小林 良樹 君
- 警 察 本 部 長 朝日 満夫 君
- 代 表 監 査 委 員 久保 博孝 君
- 監 査 委 員 会 長
- 事 務 局 長

事務局職員出席者

事務局 長 浜 口 真 人 君
事務局 次 長 森 下 幸 彦 君
議 事 課 長 山 名 正 純 君
政 策 調 査 課 長 西 森 達 也 君
議 事 課 長 補 佐 楠 瀬 誠 君
主 任 沖 淑 子 君
主 事 村 岡 高 志 君



議 事 日 程 (第 3 号)

平成26年 3 月 3 日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成26年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 平成26年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 平成26年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 平成26年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 平成26年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 平成26年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 平成26年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 平成26年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 平成26年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 10 号 平成26年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 11 号 平成26年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 12 号 平成26年度高知県流通団地及び工業

団地造成事業特別会計予算

- 第 13 号 平成26年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 14 号 平成26年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 15 号 平成26年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 16 号 平成26年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 平成26年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第 18 号 平成26年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 19 号 平成26年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 20 号 平成26年度高知県電気事業会計予算
- 第 21 号 平成26年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 22 号 平成26年度高知県病院事業会計予算
- 第 23 号 平成25年度高知県一般会計補正予算
- 第 24 号 平成25年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 25 号 平成25年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 26 号 平成25年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 27 号 平成25年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第 28 号 平成25年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
- 第 29 号 平成25年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 30 号 平成25年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算
- 第 31 号 平成25年度高知県県営林事業特別会計補正予算
- 第 32 号 平成25年度高知県沿岸漁業改善資金

	助成事業特別会計補正予算		び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 33 号	平成25年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	第 50 号	高知県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	平成25年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 51 号	高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	平成25年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 52 号	高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	平成25年度高知県電気事業会計補正予算	第 53 号	高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	平成25年度高知県病院事業会計補正予算	第 54 号	高知県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	高知県調理師法関係手数料徴収条例議案	第 55 号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	高知県農業構造改革支援基金条例議案	第 56 号	高知県青少年問題協議会条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例議案	第 57 号	高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 58 号	高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例議案	第 59 号	こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県の事務処理の特例に関する条例及び高知県立自然公園条例の一部を改正する条例議案	第 60 号	高知県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例の一部を改正する条例議案	第 61 号	高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案	第 62 号	高知県高校生修学支援基金条例の一
第 46 号	高知県衛生試験等手数料等徴収条例の一部を改正する条例議案		
第 47 号	高知県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案		
第 48 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案		
第 49 号	高知県立ふくし交流プラザの設置及		

	部を改正する条例議案	第 77 号	高知県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例議案
第 63 号	高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 78 号	高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 64 号	高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 79 号	高知県立池公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 65 号	高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 80 号	高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 66 号	高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案	第 81 号	高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例議案
第 67 号	高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 82 号	高知県立高校通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例議案
第 68 号	高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例議案	第 83 号	高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 69 号	高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案	第 84 号	高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 70 号	高知県家畜人工授精等手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	第 85 号	高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 71 号	森林総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 86 号	高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 72 号	高知県立産業構造改善支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 87 号	高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 73 号	高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 88 号	高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 74 号	高知県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例議案	第 89 号	高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 75 号	高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 90 号	高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 76 号	高知県漁港管理条例の一部を改正する条例議案	第 91 号	権利の放棄に関する議案

- 第 92 号 権利の放棄に関する議案
 第 93 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
 第 94 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
 第 95 号 県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
 第 96 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
 第 97 号 (仮称) 永国寺キャンパス教育研究棟建築空調設備工事請負契約の締結に関する議案
 第 98 号 平成25年度高知県工業用水道事業会計資本剰余金の処分に関する議案
 議発第 1 号 高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例議案

第 2 一般質問

(3 人)



午前10時開議

○議長(森田英二君) これより本日の会議を開きます。



質疑並びに一般質問

○議長(森田英二君) 直ちに日程に入ります。

日程第 1、第 1 号「平成26年度高知県一般会計予算」から第98号「平成25年度高知県工業用水道事業会計資本剰余金の処分に関する議案」まで及び議発第 1 号「高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例議案」、以上99件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第 2、一般質問をあわせて行います。

30番池脇純一君。

(30番池脇純一君登壇)

○30番(池脇純一君) 公明党を代表いたしまして、知事並びに関係部長に、当面する県政の重要課題について質問をいたします。

知事は、本県が課題解決の先進県となることを目指し、本県が抱える困難な課題について真正面から取り組んできたが、県勢浮揚の実感を得るにはさらなる取り組みの強化と深化が必要であると述べられ、知事みずから汗をかいて、飛躍に向けた挑戦をしていくことを決意されました。県民にとってこれほど力強い言葉はないと思います。県政は誰のために、また何のためにを常に念頭に置き運営されなければなりません。知事は、県民の中に入り、県民の声を聞き、県民と同じ方向感を共有するとの基本姿勢を明確に示されました。あとは、県庁職員が事業遂行に当たり、目的と目標を転倒しないよう、県勢浮揚のかじ取りをお願いしたいと思います。

グローバル化した現代社会では、世界の動向や国の政策が地方に大きな影響をもたらす地方自治のかじ取りを困難ならしめていることは、否めない事実であります。消費増税やTPP交渉の行方に関しても、県経済への影響は避けられない課題となっています。政府は景気の好循環を目指して、消費増税の反動減対策を踏まえ、大型の補正予算を成立させました。本県も、国の補正を生かした経済政策の実行で、デフレ脱却への足がかりを確実に固めていかなければなりません。その意味でも、県の産業振興計画の効果に期待するものであります。また、TPP交渉も最後の詰め段階に入ってきております。重要5品目を守れるかどうか、最後まで目が離せません。県においても、引き続きTPP協定交渉参加に関する決議の遵守など、国益を守る要請活動を強力に行っていただきたいことを要

請いたします。

来年度当初予算で注目したい取り組みは、課題解決先進枠の大幅拡充であります。具体的には、裁量的経常経費にマイナス5%のシーリングを設定し、約15億円、145件の見直しと約27億円の新たな課題解決への施策のバージョンアップを実現したとされている点であります。この取り組みの特徴は、事業のスクラップ・アンド・ビルドで、大胆で思い切った事業の見直し作業をすることです。

今回2年目で大幅な事業見直しとバージョンアップが実現した裏には、事業評価の検証や事業価値の視点の変化など旧来の物差しだけでなく、課題解決への職員の意識の高まりも影響しているのではと考えられますが、この取り組みの目標と目的について知事の御所見をお伺いいたします。

知事の経済政策は、産業振興計画を核として、全方位に政策の光を放射させ、産業全般における効果の強弱を見きわめ、事業のスクラップ・アンド・ビルドとバージョンアップという調整機能を駆使し、どの産業が県経済の牽引力になり、またどの産業のどの部門へのてこ入れが必要か、産業関連のバランスも見きわめながら経済政策を進められているように思われます。知事は経済の活性化について、第2期産振計画のバージョン3への改定の特徴を示されました。その第2の特徴として、各施策群同士の連携をより徹底することで相乗効果を発揮し、プラスのスパイラルを生み出していくことを強く意図したことを述べられ、それは『高知家』のコンセプトのもと、地産地消・地産外商、観光振興、移住促進といった政策の統一的な展開を通じて、より高いレベルの相乗効果をもたらしてまいります」と、事例として観光振興を挙げられ、説明されました。

私は、非常に重要な観点を実行レベルに据え

られたことに対して評価いたしたいと思います。ただ、相乗効果をプラスのスパイラルまで持っていくには、その仕組みづくりがどこまで完成しているか、その方程式の精度のレベルの検証をしておくことが必要でないでしょうか。

前年度の成功事例を通じて、一定の法則性は見出しているのだと推測いたしますが、政策や事業の相乗効果をどのような基準で影響評価するのか、また取り組み意識の均一性をどう作り上げるのか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、観光振興に関して、入り込み客数400万人台の定着を目指し、観光資源である食を売り出す仕掛けをつくり、面的な地域観光を展開し、さらに東京オリンピックを視野に、国際観光にも本格的に取り組む姿勢を明確にされました。これら一連の観光振興事業でキーワードになっている言葉は、観光商品づくりではないかと思えます。魅力的な観光商品や精神的満足度の高い観光商品との用語には、有形、無形を問わず、高知県ならではの観光商品をつくり出すことの重要性和、そこに成功の鍵があるとの思いが込められていると受け取ることができます。

ただ、観光客のニーズに応えられる観光商品をつくり出すことは容易なことではないと考えます。これまでの観光商品は発地型と言われ、都市部の旅行会社が旅行商品や観光資源を企画、開発していました。しかし、旅行者の嗜好の多様化で、発地型商品や観光資源では旅行者のニーズに応えられなくなっているのです。今回、食の新観光商品をつくろうとされているのは、着地型観光資源の開発であり、また観光商品の開発であると考えます。着地型は、観光資源を消費するという意味合いではなく、観光地を育てるという視点を重視するため、地域との連携や協働が必要になります。

私は、観光商品づくりにはしっかりした考え

方が必要と考えます。観光振興の鍵を握る観光商品づくりの考え方について知事の御所見をお伺いいたします。

OECDは、農村地域の活性化のための政策手段としてルーラルアメニティーの活用を宣揚しています。これは着地型観光資源の開発にもかかわる課題でありますので、あわせてお聞きしたいと思います。

農村地域には、手つかずの原野から管理された景観に至るまで、自然的、文化的、歴史的要因を持つ原風景が存在しています。まさに多種多様なアメニティーの宝庫であります。こうした農村地域のアメニティーをルーラルアメニティーと言います。OECD理事会農村地域開発グループは、1990年に設立されて以来、ルーラルアメニティーが農村地域開発にどのように貢献できるかについて研究を重ね、その報告書も出されています。

国内での事例として、「グリーンツーリズムを活かした観光まちづくり」の実践的事例として、南泉州地域における観光まちづくりの基礎的概念としてルーラルアメニティーが据えられた研究がなされています。そこでは、南泉州地域のルーラルアメニティーとして、1、美しい田園風景、瓦ぶき家屋が連なる集落の景観、川、ため池、里山などの半自然的アメニティーと、2、文化、歴史、伝統、歴史的建造物、だんじり祭りなどの人工的アメニティーを挙げています。

このように、ルーラルアメニティーは、農業を媒介とした、人間と自然の相互作用によって生み出されるものとして理解できます。農村地域が持つこのような資源をいかに活用するか。磨きをかけることで、農村の定住環境を豊かにし、都市住民に憩いの場を提供するとともに、都市と農村の交流や移住による新住民との交流の場ともなります。さらには就業の機会を生むことにもなります。

観光振興の観点から、ルーラルアメニティーの意義、価値について知事の御所見をお伺いいたします。

あわせて、観光振興部長と農業振興部長にルーラルアメニティーの効用と施策への影響について所見をお聞きいたします。

国際家族農業年についてお聞きいたします。

2012年、国際連合は、第66会期国連総会決議において、2014年を国際家族農業年とすることを決定しました。今回国連が家族農業年を決定した背景は、国際的な飢餓問題への対処であります。それは、2000年の国連ミレニアムサミットによる開発目標、すなわち飢餓に苦しむ人口の比率が2015年までに1990年対比で半減することが決定されており、今日この目標の達成は極めて難しい情勢にあることから、この課題克服のために、アフリカ、アジアの小規模農業の支援をすることで貧困と飢餓の悪循環を断ち切ることが大きな目標とされていると考えられます。

しかし一方で、単に貧困と飢餓に対する直接的な対策だけでなく、食料生産の基本的なあり方として、それぞれの国でどういった農業構造が望ましいかという、より長期的な視点が強く働いているとの指摘もあります。この指摘は、2012年、土地収奪との批判がなされてきた国際的な大規模農業投資について、投資受け入れ国にどのような波及効果が生じたかを分析した「開発途上国の農業への海外投資の動向と影響」と題したレポートが影響しており、特に、土地買収を伴う投資は地域コミュニティに対するメリットよりもデメリットのほうがはるかに大きい、また、多くのプロジェクトは投資受け入れ国の食料安全保障に脅威をもたらす可能性がある等の分析結果が影響していることは確かであります。

FAOは、「食料と農業のための世界土地・水資源白書」の中で、「全世界の土地資源のほぼ4

分の1が非常に劣化、中程度のものを含めると、約3分の1が劣化している」としています。水資源については、地下水の塩類化と汚染、水系やエコシステムの劣化が進んでいる点を指摘し、利用可能な地下水の緩衝機能が失われつつあることを指摘しています。さらに、気象の変化等も含め、世界的な農業の生産性の伸び率が多くの地域で鈍化している点に警鐘を鳴らしています。

ことしの国際家族農業年は、農民自身がその恩恵を受ける農業として、また持続可能な農業のあり方として、家族農業の価値を見直すことが問われるのかと考えます。

国際家族農業年の意義と本県の農業政策への影響について知事の御所見をお聞きいたします。

今の農政は、大規模化、企業化、企業参入といった効率化重視に価値を置くようになり、日本農業の基本経営形態である家族農業の価値を顧みなくなりました。家族農業は、柔軟性や持続可能性を有する農業構造であります。それが社会的な、また自然的な危機や変動に対して、耐性としての抵抗力を有していることが世界食料安全保障委員会のハイレベルパネルの報告書、家族農業の今日的価値で、リスク耐性を有するとして高く評価しているところでもあります。特に、リスク耐性として、家族農業の構成形態である兼業農家を高く評価している点は大変重要な視点であり、注目すべきことであると思います。

今後、集落営農化や法人化を進めるに当たり、兼業農家を農外に出すのではなく、兼業農家を生かす対応へと視点を向けることが重要であります。それは、過疎化や高齢化がますます進行する農村地域にあって、小規模農家を含め、農村地域に多様な農業経営体が存在することで、農業法人の大規模化のリスクを少なくすることになります。この点について農業振興部長の御

所見をお聞きします。

女性の就業促進についてお聞きします。

少子高齢化が進み、労働力人口の減少が懸念される中、経済や社会に活力をもたらすには、女性の社会進出の促進は不可欠であります。昨年政府が取りまとめた成長戦略の中で、「特に、これまで活かしきれていなかった我が国最大の潜在力である『女性の力』を最大限発揮できるようにすることは、少子高齢化で労働力人口の減少が懸念される中で、新たな成長分野を支えていく人材を確保していくためにも不可欠である」としております。特に本県では、全国に先駆けて人口減少が進行する中で、労働力の確保は重要な課題であります。本県経済が将来にわたって持続的に維持され、発展していくためにも、労働力確保の対策は喫緊の課題として取り組まなければなりません。

本県の15歳から64歳までの生産年齢人口は、昭和60年の54万8,167人が平成22年には約2割減の44万7,540人となっており、国立社会保障・人口問題研究所によれば、平成37年には34万7,553人まで減少すると推計されています。こうした推計に対して、県は、少子化対策やU・Iターンの促進、移住促進など人口減少への対策を展開されています。今後の労働力減少への歯どめ政策としては、高齢者と女性の労働力確保が重要になってまいります。特に県内に埋もれている潜在的な女性労働力の掘り起こしは、大きな力になることは間違いありません。そのためにも、女性が安心して働き続けられる労働環境の整備は重要であり、急がなければなりません。

そこで、商工労働部長に、高知県における女性の就業実態と課題、そして課題解決への今後の取り組みについて所見をお聞きいたします。また、来年度予算に、出産を機に退職した女性を正規雇用した企業への助成制度を設けようとしています。その趣旨及び目的についてあわ

せてお聞きいたします。

男女共同参画の視点から、女性を取り巻く状況は、ジェンダー・ギャップ指数でも日本は多くの国に比べおくれをとっています。特に経済活動面では、その能力が十二分に発揮されている状況ではありません。その背景には、女性が就業を継続することの難しさや社会での意思決定過程への参画の低さ、並びに男女の固定的な役割分担意識の存在などが構造的に存在するという課題が残されています。このような状況下で、女性はその能力を十分発揮し、活躍できるようにしていくためには、男女雇用機会均等法による国レベルの息の長い取り組みが必要であることは論をまちませんが、身近な職場での慣行や意識を変えていく努力も大切であります。特に意思決定過程における女性の参画は、思い切った決断が求められるなど、経営者側の高い意識が要求されます。

こうした中、女性の活躍する場が広がっていることは確かで、佐川急便では、ここ3年で女性を3,500人ふやし、社員の25%が女性という職場となっています。対応がいい、気遣いが細やかと、女性中心に切りかえた営業所では苦情が減ったと高い評価を得ています。また、多くの女性起業家が活躍していることは本県でも実証済みであります。

しかし、まだ多くの女性が社会進出する機会を閉ざされている状況に変わりはありません。さらに女性には、結婚、出産、育児などライフステージの変化が伴います。そのために、女性のライフステージごとにきめ細やかな支援の仕組みが必要と考えられます。

そこで文化生活部長に、女性の活躍の場をいかに確保するか、またさまざまな女性のニーズに応じた支援をどのように進めていくのか、所見をお聞きいたします。

農水省が音頭をとり、昨年11月にスタートし

た農業女子プロジェクトについてお聞きします。

昨年の農業就業人口は約239万人、女性は約121万人と半数を超えますが、日常的に農業に携わる基幹的農業従事者は44%にとどまっています。耕作放棄地は、ここ30年で3.2倍にふえ、約40万ヘクタールに達しています。その要因の一つは、土地持ち非農家の増大、つまり後継者が育っていないことでもあります。その意味で、人材の確保として、特に女性の育成が急務であると言えます。

農水省が、女性農林漁業者のネットワーク「ひめこらば」と連携し、女性農業者の持つ知恵を社会に届けるプロジェクトを立ち上げたのは、社会、農業界での女性農業者の存在を高めることが目的であります。女性農業者の活躍は、農業に対するイメージ転換を図り、農業者の意識改革と経営力の発展を促すことが期待されます。発足当初11名だったメンバーは、現在では北海道から九州まで約70人に増加しています。さらに、インターネットなどを通じて活発に意見交換や情報発信を行い、農業の楽しさとともに、みずからの可能性を広げています。これからの農業振興は、こうした女性の視点が大切であり、女性の視点抜きで進めることはできなくなっていると思います。

本県農業振興策においても、また、特に経営の多角化へ、女性の視点を積極的に活用することが求められていると考えますが、農業女子プロジェクトの効用とあわせて農業振興部長の所見をお聞きいたします。

障害者総合支援法に関して、地域福祉部長にお聞きいたします。

この法律は、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるもの

とする」という趣旨で、平成24年6月に障害者自立支援法の改正法として成立しました。既に障害福祉サービスの対象に難病患者を追加するなど、施策は実施されています。

そこで、障害者総合支援法への改正と意義について知事の御所見をお聞きいたします。

次に、支援内容に関してお聞きします。

支援内容には、1、重度訪問介護の対象拡大、2、ケアホームのグループホームへの一元化、3、地域移行支援の対象拡大、4、地域生活支援事業の追加などが挙げられていますが、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、地域移行支援の対象拡大は本年、26年4月1日からの施行となっています。現在、厚労省では、障害支援区分の創設とあわせて、その準備をされている状況下でございますが、既に政省令等がおりているものもあるかもしれません。

そこで、先行して施行されている地域生活支援の追加事業についての本県の進捗状況はどうかお伺いいたします。

また、現行制度では、障害者が支援を受けながら共同生活をする施設が、重度向けのケアホームと軽度向けのグループホームに分かれています。4月からグループホームに一元化されます。そのため、障害者が高齢化や重度化しても、入居中の施設で対応が可能となります。さらに、事業者が介護サービスを外部委託することも可能となります。あわせて、ひとり暮らしを希望する障害者への支援も実施されることになりました。

こうした支援内容の改変による影響と課題について御所見をお聞きいたします。

次に、サービス基盤の計画的整備に関してお聞きします。

サービス基盤の計画的整備としては、1、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標

に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定、2、基本指針、障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化、3、市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化、4、自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化等が規定されています。

このように、基本指針、障害福祉計画、協議会等の見直しが求められているわけであります。その見直しの際、障害者の生活実態をしっかりと把握し、本人とその家族の意見を反映させ、協議会にはその参画をも明記しています。

計画的整備の見直しに当たり、財源の確保や他の制度との整合性など課題はあるでしょうが、よりよいサービス基盤の整備の実現を期待するものであります。今後の対応について御所見をお聞きいたします。

次に、障害支援区分に関してお聞きします。

今回の主な施行内容は、支援の必要度を示す区分を障害程度区分から障害支援区分に名称変更することであります。区分の認証調査に関しては、これまで知的・精神障害者が低く判定される傾向があったため、両障害の特性を反映できる調査項目に改め、また重度の肢体不自由者に限られていた重度訪問介護については、重度の知的障害者まで対象を拡大することになりました。

今回の区分の変更における本県の課題について御所見をお聞きいたします。また、この機会に障害者手帳も色やサイズを統一してはどうかと考えますが、他県では既に実施している県もありますので、あわせて御所見をお聞きいたします。

ケアラーに関してお聞きいたします。

ケアラーとは、家族の介護や看病などに携わ

る人々を指します。日本ケアラー連盟の定義によれば、介護、看病、療育、世話、気遣いといったケアを無償で行う人を指し、ケアの相手は家族や近親者のほか友人、知人なども含まれ、年齢、病気、障害の種類などを問わないということでもあります。

このケアラーの人々を支援する取り組みが各地で広がっています。2010年にケアラー連盟は厚労省の補助金を得て、ケアラーの全国調査を行っています。この調査で、ケアラーのいる世帯は5世帯に1世帯いることがわかりました。また、その内容については、ケアラーの4人に1人は複数のケアをしています。また、ケアラーの3分の1が男性であることもわかりました。その他多くのことが実態として把握されています。日本女子大学の堀越栄子教授は、この調査を通じて、ケアラーの状況はさまざまですが、社会参加の機会や時間が失われていくことは共通しています。一人一人の事情や生活に丁寧に、そして総合的に対応しないと、孤立への道をひた走ることになりますと、支援の必要性を指摘しております。

調査対象地域の一つであった北海道栗山町のケースを取り上げてみます。ケアラー支援の主体となったのは同町の社会福祉協議会で、その経緯からもケアラー支援の必要性が見えてまいります。

栗山町の社会福祉協議会は、2010年から介護負担を一人で抱える人への支援を開始しています。当時、訪問介護や居宅介護支援を行う事業所が町内に5カ所できたことを踏まえ、こうした事業から撤退しました。そこで、余裕が生まれた人材と予算を、住民同士で支え合う互助を強化する仕組みづくりに投入することを決定したのです。ちょうどそのころ、ケアラー連盟からの調査の話があり、協力することになり、この調査で家族などの無償の介護者に視点を当て

たことにより、思いも寄らない地域の姿が浮かび上がったのです。具体的事項として、ゆっくり御飯を食べたいという当たり前のことができない介護者の日常生活が見えてきました。また、みずから病気を抱えながらも病院へも通えず、自身の健康を後回しにしなければならない人も多く見付き、さらに介護者の30%が70歳以上という深刻な老老介護の実態も浮き彫りにされました。こうした現実には、まさに町民の叫びにも似た声で、介護保険制度が進む中、行政が見過ごしてきた課題でありました。

そこで、同社会福祉協議会が始めたケアラー支援事業の一つは、緊急時の連絡先、かかりつけの病院、常用する薬などを記入した、命のバトンの配付です。配付先は、ケアラーのいる世帯や独居老人で、いざというときの救急活動にも役立つことを踏まえました。その上で、配付世帯を日常的に訪問し、かかわりを持つことを重視しました。そのため、在宅サポーターとして新規採用で増員もしています。

訪問時に得た情報は、町内会長や民生委員及び行政にも報告し、連携をとり、地域で支援環境を整えています。2012年11月には、ケアラーなどが気軽に立ち寄り交流できる、まちなかケアラーズカフェ、サンタの笑顔を開設したところ、年間目標4,200人を大幅に上回る7,000人を超える盛況ぶりとなっています。ケアラーズカフェを利用するケアラーの声は、いろいろな人の介護体験を聞いてみたい、そうしたたまり場ができてうれしいと、介護体験を共有することができる場が提供され、孤立や孤独から解放されるという状況を生み、反響を呼んでいます。

栗山町社会福祉協議会の取り組みに携わった堀越栄子教授は、「栗山町社協は全世帯を対象にケアラー調査を行い、在宅介護の実態に真正面から向き合った。その上で、住民の目線で支援策をまちづくりとして進めており、学ぶことが

多い。介護は突然やってくる。ところが事前の準備や心構えがないため、将来の見通しを持って、追い詰められてしまう。そんな介護の実態について、泳ぎ方を知らずに海に出るようなものと言う人もいる。例えば、介護保険制度は要介護者を支援するためのもので、要介護者のそばでケアする家族などケアラーを直接的には支援しない。少子高齢化の進展などにより、ケアラーには過重な負担がのしかかり、ケアされている人と共倒れるリスクも高まっている。ケアラーの犠牲の上に成り立つ制度では行き詰まってしまう。誰もが生活と介護を両立できるように、ケアラー支援を本格化させていく時期を迎えている」と、ケアラー支援の重要性とその本格的対応が求められている現状を指摘しております。

そこで、こうしたケアラー支援について知事の御所見をお聞きいたします。

加えて、地域福祉部長に高知県下のケアラー支援の状況と対応について御所見をお聞きいたします。

自治体の業務継続計画に関してお聞きいたします。

阪神・淡路大震災から19年を迎えます。この惨禍はさまざまな教訓を私たちに残してくれました。その一つが、大規模な災害や事故に備えて策定するBCPの重要性です。自治体は、大災害が発生した場合、的確な応急対策を迅速に進めなければなりません。そのための対応システムや必要な準備、方針などをあらかじめ決めておく計画が求められます。東日本大震災の発生後、民間企業はその策定を加速させていますが、自治体の動きは鈍く、おこなっています。2013年の日本政策投資銀行によるBCPの策定、改訂状況調査によると、約7割の自治体は未策定であります。各自治体で策定が進まない理由として、「庁内で議論がなされていないため」が最

も多く、次に「策定に必要な人員・人材がないため」、そして「策定に必要な十分な知見がないため」などの理由が明らかになりました。この調査により、災害時の自治体の業務継続においてかなめとなる自治体BCP策定は、策定に向けた基本的課題が解決できていない現状が浮き彫りになりました。各自治体の罹災後の対応が無計画のまま行われるという事態を危惧しており、罹災後の対応の実効性を高める上で、さきの理由を解決し、BCP策定の進展を図ることが決定的に重要であると考えます。

災害時に業務を早く復旧させるためのBCP——業務継続計画がない自治体は、いざというとき万全な態勢で即応できるのか疑問であります。緊急時にどれだけの職員を確保でき、業務を担当できるのか。神戸市では、多くの職員が大震災の被害に遭い、発災当日は41%の職員しか出勤できていません。今後の対応の具体的事例として、周辺自治体で広域的な自治体BCPの策定を検討することや、これらを支援する制度の構築、BCP策定のマンパワー、ノウハウ不足を補完するため、国や民間機関との合同協議会などを発足させ、BCP策定の場を設けることが提示されております。内閣府も、自治体向けにBCPの手引きも作成、公表しております。

緊急時の行政機能の低下を最小限に食いとめるために、本県市町村の実態把握と速やかなBCPの策定、改訂の実施促進を図るよう、県もリーダーシップを果たすべきであると思っておりますが、知事の御所見をお伺いいたします。

また、県のBCP策定は東日本大震災前の策定で、昨年改訂していますが、訓練による確認を図られているのか、状況を危機管理部長にお聞きいたします。

最後に、教育行政に関して教育長にお伺いいたします。

中澤卓史教育長は、平成20年4月に就任以来、6年間、教育改革に邁進してこられました。先週、任期を残して本年度末をもって退任することを表明いたしました。その報に接したときは、意外で驚きました。本県の教育課題は山積しており、まだ教育長が推し進めている改革も、また任期も半ばであるのに、残念であると率直に感じます。

これまで教育長に託された課題解決の道は厳しく、その解消の実現に全力で取り組んでこられました。ビッグプロジェクトにおいては、多様な意見を見事に集約し、県、市の図書館を合築に導きました。また、平成19年、約半世紀ぶりに実施された全国学力・学習状況調査結果の極めて厳しい結果をもとに、緊急プランを打ち立て、本県の学力を全国水準に引き上げる対策を集中的に、かつ強力に推進いたしました。学校現場に対しては、単元テストや学習シートなどさまざまな支援ツールを用意し、なおかつ課題の多い高知市への重点的な支援も含め、学校現場に成果と効果を組織として求めていくというこれまでにない手法で、小中学生の学力を着実に伸ばしてきました。

結果として、今年度の全国調査では、小学校においては見事に全国の上位に食い込むという成果をもたらしております。また、重点プランに移行した昨年度からは、県版の学力調査にも着手し、学力の二極化や中1ギャップといった大きな課題の解消に着実な手だてを講じております。

また、県立学校改革においても、学区の撤廃により進路の選択幅を広げるとともに、県立高校一校一校に魅力のある学校づくりを求め、各校に特色ある学校経営を促してきました。その結果、進路実績も着実に伸び、宿願であった国公立医学部への進路も果たせるなど、高校教育の充実に道を開きました。また、これまで県立

高校の保護者が当然のごとく負担するものとしてあった空調費を県費負担とするなど、地味ながら保護者や県民の目線に立って要望に応じていく姿勢も評価されるものであります。

さらには、今日の多岐に及ぶ教育課題解決のためには、県教育委員会事務局だけの働きではもはやかなわぬことが多い中、尾崎知事とともに密接な連携をとり、知事部局時代から培ってきた行政マンとしての技量とネットワークを最大限に生かし、知事部局のみならず多方面からの協力も引き出し、教育の問題を学校という限られたフィールドでなく、県民の問題、課題として提起し、対策を講じられてきたことも評価するものであります。

例えば、不登校や校内暴力といった生徒指導上の諸課題解決のための手だてを知事部局や県警との連携事業に仕立て、また全国から5,000人近くのランナーを集める龍馬マラソンの企画や運営は、単に教育委員会の仕事の枠を超え、県の観光振興にも寄与するイベントに仕上げました。こうした非常に多角的な視点を持ち得た教育委員会事務局経営は、これまでの教育長には見られない働きであったと思います。

そこで、これまでの県庁生活40余年も含め、教育長6年間で振り返り、今挙げた施策など、御自身が進めてこられた施策をどのように評価なさいますか。また、成果や課題、あるいは反省も踏まえ、所感をお伺いいたします。最後に、本県教育の今後の発展にしっかり道筋をつけられた教育長ですが、教職員、保護者、県民の皆さんにエールを添えていただきたいと思います。

以上、1問を終わります。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 池協議員の御質問にお答えをいたします。

まず、課題解決先進校の目標と目的についてお尋ねがありました。

課題解決先進枠につきましては、前年度予算から削減した額の1.5倍までの要求を可能とする仕組みであり、事業の積極的なスクラップ・アンド・ビルドを進め、課題解決先進県を目指した新たな事業への重点的な配分を実現することを目的として、平成25年度当初予算で創設をいたしました。

この課題解決先進枠の創設によりまして、平成25年度の当初予算編成におきましても事業のスクラップ・アンド・ビルドを一定進めることができたと考えておりますが、平成26年度の当初予算編成におきましては、事業のさらなる見直しとバージョンアップを促進することを目的に、裁量的経常経費に3年ぶりにマイナス5%のシーリングを設定した上で、課題解決先進枠を大幅に拡充いたしました。その結果、前年度の約1.5倍となる約15億円、計145件の事業の見直しと、前年度の約2.7倍となる約27億円の新たな課題に対応する施策の大幅なバージョンアップを図ることができたところであります。

その過程におきましては、例えば産業振興計画については、産業振興推進本部会議を今年度は6回開催するなど、施策の執行状況を確認しつつ、その課題や対策について徹底的に議論を重ね、施策の実効性の向上と効率化に努めているところであります。

同様に、日本一の健康長寿県構想については同推進会議において、南海トラフ地震対策についても同推進本部会議において、それぞれ徹底的に議論を重ねるなどしているところでございます。

このように、各政策分野の課題解決のためには、PDCAサイクルに基づく不断のチェックを行いながら、アウトカムを意識した事業の見直しに組織として取り組む仕組みが整ってきており、一連のプロセスを通じまして、議員御指摘のように、職員一人一人にその意識が定着し

てきているものと感じております。このことも、今回、事業の大幅なスクラップ・アンド・ビルドを実現できた大きな要因の一つではないかと考えております。

今後も、課題解決先進枠についてさらに工夫や改善を重ねながら、事業のスクラップ・アンド・ビルドにさらに積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、今回の第2期産業振興計画の改定における政策や事業の相乗効果をどのような基準で影響評価するのか、また取り組み意識の均一性をどうつくり上げるのかについてお尋ねがありました。

来年度の産業振興計画の実施に当たりましては、これまでの取り組みの積み重ねを基礎として、さらにもう一歩進めて、政策群同士の連携により相乗効果を生み出していくことをより強く意識しながら取り組みを実施してまいりたいと考えております。

具体的には2つであります。

1つは、「高知家」プロモーションと地産地消・地産外商、観光振興、移住促進の3つの政策群との具体的な連動をさせるということでありませぬ。「高知家」プロモーションの切れ目ない実施によりまして、高知県に対する好感度、行きたい度、住みたい度を全般的に向上させますとともに、「高知家」統一キャンペーンのもと、地産外商、観光振興、移住促進を実施することで「高知家」プロモーションの取り組みを具体的な施策群の取り組みとしっかりと連動をさせてまいります。

もう一つは、地産地消・地産外商、観光振興、移住促進の3つの政策群同士の連携をしっかりと図ることとでございます。今回、「高知家」プロモーションのもとに、観光分野において「高知家の食卓」キャンペーンを実施することで、観光誘客を図りながら、あわせて高知の食や産地

を具体的にPRをしてまいりたいと考えております。

また、地産外商においては、「高知家」フェアと銘打ったり、「高知家」のロゴ、パッケージなどをさまざまな場面で徹底して活用することなどにより、具体的商品とともに「高知家の食卓」を売り込んでいくことによりまして、地産外商がそのまま観光振興キャンペーンのPRにつながるように努めたいと考えております。

さらに、このように地産外商や観光振興における一連のキャンペーンを全て「高知家」を軸にして統一的に行うことで、県外の皆様にいるような場面で「高知家」に触れていただくことを通じて、「高知家」の認知度をさらに向上させることができるものと考えております。そして、「高知家」を知って興味を持っていただいた方々を、「高知家」特設サイトや「高知家で暮らす。」ホームページなどへ誘導することによって移住促進につなげていくという取り組みを行ってまいりたいと考えております。

こうした相乗効果の確認、評価につきましても、昨年実施しました「高知家」の認知度や高知県への好感度、行きたい度、住みたい度などについての調査を来年度も行うことで、「高知家」の認知度と「高知家」プロモーションと連動して実施する3つの政策群による効果を確認してまいりたいと考えております。また、こういったマクロの数字による確認だけではなく、個々の事業のPDCAサイクルによる進捗確認を行っていく中で、地産地消・地産外商、観光振興、移住促進の3つの政策群の間でしっかり連携がとれているかについても確認してまいりたいと考えております。

施策連携によって相乗効果を高める意識の均一性をどうつくり上げるのかとの御指摘につきましては、こうしたPDCAサイクルによる確認に加え、さらに本年度から、ある施策で実施

したことが効果的に次につながっているのか、一連の施策群の成果が数値目標や定性的な目標につながっているのかといった確認を特に意識して行ってまいりました。来年度もこうした確認を行っていくことはもとより、何よりこの「高知家」を軸とした統一キャンペーンにしっかりと取り組んでいくことで、意識の均一性を確保できるものと考えております。その上で、引き続きこのことを産業振興推進本部会議などさまざまな機会において徹底してまいりたいと考えております。

次に、観光商品づくりの考え方についてお尋ねがありました。

大手旅行雑誌の調査によりますと、議員の御指摘のとおり、都市部の旅行会社が造成する発地型の団体ツアーの割合は年々減少し、旅行者の価値観やニーズの多様化が進む中で、家族や友人、一人旅などの個人型旅行が増加しております。

これに伴い、各地で、御当地ならではの体験や歴史文化に親しむ、といった着地型の観光商品を造成する動きが盛んになってきております。こうした観光商品づくりにおいては、何よりもマーケットインの視点に立ち、地域ならではの資源に付加価値をつけて磨き上げ、旅行者のニーズに対応できる満足度の高い商品に仕上げていくことが重要となります。

この考え方に立ちまして、地域の方々が主体的に取り組むを進めていくことができるよう、これまでも観光人材育成塾などを実施し、各地域で観光を担う方々や推進役となるリーダー育成のサポートに努めてまいりました。こうしてつくり上げた観光商品は、継続的にマーケット動向や旅行トレンドなど、常に観光客のニーズを踏まえて磨き上げ、旅行者の方々からの評価を受け、改善を行うといったPDCAサイクルに付されていかなければなりません。

このため、平成26年度からは、これまでの取り組みをさらに発展させ、大手旅行会社や観光地域づくりなどの専門家からマーケットインの視点を初め、旅行者に満足していただける観光商品づくりのノウハウや具体例を、地域の観光の担い手の皆様に学んでいただく機会を設けることとしています。その上で、これらの専門家の方々には、県内各地の現場に赴いていただき、その実情に応じた具体的なアドバイスをしていただくこととしております。

このように、大手旅行会社などの方々のお力をおかりいたしまして、マーケットインの視点で、全国に通用する、他県ではまねのできないブランド力のある観光商品づくりを、地域の方々と一緒になって進めてまいりたいと考えております。

次に、観光振興におけるルーラルアメニティーの意義についてのお尋ねがありました。

近年では、旅行者の価値観やニーズが多様化する中、個人や小グループで旅先の自然や文化に触れ、地域の方々との触れ合いや交流を志向する旅行者が増加しています。また一方で、都市部の子供たちにとって、農村地域などでの体験交流は貴重な経験や思い出になることから、修学旅行においても高い人気があります。

そうした中で、農山漁村の景観や農林漁業の営み、また伝統行事など、地域のあるがままの姿がそのまま資源となるルーラルアメニティーを観光に生かすことは、都市住民との多様な交流を進め、地域の経済や文化などにさまざまな効果を生み出す取り組みだと考えます。

ただ、こうした取り組みを進めていくためには、地域住民の方々を初め農業団体やガイドの組織、行政などの連携により、地域独自の魅力づくりや受け入れ体制の充実を図っていかねばなりません。このためにも、地域のコーディネート機能を担う広域観光組織の機能強化、地

域の中心となって活動する気概を持ったリーダー育成や、そうした方が活躍できる仕組みをしっかりとつくっていくことが必要だと思います。県といたしましても、広域観光組織のバックアップ、人材育成や観光商品づくりのサポートなどの一連の施策を通じてこれらの取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、国際家族農業年の意義と本県の農業政策への影響についてお尋ねがございました。

2014年の国際家族農業年につきましては、家族農業に象徴される小規模農業が、食料安全保障や自然環境、農業の持続性などの面で大きな役割を果たしていることに着目し、国際規模で小規模農業などが直面する課題などの議論を交わし、飢餓の根絶などに対応していこうとするものであると認識しております。また、国際家族農業年の理念には、小規模農業は大規模型の農業とも十分に共存できるものであり、地域では多様な担い手が必要であるとも言われております。

本県農業においては、規模拡大が困難であり、生産条件の厳しい中山間地域が多いことから、この農業年で言われている小規模農業により地域社会や水源涵養などの多面的機能が維持されております。現在県内では、高齢化などにより農地の維持が困難になった地域では、集落営農に取り組むことにより農地が維持され、持続性のある農業につながっております。

他方、本県農業の足腰を強くするためには、次世代施設園芸団地に代表される先進技術を取り入れた大規模経営の推進もまた重要であります。そのため、小規模、大規模にかかわらず、多様な担い手の確保が必要でありますことから、4月に開設する農業担い手育成センターにおいて、既に就農されている方への支援はもとより、今後本県農業を支える先進技術を学んだ新たな

担い手の確保・育成に取り組むことしております。

この農業年と言われる小規模農業の有する価値及び担い手の多様性という点を考えますと、本県の目指す農業政策と根本的に相通ずるものがあると思っております。今後とも、多様な担い手が地域で安心して農業を続けていくことができるよう、着実に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

障害者自立支援法から障害者総合支援法への改正とその意義についてのお尋ねがありました。

障害者総合支援法は、先月の19日から発効いたしました障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備を図ることを目的に、平成24年6月にそれまでの障害者自立支援法を改正して成立をいたしております。

法改正によりまして、昨年4月からは、それまでの障害福祉サービスの対象とされていなかった難病患者の方が新たにサービスの給付対象者に加えられますとともに、本年4月からは、これまで障害の特性が反映されにくいとされてきた障害程度区分の抜本的な見直しが行われ、障害支援区分に改められることとなります。こうした改正などを通じまして、障害者自立支援法の施行時からの課題の解決につながり、より公平性が高められるものと受けとめております。

しかしながら一方で、障害のある方への就労支援その他の障害福祉サービスや、高齢の障害者に対する支援のあり方などといった引き続き検討を要する課題については、法の附則の規定により、今後の検討に委ねられております。今後、国が検討を進めていく際には、障害のある方が障害の特性やライフステージなどに応じて必要なサービスを確実に利用できるようにすることが重要で、本県での大きな課題となっております中山間地域におけるサービスの確保策などを含めて、引き続き積極的な政策提言活動に

取り組んでいく必要があるものと考えております。

次に、いわゆるケアラーの方々に対する支援についてのお尋ねがありました。

今後の高齢化の進展によりふえてまいります要介護者の医療・介護サービスをどのような形で確保していくのか、大きな課題となっておりますが、一方で、議員の御指摘にもありますように、介護を必要とされる方々を支えているケアラーの皆様の身体的、精神的な負担の解消に向けてどのように支援をしていくのかといったことも、今後の社会的な重要課題だと認識をいたしております。

私自身、高齢化や障害、傷病などのために継続的な介護や支援を必要とされる方のお世話に携わる皆様のお話は、これまでも対話と実行座談会などで数多く伺ってまいりましたし、その際には介護に関する悩み事などを直接お聞きいたしますとともに、介護を必要とされる方にとって御家族が果たす役割がいかに大きいかといったことなどを実感もしてきたところであります。このため、日本一の健康長寿県構想の取り組みにおきましては、在宅医療や介護サービスの充実によるケアを受けておられる方への支援はもちろんのこと、ケアを行っている方への支援策も含めて、取り組みを強化していく必要があるものと考えております。

来年度からは、在宅で安心して医療サービスを受けられる環境整備を図るため、中山間地域などでの訪問看護サービスを提供する際の新たな支援制度を創設いたしますとともに、医療と介護が連携して、認知症の初期の段階から集中的、包括的に支援を行う体制を整備するモデル事業などに取り組むことによりまして、ケアラーの皆様の負担が少しでも軽減される方向へとつなげてまいりたいと考えております。

こうした取り組みなども通じまして、また新

たな施策も模索をしつつ、ケアをする人もケアをされる人も含めて、県民の誰もが地域で孤立することなく、安心して生き生きと暮らし続けることが可能となる日本一の健康長寿県づくりを目指してまいりたいと考えております。

最後に、自治体の業務継続計画の策定についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震が発生した場合、県や市町村は人命救助を最優先に応急対策業務に当たることとなりますので、平時からその手順や優先順位を定めておくことは極めて重要であります。

また、応急活動を効果的に行うためには、県と市町村の連携が不可欠であり、それぞれが業務継続計画を策定し、互いの役割を明確にしておくことが必要であります。

県では、平成21年度に業務継続計画に当たる応急対策活動計画を策定しておりましたが、昨年、東日本大震災の教訓や最大クラスの南海トラフ地震の被害想定も踏まえて、参集可能な職員数、利用できる庁舎や資機材などといった資源を把握し、その資源によって対応できる応急対策業務のほか、災害時においても継続すべき通常業務を選別し、南海トラフ地震応急対策活動要領として改訂を行ったところであります。

一方、市町村においては、昨年度末の時点で業務継続計画を策定しているのは梶原町のみであったことから、県では計画策定に要する費用を補助の対象として、今年度は高知市など4市町村の策定を支援しているところですが、全体としてはまだまだ進んでいない状況にあります。その理由について、議員からは市町村の組織の中で議論がなされていないといったお話もありましたけれども、こうした状況を打開するためにも、何よりもまず組織のトップの皆様には計画の必要性を御認識いただくことが重要であるとの指摘を受け、今年度は、市町村長の皆様を対象に、「地方自治体のBCPの必要性及び要点」

と題してセミナーを開催したところであります。

県では、第2期行動計画の中で、平成27年度中の応急期初期対策の概成を目指しておりますけれども、県と市町村の業務継続計画は、まさにこの応急期初期における業務のチャートとして欠かせないものでありますので、今後とも、県が計画を策定する中で得たノウハウの提供や策定費用の助成などによりまして、計画が早期に策定されますよう市町村を支援してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(観光振興部長久保博道君登壇)

○観光振興部長(久保博道君) 観光振興におけるルーラルアメニティーの効用と施策への影響についてお尋ねがありました。

農村地域にある手つかずの自然、耕作地の景観、さらには文化的伝統など、いわゆるルーラルアメニティーは、田舎の暮らしそのものを観光振興につなげていくことを意味するものであり、県土の多くが中山間地域である本県の強みを生かせる有力な考え方であります。

本県でも、農家民宿や農家レストランのほか、農産物の収穫や加工品づくりといった農業体験などが県内各地で広く行われておりますし、また幡多地域を中心として、農林漁家での生活体験、いわゆる民泊をセットにした教育旅行の誘致も進めているところでございます。

しかしながら、こうしたあるがままの田舎の体験観光は、地域の独自色を出していくことが大切になりますので、本県ならではの魅力づくりや民泊などの受け入れ体制の充実などを図っていく必要があります。このため、県としましては、各市町村の観光協会や広域のコーディネート組織とともに、専門家のアドバイスをいただきながら、地域に埋もれている資源を掘り起こしたり、また民泊が可能な農家や漁家の確保などに取り組んでいるところです。

こうした取り組みを加速する上で絶好の機会となる、全国の田舎の体験観光に取り組む方々が一堂に会する、全国ほんもの体験フォーラムの誘致に取り組んでまいりました結果、平成27年度に本県で開催することが決定をいたしました。今後は、このフォーラムの開催を目標にしながら、県内各地域の機運を高めて、ルーラルアメニティーの考え方にに基づき、体験プログラムの増加と質の向上、また民泊の拡大などに全力で取り組んでまいります。

(農業振興部長杉本雅敏君登壇)

○農業振興部長(杉本雅敏君) まず最初に、ルーラルアメニティーの効用と施策への影響についてお尋ねがございました。

美しい棚田や里山などの農村の原風景、祭りや風習などの伝統文化などは、都市部の住民の方々に魅力的な地域資源として注目されており、それらに磨きをかけて活用していくことは農村の活性化にもつながるものと考えています。こうした農村の地域資源を守り、未来につなげていくためには、まずは、広がりを持って農村地域を守る仕組みが必要であると考えています。

その有効な取り組みの一つとして、中山間地域等直接支払制度なども活用しながら、地域の農地や農業者の生活を守るための集落営農組織の育成に、精力的に支援を行っており、県内には現在190の集落営農組織が設立されています。こうして守られました地域の資源を交流や集客の場として活用するために必要な人材育成につきましては、農業創造セミナーや、農業者の皆さんに集落の資源を見詰め直すきっかけづくりとなる研修会を開催しておるところでございます。

また、食につきましては、田舎ずしづくりなど、高知の豊かな食文化を伝える「土佐の料理伝承人」を選定いたしまして、県内の都市部の方々との交流の場の提供を行っております。あわ

せて、地域で作り継がれてきましたカブやソバなど伝統作物の生産拡大の支援なども行っているところです。これらに加えまして、交流拠点として人気の高い農産物直販所の機能充実に向けたハード、ソフト両面での支援などにも取り組んでいます。

こうした取り組みを進め、農村の魅力を観光や交流に生かし、ひいては地域の所得確保につなげていくためには、単独ではなく、複数の集落、地域が連携した滞在型観光や周遊コースとして活用できる素材の整理、また都市等外部に向けた情報の発信などが重要でありますことから、関係部局と連携して取り組んでまいります。

次に、国際家族農業年に関連して、多様な農業経営体が存在することについてのお尋ねがございました。

過疎化、高齢化が進む農村社会を維持するためには、集落営農や農業法人などの組織経営体のみならず、兼業農家などの多様な担い手がともに農業を支え合う仕組みづくりが重要であると考えています。

本県の兼業農家は、稲作を中心とした生産活動を行っており、農地が維持されているところです。また、農業、農村の有する多面的機能を維持していくために、兼業農家を初め地域の多様な担い手の方々が草刈りや水路の維持・補修などの地域活動を行っております。

一方、特に過疎化、高齢化が著しく、後継者不足に悩む中山間地域においては、地域ぐるみで話し合いを行い、農業用機械などの共同化や作業の受託に取り組む集落営農が有効と考え、産業振興計画に位置づけ、取り組んでいるところです。

集落営農には、あぜや水路の管理、農業機械のオペレーターなどの役割があり、専業農家のみならず、兼業農家がライフスタイルに応じ組織活動に参画することができ、役割に応じた取

入を得ることが可能となります。さらに、園芸品目等を導入いたしましたこうち型集落営農に取り組むことにより、日々の農作業に兼業農家が参画できる機会もふえるのではないかと考えております。

今後とも、多様な担い手が地域で支え合いながら、農業、農村社会を維持・発展できるよう取り組んでまいります。

最後に、農業女子プロジェクトの効用と所見についてお尋ねがありました。

農業女子プロジェクトは、女性農業者が日々の生活や仕事、自然とのかかわりの中で培った知恵をさまざまな企業のシーズと結びつけ、新たな商品やサービス、情報を社会に広く発信していくための全国的なプロジェクトと伺っており、女性農業者の存在感を高める取り組みとして有益であると考えています。

本県でも、農業、農村の活性化のためには、地域で生き生きと活躍している女性たちの斬新なアイデアや自由な発想を生かすことが重要であると考えています。現在、農業女子プロジェクトに参加している本県の女性はいませんが、本県独自の制度として、平成3年から、各地域で活躍している女性農業者を農村女性リーダーとして302人認定し、先進事例の視察、また女性の社会参画に向けた研修などを行っています。こうした農村女性リーダーの中には、食品加工や消費者への直接販売、農家レストランなど6次産業化に取り組んでいる方もおり、一例ではございますが、イチゴ生産者みずからがイチゴのケーキなどを製造販売している風工房や、地域食材を使った農家レストランなどを行っている十和おかみさん市などは地域の活性化につながっているものと考えています。

今後は、産業人材を育てる土佐まるごとビジネスアカデミーや農業創造セミナーなどの活用を促し、このような取り組みをさらに拡大して

まいりたいと考えています。

(商工労働部長原田悟君登壇)

○商工労働部長(原田悟君) 本県の女性の就業実態と課題及び今後の取り組み、また新たに創設する企業への助成制度についてお尋ねがありました。

平成24年就業構造基本調査によりますと、本県で女性が働いている割合は48.5%で全国第21位となっており、その約5割は非正規雇用となっています。また、出産を機に退職される女性は約6割いると推定され、15歳から64歳の生産年齢の各世代のうちでは、出産・子育て期の女性の働く割合が低い傾向にあります。こういった状況は、女性にとって働きやすい県とっていない方が過半数いるという県民世論調査の結果にも反映されており、今後、女性の働きやすい環境をさらに整備していくことが求められていると思います。

国におきましては、女性の能力を十分に開花させ、活躍できるようにすることを成長戦略の中核であるとし、女性が活躍できる環境整備を推進することとしております。

県としましても、これまでの取り組みに加えまして、来年度から女性が働くために必要な情報の一元的な提供や再就職に必要なスキルアップの研修などを行う、女性のための就労支援コーナーをソールに設置することや、議員のお話にありました出産後の女性再就職促進事業の創設など、取り組みをさらに強化していくことにしています。

この再就職促進事業は、女性の再就職を支援するため、出産を機に退職した女性を正規職員として雇用した企業に、一時金20万円を支給することとしているものです。来年度は、当初予算に200人分の予算を計上しており、この事業を通じて、できるだけ多くの女性の再就職を支援することで、将来の労働力の確保にもつなげて

まいりたいと考えております。

(文化生活部長岡崎順子君登壇)

○文化生活部長(岡崎順子君) 女性の活躍の場をいかに確保するのか、また、さまざまな女性のニーズに応じた支援をどのように進めていくのかのお尋ねがございました。

昨年実施しました県民世論調査では、女性が職業を持つことについて、過半数の方が「子供ができてみずっと働き続けるほうがよい」と回答されている一方、結婚や出産等の理由で定年前に退職される女性が数多くいらっしゃいます。

こうしたことから、多様な女性のライフステージを見据えますと、女性が働き続けるための支援とあわせまして、一旦退職した女性の再就職や復職の支援に取り組むことも必要と考えまして、来年度、こうち男女共同参画センターソールに女性のための就労支援コーナーを設置することとしております。このコーナーでは、就職活動をしているもののなかなか就労に結びつかない女性や子育て中の女性など、今後潜在的に就労する可能性のある女性を対象に、本人の適性や経歴に応じた面談や働くために必要な情報の一元的な提供、また再就職に必要なスキルアップのための研修などを通じまして、一人一人のニーズに応じたきめの細かい支援となりますよう取り組んでまいります。

さらに、積極的に県内企業を訪問し、出産後の女性の再就職に関する補助金制度を説明することなどで女性が就労の場を確保できるよう働きかけますとともに、管理職等への女性の登用などの意識啓発も行ってまいります。また、土佐まるごとビジネスアカデミーと連携し、起業を考える女性を対象にした講座も実施してまいります。

こうした取り組みによりまして、多くの女性から、本当によかったと思ってもらえるような支援を行ってまいりたいと考えております。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○地域福祉部長(井奥和男君) 初めに、障害者総合支援法への改正により追加されました地域生活支援事業の進捗状況についてのお尋ねがありました。

今回の法改正によりまして、市町村が行う地域生活支援事業に新たに追加されました事業は、障害者に対する理解を深めるための研修や啓発事業、障害者との交流など地域の自発的な活動を支援する事業、手話奉仕員の養成事業の3事業となっております。これらの事業につきましては、多くの市町村において地域生活支援事業の実施要綱の改正が行われており、事業実施が可能な状態とはなっておりますものの、初年度のことで、ニーズの把握が十分に行き届いていなかった面などもあり、本県では事業を実施している市町村が少ない実態があります。このため、県といたしましては、未実施の市町村とのヒアリングなどを行い、事業を実施する上での課題の把握などとあわせて、情報の提供や助言に努めますなど、市町村における事業実施を積極的に支援してまいります。

なお、手話奉仕員の養成事業につきましては、単独の市町村では参加者が少なく、実施が難しいといった御意見などもお聞きをいたしておりますので、近隣の市町村が合同で養成研修を行う方法などについて、市町村とともに検討を進めてまいります。

次に、障害者が支援を受けながら共同生活する施設がグループホームに一元化されることに伴う影響と課題についてのお尋ねがありました。

グループホームやケアホームにつきましては、障害のある方が住みなれた地域で安心して生活していくための住まいとして、第3期の高知県障害福祉計画の期間中に355人分を整備する予定としています。

今回の法改正によりまして、これまでとは異

なり、グループホームを利用している方が高齢化や重度化に伴い介護が必要となった場合においても、外部の居宅介護支援事業者に委託して介護サービスを受けられることが可能となり、住みなれたグループホームにおいて継続した生活が送れるようになります。この点、県内施設の指定状況を見ても、グループホームとケアホームの指定を受けている48事業者のうち約7割の33事業者が、グループホームの指定の際に、みずから介護サービスを提供することを前提に、ケアホームの指定もあわせて受けている状況にあり、外部の居宅介護事業者に委託しなければならないケースは少なく、入居者の方の高齢化や重度化への柔軟な対応が可能だと考えています。

一方、グループホームとして認められる1人用のサテライト型住居につきましては、障害のある方のひとり暮らしをしたいというニーズに応じて新設された制度であり、県といたしましても、制度の積極的な活用に向けまして、市町村とも連携した取り組みを進めてまいります。その際には、このサテライト型住居が職員の常駐を前提とはしていないことから、利用者が安心して生活を送るためには、緊急時などの連絡体制の確保などへの配慮が必要になるものと考えております。

次に、サービス基盤の計画的な整備の見直しに向けた今後の対応についてのお尋ねがありました。

障害のある人が住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、居宅介護や就労支援、グループホームなどといった障害福祉サービスの基盤が整備され、ニーズに応じた適切なサービスが提供、確保される必要があります。このため、各市町村が平成27年度からの第4期障害福祉計画を策定する際には、現にサービスを利用している人とどまらず、サービスを利用して

いない人なども含めて、そのニーズを的確に把握いたしますとともに、障害のある人やその御家族、関係者などで構成される自立支援協議会などの意見なども十分にお聞きした上で、必要となるサービス基盤の整備をしっかりと計画に位置づけることが何よりも重要です。さらには、計画の策定後において、PDCAサイクルを回しながら、その進捗状況についての定期的な調査分析や評価を行いますとともに、こうした検証結果などを踏まえ、地域の関係者などが必要なサービスの確保策などについての検討を行う仕組みをあらかじめつくっておくことも必要だと考えています。

県といたしましても、ニーズ調査の結果なども踏まえまして、適切な計画づくりと計画策定後の着実な進捗管理に向けまして、市町村への積極的な支援に努めてまいります。

次に、障害者支援の必要度を示す支援区分の変更における本県の課題と障害者手帳の色やサイズの統一についてのお尋ねがありました。

今回の障害支援区分への変更に当たりましては、これまでの課題となっておりました知的障害や精神障害、発達障害のそれぞれの障害が持つ特性がより正確に反映されるように、区分を認定する際の調査項目の追加や判断基準の見直しなどが行われております。県といたしましても、障害支援区分は、障害のある方が利用するサービスの種類や量を決定する際の基礎となるものであり、追加の調査項目や見直し後の判断基準などへの的確な対応を確保する必要があります。このため、申請者の障害や生活の状況などを調査する認定調査員や障害支援区分の審査判定を行う市町村審査会委員の皆様への模擬審査や演習などといった実践的な研修の実施などに取り組むこととしています。

あわせて、意見書を作成していただく主治医の皆様へも新しい留意事項などについての周知

徹底を図りますなど、市町村における障害支援区分の認定が適切に実施されますように取り組んでまいります。

一方、障害のある方が各種福祉サービスを受けやすくするために交付しております障害者手帳につきましても、本県では3障害のそれぞれについて、手帳の色やサイズが異なっておりますが、全国では約半数の22の道府県で、色やサイズを統一しております。県民の方々からは、外見上わからない障害が手帳の色によってわかることから、色を統一してほしいといった御要望や、障害福祉サービスは3障害共通の仕組みになっていることから、統一すべきではないかといった御意見などもいただいているところであります。

県といたしましても、障害者手帳の色やサイズを統一することにより、精神障害や知的障害のある方の手帳取得が促進する可能性や手帳を提示する際の心理的な負担の軽減につながるといった効果なども期待できるのではないかと考えております。このため、身体障害者手帳を交付しています高知市や障害者団体などの御意見などもお聞きいたしながら、統一に向けての検討をより深めてまいりたいと考えております。

次に、県内におけるケアラー支援の状況と対応についてのお尋ねがありました。

障害者や高齢の要介護者などを在宅で支えているケアラーの皆様への支援につきましては、お世話に携わっている方々の身体及び精神的な疲労に加え、経済的な負担のことなどにも留意した上で取り組む必要があるものと考えています。県といたしましては、これまで対話と実行座談会などでお聞きをいたしました御意見なども踏まえ、介護に携わっている御家族の交流の場づくりなどを支援いたしますとともに、認知症コールセンターやシルバー110番といった相談窓口において、ケアを受けている御本人のみな

らず、介護に携わっている方の悩み事の御相談にも応じております。また、認知症についての理解を深め、地域で温かく見守る認知症サポーターの養成講座や講演会などを開催することにより、介護を続ける際の身体及び精神的な御苦勞などへの県民の皆様への理解を深めるための普及啓発にも努めているところであります。

あわせて、介護者の急病の際や身体及び精神的な疲労などを軽減するために利用が見込める緊急時のショートステイベッドの確保やデイサービス事業所などへの併設型のショートステイベッドの再整備などにも取り組んでいるところであります。

今後とも、ケアラーの皆様への負担感が少しでも軽減される取り組みを進めてまいりますとともに、地域の家族会や市町村などを通じまして、ケアラーの皆様へのニーズの把握などにも努めてまいりたいと考えております。

(危機管理部長高松清之君登壇)

○危機管理部長(高松清之君) BCPに基づく訓練についてお尋ねがございました。

昨年6月に改訂した県のBCPである南海トラフ地震応急対策活動要領では、災害対策本部を初め、本庁の各課室や出先機関が、発災直後からの1カ月間に、限られた人員で時間の経過にあわせて行うべき業務を定めております。また、それぞれの組織の災害対応能力の向上を図るため、訓練や研修を実施し、それらを通じて問題点や改善点を抽出し、随時BCPの見直しに反映させていくこととしております。

活動要領改訂後の初年度となります本年度は、各所属において、職員一人一人の参集経路の確認や災害用伝言ダイヤルを活用した安否確認、あるいは関係機関との連絡訓練などを実施するとともに、災害対策本部では、災害発生直後の運営訓練や、災害医療対策本部と支部、市町村との間での情報通信訓練などを実施いたし

ました。その結果、本部の訓練では、例えば、救助や支援の要請を受けたものの、それらへの対応がなされたのかどうかといった点の確認や情報の共有がうまく行えなかったといったこと、また各課からの応援の職員が本部業務になれておらず対応に手間取るといった課題も見えてまいりました。また、出先機関の訓練では、現地に赴いて被災情報の収集と伝達をする中で、防災行政無線での通信空白地域があることも明らかとなりましたので、それぞれ手順の見直しやさらなる対策の検討を行うこととしております。

本年度の訓練は、その多くが安否確認や情報伝達など初動の訓練にとどまっていますが、今後は、参集した職員がBCPに示された具体的な応急対策業務を実際に行う訓練を行ってまいります。

また、災害対策本部での訓練についても、夜間や休日での活動を想定したり、総合防災拠点の運営を取り入れるなど、バリエーションを持たせて実施をし、BCPのさらなる改善に努めてまいりたいと考えております。

(教育長中澤卓史君登壇)

○教育長(中澤卓史君) 池協議員からは身に余るお言葉をいただきました。このように褒められたことがないもので、何かむずがゆく感じているところでございます。

私の教育長6年間で振り返っての所感などについてお尋ねがございました。

私は、県庁生活40年になりますが、その最後に、知事から大変やりがいのあるミッションをいただきました。私なりに、それまでの経験で得てきた知見をつぎ込みまして、精いっぱい努めたつもりでございます。

本県の教育課題は多く、また大きく、正直に申し上げますと、前に転がすことができるかなと思ったこともございます。そうした中でも、まずは自分たちが元気を出そう、前向きになる

う、未来を信じよう、そしてそれをみんなに感染させようとの思いで取り組んでまいりました。まずは、県教育委員会事務局の職員から始まり、市町村教育委員会や学校などへと感染していったように思います。成果があらわれるには、学校の組織文化が変化をし、仕事の仕方も変化する必要がございます。そのために仕掛けをし、仕組みづくりに努めてきました。

また、一定の時間も必要でございます。その間、決して気が長いとは言えない尾崎知事も、じっと我慢をされますと同時に、教育委員会の取り組みを全面的にバックアップしてくださいました。まさに思いを同じくし、私がよく使う言葉でございますが、ベクトルを合わせて取り組むことができました。そして何より、教育活動を実践している学校現場の教職員とのベクトルが合ってきたこと、現場の頑張りをはっきりと見えてきたことが何よりうれしいことでした。

充実した6年間だったと思いますし、このように最後を迎えられるのは役人として幸せだと思います。

これからの本県教育に私なりに思いをはせてみますと、教育に求められる内容やレベルが大きく変化していることが考えられます。今まで私が取り組んできた仕事の仕方の見直しだけでは対応できなくなると思っています。まさに教員個々の力量アップとともに、教員集団としての力量アップが求められると考えています。こうしたことに対応していくためには、教員個々や教員集団の力量アップの研究や研修にとどまらず、並行して、求められる新しい教育を勇氣を持って先導的に実践をし、そこから得られる知見をフィードバックするという先進的、戦略的な取り組みが重要だと思います。

同時に、本県の風土をもっともっと教育的なものとし、その風土の上で教育活動が行われれば、すばらしい「高知家」になると思います。

そのようになってほしいと心から願っておりますし、また、県民の皆様の方が合わさればきっとそうなるのかたく信じております。高知県の教育のさらなる進化を祈るものでございます。

○30番（池脇純一君） それぞれ御答弁いただきまして、ありがとうございます。

観光振興について、ルーラルアメニティーという視点を絡めて述べさせていただきました。これは、国際家族農業年、農業経営の形ともかわることでございまして、どちらに視点を置こうかなということで、質問づくりのときに迷ったんですけれども、今回は観光という視点で理解をしていただくことのほうがいいのかということで、観光に絡めさせていただきました。

いわゆる観光地が、着地型の観光づくりに変わってきております。これは先ほども述べさせていただきましたが、観光商品を消費するのではなくて、育てるという観点で観光商品づくりに携わっていくと。そのために、今までに見逃しているものをしっかり見つけていこうと、そのときの視点であります。

ルーラルアメニティーっていうのは、現に使用されている価値、これは農業でありますと、水田があり、畑がある。そこは農産物という価値を生産しております。すなわちこれは使用されている、使用価値になるわけです。ところが、営々として生活のために農業が営まれてきている、そして農家という家がある、全体、農村という風景ができ上がってきている、そこに農村の祭りがある、こうしたものというのは、何か生産を上げているということやありませんので、非使用価値という形で置かれているわけですね。この非使用価値を商品化していくという視点、これが非常に大事である。

今、農村がある意味崩壊をしてきております。その崩壊の原因が、農業の経営形態である家族農業という経営形態が崩壊をしてきていると。

この土台のところが崩壊をしていきますと、こうしたルーラルアメニティーが長いことつくり出してきたものが、今商品価値として価値が見直されたとしても、その土台である家族経営の農業形態がなくなっていくと、これは失われていくわけでございます。ですから、これは観光資源として価値を生み出すということと同時に、いかにして農業分野でこの家族経営という農業の基本的な小規模経営の形を残していくのか。この持続をしていくということも、しっかり施策として力を尽くしていかなければ、この価値というのは永遠には残らないと。

また、非常に危惧しているのが、農村のこの生活の実態というものが変化してきている。それは、経済という効率主義ですね。ここにどんどん奪われてきている。だから、農村の持つ共同体意識あるいは共同体としての農村というのが姿を変えようとしてきておりますんで、そういう状況の中で、新たに一方では、観光資源としてこういう農村地域のものに光を当てていこうということでもあります。

こういう非常に複雑な課題が絡み合っているということで、ぜひこのルーラルアメニティーの捉え方というのを、今後もしっかり検討していただきたいということで、知事にこの価値、意義について聞いたわけでございます。

そういう視点でもう一度、観光振興部長と農業振興部長、このルーラルアメニティー、この政策をつくる、振興する上での非常に重要な観点になりますので、その押さえどころを再度お聞きしたいと思います。

それから、農業女子プロジェクトですが、これ、11人から70人にふえてきていたわけですが、私の調査不足かもしれませんけれども、非常に残念なことに、高知県の女性が一人もいなかった記憶があります。そうであればなぜなのかという点で、高知県の方がこの農業女子プロジェ

クトに手を上げていただいて頑張っていたけるような状況をぜひつくっていただきたいということを、あわせてお聞きしておきたいと思えます。

それから、ケアラーについてでありますけれども、これはケアラーという存在をしっかりと評価するということが大事で、今後国も地域包括ケアシステムを構築していこうということで、高知県でもやっていかなくちゃいけない。

しかし、このケアラーの存在を無視して、当たり前と捉えてやっていたんでは、これからのこの地域包括ケアシステムの構築が大変難しい。特に在宅介護を重視していこうという流れでありますから、その裏にはこのケアラーの存在があるんだ、ケアラーがどういう形で存在しているのか、そしてこのケアラーが抱えている悩みとは何なのかということをしっかり捉まえて、その支援を同時にしていくということが地域包括ケアシステム構築に向けても大変重要な鍵になるのではないかなというふうに考えます。

この点について知事に再度御所見をお聞きしておきたいと思えます。

それから、教育長、本当にお世話になりました。この6年間、ともに仕事をさせていただきました。なかなか教育長という立場では大きなあなたが振れない。ところが、中澤教育長は大きなあなたをしっかりと振られました。それには責任が伴うわけでございまして、勇気ある対応をされたなということで、すばらしい6年間の仕事をしていただいたということで感謝をしております。

先ほど教育長からのエールをいただきましたが、もう少しわかりやすくエールを再度いただきたいということをお願いをいたしまして、全ての質問を終わります。

○観光振興部長（久保博道君） 議員おっしゃいましたように、農村地域にあります手つかずの

景観ですとか、また特に本県でございましたら棚田風景、また伝統文化、こういうものを観光振興として売っていこうというふうなことは、先ほども申しましたように、中山間地域が多くあります本県にとりまして非常に材料として多くあると思えます。

ただ一方、このような概念で売っていこうというふうなことは、全国でもやはり同じような中山間地域を持っています県はございます。ですから、そこでどうしても他県との差別化を図っていく必要がありますし、また一方では、受け入れにおきましていろんな課題もございます。例えば、おいでをいただいた方にとりまして、農家民宿、民泊もそうなんですけれども、トイレ一つとりましても課題がございますので、そういうところの課題を一つ一つ積極的に解決をしていくというふうなことに現在取り組んでおります。

そのためにも、ずっと申しておりますように、各市町村の観光協会、特に広域のコーディネーター組織、ここを中心としまして、人材も含めましてでございますけれども、課題解決していこうというふうなことで、結論を言いましたら、このルーラルアメニティー、本県にとりましてはいい手法だと思っておりますので、観光振興におきまして、積極的に進めていきたいと考えております。

○農業振興部長（杉本雅敏君） まず、ルーラルアメニティーのことでございますけれども、今観光振興部長がお答えしたように、観光資源として磨き上げをしていくことは確かでございますけれども、いわゆる気がつかない視点かもしれません。

もう一つは、我々から見ていけば、中山間に代表されます、いわゆる山間部も含まれますが、そういうところでは、やはりその地域を残していくという、農業が主体になっておりますので、

まずはそこで残していくという視点、これは、先ほども申しましたように、集落営農なりが一部で相当大きな力を発揮してくれるものと我々期待しているところです。

そしてもう一方では、先ほどおっしゃったように、いわゆる非消費型、気がつかない価値があるんじゃないか、これにつきましては、我々どちらかという、今まで即物的に、どうやって所得を上げていくのか、どうやって地域を売っていくのか、こういう視点が主点で施策を展開してまいりました。

もう一步、今進めまして、地域の持つ伝統であるとか、それから景観、そういうものはどうやってできてきたんだろう、そしてそれはどうやって売り込めるのか、実は住んでいる方が気がついていない、だからそれをどうやって気がつくんだろう、こういう視点を持って、もう一度足元を見詰め直す必要があるんじゃないかということで、今新たな取り組みも行い始めたところです。まだ成果につながっておりませんが、今申しましたような視点を今後とも持って進める必要があろうかと思えます。

それから、農業女子プロジェクトの話でございますけれども、昨年の年末近くに発足したということもありまして、我々の理解が十分でなかったという点があります。これは今後とも宣伝もしていきながら、そういうところに入っていきたいなど。

非常におもしろい取り組みがあるように聞いています。例えば、農作業の機械を女性でも使えるように、そしてもっとファッションブルな農作業の野良着はないのかとか、それから農業にふさわしい化粧品はないのかとか。我々に今までなかったような視点でございます。

もう一つ、我々のほうで今展開している農業創造セミナー、これ非常に女性の方が活発に動いていただいています。また、農村の女性リー

ダーの方、こちらにも非常に活発な方々。多分この方々に今の提案があったことを紹介していけば、県内にも参加者がふえ、いろんな視点もしくは企業さんとのコラボ、こういうものもできていくのではないかと、新しい取り組みをしていきたい、このように考えています。

○知事（尾崎正直君） 御指摘のありましたこのケアラーという視点、これは非常に重要なことだと思います。こういうふうな定義をして、そのケアラーの皆様方の動向をしっかりと把握して、そして、そのために何をすべきなのかということを考えるということ、これは恐らく国家的な課題ではないかなというふうに本当に心から感服をいたしました。

少子高齢化の問題、人口減少の問題、さまざま論じていく中で、今現役世代2.7人で1人の高齢者世代を支えているという状況であります、いずれこれが大体1人で1人を支えるという時代がやってくるわけでありまして、国民の大多数がケアラーになっていくという時代がこれから日本にやってくるわけございまして、そういう中において、要介護者のみならず、ケアラーの方に対してどういうサポートを国全体として行っていくのか、そして県はどうか、そして特に、中山間地域ではどうあるべきか、こういうことをよくよく考えなければならぬと本当に思いました。

日本一の健康長寿県構想の中で、これを大きなテーマとして検討を続けさせていただいて、必要な対策を順次講じさせていただきたいと、そのように考えておるところであります。

○教育長（中澤卓史君） 教職員や県民に対するエールということで、わかりやすくというお話をいただきました。

まずは教職員の方々、教育に携わる方々に対しましては、自信を持って取り組んでほしいなというふうに思います。長い間、例えば高知の

学力を初め教育レベルというのは低いというような定評がございましたが、いや、そうではない、やればできるんだという気持ちを持っていただきたいというふうに思います。

それからもう一つは、県民の皆様ですが、当然、高知の子供たちの状況というのは大人の状況を反映したものでございますので、大人たちが人が育つことを喜ぶような風土、人が育つことを助けるような気持ちになる風土、こういったものがまさに私の言います教育的な風土ということになるかと思えます。そういうものの上に立って、今教職員がまた仕事をすれば、本当にいい回転、順繰りで、いい教育になっていくのではないかというふうに思っておるところでございます。

○議長（森田英二君） 暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩



午後1時再開

○副議長（黒岩正好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

33番坂本茂雄君。

（33番坂本茂雄君登壇）

○33番（坂本茂雄君） お許しをいただきましたので、県民クラブを代表して質問させていただきます。

3・11東日本大震災から間もなく3年が過ぎようとしています。震災や福島第一原発事故に学ぶことが多過ぎたこの国は、そのことをすっかり忘れたかのように、望まぬ方向へと暴走し始めているように思えてなりません。その暴走に少しでも歯どめをかけ、後に述べる、生き心地、暮らし心地のよい高知県へと歩みたいとの

思いで、順次質問をさせていただきたいと思えます。

まず、知事に、安倍政権への評価とそれに関する政治姿勢について伺います。

知事は、昨年9月定例会の提案説明で、安倍政権の発足以降、矢継ぎ早の政策の結果、景気回復に向けた歩みが着実に進んでいると受けとめている、さらに、アベノミクスの3本目の矢である成長戦略をスピード感をもって進めることで、民需主導の持続的な経済成長、そして景気回復が実感できる実体経済の好循環につなげていただきたいと考えている旨を述べられました。

しかし、現状は、一部の経済指標は改善したかもしれませんが、物価は上がるが消費拡大は鈍いという悪いインフレの様相を呈し、さらに経常収支が急速に悪化し、国際収支1月分では1兆円を超える赤字となる見通しで、2013年度全体でも33年ぶりにマイナスになる可能性があるという状況が報じられています。さらに、企業が輸出を海外生産に置きかえれば、国内の雇用が失われ、経常赤字は円安につながりやすく、賃金とは関係なしに物価だけが上がるし、4月には消費税の引き上げが待っているという状況を控えて、多くの県民、国民にとって景気回復を実感できる状況ではないと思われます。

そこでまず、安倍政権の行った施策が、知事が期待したように景気回復が実感できる実体経済の好循環につながったと評価しているかどうか、伺います。

また、1995年に当時の日本経営者団体連合会がまとめた「新時代の『日本的経営』」で、労働者の雇用類型を長期蓄積能力活用型、高度専門能力活用型、雇用柔軟型に分け、労働力の弾力化、流動化を進め、総人件費を節約し、低コスト化を図ってきた20年近い間に賃金は下がり続け、非正規雇用はふえ続けてきました。

しかし、安倍政権は、労働分野のさらなる規

制緩和を成長戦略の一環と位置づけており、そこには、労働者が雇用や賃金を得ようと思えば企業の業績をよくするしかない、企業がもうかるようになれば設備投資を行い採用をふやすから、いずれは利益が労働者にも滴り落ちてくるという破綻したトリクルダウン論が貫かれています。

そのような中、安倍政権は成長戦略において、産業競争力会議がまとめた日本再興戦略の日本産業再興プランの具体化によって、日本を世界で一番企業が活動しやすい国にしようとしています。これは、裏を返せば、労働者には働きづらい国になるのではないかとの思いでお尋ねします。

日本産業再興プランには、雇用制度改革、人材力の強化を図るための、行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策転換とありますが、今の労働者は行き過ぎた雇用維持と言われるほど雇用が維持されているとお考えでしょうか、また、適正な雇用維持とはどのようなものとするのか、あわせてお聞きします。

主に中小企業などが雇用を守るために充ててきた雇用調整助成金の予算を大幅に削減し、労働移動支援助成金の増額など、大胆に資金をシフトさせ、対象企業を中小企業だけでなく大企業に拡大し、支給時期を支援委託時と再就職実現時の2段階にするなどというのは、大企業が再就職支援会社を今まで以上に利用しやすくし、労働者の意思でない早期退職を促すことにつながるのではないかとと思われるのですが、御所見をお伺いします。

さらには、多様な働き方の実現にある、今国会に提出されるかもしれない労働者派遣法改正案による労働者派遣制度の見直しや、イメージの悪いジョブ型正社員と言われる限定正社員が衣をかえたと思われる多様な正社員モデルの導入などが、働く者にとって望ましい雇用環境を

つくり、県内における労働者の雇用環境の改善につながると思われるのかどうか、お伺いします。

次に、原発の再稼働問題ということで、まずお聞きしたいのは、知事は昨年9月定例会の提案説明で、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの招致活動の際の関係者に敬意を表し、祝意を述べ、開催地の東京決定を大変うれしいと歓迎されていることについてです。

私は、その際、安倍首相が招致に当たってのIOC総会で発言した福島第一原発事故に関しての「皆さんに保証しましょう、事故はコントロールされております」、いわゆるアンダーコントロール、「汚染水の影響を完全にブロック」という発言をどのように受けとめられて歓迎されていたかということについて疑問を感じていました。汚染水だけでも全体像すら把握できていなかった状況のもと、汚染水問題の解決と原発事故の早期収束に関し、根拠のないまま国民と国際社会に約束したのです。この場での発言以降も、言い繕いに追われ、発言は変遷し、周囲からも批判を受けました。先月27日には、福島県いわき沖で水揚げされた試験操業のユメカサゴから国の基準を超える110ベクレルの放射性セシウムが検出され、出荷停止となっています。

このようなことがいろいろと散見されている状況の中でも、アンダーコントロール、汚染水の影響を完全にブロックということは事実だとの認識で歓迎されていたのか、お聞きします。また、汚染水の影響を完全にブロックということが事実であるとの認識であれば、何を根拠にそう判断しているのか、お聞きします。

今の安倍政権は、福島第一原発事故以降、いかなる問題も解決していないと言ってもよい福島を切り捨てたかのように、原発の再稼働に前のめりになっているとしか言いようがありません。

福島原発事故による避難者数は、この2月26日現在でも13万5,906人に上り、事故後、9つの町村が役場機能をほかの自治体に移転し、一部自治体は役場機能をもとの地に戻つつありますけれども、住民の帰還は見通しがたいという状況にあります。にもかかわらず、政権が経済外交の柱に据えるのは原発輸出であり、首相はアラブ首長国連邦と輸出の前提となる原子力協定を結んだほか、トルコを2度訪問、日系企業連合が受注し、インドやベトナム、中東などへの原発輸出を強めようとしています。

原発再稼働への前のめり姿勢、海外に向けては原発セールスマンと見まがうかのような安倍首相の姿勢をどのように評価されているか、お伺いします。

吉良議員への答弁を前提としても、伊方原発再稼働については、安全対策を徹底的に求めるということだと思いますが、安全確認について、知事が納得される基準はどこにあるのか、まずお伺いします。

また、2月3日付高知新聞における、伊方原発再稼働一問一答において、「勉強会を通じて県民の素朴な疑問の声をぶつけ、その回答を得て、納得いくまで問い続ける。そういうやり方のほうが実があると思う」と答えられています、県民の素朴な疑問を把握する場、またその疑問をぶつけて、回答を得て納得いくまで問い続けるという場合は、県民には具体的にどのように担保されているのか、あわせてお尋ねします。

今回の税制改正は、消費税増税を4月1日に控え、景気の腰折れをしないということを大義名分にした大企業優遇のものとなっているように思われます。

そこで、税制改正に見られる課題について順次お聞きします。

まず、復興特別法人税の1年前倒し廃止や、さらなる法人実効税率の引き下げによって、雇

用の拡大や労働者への賃金引き上げに回り、それが消費への増加を通じてさらなる景気回復につながると考えられているか、お聞きします。

関連しますが、復興特別法人税を1年前倒し廃止することで減収となる税収は年間約8,000億円と見積られる中、国民が25年間にわたって納める復興特別所得税の税収は年間約3,000億円と見込まれています。個人所得への還元が不確かなこのような所得拡大促進税制より、復興特別所得税を時限つきでも停止するほうが、個人の可処分所得を高めて、消費需要の拡大につながるのではないかとの見方もありますが、御所見をお伺いします。

都道府県ごとの偏在性が強いことから、暫定的に法人事業税の約6割を国が都道府県に案分することを目的とする国税として、地方特別法人税として制度化されていましたが、今回法人事業税の一部還元が行われる一方で、法人住民税の一部を国税に移管し、地方交付税財源として地方に再配分されることになりました。

これは、本県などの提言が反映されたと言われてはいますが、このような措置に対して、地方間の格差是正をとるのか、課税自主権に基づく地方自治をとるのかを含め、地域間の利害対立を生み出すような税源交換というやり方が望ましいと考えるのか、お聞きいたします。

次に、知事が9月定例会において答弁された集団的自衛権のあり方についてお尋ねします。

集団的自衛権について、「憲法9条で許容される必要最小限の範囲を超え、行使は許されない」とされている政府見解などなかったかのように、安倍首相は、今通常国会では、集団的自衛権の行使容認について、憲法解釈変更で絡み、「最高責任者は私だ、閣議決定で決める」と言い、今後は、最低限の国民と向き合う憲法改正手続すらも避けて、解釈変更で突き進み、自衛隊法改正など15本もの個別法改正で行使可能とする道

を選ぼうとしています。

ここまで集団的自衛権の行使容認に積極的な安倍政権の姿勢をどのように知事は考えられているのかとの思いで順次お尋ねします。

昨年9月定例会で、知事は質問に答えて、我が国近隣から同盟国に向かう弾道ミサイルを、我が国が撃ち落とす能力を有するにもかかわらず撃ち落とさないでいることは、同盟国の無辜の国民を救えるのに救わないということになり、まさに政府の有識者懇談会の言う、我が国の安全保障の基盤たる日米同盟を根幹から揺るがすことになり、ひいては近隣からの弾道ミサイルが頭上を飛ぶという有事にあって、無辜の日本国民を危険にさらすことにつながる行いであると思うと答弁されています。

私は、日本は弾道ミサイルの迎撃能力を技術的に有していないし、たとえあったとしても、それは極めて困難ではないかと思っています。また、アメリカという世界最強の軍事大国が攻撃されるというあり得ない想定のもとの答弁に違和感を覚えました。

しかし、知事が言うように、仮に迎撃した場合に、日本がそのことをきっかけに交戦状態に陥る可能性はないと考えておられるのでしょうか。また、陥った場合、弾道ミサイルが頭上を飛ぶという以上に、無辜の国民を危険にさらすことにならないのか、お聞きします。

さらに、知事は、集団的自衛権の行使を一定認めるべきだと思っているが、他方で、認めるにしても、これを口実に防衛目的を逸脱するようなことが決してあってはならないし、そのことを明確に担保する法的枠組みも必要であると思っていると答弁されていますが、防衛目的を逸脱することのない法的枠組みとはどのようなものを考えておられたのか、お伺いします。

加えて知事は、国民的議論を経て、認めるべきとされる集団的自衛権の内容が現行憲法では

認められないということであれば、やはりこの点そのものに関し憲法改正を目指して、改めて国民的議論に付すべきだと答弁されています。

先ほども述べました安倍首相の解釈変更に対して、知事は、集団的自衛権の行使容認については解釈変更によるべきではないとの考え方という理解でよろしいか、お伺いいたします。

次に、希代の悪法と言われて、昨年12月の法成立後も国民からはその撤回を求める声が静まることのない特定秘密保護法の自治体行政への影響についてお聞きします。

この法律が昨年12月6日成立した直後に共同通信が行った世論調査では、修正、廃止を合わせて82.3%に上り、法律に不安を感じるとの回答も70.8%を占め、知る権利侵害への懸念が根強いことも明らかになりました。

また、1月23日付高知新聞の「扱い悩ましい秘密保護法 県内市町村『不安』の暗雲覆う」の見出しにもあるように、影響は不明であるとする一方、情報公開に萎縮懸念と言われています。

そのような県民の不安や自治体の懸念を踏まえて知事にお伺いします。

まず、特定秘密保護法が地方公共団体に及ぼす影響としてどのようなことが想定されるのか、お尋ねします。

特定秘密保護法における行政機関の長には、自治体の長が含まれていないので、知事は特定秘密の提供を受けたり、取扱者となることはないかと理解しておられますか、お伺いします。

一方で、警察庁長官が必要と認めた場合、県警察には特定秘密の指定や指示が行われたり、取り扱いの業務に当たったり、適性評価の調査者となり得るわけですが、それらの特定秘密は把握できないのか、お聞きします。

また、県警察において、警察本部長以外の職員の関与はどこまで及ぶものかと考えるのか、その場合は警察内部の関与のあり方について知事

に報告するのか、これは警察本部長にお尋ねします。

さて、例えば次のような事例についてどのようにお考えになるか、お伺いします。

県が、今後もオスプレイを活用した日米共同統合防災訓練を計画する際に、オスプレイの新たな事故において、原因調査の中で明らかになった原因や欠陥内容などは特定秘密とされて、照会をしても回答がなかった場合、県民の安全が確保されていると判断し得るのかどうか。

また、特定秘密保護法の制定以前においても、福島第一原発事故の際に情報公開が操作された炉心溶融や緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム——SPEEDIなどが、今後あってはならない伊方原発事故が起きたとき、県を初め県内自治体に明確に迅速に提供されると考えられるのか、あわせて知事の御所見をお伺いします。

さらに、県警察が把握している特定秘密の情報を県民に明らかにするため、情報取得の働きかけを行う議員や県民などの行為は特定秘密保護法第25条の独立教唆として処罰の対象となるのかどうか、お伺いします。

次に、生き心地、暮らし心地のよい社会へ、高知県が目指すべき課題について幾つかお尋ねします。

私が、生き心地のよい社会というキーワードと出会ったのは、自殺予防対策の調査過程においてでした。徳島県旧海部町の現地調査を行った岡檀さんの「生き心地の良い町 この自殺率の低さには理由がある」という著書から学ぶ中、町で見つけた自殺予防因子の中から、生きていくのがつらい、生きづらさの高じた先に自殺があるとすれば、自殺の少ない社会は生き心地のよい社会であると言える、自殺対策とは、すなわち人間にとって生き心地のよい世界をどうつくり上げるかという試行錯誤そのものであると

いうことが導き出されていきました。

また、NPO自殺対策支援センターライフリンク代表の清水康之さんも、その目指すところは生き心地のよい社会であるとされています。ライフリンクの目指すものについて、生き心地のよい社会であり、「現代日本社会の自殺の多くは、社会的な対策があれば『避けることのできる死』です。その意味で、自殺対策とは、『生きる支援』『いのちへの支援』でもあると言えます。誰も自殺に追い詰められることのない社会。自殺で大切な人を亡くした人が安心して悲しむことのできる社会。それはきっと、自殺とは無関係と思っているひとりひとりにとっても生きていて心地の良い社会であるはずです。『生き心地の良い社会』の実現をめざして」とあります。

しかし、生き心地のよい社会とは、決して自殺予防対策のためだけのキーワードではなく、県民の誰もがそういう社会を望んでいるのではないかと思います。それに加えて、雇用面や教育、医療や福祉政策など、暮らしていくための環境が整い、暮らし心地がよければ、人口流出も抑制され、移住してくる人たちにとっても決断しやすい環境になるのではないかと考えます。

そのことを踏まえたとき、2013年の人口移動報告では、転出超過は1,780人となっていますが、この高知県を生き心地、暮らし心地のよい社会とすることで、高知県から流出させない、そして移住も歓迎するということが必要ではないかと思えます。

その意味で、高知県が課題解決の先進県となることで転入超過に転じることは可能と考えられているか、知事にお伺いします。

また、そのためのキーワードとして、生き心地、暮らし心地のよい高知県を目指すことが必要ではないかと考えますが、今掲げている県政の課題解決施策だけでなく、さらに補わなければならない課題としてどのようなものがあると

考えられるか、知事にお尋ねします。

さて、先日、私が開催した県政意見交換会に参加された県民の方から、もっと子供の貧困の問題について光を当ててほしいとのお声をいただいたことでもありますので、次に子供の貧困対策についてお尋ねします。

潜在化していた子供の貧困に目が向けられ、顕在化してから5年目となった昨年、貧困家庭の子供への教育支援などを国の責務とする子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立しました。政府は、これから子供の貧困率などの指標を定め、改善施策を明記した子供の貧困対策に関する大綱を策定することとなっていますが、大綱のあり方が子供の貧困対策推進の焦点となるだけに、県は国の大綱策定を待つのではなく、しっかりと高知県の課題解決にもつながるような大綱となるよう提言してはどうかと思いますが、まず地域福祉部長にお聞きします。

また、その際には、次のような課題での提言はできないか、健康政策部長、教育長にそれぞれお伺いします。

1つは、保育所は最初の貧困のとりでとも言われる中、貧困の連鎖を見きわめ、早期の段階で支援していくために、保育所で貧困層の親のニーズを把握し、福祉事務所や就労支援など必要な支援につなぐことのできるよう、保育の現場にもソーシャルワーカーの役割を果たす人材の必要性が求められること。

2つには、医療サービスへのアクセスを保障することが大事で、無保険の子供がいなくなったとしても、医療費の自己負担の問題は残っており、全て窓口無料化となるような施策の拡充が求められていること。

3つには、高知県の小中学校における給食実施率の低さが改めて確認される結果が出ました。保育所や学校での給食は、貧困層の子供にとって非常に貴重であり、学校給食で食をつないで

いる生徒もいると言われる中、貧困層の子供が学校に行けばおなかいっぱいおいしいものが食べられる場として、給食の実施率を高めること。

4つに、放課後格差の解消を図るために、学習支援も大事でありますけれども、高校を中退した子供や不登校の子供、クラブ活動費が賄えない子供などにとって、深刻な放課後の孤立の解消を図るためのメンタープログラムのような学校という場から離れた居場所事業の実施。

最後に、2012年度の調査で就学援助制度の支給対象者の割合が15.64%と過去最高となり、本県は大阪、山口に次ぐ24.38%という高さとなっています。生活保護費基準額の引き下げの悪影響を懸念する声が大きいい中、就学援助制度の拡充が求められていることなどを求めていると思いますが、それぞれの御所見をお伺いします。

次は、子育て支援の一つとしての産後ケア事業についてであります。

知事は、提案説明の中で、全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして子育て支援の環境整備に取り組まれてきた中で、地方独自の取り組みを後押しする地域少子化対策強化交付金の創設も果たされたとの報告がありました。

子育てに悩む母親も体を休めながら、助産師から授乳や沐浴、母子の健康管理などの指導を受け、育児不安を軽減することを目的とした産後ケア事業のスタートを求めて、昨年11月27日、県に対して助産師会の皆さんや事業のスタートを願うお母さん方とともに要望させていただきました。不安を抱えるお母さん方からは、病院などでお産を終えて退院した母子が家庭でスムーズな日常生活を始められるように、助産師のいる施設で日帰りや宿泊で、その都度不安や悩みを相談しながら過ごしたい、また新生児期、特に出産施設退院後から子連れで外出できるよ

うになるまでの期間、母親には支援がほとんどなく、新生児期の母親をねぎらい、支えることのできるサービスが必要という声が高まっています。

そのような中、補正予算において、ニーズ調査、検討会、担当者研修会などを行う「高知家の産後ケア」体制づくりの事業の予算が計上されています。

今後、ニーズ調査結果なども踏まえた検討会での議論がされることになるとは思いますけれども、検討会では母親の代表なども選任し、できるだけ現場の声が反映されやすい形で検討されていくのでしょうか。また、これらを踏まえて、県下の市町村全てを視野に入れた体制づくりを具体化していくことへの決意を知事にお伺いいたします。

財源としての地域少子化対策強化交付金は、自治体独自の少子化対策に対して、都道府県には上限4,000万円、市町村には上限800万円の交付金を支給するものですが、待ったなしの少子化対策と言われる中、県内自治体でこの交付金がどれだけ活用されようとしているのか、地域福祉部長にお伺いいたします。

次の自殺予防対策については、初日、中野議員からも質問があり、私もこの項の冒頭で取り上げた、生き心地、暮らし心地のよい社会というキーワードのもとに、これからの自殺予防対策のあり方の前提について述べさせていただきましたので、ここでは県の自殺予防対策との向き合い方について、自殺対策行動計画などを踏まえて地域福祉部長にお伺いします。

人が自殺するとき、自殺せざるを得ないときは、生きることの阻害要因が促進要因を上回る時だと、先ほど紹介したライフリンクの清水康之代表はよく言われていますが、本県での阻害要因は特に何が大きいと考えられているか。そして、それを軽減し、促進要因として増大さ

せるための施策の拡充こそが抜本的な対策と思われませんが、自殺対策行動計画の自殺予防のための相談、支援の充実で十分と考えられているか、お伺いします。

また、自殺の主な原因の1位は健康問題で、中でも鬱病によるものが最も多くなっておりますけれども、鬱病は自殺の一手手前の要因であると同時に、他のさまざまな要因によって引き起こされた結果でもあります。その要因が発現するまでに連鎖してきた要因の数である危険複合度は、鬱病の場合3.6と極めて高いと言われていた中、鬱病対策に力を注ぐだけでなく、そこに至る過程で連鎖している要因のスタート時点に対策が打たれなければならないと言われておりますけれども、そのような取り組みとなっているのか、お伺いします。

さらに、若者の自殺の特徴として、就活自殺ということが言われるようになっております。本県でも増加傾向にある若者の自殺の特徴にはどのようなものがあり、その対策はどのように講じられようとしているのか、お伺いします。

自殺予防対策の先進自治体である東京都足立区では、自殺は孤立の病、行政や民間など関係機関で連携して生きる支援のつながりをつくるということで、全職員がゲートキーパー研修を受講し、係長以上に中級研修の実施を進めるなどを背景に、自殺者の減少も図られています。

本県でも、県職員がこの研修を受けることによって、県庁組織の中で、また地域で、孤立の病に気づき、生み出さないような環境づくりの担い手になることは、自殺対策だけでなく、職場組織の健全性や地域での見守り体制を強化することにつながるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、昨年12月、通常国会で、酒類による健康被害、家族や社会への影響などについて総合的な対策を目指すアルコール健康障害対策基本

法が成立したことを踏まえて、本県における酒害予防対策について地域福祉部長にお尋ねします。

アルコール飲料は、古くから国民の中に存在し、暮らしに潤いを与えるとともに、人間関係を円滑化するものとして親しまれてきましたが、その一方で、不適切な飲酒によるアルコール健康障害が、飲酒者本人の健康の問題であるのみならず、その家族や周囲の人々、さらには社会全体に深刻な影響をもたらしています。

毎日飲酒をする人の率が、男性34.6%、女性7.8%と全国と比べても高い本県では、日本一の健康長寿県構想の中でもアルコール関連問題対策に力を入れられてきました。

そのような中、アルコール健康障害対策基本法を踏まえて策定されることとなる国の基本計画に対して、高知発の提言、意見反映を盛り込ませるべく提言をしてはいかがでしょうか。また、その場合にはどのような課題が盛り込まれるべきだと考えられるのか。さらにその際には、仮称高知県アルコール健康障害対策関係者会議のようなものを設置するなどして提言内容を検討してはどうか、地域福祉部長にお尋ねします。

国の基本計画を受けてから策定されることとなる県の推進計画には、相談、治療、リハビリをそれぞれの役割とする機関を設置することが盛り込まれるなどの必要があると思いますけれども、これもさきに述べた関係者会議からの提言を受けて、恒常的な協議会の設置をし、さらに県下の一定の規模で協議会やネットワーク会議が機能するスキームを検討してはどうか、お聞きします。

また、法の第3章に各種基本的施策がありますが、その最初に教育の振興というのがあります。これまでも県内の公立高校でも、断酒会のアルコール依存症経験者を講師とした継続的なアルコール教育などが取り組まれてたりしてきま

したが、家庭、学校、職場において展開し得る体制を今から検討していくべきだと考えますが、この項については健康政策部長にお伺いします。

この項の最後に、第19条に「国及び地方公共団体は、アルコール健康障害に関連して飲酒運転、暴力行為、虐待、自殺未遂等をした者に対し、その者に係るアルコール関連問題の状況に応じたアルコール健康障害に関する指導、助言、支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする」とされています。この責任を果たすためにも、あつてはならない県庁職員や教職員の飲酒運転に対して、機械的に解雇とする処分ではなく、アルコール健康障害に関連したものでどうかを見きわめながら、必要に応じて指導、助言、支援などを推進することが必要ではないかと考えますが、総務部長のお考えをお伺いします。

次に、南海トラフ地震対策の取り組みについてであります。

助かった命をどうつなぐかという課題に向けて、これから取り組もうとしている県の視点は極めて重要かと思えます。そこで、助かるための備えとしての災害時要配慮者支援対策と、助かった命をどうつなぐかという視点での津波火災についてお尋ねします。

まず、災害時要配慮者支援対策について地域福祉部長にお伺いします。

3・11東日本大震災においては、被災地全体の死者のうち、65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上っています。また、消防職員や消防団員、民生委員など避難を支援する立場の方も多数犠牲となりました。さらに、長期にわたる避難生活でさまざまな困難な状況が生じるなど、災害時要配慮者の避難支援における課題が改めて浮き彫りになっております。

だからこそ、これらのことを教訓にするため、

本県としても、要配慮者支援対策として、先月21日までパブリックコメントを公募してきた、災害時における要配慮者の避難支援ガイドラインを策定されようとしています。

しかし、その内容を見るにつけ、極めて迅速な策定と必要性が高い一方で、具体化の困難性も高いものであると感じざるを得ない面もあります。

そこでまず、現状における災害時要援護者名簿の整備自治体と個別計画の策定自治体はどうなっているのか、沿岸自治体とそれ以外の自治体に分けてお聞きします。

また、個別計画の策定に至るには、要配慮者情報の収集がどれだけ実効性を持つかということから始まると思いますが、改正災害対策基本法における避難行動要支援者名簿の作成や要配慮者情報のスクリーニング、さらには平時からの個人情報の活用に関する本人同意の取得などにおける自治体と地域の連携や役割分担がどのように図られるか、ガイドラインの実効性についてお尋ねします。

さらに、津波浸水区域における、避難支援者の安全確保のための対策の避難ルール検討の際には、いわゆる判断の際の責任論なども出かねないと心配する向きもありますが、それらの議論の方向性をどう指し示すか、お尋ねいたします。

2011年2月定例会で、香南市にお住まいの当時27歳の女性が進行性の先天性筋ジストロフィーという難病と在宅で向き合いながら暮らしていることについて、在宅生活を継続するための支援策を求めた質問をさせていただきました。その後、県を初めとして、高知大学附属病院や香南市、さらにはいろんな支援者の支援の中で在宅生活の継続をされています。

そのような中で、在宅における自立への一步を目指すことと津波浸水地域にお住まいという

ことの中で、浸水域外での公営住宅への入居希望の困難さに直面することになりました。清藤市長を初め香南市の皆さんも真摯に向き合ってくれてはいるものの、ここでも種々制度の壁に阻まれることになっています。

そこで、要配慮者支援対策として、浸水域外の公営住宅を事前に活用することで、避難行動の困難さを解消しておくということが検討できないかとの思いでお尋ねします。

津波浸水域における耐震性の確保ができない公営住宅がどれだけあるのか、また、それらを浸水域外に移転確保することに取り組むことが検討されているかどうか、その際、浸水域外の公営住宅を、津波浸水域にお住まいの災害時要配慮者のうち避難行動要支援者で転居を希望される方に優先的に入居してもらうことができないでしょうか。そして、そのことによって、津波浸水における要配慮者の避難支援の事前の備えにつなげることはできないかとの思いで、この項は土木部長にお尋ねします。

次に、これまでも何度か質問をさせていただいた津波火災対策についてお伺いします。

昨年12月4日、資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課と一般財団法人エルピーガス振興センターの主催で、私の住む高知市下知地域において高知市災害対応液化石油ガス懇談会が開催され、災害対応におけるLPガスの活用についての情報提供と関係者間での意見交換が行われました。地域の消費者委員として出席させていただいた私は、津波避難ビルに頼らざるを得ない下知地域の対面には、石油タンクやLPガスタンクが設置された基地を目の前にしており、自動車やLPガスボンベなどさまざまな津波漂流物による津波火災への不安を感じていることについて意見を述べさせていただきました。

同席していた東洋大学社会学部関谷直也准教

授からは、この地域では津波火災の危険性はある、まずは命を守るための津波避難ビルであるということと考えたら、できるだけのことをやっておく必要があるとの助言をいただきましたが、一方で、一旦発火すれば燃え尽きるまで待つしかないというお話もあり、2度逃げが不可能な津波避難ビルでの避難者の安全の確保は喫緊の課題ではないかと思えます。

平成24年9月定例会の予算委員会での私の質問に対して、消防研究センターによる消火活動の研究結果を受けた国の対応方向を待ちたいとのことにとどまっていました。県でも津波避難ビル指定に取り組むことの一方で、津波火災に取り囲まれる可能性における不安要素を取り除くことは優先課題であります。

最悪の被災シナリオを描きながら、発火源となる石油タンクやLPガスタンクの流出防止対策は講じられようとしていますが、それ以外の自動車などの流出防止は現実的には無理な中で、今後どのような対策をいつまでに検討されるのか、危機管理部長にお聞きします。

そして、この課題は、まさに避難場所まで避難し助かった命をつなぐことができるかどうかの瀬戸際であります。昨年の南海地震対策再検討特別委員会で気仙沼市を調査した際、津波火災についての質問に対して、津波火災を念頭に置いたとき、津波避難ビルには慎重にならざるを得ないと言われていました。

そのような中、最悪、浸水深5メートルほどの浸水域で、3階の津波避難ビル屋上に避難している避難者は、津波火災が迫った場合どうなると想定されるのか、それを救助または鎮火させる方法はどのようなことが考えられるのか、あわせてお尋ねします。

次に、県内の雇用問題と県庁職場の課題についてお尋ねします。

冒頭、知事に対して、アベノミクスによる第

3の矢が働く者にとって厳しい環境を招きかねないことの懸念を指摘しましたが、昨年12月時点で見たときの有効求人倍率は0.78と高まっていますが、正規雇用は0.44で、求人数は1万2,273人に対して、新規4,220人中、パートが1,714人で40.6%と、求人の4割が非正規という状況になっています。

そのような中で、提案説明で「県と高知労働局、産業支援団体など7者で求人情報の拡大に関する協定を締結し、求人情報の掘り起こしやハローワークに提供する連携体制を構築することにより、求人数の総量や正社員求人数の拡大を目指す」と述べられましたが、連携体制を構築するというだけで正社員求人数が拡大することの実効性が上がるのだろうかという疑問を感じる面もあります。潜在化していた求人情報が顕在化するというだけでなく、具体的に正規雇用につながるのかどうかの見通しについて商工労働部長にお尋ねします。

また、高知県建設業活性化プランを取りまとめ、入札の不調、不落への対応として、実勢価格を速やかに積算価格に反映する仕組みづくりを行うなどの方針も打ち出されており、これも雇用の面でも影響のある課題だと考えますが、労務単価の改善が具体的に賃金となって建設業労働者の所得として手元に届いているかどうかの検証がなされる必要があると考えますが、土木部長にお尋ねします。

さて、たびたび取り上げさせていただいている県庁職員の時間外労働の解消について副知事にお伺いします。

昨年の3月定例会においても、同様の質問に対して知事は、決して楽な仕事環境ではない中に置かれていると述べ、副知事は、県政の課題解決に向けた取り組みを進めていく中で職員の忙しさが増していることは確かと述べ、総務部長も、今後とも適正な人員配置に努めるとも

に、適切な業務管理、勤務時間管理の徹底を示されました。しかし、活力のある職場づくりと公務能率等の向上についてという副知事通知が出された2012年度も、前年度比1.5%増と減少には転じていません。また、いわゆる目安時間と言われる年間360時間超過の時間外勤務者は、53職場217人と前年を上回っていますし、720時間超過者は12職場40人と高どまっています。

そのような中、抜本的な解消にはつながらない勤務時間の弾力的な運用でお茶を濁そうとする姿勢ではなく、これまでも指摘してきたように、業務量に見合う人員配置によって取り組むべきではないかと考えます。

そこで、これまで知事、副知事ともに認めてきた業務量の増大に対して、一方で行革プランに沿って人員削減をしてきたことが、時間外勤務が解消しないことの背景にあるとの認識はないか、副知事にお伺いします。

あわせて、今の業務量に対して適正な人員配置が行われていると認識されているのかどうか、お伺いします。

また、昨年3月定例会では、今の段階で行革プランの方針を変える考えはないが、やみくもに職員数を減らすのではなく、緊急性、重要性の高い分野には重点的に人員を配置して、県民サービスの向上につながるよう取り組みを進めるとの考え方でありましたが、現状のように人員削減が進む中で、時間外勤務が増加し、平時においてさえ組織が疲弊するという状況から脱却するために、来年度最終年度を迎える行革プランの改定に当たっては、目指す数値目標を定めた人員体制を組織のスリム化方針に盛り込まないようすることが考えられないかどうか、お伺いします。

また、東日本大震災以上の広域大規模災害となる南海トラフ地震への備えを考えたとき、他自治体からの支援が極めて困難であることなど

も想定される中、非常時を想定したとき、どれだけの人員配置が望ましいと思われるか、あわせてお伺いします。

次に、職場でハラスメントのない組織について総務部長にお伺いします。

「こんな上司が部下を追いつめる」という産業医の荒井千暁さんの著書には、1990年代以降、組織体を取り巻く環境が大きく変わったとして、自分最優先というスタンスから上司と部下の関係性が薄れる中で、何かが置き去りにされたまま、職種を超えて職場そのものが崩れようとしている、置き去りにされたのはコミュニケーションだ、心の病が多発するほどコミュニケーションが粗雑になっているのか、思い当たることがある、それは、職場環境の逼迫とわからないことの膨大化であると指摘していますが、それは県職労女性部のアンケートにもあらわれている、特定の者だけにきつく当たったり、気に入らない職員には返事すらしなかったり、結婚した女性職員に人事権をちらつかす上司など、県庁の職場と余りに似通っていないかと感じたところです。

しかし、県では、このような事例に対して、パワーハラスメントではなく行き過ぎた指導ということで、多くの事例が根本的な解決に至らず、組織としての病根を残し、職員間の不満を残したままの対処で終わっているのが実態のよううかがえます。

県は、謙虚にハラスメントがあるという前提で対処をするべきではないかと考えますが、総務部長のお考えをお伺いします。

この間、県警察がハラスメントの調査を行い、少なくとも4人に1人が何らかのハラスメントを受けているということを明らかにしました。まずはそのような実態把握からスタートすることになると思いますが、知事部局を初め全ての県庁組織で行い、その実態を把握することか

ら組織の健全性を確立することを目指すべきではないかと思いますが、総務部長にお伺いします。

既に第1日の吉良県議の質問に教育長が答弁された点もありますので、そのことも踏まえて、県立高校再編振興計画前期実施計画案における、いわゆる県立南中・高校の再編統合計画案についてお尋ねします。

先週土曜日、1日に、私は、第25回南高校卒業式に出席させていただきました。生徒たちは、直接母校の将来については触れられませんでした。「南高校を大切に思う卒業生たちの気持ちを守り続ける」と結ばれた送辞、そして、「南高校のさらなる発展をお祈りして」という卒業生の答辞の結びにも、通常なら常套句のように思われるかもしれないその言葉に強い気持ちが込められていたように思わざるを得ませんでした。このような状況にありながら、誰もが口々に評価していた立派に卒業式をなし遂げられた卒業生を初めとした生徒たちや保護者、教職員関係者の皆さんの気持ちを思うと、本当につらいものがありました。

教育長は、吉良議員の質問に答えて、生徒一人一人へのアンケートなどを通じて生徒の心の状態の把握に努め、スクールカウンセラーなども活用しながら、卒業まで安心して学べるようしっかりと対応していくと答弁されていましたが、そこまでしなければならぬ状況をつくり出した教育委員会の責任は極めて重いのではないかと思います。

大型外国客船サン・プリンセス高知寄港の際に果たす南高校ボランティアガイドの役割、INAP2013高知会議での南高校国際科生徒による英語スピーチなど、国際教育の成果も県は十分に承知されていることだと思えます。にもかかわらず、これまでの南中・高校の役割と成果が何ら総括されないまま示された、いわゆる県

立南中・高校の再編案は、幾らたたき台であると言っても、提案内容、手順のどれをとっても、関係者や県民の理解を求めるには極めて不十分なもので、納得できるものではありません。

そこで、教育長にお聞きしますが、ゆっくりと時間をかけてと言われた検討期間の延長ができるのであれば、なぜあの時期に公表したのかということは厳しく問われなければならないと思います。在校生や出願者及び保護者を初めとした関係者に思いをはせたときに、あの時期に公表しなくてもよかったのではと反省されているのか、また、たたき台の議論を今後、より慎重に行っていくということですが、それによって現在のスケジュールが大きく変わっていくことがあるのか、あわせて教育長にお聞きします。

最後に、2月18日付高知新聞には、高等学校課長に対するロングインタビュー記事を掲載してありました。そこでの課長の説明に逐一疑問を投げかけたい思いはありますが、これだけは看過できないとの思いでお尋ねします。

各校学級減という方法における教員定数減少に伴う教員人件費の県費負担について、「県民が道路とか建物とかかまわんとなればやれるかもしれないが、(教員の配置で)そんなことになるとは思えない」と述べているが、教育行政を担う者が語るべき姿勢ではないというふうに私は思いました。

高知県教育委員会としてもそのような姿勢なのか、教育委員長にお伺いして、第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 坂本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、安倍政権の行った施策が、景気回復が実感できる実体経済の好循環につながったと評価しているかとお尋ねがございました。

安倍政権は、長引くデフレからの脱却と低迷する我が国経済の再生に向けて、アベノミクスの3本の矢である大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を着実に進めております。その結果、実質GDPが4四半期連続でプラス成長となるなど、我が国経済は着実に上向いているものと受けとめておりますし、先月19日に内閣府が発表しました2月の月例経済報告においても、基調判断として、景気は緩やかに回復しているとされており、景気は回復基調にあるものと考えております。これは久方ぶりのことであり、喜ばしいことだと思っております。

他方、有効求人倍率は1を上回りましたものの、昨年の労働者1人当たりの平均賃金を示す現金給与総額は一昨年と同水準であります。全体としては、景気回復を皆が実感するまでに至ったというより、至ろうとする力強い回復過程にあるという状況にあるのではないかと考えております。

こうしたことから、国におきましては、現在の景気回復の動きを確実なものとし、持続可能な経済成長につなげていくために、第3の矢である成長戦略を強力に推進していただきたいと考えております。そして、経済の好循環を生み出していただきたいと考えており、その好循環が本県のような地方にも及ぶことを期待しております。

また、県としましても、国全体の景気回復のトレンドとしっかり連動できるよう、引き続き産業振興計画初め各般の取り組みを強力に推進してまいります。

次に、国の雇用制度改革に関連し、雇用が維持されているか、適正な雇用の維持とはどのようなものかと考えるのかとお尋ねがありました。

国は、リーマンショック以降の急激な雇用情勢の悪化に対応するため、雇用調整助成金の支

給要件の緩和や助成額の拡大を行い、さらには一時的な雇用機会を創出するために緊急雇用基金事業を創設するなど、雇用を維持するためのさまざまな取り組みを行ってまいりました。

リーマンショック後の雇用対策の効果については、厚生労働省が平成24年5月に検証を行っており、雇用調整助成金を利用した事業所の1年経過後の廃止率が0.71%、また助成対象となった労働者の半年経過後の雇用維持率が93.8%となるなど、この検証結果を見る限り、雇用の維持には一定の効果があったと認識しております。

一方、雇用情勢は、例えば産業集積の状況や成長産業の有無など、各地域の産業構造によって大きく違ってまいります。高知県の場合は、成長産業が少なく、有効求人倍率が過去最高になったといいますが、ただか0.79倍でありますし、また意に反して非正規の職についている方も全国平均と同様の2割程度はおられると思われま

す。こうした状況を考えますと、本県として適正な雇用が維持されているというには、まだまだ課題もあると考えております。

雇用の情勢は、その時々

の経済環境、人口動態や企業の状況、働き方に対する人々の価値観など、さまざまな要因が重なり影響し合うものと考えます。雇用政策は、そういった諸要因や経済の発展という面を踏まえ、その時々において決定されるものであり、適正な雇用の維持が何かについても、そうした政策や状況のもとで判断されるものと考えております。

次に、雇用調整助成金の予算を削減し、労働移動支援助成金を増額するなどの抜本的な見直しは、早期退職を促すことにつながるのではないかとのお尋ねがありました。

アベノミクスの成長戦略の施策として打ち出された政策転換は、個人が経済成長の担い手と

して活躍できるよう、能力を高めるための支援策の充実や求職者と企業とのマッチング機能を強化することなどによりまして、成熟産業から成長産業へ、失業なき労働移動の実現を目指すものと認識しています。

議員が言われますように、既存の雇用を守ることに力点を置いた雇用調整助成金を大幅に削減し、成長産業への雇用の移動を目指し、労働移動支援助成金を増額するなどの見直しは急激に実施されますと、移動の受け皿となり得る成長産業が少ない地域では、既存の雇用の確保が難しくなることや、円滑な移動が進まないといった懸念もあります。

今回の政策転換については、現在、産業競争力会議の雇用・人材分科会で、転職者を企業に受け入れていただく仕組みの強化や、円滑な再就職につながる教育訓練の充実といった実効性を高めるための議論がされており、今後も引き続き検討されるものと認識をしております。

県としましては、地域によって円滑に移動が進まない、既存の雇用の確保が難しくなるといった事態が起こらないよう、今後の国の検討において適切な制度設計を行っていただきたいと思っております。

あわせて、繰り返しになりますが、産業振興計画などに全力で取り組んでいきますことで、成長産業の育成にも努め、雇用の場の創出につなげてまいりたいと考えているところであります。

次に、多様な働き方の実現が、望ましい雇用環境の改善などにつながるのかとのお尋ねがありました。

成長戦略では、経済のグローバル化や少子高齢化の中で、今後、経済を新たな成長軌道に乗せることを目的に、思い切った雇用制度改革に取り組もうとしています。

この中の主要な取り組みとして、個人がそれ

ぞれのライフスタイルや希望に応じて、社会での活躍の場を見出せるよう制度の見直しを進め、多様な働き方の実現を目指すことが明記されております。議員のお話にありました労働者派遣制度の見直しは、労働政策審議会におきまして、派遣労働者の保護及び雇用の安定を積極的に図ることやキャリアアップを推進することなどを基本的な視点にして検討がなされておきまして、今後、国会で議論されることとなっております。

また、多様な正社員の普及拡大につきましては、国の産業競争力会議において、職務や勤務地、労働時間などが限定される正社員、いわゆるジョブ型正社員のあり方も含め、今後、議論が深められることになっています。この議論が進み、柔軟で多様な働き方が拡大されれば、転勤や長時間労働に対応できない方々にとりましては有効な働く場となると期待されます。また、本来正規職員として働きたいが、非正規で働かざるを得ない方々に対する改善策にもつながるものと思われま。

一方で、派遣労働者の受け入れ期限が事実上撤廃されることで、派遣などの非正規雇用が一層拡大され、不安定な働き方がふえるのではといった懸念の声もあります。いずれにしましても、今後、各方面でさまざまな意見が出されると思いますし、国の産業競争力会議でも検討が進められますので、これらの動きを注視してまいりたいと考えているところでございます。

次に、東京オリンピック・パラリンピック招致の際、安倍首相のプレゼンテーションにあった「汚染水の影響を完全にブロック」は事実であるとして今回の招致を歓迎しているのか、また事実であるとしたらその根拠は何かとのお尋ねがありました。

総理は、昨年9月に開催された国際オリンピック委員会総会におけるオリンピック招致のためのスピーチでの発言について、その後の予算委

員会において、「ザ・シチュエーション・イズ・アンダー・コントロールと言ったのは、私が責任者として状況を把握していて、それに対する対応をしっかりと行っているということであり、近海で行っているモニタリング結果においてもその数値が基準値をはるかに下回っているという状況を含めてコントロールしているということであり、ブロックされているというのは、健康への影響について影響は完全にブロックされているとの趣旨の発言だった」と答弁されております。私はそのような趣旨だと受けとめさせていただいております。

また、こうした一連の発言を受けて、その後、国際オリンピック委員会の委員から、日本での開催に異論が出たということは伺っておりません。

いずれにいたしましても、さきの9月議会でも申し上げましたとおり、2020年のオリンピック・パラリンピックが東京で開催されることは、スポーツの振興はもとより、今後の経済成長にも大いに弾みがつくものと思われ、素直に喜ぶたいと思いますし、本県の経済活性化等につなげてまいりたいと思うところでございます。

次に、原発に関する安倍総理の姿勢についてどのように評価しているかとお尋ねがありました。

安倍首相は、今国会の施政方針演説において、原発依存度は可能な限り低減させていくこと、原子力規制委員会が定めた世界で最も厳しい水準の安全の規制を満たさない限り原発の再稼働はないことを表明しております。

私としても、原発への依存度は徐々に徐々に低減していくべきであること、新規制基準に基づき、厳格な上にも厳格な審査を行った上で、基準に該当しない原発は稼働させないとの姿勢を堅持すべきであることを前々から申し上げており、その点において大筋の方向性はそれほど

違ってないと思います。ただ、私が国にお願いをしたいのは、原発への依存度を低減していくためのリアリティーを持った道筋をしっかりと示していただくこととあります。これが大切だと思っております。

次に、伊方原発の再稼働について、安全確認に納得する基準、また県民の素朴な疑問を把握する場などについてお尋ねがありました。

まず、伊方原発の再稼働については、従前から申し上げておりますように、一たび伊方原発で事故が起きれば、本県も事故の影響を直接的、間接的に受けるおそれがあります。そのため、伊方原発の安全確保については非常に強い関心を持っており、第1に、国の説明内容の妥当性と四国電力の追加安全対策を含めての真摯な取り組み姿勢、第2に、東海・東南海・南海地震3連動に対する安全性の確保、第3に、異常発生時等の本県に対する迅速な通報連絡体制の確立という3つの条件を満たしていることが必要であるとの考えに変わりはありません。

原発は、高度な技術の塊であるため、その安全性については、国の原子力規制委員会において専門的な立場からしっかりとチェックしていただくことが大前提であります。あわせて、県民の皆様の伊方原発に対する強い不安や御心配の声があることを踏まえて、県民の安全に責任を持ち、また県民の声を代表するものとして、四国電力に対して、勉強会を通じて伊方原発の安全対策について詳細な説明を求め、確認を行っているところであります。

御質問のございました県民の皆様の疑問を把握する方法につきましては、マスコミでの報道等から拾い上げることもできますし、これまでも県に対して直接、県民の皆様から多くの声が届けられているところであり、それらの中で共通する疑問や安全上キーポイントとなるような疑問については、我々としても確認すべきだ

と考えております。

勉強会では、福島原発事故で問題となった事象や県民の皆様からの疑問も踏まえ、いわゆるとめる、冷やす、閉じ込めるの機能が地震や津波に耐えることができるのか、火災に対する対策はどうか、プルサーマルの安全性はどうか、万一の事故による防災対策、これがどれだけ強靱であるかなどについて確認をしているところでもあります。

勉強会の中では、それぞれの項目について、細分化して突っ込んだ質問を行い、その回答を得て、納得いくまで問い続けると、そういう形で進めており、マスコミを含め公開の場で議論しておりますので、議論の過程については必要に応じ知っていただくことが可能となっております。

また、勉強会での議論につきましては、しかるべき時期に内容を取りまとめ、公表させていただきますし、仮に国が再稼働の判断をした場合には、それまでの積み重ねに立って、本県としての意見を述べさせていただきたいと考えておるところであります。

次に、復興特別法人税の1年前倒し廃止や、さらなる法人実効税率の引き下げによって、雇用の拡大や労働者の賃金引き上げに回り、それが消費への増加を通じてさらなる景気回復につながると考えているのかとのお尋ねがございました。

言うまでもなく、復興特別法人税の1年前倒し廃止や、現在議論されております、さらなる法人実効税率の引き下げにより拡大することが予想される企業の収益を、雇用の拡大や労働者の賃金引き上げに使うかどうかは個別労使間の交渉などを通じて決定されるものでございます。そうした認識に立って、政府と経済界、労働界は真摯な議論を重ね、昨年12月、賃金上昇に向けた取り組みを含め、政労使が経済の好循環実

現に向け一致協力して取り組むとの共通認識に至ったものと理解をしております。

また、国におきましては、平成26年度の税制改正の中で、生産性の向上につながる設備投資促進税制措置の新設や所得拡大促進税制の大幅な見直し、拡充を盛り込んでおりますし、さらには中小企業に対するものづくり補助金におきまして、賃上げを行う企業を優先的に採択するなど、企業の競争力強化や賃金の引き上げに向けた環境整備に取り組んでおります。

こうした取り組みが着実に行われることを通じて、それぞれの企業の雇用の拡大や労働者の賃金引き上げにつながり、消費の拡大にもつながっていくのではないかと考えているところであります。

次に、個人所得への還元が不確かな所得拡大促進税制より復興特別所得税の期限つき停止のほうが、個人の可処分所得を高めて消費需要の拡大につながるのではないかとのお尋ねがありました。

確かに、議員からお話にございました所得拡大促進税制は、給与等の支給額を増加させた場合に法人税額から税額控除を行うものでありまして、確実に労働者の賃金引き上げにつながるものではないことから、復興特別所得税の停止により、直接労働者等の可処分所得を高めてはどうかという考え方もあるのではないかと思います。

しかしながら、その規模感で見た場合、復興特別所得税は、夫婦、子2人で年収500万円のサラリーマン世帯で年間1,600円の負担とも言われておりまして、消費の全般的な拡大という面では効果に疑問があるのではないかと考えております。

むしろ、経済のグローバル化が進む中で、持続可能な経済の好循環を実現していくために今求められているのは、企業そのものの収益の拡

大を図り、その拡大した収益を労働者の賃金上昇に使っていただくとともに、加えて設備投資などにも活用し、雇用の拡大や競争力の強化というプラスのスパイラルを生み出していくことではないかと考えています。所得拡大促進税制は、こうした流れを労働者の賃上げにもつなげていくための環境整備の一つではないかと、そのように受けとめさせていただいておるところであります。

次に、法人住民税の一部を国税に移管し、地方交付税財源として地方に再配分されることとなったことについてお尋ねがございました。

本年4月からの消費増税に伴いまして、地方交付税の不交付団体には社会保障支出の増加額を上回る増収が生ずる一方、交付団体については、これが地方交付税の減少と相殺されることとなりますため、不交付団体と交付団体の間で財政力格差がさらに拡大するおそれがあります。さらに、景気が回復基調にあり、今後、地方法人二税の税収増が見込まれる中で、地域間での税源偏在のさらなる拡大も懸念されるところであります。

こうした地域間の財政力格差や税源の偏在性の拡大は、特に本県のような財政力の弱い団体にとっては極めて深刻な問題でありますことから、私みずからが四国知事会を代表しまして、昨年末に国に対して緊急提言を行ったところあります。

具体的には、今回の地方消費税の充実とあわせまして、地方法人課税のあり方の見直しにより、税源の偏在是正措置を講ずることが必要不可欠であり、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築の観点から、偏在性が小さく税収が安定的な消費税と、偏在性が大きく税収が景気に左右されやすい地方法人課税との税源交換などについて検討すべきと訴えてまいりました。

最終的に、平成26年度の税制改正におきましては、法人住民税法人税割の一部を国税化し、地方交付税原資化することによる税源の偏在是正措置が来年度から導入されることとなりました。今回の措置につきましては、税源の偏在是正方策を確実に実現すべきとの四国知事会の緊急提言を踏まえたものと理解しておりまして、また、本県のように歳入に占める地方交付税の割合が高い団体にとって、一定の偏在是正効果が見込まれることを踏まえましても、税源の偏在是正のための現実的な選択肢として一定評価できる内容だと考えております。

また、今回の措置によりまして、法人住民税の一部が国税化されるものの、その全額は国の一般会計を通さず交付税特別会計に直接繰り入れ、地方の固有財源である地方交付税の原資とすることが明示されておりまして、今回の措置は、地方財源の充実という点にも一定の配慮がなされているものと考えておるところであります。

次に、我が国近隣から同盟国に向かうミサイルを我が国が仮に迎撃したとして、日本が交戦状態に陥る可能性はないか、陥った場合、弾道ミサイルが頭上を飛ぶという以上に、無辜の日本国民を危険にさらすことにならないかのお尋ねがございました。

議員のおっしゃるような事態は決してあってはならないし、そうした事態に陥らないよう、関係国が懸命の外交努力を行うべきことは当然であります。仮にも、我が国近隣から同盟国に弾道ミサイルが発射される事態となった場合は、この場合両者の間には既に交戦状態であると考えられます。こうした状態に陥った場合、我が国がミサイルを撃ち落とす、撃ち落とさないにかかわらず、同盟関係にある我が国にとっても相手国からの攻撃が切迫している状態にあることを意味しており、そうした状態において、

我が国がミサイルを撃ち落とす能力があるのに撃ち落とさないままでいれば、我が国の安全を守るために必要不可欠な同盟国との信頼関係を決定的に損ない、その助けを期待できないものとする事によって日本国民を著しい危険にさらすこととなってしまいます。

さらに言えば、いずれの国も一国ではみずからの平和と安全を維持することが困難な現況下において、同盟国等との連携、国連の安全保障の枠組みの重要性が増している中で、一たび同盟国の国民を救えたのに救わないでいたという行いをしてしまえば、同盟国はもとより国際社会の信頼を後世に至るまで失い、結果として我が国の安全保障の基盤を決定的に損ない、日本国民を長きにわたり著しい危険にさらすことになりかねないものと考えております。

次に、防衛目的を逸脱することのない法的枠組みについて、さらに、集団的自衛権の行使容認に関する解釈変更についてお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

これまでも申し上げておりますように、私は、集団的自衛権の行使を一定認めるべきと考えておりますが、そうであっても、防衛目的を逸脱するようなことが決してあってはならないと考えています。このため、どのような場合に行使を認め、どのような場合に認めないのかという議論を徹底して深めていく必要があると考えており、ぜひ国民的議論を行っていくべきだと考えております。

お尋ねのありました防衛目的を逸脱することのない法的枠組みにつきましては、憲法の中で集団的自衛権が行使できることを位置づけた上で、自衛の目的を超えるものが際限なく行使されることがないように、歯どめとなる立法措置、例えば行使できる事例の限定列挙、行使する際の手続の法定化などが必要であるという考えを

述べさせていただいたものであります。

そうした議論を経て、認めるべきとされた集団的自衛権の内容が、現行憲法で認められないということになるのであれば、やはりこの点そのものに関し、憲法改正を目指して、改めて国民的議論に付すべきだと思っております。

いずれにせよ、憲法のありようや我が国の将来を大きく左右するため、とにかく慎重に、しっかりと国民的議論に付していくことが非常に大事だと考えておるものであります。

次に、特定秘密保護法が自治体に及ぼす影響としてどのようなことが想定されるのかとお尋ねがございました。

特定秘密保護法は、我が国及び国民の安全を確保するために、安全保障に関する情報のうち、防衛に関する事項を初めとする4つの事項について、特に秘匿することが必要な情報を特定秘密として指定し、保護に必要な措置を講ずるとともに、取扱者の制限などを定めることにより、その漏えいの防止を図ろうとするものでございます。こうした情報を国が保護していくことは、国民にとって非常に重要なことであり、私自身もこうした制度は必要であると考えております。

地方公共団体に及ぼす影響につきましては、現在、国が制度の構築に向けてさまざまな検討を行っているところであり、現時点において確定的な判断はできませんが、同法は、我が国の安全保障に関する情報のうち、防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズムの防止に関する情報など、地方公共団体の活動には直接関係するものを対象とはしておりませんので、この点においては直接的な影響はないのではないかと受けとめております。

ただ、同法が施行されることにより、これまで国から情報提供があった、県民にとって重要な情報についても、提供をされなくなるのではないかなどの懸念の声があることも事実であり

ます。

国からは、これまで以上に秘密の範囲を広げるものではないとの見解は示されておりますが、今後こういったものを特定秘密とするかなど、国における議論を注視していきたいと考えているところであります。

次に、知事が特定秘密の提供を受けたり、取扱者となることはないのか、一方で県警察が保有する特定秘密は知事にも把握できないのかのお尋ねがございました。

同法においては、特定秘密は、国の行政機関、都道府県警察及び基準に適合するとされた事業者のみが取り扱うこととされており、また、安全保障や公益上必要があると認められる場合などに限り、国会や裁判所などに特定秘密を提供することができることとされております。

知事を初めとする地方公共団体の長につきましては、特定秘密を取り扱うことや、また提供を受けるといったことについての規定がなされておられませんので、基本的に知事が特定秘密の取扱者になることはないものと現段階では理解しております。

また、県警察が保有する特定秘密についてのお尋ねにつきましても、県警察から知事に特定秘密を提供できるといった規定もございません。今後の法整備にもよりますが、基本的にこれを把握することはないと理解をいたしております。

次に、今後、日米共同の防災訓練を計画する際に、オスプレイの事故原因などが特定秘密とされ、照会しても回答がない中で、県民の安全が確保されていると判断するのか。また、原発事故が起きたとき、炉心溶融や緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムなどの情報が、県を初め県内自治体に迅速に提供されると考えるのかのお尋ねがございました。

この法律が国民の命を守るためのものであるという原点に立てば、航空機事故に関する情報

は、運航の安定を通じて国民の安全に大きくかかわるものでありますので、積極的に開示されるべきで、特定秘密に指定されるべき性質のものではないと考えております。

オスプレイに関して言えば、過去の事故原因に係る情報を踏まえて、我が国での飛行の運用に関する日米合意がなされ、先日の訓練では、その合意を前提として、当方より進入経路や飛行モードの転換場所の配慮など、安全性の確保について申し入れを行ったところであります。

このようにオスプレイの安全対策に関しても、これまで情報の開示、対策と一連の流れが確保されてきたところでありますけれども、国においては、今後もこうした姿勢を堅持していただきたいと考えております。

また、原発事故が発生した場合においては、住民の安全確保が何よりも優先されなければなりません。本県の場合、四国電力からは、例えば発電所の敷地境界付近で放射線が検出された段階で、直ちに情報が提供されることとなっております。また、お話のありました炉心溶融などの苛酷な事態に至った場合は、原子力災害対策特別措置法に基づき、直ちに公示するとされておりますし、SPEEDIの予測計算結果については、災害対策基本法に基づく防災基本計画に基づき速やかに公表されます。SPEEDIの情報を含む原発事故の情報につきましては、さきの国会審議において、特定秘密には当たらない、住民の避難に必要な情報は迅速に公開されるべきである旨の政府見解も示されておりますので、特定秘密に当たるとして情報が公開されないといったことにはならないものと受けとめております。

次に、県警察が把握している特定秘密情報を県民に明らかにするため、情報取得の働きかけを行う議員、県民などの行為が特定秘密保護法第25条における処罰の対象となるのかのお尋

ねがありました。

特定秘密保護法に規定される教唆につきましては、国会において、独立教唆が成立するためには、教唆者が漏えいを唆している対象が特定秘密であるとの認識がまず必要である、また、独立教唆が成立するためには、犯罪を実行させる目的を持って、人に対してその行為を実行する決意を新たに生じさせるに足りる唆す行為をすることが必要で、どの程度の行為が必要かについては、個別具体的な事案に即して判断すべき事柄であり、一概に述べることは困難であるが、単に語気を強めて特定秘密を教えるように迫るだけでは、犯罪行為を実行する決意を新たに生じさせるに足るものとは言えず、本法第25条の独立教唆は成立しないものと考えたとの答弁がなされているものと承知しておりまして、御質問の件は独立教唆には当たらないと考えております。

この法律につきましては、全般として国民の間にさまざまな懸念や不安の声が残っていることも事実であります。

今後、国においては、同制度が適正に運用されるためのしっかりとした基準をつくり上げていくこと、さらには行政機関以外のチェックも働く重層的な仕組みを構築することなど、運用のあり方について検討を深めていくとともに、広く国民の理解が得られるよう、その過程を明らかにするなど、丁寧な説明に努めていただきたいと思いますと考えております。

次に、高知県が課題解決の先進県になることで転入超過に転ずることは可能と考えているのか、また生き心地、暮らし心地のよい高知県を目指すために、さらに補わなければならない課題についてお尋ねがございました。

私は、5つの基本政策を通じて、生き心地、暮らし心地のよい高知県づくりをも目指していきたいと考えております。

産業振興計画は、経済の活性化を目指すものでありますが、あわせて個々人にとっても生きる糧を生み出すとともに、やりがいや志を持つ、そういう取り組みを新たに生み出していく、そういう側面もあるものと考えているところです。

日本一の健康長寿県構想は、健康で長寿な生活を送ることができるよう、保健医療の体制を整えるとともに、高齢化、過疎化が進む中において、ますます必要となってくる高知型福祉の推進、そういったことを目指すものであります。一人でも多くの皆様の心身ともの健康を確保し、超高齢化、過疎化社会の中においても健やかに暮らしていける高知県づくりを行おうとするのが健康長寿県構想であります。

そして、教育改革は全ての基本であり、南海トラフ地震対策も、安全・安心の確保という点において全ての前提であります。また、こうした取り組みを進めていく上で、本県において大きな課題となるインフラ整備にも着実に取り組んでまいります。

このように、5つの基本政策というのは、人々が心身ともに健康で、誇りと志を持って暮らしていける高知県づくりを目指すものであり、またそうした人生が送れるように、未来の高知県を担う子供たちを育み、また高齢者の皆様方の暮らしを支えようとするものであります。

さらに補わなければならない課題は何かとの御指摘であります。私としては、生き心地、暮らし心地のよい高知県を目指すためにも、引き続きこの5つの基本政策を着実に取り組んでいきたいと思っております。

全国的に人口減少・高齢化社会が進展し、厳しさが増していく中で、こういう諸課題に真っ先に取り組んで解決策を提示しようとする5つの基本政策に取り組んでいる県として、またすばらしい人の魅力を持つ県として、これらの諸点を大いにアピールし、移住促進を図り、若者の定

着を図ることで、転入超過に転ずることを目指していきたいと考えているところでございます。

最後に、全市町村を視野に入れた産後ケア体制づくりについてお尋ねがございました。

子供を安心して産み育てられる環境整備には、妊娠から出産、子育て期までの切れ目のない支援が必要であり、産後ケア事業については、出産後の休息と心身の回復を促し、育児への支援や母親の孤立化を防ぐためにとっても重要であると考えております。

厚生労働省においても、妊娠、出産に係る相談支援サービスの充実と連携の強化のために、来年度新たにモデル事業を創設し、母子保健コーディネーターの配置と産前・産後サポート事業、産後ケア事業の3つの事業を一体的に実施する市町村を対象に補助を行うこととしております。

しかしながら、県内の市町村では、子育てサークルなどによる仲間づくりや新生児訪問時の産婦支援などが個別に実施されているところがありますが、包括的に提供されているところはありません。このため、3事業を一体的な事業として展開するには、サービス提供の場の確保と専門的な人材の育成や確保が必要となり、国のモデル事業をこのまま本県で活用することは困難な状況にあります。

そこで、来年度は、内閣府の地域少子化対策強化交付金を活用しまして、まずは乳児を持つお母さんにアンケート調査を実施し、本県に必要な産後ケアに関するニーズを明確にした上で、産後ケアに関する専門家や市町村関係者のほか、育児中の母親の皆様などで構成する検討会を開催させていただきまして、本県に合った産後ケア体制の仕組み、これを検討したいと考えております。

この検討を通じまして、県内のどこの地域で出産しても、出産直後のお母さんが必要とされる産後ケアサービスを受けることにより、心身

の健康が保たれ、育児や健康管理の能力が獲得されるとともに、孤立を防止する環境を整えてまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(警察本部長小林良樹君登壇)

○警察本部長(小林良樹君) 特定秘密の保護に関する法律に関しまして、2点御質問をいただきました。順次お答えを申し上げます。

第1に県警察において、警察本部長以外の職員の関与はどこまで及ぶものとするのかとの御質問をいただきました。

この点に関しましては、まず特定秘密保護法第3条の規定に基づき、警察庁長官は特定秘密を指定することとされております。さらに、同法第7条の規定に基づき、警察庁長官は特定秘密を県警察に提供したりする場合には、当該情報を取り扱う職員の範囲を限定するなどの措置を指示するものとされております。したがって、県警察といたしましては、当該指示に従って特定秘密を取り扱うことになるというふうに理解をしているところでございます。

第2に、警察内部の関与のあり方について、知事に報告をするのかとの御質問をいただきました。

特定秘密保護法の具体的内容につきましては、いまだ政令及び運用基準が策定されておられません。したがって、どのような情報が特定秘密として指定されるのか、そして県警察に提供されることとなるのかなどの点については現段階では判明しておりません。こうしたことから、県警察といたしましては、今後の政令及び運用基準の策定に係る動向に注視しつつ、適切な対応が図れるよう万全を期していくこととしたいと考えております。

いずれにいたしましても、県警察といたしましては、引き続き高知県公安委員会の管理のもと、法令の規定に従い、県民の皆様安全・安

心の確保に努めてまいりたいと思っている次第でございます。

以上であります。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○**地域福祉部長（井奥和男君）** まず、子供の貧困対策について、国の大綱策定を待つのではなく、大綱策定に向けて国への提言を行ってはどうかのお尋ねがありました。

子供の貧困問題に焦点を当てた法律が我が国で初めて制定されましたことは、大変意義深いことだと受けとめています。さまざまな要因が複雑に関連する貧困の連鎖を断ち切るためには、国、県、市町村が協力しながら、教育、福祉、労働などといった多方面にわたる各種の施策が総合的、横断的に進められていくことが必要になってまいります。

県では、今後、国において策定されることとなります教育、生活、保護者の就労、経済の4分野を中心とする支援策の大綱を踏まえ、本県の実情に応じた具体的な支援計画を策定することが必要になりますので、今後の国の動向などを含めて、情報の収集に努めてまいります。

あわせて、関係部局とも連携を図りながら、本県の課題解決につながる必要な施策については、全国知事会などとも連携をいたしまして、積極的に国に提言してまいりたいと考えています。

次に、地域少子化対策強化交付金の活用状況についてのお尋ねがありました。

地域少子化対策強化交付金につきましては、結婚、妊娠、出産、子育てなどのライフステージに応じて切れ目のない支援を実施することを目的に、自治体による独自の創意工夫を生かした新たな取り組みを支援するものとなっております。

このため、県の計画では、結婚から子育てまでにとどまらず、女性の就労支援までも含め

て、相談者の方が求める幅広い情報の最適な窓口へとワンストップでつなぐ総合相談窓口の設置とあわせて、婚活セミナーの開催や男性を対象とした妊娠、出産などの正しい知識の普及啓発事業などに取り組むこととしております。

一方、県下の市町村におきましては、現在、4市町村と広域連合を含めた5団体において、子育て中の保護者の孤立化を防ぐために、地域のコミュニティー力を強化する取り組みや、集団生活への不安があったり発達が緩やかな子供たちを対象に、集団生活への不安感を取り除き、基本的な生活リズムを身につけるための体験プログラムを実施する事業、あるいは地域における独身者の婚活活動を支援する取り組みなどが具体的に検討をされております。

県といたしましても、こうした市町村などの今回の交付金の趣旨を生かした創意工夫に富んだ新たな取り組みを支援してまいりますとともに、今回創設されました地域少子化対策強化交付金を足がかりといたしまして、引き続き国への抜本的な少子化対策の強化に向けての政策提言活動などに取り組んでまいります。

次に、自殺予防対策について、本県における生きることへの大きな阻害要因と、それへの対策として、自殺対策行動計画の相談支援の充実に向けた取り組みで十分かのお尋ねがありました。

本県における自殺に至る原因、動機別を見ますと、全国とほぼ同様、健康問題、経済・生活問題、家庭問題の順となっております。こうした中、今年度、高知県自殺対策行動計画の見直し作業を行った結果、中山間地域となります町村部や男性高齢者の自殺死亡率が高どまりしていることなどが明らかとなりました。その背景といたしましては、孤独感や経済的な要因などが、生きることへの大きな阻害要因として関係しているものと考えております。

このため、今後は見直し後の高知県自殺対策行動計画に基づき、重点的な取り組みを進めていくこととしております。

中山間地域への対策といたしましては、これまでの地域ごとの関係者によるネットワーク会議を活用した相談支援体制を強化いたしますほか、地域の中で悩んでいる人に気づき、受けとめるゲートキーパーなどの養成による悩みを相談しやすい環境づくりに努めてまいります。

あわせて、高知いのちの電話の相談員の確保やスキルアップに向けた取り組みへの支援を強化いたしますとともに、心の無料相談会の開催などにも引き続き取り組んでまいります。

こうした取り組みなどを通じまして、自殺予防のための相談支援体制の充実強化を図ることにより、誰もが孤独に陥ることなく、地域ぐるみで見守り支え合うネットワークづくりを推進してまいります。

次に、鬱病など精神疾患に至る原因となるさまざまな要因を取り除くような自殺予防対策の取り組みになっているかのお尋ねがありました。

自殺は、社会経済的な要因とあわせて、その人個人や家族の問題などが複雑に絡み合って生じることとなります。このため、自殺を予防するためには、精神疾患への対策のみならず、自殺の背景にある社会経済的な要因などが与える影響を軽減するための総合的な取り組みが必要だと考えております。

こうしたことから、県下で自殺死亡率が高くなっている福祉保健所管内などにおいて、失業や多重債務などの問題に、経済面と心の健康面の双方からの相談に応じる、くらしとこころ・つながる相談会などの取り組みを強化することとしております。

またあわせて、消費生活センターや商工会議所あるいはハローワークなどで、自殺に至るさ

まざまな原因と密接に係る相談業務などに従事している職員への自殺予防に関する正しい知識の普及啓発などにも取り組んでまいります。

さらには、地域ごとの関係機関などが連携強化を図ることにより、相談内容に応じた最も適切な機関において、効果的な支援が可能となるような体制づくりに向けた取り組みも進めていく必要があるものと考えております。

次に、本県の若者の自殺の特徴とその対策についてのお尋ねがありました。

本県で、平成20年から24年の5年間に自殺で亡くなられた20歳代の方の原因、動機といたしましては、全国とほぼ同様、最も多いのが精神疾患となっておりまして、2番目に多いのが経済・生活問題、次いで家庭問題、勤務問題の順となっております。特徴といたしましては、健康問題と勤務問題に起因する若者の自殺者が他の動機と比べましてふえます一方で、家庭問題による自殺者が減る傾向となっております。

こうしたさまざまな悩みを抱えて自殺に追い込まれる若年層への対策といたしましては、今年度から若者をターゲットとするゲートキーパーの養成に着手したところであり、来年度以降も取り組みを強化することによりまして、学校や職場で若者同士が支え合うセーフティネットの強化につなげてまいります。

あわせて、県内の大学生などにも御協力をいただき、自殺がいつでも身近に起こり得る課題だと受けとめてもらえるようなテレビCMやポスターを作成することなどにより、若者向けの普及啓発活動にも取り組んでいるところです。

こうした取り組みを通じまして、今後とも若者の自殺予防対策を積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、県庁職員がゲートキーパー研修を受講することにより、組織全体の健全性が高まり、地域における見守り体制の強化にもつながるの

ではないかとお尋ねがありました。

県庁組織の健全性を高めるための研修につきましては、悩みを抱えた人の話を傾聴する技能を身につけ、職場などにおいて身近な人の精神的な不調に気づくことなどにつながるものとして、これまでも管理職やチーフを対象とするメンタルヘルス研修などを通じて行われてきているところでは、

こうした中で、来年度からは、自殺死亡率が高くなっている中山間地域などでの見守り体制の整備に向けて、ゲートキーパーの養成や地域のネットワーク会議の活動を強化することとしております。

県といたしましては、地域ぐるみの自殺予防の取り組みをサポートしていく上で、自殺予防の業務に携わる職員がゲートキーパー養成研修などにより専門的な知識を身につけることによる効果などについては、今後の検討課題との認識をいたしております。

次に、アルコール健康障害対策基本法を踏まえた酒の害の予防に関しまして、国の基本計画策定に向けた県からの政策提言及び県の推進計画の策定と関係機関によるネットワークの構築についてのお尋ねがありました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

昨年12月のアルコール健康障害対策基本法の制定によりまして、アルコール依存症などについての正しい知識の普及啓発を初め、健康障害に係る医療の充実や社会復帰に向けた支援などの取り組みが義務づけられましたことは、大変意義のあることだと受けとめています。

また、酒の文化が生活とも深く関係しております本県におきましては、アルコール依存症への対策とあわせて、健康障害の予防対策の推進や自殺対策などとの連携などが基本的施策として示されたことは、今後、本県がアルコール関連問題への取り組みを進めていく上で、その具

体的な施策について大いに期待をいたしておるところです。

県といたしましては、国の基本計画の策定に向けました今後の動向を注視いたしますとともに、アルコール関連問題に取り組んでいる県内の関係機関の御意見などもお聞きしながら、国に対する政策提言など必要な対応に努めてまいりたいと考えています。

また、国の基本計画の策定を踏まえて策定することとなります県の推進計画につきましては、議員のお話にもあります当事者や御家族を初め、専門家などからの御意見をお聞きする協議の場などを設けまして、本県の実情に沿った計画となりますよう十分に検討を行う必要があるものと考えております。

さらには、法が掲げる基本理念にのっとり、取り組みを進めてく上で、関係機関との連携も重要となってまいりますことから、地域における効果的なネットワークづくりなどについてもあわせて検討を行ってまいります。

次に、南海トラフ地震への取り組みについて、災害時要援護者名簿の整備と個別計画の策定自治体の現状についてのお尋ねがありました。

災害時におけます要援護者の名簿の整備と個別の避難計画づくりにつきましては、全市町村で取り組みに着手してはおりますが、現在のところ、災害時要援護者の名簿が整備済みの市町村は23市町村、また個別計画が既に策定されているのは10市町村となっています。沿岸部とそれ以外の市町村にグループ分けして見てみますと、沿岸部に位置する19市町村では、災害時要援護者の名簿の整備済みは13市町村、個別計画については5市町が策定済みです。また、沿岸部以外の15市町村では、災害時要援護者の名簿の整備済みは10市町村、個別計画については5町村が策定済みとなっており、沿岸部とそれ以外の市町村ではほぼ同様の策定状況となってお

ります。

次に、災害時における要配慮者の避難支援ガイドラインの実効性についてのお尋ねがありました。

このガイドラインは、避難行動要支援者名簿の作成はもとより、避難行動支援対策の実手順や地域の共助力を高めるための役割分担など、適切な避難支援が確実になされるための取り組み指針として作成し、今月末には市町村への説明会を開催することとしており、あわせて市町村を個別に訪問し、防災や福祉担当部局との協議の場などを持つことも考えております。また、地域におけるガイドラインに基づく取り組みを推進するため、自主防災組織や民生委員、社会福祉協議会などといった、地域において避難支援の取り組みを推進する関係者向けの避難支援の手引や、住民向けの啓発用リーフレットなどを作成し、地域で活用していただくこととしております。

今後は、このガイドラインに沿って、行政と地域のしっかりとした連携と役割分担のもと、より実効性の高い避難支援対策の推進に向けまして、地域における取り組みを支援してまいります。

次に、津波浸水域における避難支援者の安全確保のための対策を検討する際における退避ルールの議論の方向性についてのお尋ねがありました。

津波からの避難を支援する際の関係者などの安全確保対策につきましては、災害対策基本法の改正により、支援者の安全確保に十分配慮することが明記されております。

また、昨年8月に出版されました内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」においても、支援者本人またはその家族などの生命及び身体を守ることを大前提とされております。そして、その際には、あらか

じめ地域において支援者の安全確保の措置を決めておくこととされ、具体的には、地域の住民全体が話し合いを行い、ルールを設定の上、計画の策定後に周知を図ることが適切であるとされております。あわせて、支援者は全力で助けようとはするものの、助けられない可能性があることを理解していただくことも大切だとされております。

こうした対応を原則といたしまして、退避ルールを検討する際には、特定の避難支援者に過度の負担となることのないよう、役割分担を明確にすることや、あらかじめ津波浸水予測時間などを考慮した避難の判断基準などを定めておくといったことなども重要であり、支援者の安全確保を最優先に話し合っていたきたいと考えております。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長（山本治君） まず、子供の貧困対策の大綱策定に当たって、子供の医療費助成制度の拡充に関する国への提言についてお尋ねがありました。

子供の医療費の助成については、地方が単独事業として実施しており、各市町村により対象年齢などの助成内容が異なっています。子供が生まれ育った環境によって左右されず、全国どこでも治療費を心配することなく安心して医療を受けられるよう、社会全体で支えていく必要があると考えています。そのため、子供の医療費助成については、必要な財源の確保と統一的な実施に向けて検討するように全国知事会において提言しているところです。

次に、アルコール健康障害対策基本法を踏まえた教育の振興等を家庭、学校、職場において展開する体制についてのお尋ねがありました。

平成23年の健康・栄養調査によりますと、毎日飲酒する人の割合は、男性の場合、全国の32.0%に対して本県は34.6%、女性では全国の

7.1%に対して本県は7.8%となっています。

この法律の目的にもありますように、アルコールは国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであり、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因にもなります。

このため、県では、適正飲酒や休肝日を設けることなどを啓発するため、健康応援ハンドブックを活用した出前講座や、情報誌、テレビスポットによる啓発を行っています。職場においては、特定健診の結果に基づいて保健指導が行われていますし、啓発のための要請があれば、県の福祉保健所などが職場に出向いて健康教育などを実施しています。また、学校においては、中学生、高校生を対象にした副読本などを活用して、保健体育の授業などで、アルコールが脳や体に及ぼす影響について学ぶようにしており、教職員の指導力向上のための研修会も実施していくことにしています。

県としては、今後も、県民の皆様がアルコールに関する理解を深め、アルコールによる健康障害の予防に注意を払うことができるよう、学校、職域、保健・医療などの関係機関の委員で構成された健康づくり推進協議会の場などで協議を行いながら、学校や職場、地域における普及啓発活動などを推進してまいります。

(教育長中澤卓史君登壇)

○教育長(中澤卓史君) まず、子供の貧困対策に関する大綱について、国への提言に係るお尋ねがございました。

教育に関連して御提案がありました4つの項目についてお答えをいたします。

1つ目の、保育の現場でソーシャルワーカーの役割を果たす人材の配置についてでございます。将来の社会を担う子供の健全な育成を図る上で、家庭への支援は非常に重要でございますが、保護者の悩みや不安に関し、身近な場所で

適切に対応できる体制を整備することは有効な対策だと考えます。

ただ、各保育所への配置となりますと、保育所の本来の役割との関係や人材確保といった面で課題もございます。このため、保育所の保護者への支援にスクールソーシャルワーカーを活用している市町村の事例なども参考に、効果的な支援のあり方などについて検討することが必要ではないかと考えております。

2つ目の、給食の実施率の向上についてでございます。児童生徒の学力、体力を下支えするのが食事であり、学校給食において栄養のバランスのとれた食事を提供することは、児童生徒の心身の健康づくり、望ましい食生活習慣の定着という観点から重要だと認識しております。

このため、国においても、全国の学校給食の実施率向上を目指し、市町村の学校給食施設の整備を促進するため財政支援措置を拡充するなど、必要な施策を講じていただくことが重要だと考え、これまでも全国都道府県教育長協議会を通じて要望しております。

3つ目の、高校を中退した子供や不登校の子供などの居場所づくりについてでございます。本県では、高校中退者や不登校児童生徒の割合が高い状況を踏まえ、若者サポートステーションによる就学、就労に向けた支援、学校にスクールカウンセラー等を配置することによる個別相談体制の充実のほか、心の教育センターや市町村の教育支援センターなどでのさまざまな支援を行っております。しかしながら、よりきめ細かな支援を継続的に実施していくためには、こうした取り組みの充実に加え、身近な地域で支援していく場の確保が重要であり、国においても、支援制度の拡充などの施策を講じていただくことが必要ではないかと考えております。

4つ目の、就学援助制度の拡充についてでございます。就学援助制度は、児童生徒が経済的

な理由によって教育を受ける機会を妨げられることのないよう、学用品や学校給食費等について市町村が必要な援助を実施しているものです。国による一定の財政措置もありますが、現状では市町村によって支援の内容に格差が生じております。

国においては、市町村の実態を踏まえ、支援の水準が保たれ安定した制度運営が行われるよう、十分な財政支援措置を講じていただく必要があるものと考えております。このことにつきましても、全国都道府県教育長協議会を通じて要望いたしております。

以上のように、いずれも本県にとってはもちろん、全国的にも重要な課題でありますので、ただいま申し上げた考え方のもと、知事部局と連携し、また全国都道府県教育長協議会を通じるなどして提言をしていきたいと考えております。

次に、県立高等学校再編振興計画に関して、まず、検討期間が延長できるのであればなぜこの時期にたたき台を示したのか、また、今後のスケジュールが大きく変わることのお尋ねがございました。

再編振興計画の策定に向けましては、昨年2月に県立高等学校再編振興検討委員会からいただいた報告書を踏まえながら、生徒数が大幅に減少し、社会環境も大きく変化する中で、県立高等学校の振興に向けて、学校の再編や統合という課題にどう取り組むべきか、また、震災に強い教育環境をどのようにしてつくっていくのかなどといった観点から慎重に協議を重ねてまいりました。

たたき台を公表する時期について、県立の高等学校や中学校への受験を予定している生徒や児童、保護者の皆様のお気持ちなどを考えますと、できればこの時期は避けたいという思いはございました。しかしながら、生徒数の減少が

急速に進む中で、将来にわたって高等学校教育の振興を図っていくために、再編振興計画の策定は待ったなしの状況でございます。特に学校の統合については、計画が決定してからも統合までに長い時間を要する課題でありますし、それぞれの高等学校でよりよい教育活動を行うための振興策をできるだけ速やかに実施していくためにも、再編振興の議論を先送りしていくことは許されないと考えています。

こうしたことから、今回、統合の対象としてお示しいずれの学校についても、今春に入学する生徒の皆様は、卒業まで全ての学年がそろった状況で学ぶことができるという学習環境に配慮した計画とした上で、1月末にたたき台を公表したものです。結果として、受験を控えた時期の公表となりましたことについては、大変心苦しく思っております。

今後、高知南中・高校等に入学される生徒や在校生の皆様などに対しましては、丁寧な情報提供に努めるとともに、スクールカウンセラーなども活用しながら、安心して学んでいただくことができるようしっかりと対応してまいります。

今後のスケジュールにつきましては、当初はできれば3月下旬にパブリックコメント案を取りまとめた上で、4月にパブリックコメントを実施したいと考えておりました。再編振興計画の策定は、待ったなしの状況ではございますが、県民の皆様には十分御理解をいただいております。このため、今後、より具体的でわかりやすい情報提供を行い、学校関係者を初め県民の皆様の御意見もお聞きしながら、丁寧な議論を重ねていきたいと考えておりますので、現時点では明確なスケジュールをお示しすることは困難ですが、当初の予定からすると、少なくとも二、三カ月は遅くなるのではないかと考えております。

(土木部長奥谷正君登壇)

○土木部長（奥谷正君） 津波浸水域における耐震性の確保ができていない県、市町村の公営住宅の数及びそれらの浸水域外への移転の検討の有無、また、避難行動要支援者で転居を希望する方の浸水域外の公営住宅への優先的入居の検討についてお尋ねがありました。

県営住宅については、約4,100戸のうち約600戸が津波浸水域内に立地しておりますが、全て耐震性が確保できております。これらの住宅につきましては、耐用年数も残っていることから、当面は、津波想定深さに応じて、入居者が上層階や最寄りの津波避難タワー等に避難が可能かどうか確認した上で使用を継続することとしておりますが、今後、周辺地域で高台移転等の津波対策の動きがあれば、これとあわせて移転等を検討する予定です。

一方、沿岸部の19市町村の市町村営住宅については、約1万1,000戸のうち約6,000戸が津波浸水域内にあると聞いております。今後除却する予定の住宅もあることから、これらの耐震性が確保できていない住宅の戸数は正確に把握できておりませんが、津波浸水域外も含めた19市町村全体での耐震化率は約80%となっております。これらの住宅につきましては、耐震性がないものや建てかえ時期が来たものについて、安全な高台への移転を計画している市町村もあり、県としましては、こうした市町村の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

次に、公営住宅法に基づく県や市町村の公営住宅は、住宅に困っている低額所得者の方に対し安く良質な住宅を提供することを目的としております。

また、県営住宅では、高齢者、障害者、子育て世帯などの方々について、空き家の入居募集の抽せんの際に優遇をしていますが、募集戸数に対する応募者の割合が平均8倍程度となって

おり、必ずしも避難行動要支援者の転居の希望がかなうことにはつながらないと考えております。

なお、平成26年度の当初予算において、地震被害を軽減し、県内でふえ続けている空き家の廃屋化の防止と再生、活用を図るため、市町村が公的住宅として所有または借家する空き家の耐震改修や断熱改修など、住宅リフォームに要する費用の一部を補助する地震対策空き家活用促進事業費を計上しています。市町村がこの事業を用いて津波浸水域外の空き家を活用することにより、津波浸水域内にお住まいの高齢者、障害者、子育て世帯などの避難行動要支援者向けの低廉な家賃の公的住宅として優先的に提供できるなど、事前の備えにつながるものと考えております。

次に、労務単価の改善が賃金となって建設労働者の所得として手元に届いているかの検証についてお尋ねがありました。

昨年4月に国土交通省が設計労務単価を引き上げたことに伴い、本県においても国と同様に単価を引き上げ、同時に業界団体に対し、建設労働者の賃金引き上げを要請しました。さらに、県としましては、昨年9月から11月にかけて行いました建設業協会各支部との意見交換会の中で、事業者側の賃金支給実態などもお伺いしながら、引き上げた設計労務単価が建設労働者の賃金につながるよう、重ねて要請を行ってきたところです。

国の毎月勤労統計調査の結果を用いて、県内建設業者の月額現金給与総額を見ると、昨年4月から12月までの前年同月との比較では、全ての月で給与総額が増加し、月額の増加率も平均10%を超えております。また、全産業と比較すると、建設業の増加率が10ポイント以上上回っております。これらのことから、引き上げた設計労務単価が建設労働者の賃金に一定反映でき

国の雇用安定行政を担う高知労働局からは、求人情報の掘り起こしについて、県との連携の要請もいただいております。

一方で、県や産業支援団体などは、日常の企業訪問で得られた求人に関する情報を高知労働局につなげることができていない状況や、国の雇用関係の助成制度を効果的に企業支援に活用できていないという課題が見えてきました。そういった課題の解決に向けまして、このたび、県と高知労働局、産業支援団体などの7者で求人情報に関する協定を締結し、効果的な連携体制を構築することとしております。

今回連携いたします産業支援団体のうち、例えば産業振興センターは、製造業を中心に多くの職員が県内企業を支援しておりますし、商工会議所や商工会は、日々経営指導員による経営診断や相談業務を行い、地域の企業の皆さんから頼られる存在でございます。

県や産業支援団体などの職員は、年間で延べ3万件近い企業訪問を行っております。この訪問活動を通じて、雇用関係の助成制度をしっかりと伝え、活用していただくとともに、そこで得た求人情報をハローワークに確実につなげることで、求人掘り起こし、ひいては正社員の雇用に結びつくものと考えております。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) 時間外勤務と人員配置の認識についてお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

平成22年に策定いたしました行政改革プランにおきましては、平成27年4月までに知事部局を3,300人体制にすることを目標に掲げ、組織や定員のスリム化に取り組んでいるところです。ただ、やみくもに減らすのではなく、組織体制のスクラップ・アンド・ビルドを徹底するとともに、各所属の時間外勤務の状況も参考にしながら、各年度の組織定数を決定してきておりま

すし、年度途中であっても増員が必要な所属には対応をしてきているところです。

一方で、さまざまな課題の解決に向けて、全庁一丸となって真正面から取り組んでいる中、職員の忙しさが増していることも事実でございます。

そうした中、時間外勤務につきましては、昨年度から、私自身先頭に立って縮減に向けた取り組みを進めており、その趣旨は各所属にも一定浸透してきているものの、思うような結果までには至っていないことにつきましては、私自身大変残念に思っております。引き続き管理職員に対し、私から直接、業務の効率化やスクラップを促すなど、その取り組みの徹底を図ってまいりたいと考えております。

今後の人員配置につきましても、引き続き南海トラフ地震対策を初め、産業振興計画の推進や日本一の健康長寿県構想づくり、中山間対策など、緊急性、重要性の高い分野には重点的に人員を配置し、時間外勤務の状況や業務量に応じた適正なものとなるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、組織のスリム化の数値目標及び南海トラフ地震に対する人員配置についてお尋ねがございました。

数値目標につきましては、行政改革プランに限らず、PDCAサイクルに基づき、取り組み状況を点検していくためには必要なものであると考えております。また、中長期的な財政状況や人口減少が進む本県の状況を考えますと、先ほど答弁しましたとおり、組織体制のスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、メリ張りをしっかりと時かかせながら、簡素で効率的な組織を構築するというスリム化の方針は引き続き必要であるとと考えております。

一方、県庁組織としては、知事の提案説明にもございましたとおり、課題解決の先進県とな

ることを目指して、常に成果を意識し、新しい物事にチャレンジしていく積極的な姿勢を持ち、創造力を発揮していくとともに、これまで以上に職員が地域に出て、市町村との連携や官民協働の取り組みをさらに進めていく必要があります。

また、南海トラフ地震が発生した際には、まずは参集できる職員により応急期の業務などを行うこととなりますが、復旧や復興までの業務の多様性やボリュームの大きさ、市町村に対する支援の必要性なども考えますと、もとより本県の職員体制だけで対応できるものではありません。そのため、行政経験のある県退職者に協力いただくことを検討するとともに、中国、四国地方の災害時の相互応援協定に基づくカウンターパートである島根県や山口県を初めとする他の都道府県との連携、応援の体制整備などに取り組んでいるところです。

いずれにしましても、今後の本県の組織体制につきましては、さまざまな視点から議論し、検討していく必要があると考えておりますが、まずは現在のプランの目標に向け、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

(教育委員長小島一久君登壇)

○教育委員長(小島一久君) 県立高等学校再編計画に関しまして、地元新聞が掲載した高等学校課長のインタビュー記事の内容につきましてお尋ねがありました。

お話にありました記事で高等学校課長がコメントしました趣旨は、今後、県中央部の高等学校を統合せずに、一律に入学定員を減じていく場合、国による財政措置だけでは、高等学校教育の質を維持するための教員数を配置することができず、今以上に県費での負担を続けていかなければならないということになります。一方で、学校を統合することで、県費の負担を抑えながら教育の質を充実させていくという選択肢

がある中で、県民の皆さんはどのように考えられるのかというものであったと聞いております。

厳しい財政状況にあります本県におきまして、将来にわたって安定して行政サービスを提供していくためには、限られた財源を有効に活用し、最大限の効果을上げていくという視点が不可欠でございます。

また、本県には、教育の問題のほかにも、産業の振興や福祉の充実、インフラの整備など多くの課題があります。こういった課題に対応するため、教育行政を預かる立場である教育委員会といたしましても、県全体のバランスを見据えた上で、最も適した方法を考えながら、教育政策上の課題に対して適切に対応していくことが必要だと考えております。

○33番(坂本茂雄君) 大変質問が多い中で、それぞれに御丁寧に御答弁いただきましてありがとうございます。

幾つか再質問をさせていただきたいと思えます。

まず1つは、原発の関係で、安全確認の問題など含めて、私が質問したことに対して、知事のほうから、県民から届けられている声というのはいろんな形でありまして、そういったものを踏まえて、四国電力との勉強会の場で疑問をぶつけて回答を得ていくというふうなことをされていると、しかもそれは公開の場で行っているというふうなことであります。

そういう中で、やはり県民から届けられている声というのは、もっと、例えばじゃあこういう形で受け付けますといいますか、この原発の再稼働なり、安全性の問題なり、そういう形のものを受け付ける場はこういうふうに県として構えてありますと、ぜひそこへ届けてくださいというふうなことを踏まえて、じゃあ次の勉強会の場ではこれとこれと課題にして話し合いしていきましょと。そして、それは公開の場で

あるといっても、県民の皆さんがそれをわざわざ傍聴に来れるかどうか、わからないわけですから、それは結果をきちんとまた県のホームページで公表していくとかというふうなことを通じて、ぜひ県民の皆さんがよりアクセスできるような、疑問点の投げかけとそれの課題整理というもののあり方のシステムをつくっていただきたいというのが答弁を聞いて感じたことですので、その点について再度お答えを願いたいと思います。

その上で、国の判断に対して本県の積み重ねた意見をきちんと述べていくということですから、その姿勢を堅持するためにも、ぜひ県民の皆さんの声をきちんと把握した上でやっていくということをお願いしたいと思います。

2つ目が、自治体に及ぼす特定秘密保護法の影響の関係ですけれども、私は、例えば情報公開条例などを後退させる、そういうことになりはしないのかと。結局、県としていろいろ問い合わせをして、情報公開求めたときに、それが果たして公開できるのかどうかということの判断で自治体がちゅうちょするというふうなことはあり得るのではないかと。それが秘密に相当するかしないかというようなことを含めて懸念したときに、どういふふうなことになるのかということで、情報公開の自治体の制度との関係というのは検討されているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それと、高校再編の関係ですけれども、先日の吉良議員への質問に対して教育長は、そのアンケートなどを行い、生徒たちに対してスクールカウンセラーも活用したケアをしていくということですが、このアンケートはどのような形で実施し、そのスクールカウンセラーを活用したケアはどのような形で行われているのか。

一方で、今現場では、何か生徒さんに声を聞いているみたいなどころもあるみたいです。そ

れがどういうものなのかと。今度県としてそういうことを新たにやろうとしているのか、今学校がやっていることをそういうふうを活用することなのかどうか、そのところをお伺いしたいと思います。

それと、最後に教育委員長が言われたところで、これ新聞記事にあるところ、教育委員会として、全体の県行政のこと考えなければならぬということですが、一方で、県民世論調査の5つの基本政策の力を入れるところでは、インフラの充実と有効活用の4倍近い41.2%が教育の充実と子育て支援だということをお聞きして、第2問とします。

○知事（尾崎正直君） まず、勉強会について、いろんな声を受け付けるシステムをというお話でありました。ごもつともなことだというふうに思います。

そもそもこの勉強会については公開の場でやって、何度も何度も再質問を繰り返すという形でやって、私はこれは最も実効性のあるやり方じゃないのかなと。こういう素朴な疑問に答えられないようでは、安全確保したと言えないということになるんだらう。そういうことで、逆に四国電力さんもしっかり答えますということで丁寧な答えをいただいておって、非常にありがたいことだと思っています。この信頼関係の上に立って、しっかりこの勉強会方式を貫いて、安全確認、これを続けていきたいと考えているところです。

それで、アクセスの仕方についてなんですけれども、先ほど申しあげましたように、今一定、包括的にカテゴリーを分けて、そのカテゴリーの中で詳細な質問項目立てをして、それに基づいての勉強を始めていますから、ある意味、今

が一番その幹の部分、さらに大きな枝の部分についての勉強をしているところだと思いますので、まずはそれをしっかりやらせていただきたいと思います。多くの皆様方の御不安の点を既に包摂しているものだろう、そのように考えております。

でありますけれども、一定の段階で、我々としてこの勉強会の成果というのは公開をさせていただきます。その公開をさせていただきますものにつきまして御意見をしっかりと賜りまして、さらに追加の質問をするという形で、あまねくいろんな御意見を受け付けるというやり方をとらせていただければなど、そのように考えておるところであります。

2番目ではありますが、特定秘密保護法の制定によって情報公開条例上の何らかの制約が生じることはないのかという話でございますけれども、先ほども御答弁いたしましたように、我々知事部局としてこの特定秘密を取り扱うということは恐らく想定されないのではないかと。ということになれば、情報公開条例上も問題ないのではないかと思います。またこれから詳細がいろいろ定められていく中で、もしかしたらそういう点もあるのかもしれないので、注視をしていきたいと思えます。

ただ、いずれにいたしましても、秘密の範囲をさらに広げていくというようなこと、例えば国から自治体に対しても、そういうことはないようにするというふうに国の答弁もあります。また、運用上においても、できる限りの透明性を確保するというお話でもあるわけでございます。そういう中において、それほど今心配はしていなかったんですけれども、御指摘も受けましたものですから、さらに今後対応について慎重にいろいろな検討を重ね、周辺の動きを注視していきたいと、そう思います。

○教育長（中澤卓史君） 再編計画に関しまして、

生徒への心のケアということでございますけれども、今やっているやり方なのか、新たな方法も導入するののかというお話がございましたけれども、これはその現場の生徒たちの状況を見て適切な手を打っていきたいというふうに考えております。ですから、今もスクールカウンセラーだとか一定入っておりますが、それということではなくて、今後の状況を見ながら適切な対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それからもう一点、委員長の答弁に関しましてでございますけれども、教育に対する要望が大きいと、そういうことも踏まえて対応しなければならないのではないかというお話がございました。もちろん、そのとおりでございます。ですから、県民の動向、希望なども踏まえた形の中で、県政全体として、全体最適というものを考えながら、我々はその中で教育の充実を考えていくということでございます。

○33番（坂本茂雄君） もう時間がありませんので、ぜひ、私が今回の質問の中で重点を置かせていただきました、高知県が本当に生き心地、暮らし心地のよい高知県として将来発展していけるように、県民一人一人を大切にしたいというふうな県政の実行に向けて頑張っていただきたいというふうなお願い申し上げます。

（拍手）

○副議長（黒岩正好君） 暫時休憩いたします。

午後 3 時17分休憩



午後 3 時35分再開

○議長（森田英二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

24番ふぁーまー土居君。

(24番ふぁーまー土居君登壇)

○24番(ふぁーまー土居君) 森田議長のお許しを得まして、質問に入らせていただきます。

まずは、「高知家」のスポーツについてということで質問を構えてまいりました。

「高知家」というこのキャッチコピーというかロゴ、私もバッジは持ちましたんですが、そのバッジ欲しいと言われてついでに上げしてしまいましたけれども、最初、この「高知家」のロゴであるとか、「高知県は、ひとつの大家族やき。」というこのキャッチコピー、今でこそ言えますけれど、妙にしっくりこんかったんですが、最近うんとこの「高知家」いうのがしっくりきております。多分皆さんもそうだと思いますけれども、知事、よかったですね、いや本当に。これではほかの県がまねしたいらどうしようかと思いませんけど、そりゃまあ二番煎じやきあれですが。

「高知家」のスポーツ、いろいろあると思いますけど、何点かお尋ねします。

県外のスポーツ団体等が、合宿先あるいはキャンプ先として高知県を視野に入れたときにいろんなことを考えるといます。そういったことの中の一つに、どうしても使用する体育施設の充実度というのがあると思います。誰もが技術や技量を伸ばすために、よりよい環境条件での合宿先を選ぶのではないのでしょうか。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、県は合宿を積極的に誘致することとしておりますが、県管理の体育館の空調設備を充実する必要があると思います。空調設備の現状、設備を充実するために必要な経費及びそれによる効果について土木部長、教育長にそれぞれお聞きします。

次に、レスリング選手の育成に向けて、県の方策をどのように考えているか、お尋ねします。

2012年、これ平成24年ですのでおとしなんですが、12月2日に高知東高校体育館で行われました第14回中国四国少年少女選手権大会において、参加30クラブ、292名という大会で、団体戦は全国チャンピオン4名を擁する高知レスリングクラブが、本大会参加10名の選手が全員優勝するという快挙で2連覇を達成しております。また、同じ平成24年7月に東京で行われました全国大会で優勝した県内の小学生たちが中澤教育長に成績を報告に行きました。教育長からは、ひょっとしたら将来の金メダリストがこの中にいるかもしれない、これからも頑張ってくださいと、エールを送ってくれたそうでございます。

そして、2020年の東京オリンピックでは、レスリングは正式種目としてあるということですので、ぜひこの高知県の裾野の広いレスリングを発展させ、未来のオリンピック選手を育成していくべきだと思いますのであります。

ただ、現状はなかなか厳しくて、せっかく小学校時代に全国レベルの高知県レスリングキッズの皆さんですが、中学校、高等学校とつながっていかないとはいえ、なかなかそうでもないです。公立中学校には部活動としてレスリングクラブがなく、中学校に進学したならば、ほかの部活動を選択するか、やめてしまうか。また高校生になると東高校にあるので、進学すればまたレスリングを行うことが可能なのですが、中学校時代に別のスポーツを始めたら、再びレスリングに戻ってこないということもあるようです。そういったことも踏まえまして、練習のできる環境づくりに県としてぜひ汗をかいただけにないものかと思う次第であります。

例えば、空き教室等の有効利用として、レスリングのできる環境をつくってみるとか。ちなみに、体育等で使用しているマットを敷き詰め、その上にレスリング専用のビニールマットを敷くといったもので練習場ができると聞いており

ます。また、レスリングを行う服装は、ふだんの練習はジャージの上下で構わないということです。自己負担は専用のシューズがあればできるということで、家庭への負担も大きくありません。

以上、もろもろのことを踏まえて、オリンピックの競技種目にもあるくらいメジャーなレスリングの将来の選手育成に向けて、県はどのような方策を考えているのか、教育長にお聞きします。

次に、キャンプ誘致について。

野球やサッカーなど、キャンプで練習するプロの選手や外国人選手を目の当たりにすることは、子供たちに大きな夢を与えるきっかけになります。キャンプ誘致のこれまでの実績、国内の大きな大会を見据えた今後の見通しについて観光振興部長にお聞きします。

前回の質問でも言わせてもらいましたサーフィンについても今回1つ構えております。

スポーツツーリズムという観点から見ても、サーフィンは経済効果が期待できるスポーツと言えるということが、昨年8月東洋町生見海岸で行われました全日本サーフィン選手権大会での動員力を見てもわかると思います。地元東洋町でも、サーファーからのコンビニエンスストアが欲しいという声に地元住民が応えようとしていることや、海の駅もオープンするなど、高知県東部の観光の入り口として、町役場と住民が一体となった取り組みが見えてきており、機運が高まっている中で、県は、全国大会やそれに準ずるプロ、アマチュアの大会誘致に取り組んでいるところですが、今後の展開について観光振興部長にお聞きします。

ちなみに、東洋町観光振興協会としても、フェイスブックを立ち上げるなどソーシャル・ネットワークキング・サービスを使い、世界にアピールしていくといった広報も行っております。

続いて、防災対策についてお聞きします。

住宅のブロック塀等の耐震化について。

南海トラフ地震対策として住宅の耐震化が進められておりますが、住宅を囲むブロック塀の耐震化について、具体的に対象としている塀はブロック塀のみなのか、石積みの塀も対象になっているのか。また、その耐震化は、ブロック塀の倒壊を防ぐための補強だけでなく、フェンスなど倒れにくいものへの交換なども対象となっているのか。事業の具体的な内容と活用状況について土木部長にお聞きします。

また、地震発生時の実際の避難を想像したとき、避難路に至る通路沿いにある住宅のブロック塀の耐震化をする必要があると考えますが、今後の取り組みについて土木部長にお聞きします。

県立学校の耐震化について。

公立学校敷地の周囲がブロック塀で囲まれているという状況はあるのか、またそういった状況がある場合、耐震化は施されているのか、児童生徒の命を守る避難路を確保するという視点で大切なことです。いざ地震が発生した場合には、ブロック塀が外側に倒れることにより避難の妨げにならないよう、学校敷地を囲うブロック塀の耐震化も必要と考えますが、県立学校の取り組みについて教育長にお聞きします。

続いて、平成25年12月21日に静岡県袋井市に完成した命山について質問いたします。

この静岡県袋井市の命山は、海拔10メートルで、地上高7.2メートル、約1,300人を収容することができる小高い丘として整備されております。津波避難タワーなどの人工構造物は50年から70年の耐用年数があるとされておりませんが、命山は半永久的なものであり、地域住民が集う場としても利用され、人が集うことで自然と避難場所としても意識されることとなります。

費用対効果から考えた場合、例えば整備費に

拡大などを目指して、地域人づくり事業が国の平成25年度補正予算により創設され、本県には16億1,000万円余りが交付されることになっています。

この事業は、緊急雇用創出臨時特例基金事業に新たに加わったメニューで、県や市町村が地域の特性や実情に応じた多様な人材育成を民間企業や各種団体に委託することにより、地域で仕事を求めている方の就職につなげていくものです。民間企業などが失業者を雇用し、自社での訓練とあわせて外部の研修機関で資格取得も含めた人材育成を行う場合に、その経費を支援するもので、議員からお話のあった仕組みにつながるのではないかと考えています。

また、この事業では、運輸業を初め建設業や農業、林業、製造業など幅広い分野での人材育成に活用していただけることになっており、さらに就業機会の掘り起こしや相談事業、セミナーの開催なども対象となりますので、最大限に活用して、地域の安定した雇用の場の拡大につなげていきたいと考えております。

(林業振興・環境部長田村壮児君登壇)

○林業振興・環境部長(田村壮児君) まず、崩壊の危険がある保安林での防災対策についてお尋ねがありました。

保安林は指定目的によって17種類ございます。このうち水源涵養保安林や土砂流出防備保安林など防災目的を持つ13種類の保安林においては、治山事業での防災対策が可能です。

お尋ねのありました崩壊の危険がある保安林での治山対策には、県が実施する予防治山事業や、規模の小さいものは市町村が実施する治山事業への県の補助が考えられます。これらの予防的な治山事業の実施に当たりましては、これまでも市町村からの要望に基づき、小学校や福祉施設といった災害弱者関連施設や人家が集中している箇所について優先的に対策を進めてい

るところです。

今後とも、市町村からの要望をもとに、優先度を考慮しながら、防災・減災対策を進めてまいります。

次に、農地で太陽光発電に取り組む場合にどういった条件が適しているのか、また初期投資に対する援助策はあるのかのお尋ねがありました。

耕作放棄地など農地を太陽光発電の用地として利用する場合には、農地転用の許可が受けられることが前提となりますが、適地となる条件といたしましては、日照条件がよく、ある程度の広い面積が確保できること、発電した電力を売電する場合は、電力会社の送電網への接続距離が余り遠くないこと、建設工事用車両の通行が可能な道路が整備されていることなどが挙げられます。

初期費用負担への援助策といたしましては、国による固定価格買取制度を活用して売電を行う場合には、発電事業者の収益性が確保されますことから、原則として援助策はございません。ただ、地球温暖化対策を目的として再生可能エネルギー設備をリースにより設置する場合に、リース料に対して補助するエコリース補助金がございます。また、実施主体が自治体や農協、土地改良区に限られますが、発電した電気や売電による収益を土地改良区などが管理する農業用施設の維持管理に充当するといった際には、国による施設整備に対する助成制度が活用できる場合もございます。

また、民間事業者が固定価格買取制度の適用を受けず、発電した電力を自家消費する設備を導入する際にも援助する国の制度がございます。

これらの支援制度は国の制度でございますが、県といたしましても、さまざまな機会を捉えて周知し、本県における太陽光発電の導入につなげてまいります。

(農業振興部長杉本雅敏君登壇)

○農業振興部長(杉本雅敏君) まず、ソーラーシェアリングについてお尋ねがございました。

ソーラーシェアリングは、農地に支柱を立てて、農地を耕作しながら上部空間に太陽光発電設備を設置するものです。平成24年7月に再生可能エネルギー固定価格買取制度が開始されたことに加えまして、25年3月に国から太陽光発電施設の農地法上の取り扱いについて、支柱部分の転用を一時的に認めるという内容の通知がなされたことを契機に、全国的な広がりが見られつつあります。

昨年12月末時点の国の調査では、全国20の県において48の農地の転用許可がされており、本県においても1件の転用許可を行っております。

農業生産を行いながら太陽光発電による売電収入が得られるため、安定的な副収入が得られること、また農地の有効活用や地域振興の観点からも注目されており、県民の皆様からも多くのお問い合わせをいただいているところです。

ソーラーシェアリングにつきましては、栽培する作物の収量が同じ年の地域の平均的な収量と比べておおむね8割以上であることなどが求められています。また、営農状況について年1回の報告が求められ、条件が満たされなくなった場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、通常の農地として利用することができる状態に回復していただくことになります。

このようなことから、他県の設置事例も参考にしながら、申請案件ごとに慎重に対応していきたい、このように考えております。

次に、農薬散布用のラジコンヘリコプターの導入支援についてお尋ねがございました。

導入支援が可能な事業といたしましては、国の事業では経営体育成支援事業や25年度補正事業の攻めの農業実践緊急対策などがございます。また、県単独事業では、市町村が自主的に行い

ます農業振興施策を支援しますうち農業確立総合支援事業があります。

これらの事業は、それぞれ補助目的や採択要件等が異なっておりますし、費用対効果や成果目標を求められる事業もありますことから、具体的な案件をお示しいただき、補助対象となり得るかどうかも含めまして対応策と一緒に検討していきたい、このように考えておるところでございます。

○24番(ふぁーまー土居君) どうも御丁寧な答弁ありがとうございました。

2問目です。何点か御質問させていただきます。

順不同で申しわけないですが、まず先ほど杉本部長のおっしゃったソーラーシェアリングのほうなんですけど、一時的に認めるというふうに御説明があったと思いますが、この一時的に認めるということは、その期間が切れた後はどうなるかということをお尋ねします。

それから、商工労働部長の地域人づくり事業、すごいいろいろ幅広く使えて、高齢者、若者、女性、それと非常にいい事業だと思いますので、各市町村の窓口にも県のほうからも説明等をうんとしちよつてもろうて、それぞれの自治体で使えるようにならんと、県だけがわかちよつてもいかんと思うので、そこなあたりの市町村との連絡を密にして、PRといいますか、そういう面もぜひともお願いします。

それから、中澤教育長、どうもありがとうございます。本当、教育長にたびたび質問したら、いつもはね返されておったふぁーまー土居でございますが、今回やっと雪解けかなというようなお答えをいただきました。けんど環境整備の充実があつて、高知で合宿をしたいとかキャンプをしたいとかというふうにやっぱり思ってもらいたいというのはありますので、これは土木部の所管するところもそうなんですけど、やれ

ることは精いっぱいやっていただきたいと、これはもう要望どおりでございます。

それから、レスリングキッズの、本当に頑張っておる子供たち。結局、小学生が頑張っておるわけで、東高校でもそうなんです、高校生が練習した後、親御さんがつんでいって練習をするとか、いろいろ、子供だけに1人で行かすということではできん現状もあります。香南市の吉川小学校でも使わせてもらっておるようですが、その都度マットを敷いて、やっぱりマットも片づけられないかんという現状も練習場によってはあるようですので、そういう練習できる環境づくりっていうのも今後考えていってもらいたいと、これは、教育長がもう今期でやめられるということですので、ぜひとも申し送りということをお願いしたいと思います。

それと観光振興部の久保部長、本当にいつもエネルギーな活動、フェイスブック等でも逐一部長の動きがわかりますので、そんなにあからさまにわからせてええのかというふうに心配する嫌いもありますが、本当に頑張っておられるところがわかります。

サーフィンに関しては、東洋町生見の1キロほどの長い海岸線で、本当に全日本クラスの大会、プロ・アマ問わずできるというのは非常に恵まれた条件なんです。ほんで、これ以前にもお話しさせてもらいましたが、本当にこの老若男女というか、このスポーツ人口もさることながら、長い間できるという、子供から、言うたら60代の方もおるといようなばあ幅広い生涯スポーツとしてのサーフィンの利点というのはすごいあるがです。

だから、ジュニアの大会も現役の大会も、それからシニアの大会もそうやし、いろんなクラスで大会もできるということもある。それと、やっぱり波があるええ条件のときに大会を即時にやるということで、この日にやっても波がな

いときもある。だから、大きな大会に、外国のなんかようそうですが、広いスパンで大会を決めちゃうと、1週間ぐらいで、で、波があつたらざんじ、海で大会やると。その間には、いろんなイベントを抱き合わせにするとか、コンサートのイベントもやるとか、いろんな総合イベントとしてのサーフィンの大会っていうのもやられちゃう実績がありますので、これは実施母体の東洋町にうんと頑張ってもらわないかんがですが。

実際、生見というのは、本当に静かな自然の環境でええがやけど、余りにもちょっと静か過ぎるので、買い物に行くのは、もう甲浦を越えて徳島県へ行ったりしちゃう現状もありますので、そんな中、東洋町にも、自治体としても絶対これはえいきということで力を入れるように、なお県からも言うていただけたらと思います。

ましてや東の窓口という位置づけですので、東洋町まで来てくれさえすれば、高知の情報がわかる、ほんで高知の情報がわかると同時に、中心部へも幡多へも行きとうなるという大きな役割を東洋町は持ちちゃうと思いますので、ねじ巻きのほう、よろしくお願いします。

これは、何か言えることがあつたら言うてもろうたらええですけれど、要請でも構いません。

それから、警察本部長、済いません。本当に自転車に関してはなかなか厳しいというのはわかります。自転車専用道路は可能、けど自転車専用道路はないというのも実際あります。ほんで、これは長い目で見ていただいて、将来的に観光であるとか、あるいは高知県へ誘客する一つの切り口にもなると思います。愛媛県等と言うと、しまなみ海道であるとか、ああいうところで自転車に関するスポーツイベントあるいは観光につながるイベントもやっておりますので、ぜひともこのエリア限定でも構わないので、そういうことを、タンデム自転車に乗る場所、

エリアづくり、地域づくりというのも考えていてもらいたいと思いますが、そこら辺の可能性がひょっとあるならば何か、なかったらなくても構いませんが、ちょっと2問目の質問とさせていただきます。

それから、水産振興部の東部長、丁寧な答えありがとうございます。実際このシラスウナギの採捕に関してはなかなか、鑑札を出すとかそういうところまでは県はできるけれども、ずっと取り締まって、全部抜けないようにするのは難しいかもしれません。しかも、値よく買うてくれたらそっちへ流れるということもあるかと思いますが、高知県でとれたシラスは高知県で成鰻にして、おいしいかば焼きにするという。高知県は国内でも有数のシラスウナギのとれる地域でもございます。今後、この資源がどこまであるかどうかということも非常に悩ましいところでも確かにあります。けれども、将来的に種苗としてのシラスウナギができるようになるかもしれないし、それが養鰻業者まで回ってくるまでには本当に時間かかるかもしれないけれども、ぜひともこの養鰻業というのは、高知県でもまだ20軒ほどやったと思いますけれど、頑張ってやっておられますので、そういった水産振興部としてもできる限りの協力をしてもらいたいと思います。

キャビア、チョウザメに関しては、6年も餌やって待つまでは、なかなか時間かかりますので、それは無理は言いませんが、ただよさこいキャビアという高知産のキャビアがあるということを知ってもらえるということも一つのPRにはなるんじゃないかと思います。

その東京の商社は、たしか東京とニューヨークとパリと、その3つをネットで結んじゅうお店のようですので、ユズもフランスへもヨーロッパへも行きましたが、キャビアもひょっとしたら、どんな形でかわからんけど、行きゆうか

もしれません。それがよさこいキャビアという名前で行きゆうかどうかまではちょっと自分もわかりませんが、高知県産のキャビアっていうのがあるということは非常にネタとしてもおもしろいんじゃないかと思います。

ちなみに、塩漬けの瓶詰のキャビアやなくて、生のキャビアっていうのは、物すごくええ意味で甘くておいしいです。それは、春野のつくりゆう方に食べらせてもらいましたが、キャビア丼という、ウニ丼のように御飯の上にキャビアをのっけて食べるという。それ、知事が行ったらひょっとしたら食べられるやわかりませんので、もし食べてみたければ。知事になぜ言うかということ、知事はなんと言うても、この前新聞で見ましたが、トップセールスマンという働きで、全国あるいは外国へ行っていろいろPRもして下さっておりますので、キャビア丼、もし機会がありましたら食べてみてください。

最後になりますが、岩城副知事、本当にマイクロネシア、お疲れさまでございました。岩城副知事と御一緒させてもろうて、いろんな岩城副知事の面を見ることもできて非常によかったです。

何かこうやって議場におりますと、知事はぱっと明るい、ごめんなさい、言い方まずいですね、副知事はおとなしいように見えますけれど、いや本当に。マイクロネシアのチュークで泊まったホテルっていうのは、ちょうど海岸沿いでヤシの木があって、そこにバンガロータイプのホテルがありましたよね。そこで、見渡す限りの遠浅の海、ホテルの窓から遠くを見詰めるたそがれた副知事の哀愁を帯びた横顔っていうのは何か想像されるのですが、帰りの空港で、また来たいと。マイクロネシア連邦は、コスラエ、ポンペイ、チューク、ヤップと4つの州から成り立っておりますよね。ほんで、今度来るときは僕はヤップへ行くと、そこまで言い切っております

たので、ぜひともミクロネシア連邦と高知県とのきずなを。文化生活部の岡崎部長もそうですが、副知事も行った方ということで、なお一層きずなを深めていくように頑張っていたきたいと思います。

以上で質問は全部終了にしますが、もしお答えできる面等がありましたら、どなたでも構いませんので言っていただけたらと思います。どうもありがとうございました。

○**農業振興部長（杉本雅敏君）** ソーラーシェアリングの認める期間、一時的と申し上げましたが、これは原則3年間でございます。

ただ、条件ございまして、先ほども申しましたが、構造のことはさることながら、まずは8割以上を収穫量が確保できていること、裏返って言えば2割以上は減ったらだめと。それから、品質についても劣化していないこと。そして、農作業に必要な農業機械がソーラーパネルの下を自由に行き来できるような構造が維持されていること。ほかにもたくさんございますが、代表的なものはそういうもの。こういうものが維持されていけば、3年ごとに更新がなされていくものというふうに承知しています。

○**商工労働部長（原田悟君）** 緊急雇用の基金事業でございますが、厳しい雇用状況というのもございますけれども、全国的にも本県は非常に使わせていただいております。

先ほど議員から御指摘ありましたように、その周知という面では一定徹底をさせていただいております。なお、市町村のほうにも、市町村連携してならなくちゃいけませんので、市町村の関係団体への周知も含めまして、十分な説明もさせていただきたいと思っています。また、県自体も、企業の団体でありますとか、商工業団体を通じて、周知のほうもなお徹底もしていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、周知、広報に十分意を尽く

してまいります。

○**教育長（中澤卓史君）** まず、空調の整備でございすけれども、東京オリンピックの合宿の誘致、それから県内のスポーツ環境の整備という2つの視点から前向きに検討をしていきたいと考えています。

それから、レスリングキッズですけれども、練習環境の充実ということで、彼女、彼たちは非常に頑張っておりますので、そういうことの充実に意を用いていきたいと思っています。

○**警察本部長（小林良樹君）** タンデム自転車の公道における通行のことにつきまして再度質問いただきました。

先ほどの説明の繰り返しになってしまいました恐縮なんでしょうございますが、現在当県における自転車をめぐる交通事故の状況は大変厳しいものであるというふうに認識しております。県民の皆様と安全と安心を守る責務を負う警察といたしましては、現在の状況のもとでは、現在の規制のあり方が合理性のあるものであるというふうに考えております。

しかしながら、先ほども申し上げましたが、道路交通環境をめぐる状況というものは、日々あるいは時代とともに刻々と変化しているものでございます。また、議員御指摘のとおり、観光振興等々という観点から県民の皆様のお考えがあるということも承知している次第でございます。

したがって、県警察といたしましては、こうした環境の変化あるいは県民の皆様の声というものを今後とも引き続きしっかりと注視しつつ、道路管理者あるいは自治体の方々とその可能性について協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**水産振興部長（東好男君）** シラスウナギの点につきましては、資源量の問題、流通の問題、

いろいろ課題はございますけれども、関係者とともに汗をかいて、その課題を一つ一つ乗り越えていくように取り組んでまいりたいと考えております。

それから、キャビアのことでございますけれども、先ほど答弁の中でも触れさせていただきましたように、事業者の御意向も踏まえながら、我々としてできる支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長（森田英二君） 副知事、ヤップへ行くという件はどうですか。

○副知事（岩城孝章君） またぜひ、近いうちにミクロネシアに行きたいというふうに思っております。

○議長（森田英二君） ほかは要請でいいですか。
（24番ふぁーまー土居君「いや、大丈夫です」と言う）

○議長（森田英二君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明4日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後5時22分散会

平成26年 3月 4日 (火曜日) 開議第 4日

出席議員

- 1番 金子 繁昌 君
- 2番 加藤 漠 君
- 3番 川井 喜久博 君
- 4番 坂本 孝幸 君
- 5番 西内 健 君
- 6番 西内 隆純 君
- 7番 弘田 兼一 君
- 8番 明神 健夫 君
- 9番 依光 晃一郎 君
- 10番 梶原 大介 君
- 11番 桑名 龍吾 君
- 12番 佐竹 紀夫 君
- 13番 中面 哲 君
- 14番 三石 文隆 君
- 15番 森田 英二 君
- 16番 武石 利彦 君
- 17番 浜田 英宏 君
- 18番 樋口 秀洋 君
- 19番 溝渕 健夫 君
- 20番 土森 正典 君
- 21番 西森 潮三 君
- 24番 ふあーまー土居 君
- 25番 横山 浩一 君
- 26番 上田 周五 君
- 27番 中内 桂郎 君
- 28番 西森 雅和 君
- 29番 黒岩 正好 君
- 30番 池脇 純一 君
- 31番 高橋 徹 君
- 33番 坂本 茂雄 君
- 34番 田村 輝雄 君
- 35番 岡本 和也 君
- 36番 中根 佐知 君
- 37番 吉良 富彦 君
- 38番 米田 稔 君

39番 塚地 佐智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知 事 尾崎 正直 君
- 副 知 事 岩城 孝章 君
- 総 務 部 長 小谷 敦 君
- 危機管理部長 高松 清之 君
- 健康政策部長 山本 治 君
- 地域福祉部長 井奥 和男 君
- 文化生活部長 岡崎 順子 君
- 産業振興
推進部長 中澤 一真 君
- 理事(中山間対
策・運輸担当) 金谷 正文 君
- 商工労働部長 原田 悟 君
- 観光振興部長 久保 博道 君
- 農業振興部長 杉本 雅敏 君
- 林業振興・
環境部長 田村 壮児 君
- 水産振興部長 東 好男 君
- 土 木 部 長 奥谷 正 君
- 会 計 管 理 者 大原 充雄 君
- 公営企業局長 岡林 美津夫 君
- 教 育 委 員 長 小島 一久 君
- 教 育 長 中澤 卓史 君
- 人 事 委 員 長 山本 俊二郎 君
- 人 事 委 員 会 長 福島 寛隆 君
- 人 事 務 局 長 織田 英正 君
- 公 安 委 員 長 織田 英正 君
- 警 察 本 部 長 小林 良樹 君
- 代 表 監 査 委 員 坂本 千代 君
- 代 行 出 席 者 坂本 千代 君
- 監 査 委 員 長 久保 博孝 君

事務局職員出席者

事務局 長 浜 口 真 人 君
事務局 次 長 森 下 幸 彦 君
議 事 課 長 山 名 正 純 君
政 策 調 査 課 長 西 森 達 也 君
議 事 課 長 補 佐 楠 瀬 誠 君
主 任 沖 淑 子 君
主 事 村 岡 高 志 君



議 事 日 程 (第 4 号)

平成26年 3 月 4 日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成26年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 平成26年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 平成26年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 平成26年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 平成26年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 平成26年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 平成26年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 平成26年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 平成26年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 10 号 平成26年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 11 号 平成26年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

- 第 12 号 平成26年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第 13 号 平成26年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 14 号 平成26年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 15 号 平成26年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 16 号 平成26年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 平成26年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第 18 号 平成26年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 19 号 平成26年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 20 号 平成26年度高知県電気事業会計予算
- 第 21 号 平成26年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 22 号 平成26年度高知県病院事業会計予算
- 第 23 号 平成25年度高知県一般会計補正予算
- 第 24 号 平成25年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 25 号 平成25年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 26 号 平成25年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 27 号 平成25年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第 28 号 平成25年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
- 第 29 号 平成25年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 30 号 平成25年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算
- 第 31 号 平成25年度高知県県営林事業特別会計補正予算

第 32 号	平成25年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 49 号	高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 33 号	平成25年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	第 50 号	高知県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	平成25年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 51 号	高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	平成25年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 52 号	高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	平成25年度高知県電気事業会計補正予算	第 53 号	高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	平成25年度高知県病院事業会計補正予算	第 54 号	高知県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	高知県調理師法関係手数料徴収条例議案	第 55 号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	高知県農業構造改革支援基金条例議案	第 56 号	高知県青少年問題協議会条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例議案	第 57 号	高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 58 号	高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例議案	第 59 号	こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県の事務処理の特例に関する条例及び高知県立自然公園条例の一部を改正する条例議案	第 60 号	高知県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例の一部を改正する条例議案	第 61 号	高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案		
第 46 号	高知県衛生試験等手数料等徴収条例の一部を改正する条例議案		
第 47 号	高知県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案		
第 48 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案		

第 62 号	高知県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例議案		る条例議案
第 63 号	高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 77 号	高知県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例議案
第 64 号	高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 78 号	高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 65 号	高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 79 号	高知県立池公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 66 号	高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案	第 80 号	高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 67 号	高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 81 号	高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例議案
第 68 号	高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例議案	第 82 号	高知県立高校通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例議案
第 69 号	高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案	第 83 号	高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 70 号	高知県家畜人工授精等手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	第 84 号	高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 71 号	森林総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 85 号	高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 72 号	高知県立産業構造改善支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 86 号	高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 73 号	高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 87 号	高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 74 号	高知県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例議案	第 88 号	高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 75 号	高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 89 号	高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 76 号	高知県漁港管理条例の一部を改正す	第 90 号	高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例の一部を改正する条例議案

- 第 91 号 権利の放棄に関する議案
- 第 92 号 権利の放棄に関する議案
- 第 93 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 94 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 95 号 県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 96 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
- 第 97 号 (仮称) 永国寺キャンパス教育研究棟建築空調設備工事請負契約の締結に関する議案
- 第 98 号 平成25年度高知県工業用水道事業会計資本剰余金の処分に関する議案
- 議発第 1 号 高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例議案

第 2 一般質問
(3人)



午前10時開議

○議長(森田英二君) これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長(森田英二君) 御報告いたします。

公安委員長山崎實樹助君から、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員織田英正君を職務代理者として出席させたい旨の届け出がありました。

また、代表監査委員朝日満夫君から、所用のため本日の会議を欠席し、監査委員坂本千代さ

んを代行出席者として出席させたい旨の届け出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長(森田英二君) これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成26年度高知県一般会計予算」から第98号「平成25年度高知県工業用水道事業会計資本剰余金の処分に関する議案」まで及び議発第1号「高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例議案」、以上99件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

31番高橋徹君。

(31番高橋徹君登壇)

○31番(高橋徹君) 平成26年2月定例会に際しまして、質問の機会をいただきましたので、意見、提言等を交えて関係する皆様に御質問をいたします。

まず、秦南団地の道路整備等について申し上げます。

イオン高知東側の県有地に計画をしている高知赤十字病院と高知市北消防署についてでございますが、現在棧橋にある高知県赤十字血液センターも、将来の津波などへの対策のことを考えれば、これらの施設に併設すべきと考えますが、そういった検討はなされなかったのか、まず健康政策部長にお伺いをいたします。

次に、道路整備についてでございますが、計画では北部環状線から比島旭町線、つまり産業道路へ片側2車線に拡幅して接続をする計画で、現在設計段階に入っているとお聞きいたしております。用地買収区域の中には、長年重機を扱う企業等がございますが、突然のことで戸惑っておられました。ぜひ、丁寧な説明と対応をしていただきますようお願いをいたします。

そこで、現時点での進捗状況と総事業の予算、目指す完成年度について土木部長にお伺いをいたします。

さて、先日、平日のことでしたが、北部環状線は県道高知本山線、つまり愛宕通りから万々までが渋滞をしておりました。したがって、赤十字病院の移転を行うのなら、西向けの道路を新たに整備する必要があると思っております。

この際、昭和46年に都市計画決定をしている高知市道比島旭町線の未整備区間の事業認可に向けて、高知市と一体となって整備をすることが、病院等の移転を進める上で重要なことだと考えます。また、高知自動車道についても高知西インターとして、福井地区周辺にETC専用の下りレーンの新設もあわせて計画をすることが、周辺住民にとって同意できる条件だと考えますが、どのような方策を考えているのか、土木部長にお伺いをいたします。

次に、高知市の主要道路の整備についてお伺いをいたします。

昨年、旭地区町内会連合会から旭地区国道33号の全線拡幅整備について、陳情書が国土交通省を初め、高知県や高知市など関係団体に提出をされております。陳情書には3点ございまして、「1、国道33号線中須賀以西の拡幅整備を早急にお願いいたします。2番目に、整備にあたっては、地震防災・道路景観に留意され、災害に強く、電柱のない街路づくりをお願いいたします。3番目に、また、電車と車、自転車と歩行者が分離通行できる『交通安全モデル道路』として再整備して下さるようお願いいたします」と記されております。

今、旭地区は、陳情の区間も含めて、長年積み残しておりました町並みについて、平成25年度からでございますが、20年計画で、全体面積56ヘクタール、事業名は旭駅周辺地区住宅市街

地総合整備事業で、高知市が認可を受け、平成25年度から下島町地区の用地買収に着手をしております。その後、順次、中須賀町地区、水源町地区、元町地区と3つのエリアについても計画をしております。その他の地区については、防災道路整備等の事業で進めていく計画とお聞きをいたしております。しかし、国道と一部旭駅に進入いたします道路については、国土交通省と高知県と高知市が連携して事業を進めていくことになっております。

そこで、国道33号から旭駅までの県道旭停車場線の約300メートルの整備計画について、今後どのように取り組んでいかれるのか、土木部長にお伺いをいたします。

また、問題の国道でございますが、高知市内の主要幹線道路、特に電車通りであります、棧橋から高知駅、知寄町から鏡川橋までの中で未整備となっている区間は、中須賀町から鏡川橋までの1.5キロメートルでございます。

県都である高知市の中心部でありながら片側1車線で、狭いところでは歩道が1メートル足らずとなっております。このことは、交通事故対策や災害対策、そして主要幹線道路としての位置づけといった点を総合的に判断すると、できる限り早く着手をし、安全で安心できる道路として整備することが望ましいと考えます。知事としても、県都高知市の主要道路の整備については大きな関心を持っていただいておりますと存じます。

国道33号の整備に向けた今後の取り組み姿勢について、知事の所見をお伺いしたいと思います。

次に、日本一の健康長寿県づくりについてお伺いをいたします。

県民一人一人が、みずから健やかで心豊かに、そして支え合いながら生き生きと暮らしていきける高知県づくりをしていくためには、まず健康

でなければなりません。60歳を過ぎると、私もそうなのですが、体力は衰え、特に足腰が弱くなり、目は見えにくくなります。その他いろいろございますが、何とも仕方がありません。

しかし、老いても長生きするためには健康でなければなりません。知事の提案説明にもございましたが、日本一の健康長寿県構想のさらなる改定が行われ、県民が健康で幸せな生活を送るためのさまざまな取り組みが掲げられています。また、それに伴う予算も措置されているところでございます。特に、がんで命を落とす方々がたくさんおられ、以前から、早期の検診、治療を呼びかけておりますが、受診率はまだまだ低い状況でございます。働き盛りの世代ががん検診を受けやすくするための対策を一層強化するとの内容で、がん検診の受診促進のための予算5,436万4,000円が計上されています。

その多くのメニューの中には、定期健康診断にがん検診を加えるよう事業主への働きかけを強化するという取り組みがございます。大変興味深い取り組みで期待をしておりますが、その具体的な内容と見込まれる効果についてどのように考えているのか、健康政策部長にお伺いいたします。

先日、テレビを見ておりましたら、離島であったと思いますが、直腸検査に町を挙げて取り組んでいることが紹介をされておりました。マイクを向けられた住民の方々のほとんどが、受けているとお答えになっておりました。工夫をすれば受診率を大きく伸ばすことは可能であると思いますが、日本一の健康長寿県構想ではまだまだアイデアと工夫が足りません。

これでもか、これでもかと知恵と工夫を出して、検診の受診率日本一を実現してほしいと思います。知事のお考えをお伺いいたします。

次に、救急医療についてお伺いいたします。

知事の提案説明にもございましたが、傷病者

の方が救急車で搬送される際の受け入れ先の医療機関の決定や到着までに時間がかかることへの対応として、情報通信技術を活用した救急医療体制を整えていくとの説明がございました。

具体的には、県内の全ての救急車にタブレット端末を搭載し、搬送実績の情報を他の救急隊や医療機関と共有することによって、スムーズな搬送先の選定を行えるようにするほか、一部の救急車には既に搭載しておりますが、デジタルペンや車内に搭載する天井カメラなどを活用し、救急車内の患者の情報をタイムリーに医療機関と共有することによって、スムーズな治療の開始につなげていくとの内容であります。大いに成果を期待するところでございます。

そこで、救急車による搬送時の対応についてお伺いをいたします。先日、友人から、救急車で緊急搬送していただいた折の乗り心地について指摘がございました。私自身も、2年前の早朝に搬送していただいたことがあります。まず、救急車に乗る前まではストレッチャーで運ばれますが、これがクッションもなくがたがたでありました。また、救急車に乗せられてからの乗り心地も全くもってよくありませんでした。このことは、経験をした者でないと説明をしにくいのですが、病状がかえって悪化するのではないかとさえ思ったところでした。

最近、車もエアクッションを使用するなど、改善策は幾らでもあると思うのですが、この現状に対してどのように考えているのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

なお、少し調べてみました。救急車の構造と機能について調べてみましたら、救急車は、世界的に、トラックをベースにした車両、商用ワンボックスカーをベースにした車両、商用バンをベースにした車両が大半を占めております。また、救急車は、各国が定める救急車規格を満たす必要があるため、ベース車両よりも車体の

強度を向上させたり、あるいはサスペンションに専用のチューニングを施している場合が多いとありました。つまり、乗り心地は二の次というふうに記しておりました。

せんだっても、危機管理の職員の方とも意見交換をしたのですが、かなりの重量が救急車には載っていますのでクッションはなかなかよくならないんじゃないかと、そんなやりとりをしたことでもございました。

次に、献血についてお伺いをいたします。

昨年の3月議会に、献血を推進する立場からの質問をいたしました。その後1年を経た今議会でも、再度提案並びに質問をいたします。

まず、平成25年度の事業の状況についてであります。

献血功労者表彰についてでございますが、昨年8月29日に高知県庁舎2階の第2応接室において、第49回献血運動推進全国大会における厚生労働大臣表彰及び感謝状の伝達並びに献血の推進に協力し他の模範となる実績を残した団体に対して、知事から感謝状の贈呈がなされました。受賞者からは、今後の献血への継続した協力について積極的なお話があったようでございました。

さて、こうした継続的な取り組みをされる団体、個人の献血活動がなされる中であって、将来の献血を支える若者、特に献血年齢に達した10代後半から20代の世代の献血者数が減少している事実がございます。高知県におきましても、平成15年度当時の献血者数と比較すると半減している現状がございます。少子化による人口減も影響していることは承知をしておりますが、そのため、将来の献血者を育成するために、高知県赤十字血液センターでは、小学生、中学生、高校生を対象に、命の大切さ、人と人との助け合い、献血の知識などの出前講座に取り組んでおります。平成25年度の小学生については、児

童クラブへの出前講座22回、中高校生については授業の一環として、中学生2回、高校生5回の計29回、延べ1,345人の児童生徒に対して実施しております。献血可能年齢となる高校生については、高等学校課の理解のもと、公立高校を中心に県下の高等学校で出前講座を実施すべく、積極的な取り組みを行うこととしていることでもございます。一校でも多くの学校で、将来の献血につながる啓発の機会を持てるよう格段の協力をお願いするところでございます。

昨年も申し上げましたが、県内における赤血球製剤の輸血量については依然として高く、人口1,000人当たりの使用率は全国の上位にあります。御承知のように、善意による献血で集められる血液には限りがあることから、医療機関での適正な使用が当然求められております。平成25年の7月と12月の2回、高知県合同輸血療法委員会が開催をされ、医療機関での使用状況の確認並びに輸血感染前後検査の実施に向けての協議が行われております。

引き続き、適正使用に向けた取り組みが行われることに期待をしているところでございますが、具体的にどのような取り組みがなされているのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

さて、高知県庁における献血については、昨年、知事と健康政策部長に御登壇をいただき、献血を推進する立場での御答弁をいただいたところでございました。

私自身も、昨年2度献血を行いました。県庁での献血については、医事薬務課、職員厚生課からの呼びかけで、平成24年5月から平成26年1月末までの期間で11回実施をし、延べ502人の善意による協力がございました。その中で、初めて献血を行った者が33人、率にして6.6%と低調な実績となっております。この状況は、県庁での献血に限ったことではないようでありま

ますことから、4月10日の県庁献血の実績を、私自身も期待をしておりました。その結果を見てみますと、献血者が51人と少なく、特に初めて献血をした者はその中の2人と、さらに低調な状況でございました。

初めての方を含めて献血者数がもっとふえるものと期待をしておりましたが、残念な結果と言わざるを得ません。この結果をどのように受けとめておられるのか、健康政策部長に所見をお伺いいたします。

昨年の3月議会における知事からの答弁でもございましたが、県内で使用される輸血用血液は県内の献血で確保することが大変重要であります。そのためにも、全県下的に献血推進につなげる広報強化、例えば知事からのメッセージをいただくといった取り組みの必要性も感じているところでございます。

最後に、献血に関してでございますが、血液センターでは、職員が交代制ではありますが、平日はもとより、土曜、日曜、そして祝日と、早朝から各地区に赴き、高知県で必要な血液を自給自足するため、個人はもとより広く県民に善意による協力をお願いするとともに、官庁、企業、そして学校、各種団体等のそれぞれの組織に対して献血の推進と御協力をお願いしております。

その際の職員の皆様の対応でございますが、笑顔で、そして優しく、そして何よりも爽やかでありました。まことにもって、生き生きとした対応でありましたので、このことも申し添えておきたいと思っております。

なお、今後におきましても、粘り強く献血を推進していただきますよう期待をいたしておきます。

次に、ウナギについてお伺いをいたします。

昨日、土居議員からの質問もございまして、若干重複するところがあるんですが、御容赦願

いたいと思っております。

四、五十年前はどここの河川でもかなりの数が生息をしていたウナギも、近年では絶滅の状況となってきました。特に、シラスウナギは漁獲量も極端に少なくなっています。そのため、養鰻業者の購入価格もうなぎ登りとなってしまいました。しかし、先日の高知新聞の報道を見ると、ことしは例年になく豊漁のようでありました。水産庁によると、ウナギの生態についてはわからないことが多く、その原因は謎のままのこととございます。

さて、南の海で生まれたウナギの幼生は潮流に乗って移動し、日本近海に到達するころに、シラスウナギと言われる透明なウナギの稚魚となって川を上ります。一般的には、5年から10年程度、川の下流から上流等で生息した後、秋から冬に川を下り産卵場に向かうと言われております。激減した原因には、河川環境の悪化も考えられますが、ダム等の構造物によるウナギの移動の分断や、生息に必要な隠れ場所の減少等も大きく影響していると考えられます。加えて、日本人が好んで食するため、シラスウナギとウナギを乱獲したことも影響していると考えられています。

水産庁は、以前から人工養殖にも力を入れておりますが、現時点では、なかなか展望が見えていない状況でございます。そこで、近年は、シラスウナギをふやそうと、各河川での親ウナギの捕獲に制限を設け、親ウナギの密度をふやす対策が行われております。高知県内の各河川の一年を通じての漁期は調べておりませんが、高知市を流れる鏡川は以前から禁漁期を設けてきたところでございます。平成26年からは、10月1日から3月の末日までの約半年間と、禁漁期間を新たに長く設定して、親ウナギの捕獲の制限に向けていち早く動き始めたところでございます。

こうした捕獲制限の県内及び全国の状況について、今後の動向も含めて水産振興部長にお伺いをいたします。

また、先日、ある養殖業者とお話をする機会があったのですが、高知県で捕獲されているシラスウナギを県内の養殖業者に納入してもらえるのであれば、十分に足りているとお話がありました。

県内でのシラスウナギの捕獲量と県内業者への納入状況はどのようになっているのか、水産振興部長にお伺いをいたします。

次に、新資料館と新図書館の入札不落と、公共建築物に対する本県木材の利用促進と、県内企業が参加できる仕組みについてお伺いいたします。

昨年末に、新資料館と新図書館の入札を行っておりますが、不落となり、今定例会に関係予算が再提案されております。このことについては、さまざまなことが重なり、全国的にも大きな問題となっております。

最近、業界の方々からは、県の発注する工事は安過ぎて採算が合わないといった話をよく耳にいたします。そのため、今回の大型公共建築物2件の入札に関しても、恐らく予定価格が低く、誰も落札できる業者はいないのではないかと、そんな声が漏れ聞こえておりました。この2件の入札不落を検証するに当たり、永国寺キャンパス建築工事について調べてみますと、3企業体の参加があり、予定価格は23億4,100万円余りに対して、1番札が104.2%、2番札が108.9%、3番札が109.5%と、入札価格と約5%から10%の大きな隔たりがあります。永国寺キャンパスについては、1番札を入れた企業体と何度か交渉を行い、契約にこぎつけております。

さて、新資料館と新図書館は、再度数カ月後に入札を行うこととなっておりますので、我々は予定価格については知ることができません。

次回の入札で市場価格等の調査を十分に行って、不調、不落とならないよう申し上げておきます。

そこで、2点お伺いをいたします。新資料館や新図書館は、棚などの高知県の得意とする木材を使った設計が随所に盛り込まれていると思います。最近、土木業者からは、尾崎県政になって、確かに木材の需要が伸びているとお話がありました。

県が整備する公共建築物の入札に、全国一の森林県として県産材の利用を促進するという県の方針を反映させるため、どのような仕組みを整えているのか。また、大手の設計業者や建設業者に対して県の方針をどのように伝えているのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

参考までに申し上げますが、入札参加基準の中に、工場の規模やこれまでの受注実績等を盛り込んでいくと、県内企業の受注機会はほとんどなくなってしまいます。知事の強いリーダーシップで、県内で木工所を営んでいる業者をあとと言わせるような仕組みを、ぜひつくり上げていただきますようお願いいたします。

続きまして、入札の不落、不調の発生状況を調査する中で、特に建築物の不落が気になり、平成21年10月入札の高知県本庁舎——県庁の庁舎でございますが、耐震改修工事について調査をいたしました。

予定価格は26億5,900万円余りで、入札に参加した業者は、何と県外大手と県内A級2社で構成されます1企業体のみでございました。第1回目の入札価格は31億2,500万円で、予定価格を4億6,500万円ほどオーバーして不落となり、その後、2回目の入札を行いました。これも不落となっております。この不落を受けて、入札手続にのっとり、見積もり合わせを申し入れ、業者も見積もりに応じております。見積もり合わ

産業系専門学科におけるキャリア教育のノウハウを普通科でも活用できること。産業系専門学科において、普通教科の指導が充実する、といったお話がございました。また、留意すべき点として、普通科と産業系専門学科という目指す方向が異なる科の融合には、じっくりと時間をかけて取り組むことが大事であるといった御意見もいただいたところです。

今後、こうした他県の情報も参考に両校の関係者の御意見もお聞きしながら、円滑な統合の実現に向けてさらに検討を進めていきたいと考えております。

次に、須崎工業高校におけるハード面の整備に関する現段階での予定についてお尋ねがございました。

現在は、たたき台での議論を進めているところですが、現段階で想定されるハード面の整備といたしましては、普通科と工業科が併置する学校として適切な教育活動が行えるように、須崎工業高校の校舎の増改築や設備の更新、グラウンドの拡張などにより学習環境を整えること。また、地域の防災拠点としての活用も見据えながら、避難路としても活用できるよう、新たな通学路を整備することなどが考えられます。

こうしたハード面の整備につきましても、学校の関係者や地域の皆様の御意見もお聞きし、また地元の須崎市とも協議をしながら検討を進めてまいります。

最後に、統合後の拠点校としての体制整備についてお尋ねがございました。

統合後の新しい高等学校は、高吾地域の拠点校として、高知市内校同様に1学年6学級の規模を確保するとともに普通科と工業科が連携することで、進学から就職まで生徒の多様な進路希望に対応し、活気あふれる学校にしたいと考えています。

具体的には、1学年6学級規模であることを

生かして、進学指導の面では習熟度に応じた授業の実施やきめ細かなカリキュラム編成を行うことで、今まで以上に大学進学につなげてまいります。また、就職面では、工業科と普通科の連携を通じて基礎学力の定着を図るとともに勤労観や職業観をしっかりと身につけ、希望に応じた就職選択につなげていきたいと思っております。さらに、部活動の面でも、今まで以上に多くの生徒が参加することで生徒の希望に応じた多様な部活動の充実が可能になりますし、特別活動なども通じて生徒たちが切磋琢磨する環境づくりを進めていくこともできます。

こうした教育活動を支える体制づくりや、教員の指導力の向上にしっかりと取り組んでいくとともに先ほど申し上げましたハード面の整備を着実に進めていくことで、高吾地域の新しい拠点校として、地域の中学生や保護者の皆様から期待される学校、この学校に進学したいと思っただけの学校の実現に向けて取り組んでまいります。

○5番（西内健君） それぞれに丁寧な御答弁ありがとうございました。

それでは、時間も余っておりますので、第2問をさせていただきたいと思っております。

まず、林業振興・環境部長に、内航船について改めてお伺いをします。今回、低コストの輸送体制の構築を図るものだと思っておりますが、本来、商売の観点からすると、船便を使うというのは、例えば東北とか都市圏にそれなりの需要があつて、本来だと、買い受けるほうの業者の方が高知県に船を手配する。これが本来の船便の、例えばCIFとかFOBといったもので手配するのが通常だと考えますが、そう考えれば、やはりあちらでの需要を開拓する営業が先にあつて、その後流通体制の整備、これが当たり前だと思うのです。この辺、順序が逆になっておるんじゃないかとちょっと疑問を感じると

ころでもありますが、その辺の需要開拓も含めて今後どのような対応をとっていくのかということ、ひとつお尋ねをしたいと思います。

それと観光振興について、食の総選挙、今回の結果に関して、もう出ていると思いますが、今回、高知県の方々が皆さん投票されたということで、どちらかというと高知県の方になじんだ、食文化になじんだ投票結果になるかと思っています。

例えば、よく私が東京からいらっしゃった方々に言われるのは、サバの姿ずしなんか食べても、非常にすしとしては御飯が甘いか、いろんな形で食文化の違いにおいて、やはり食べにくいとか、がっかりしたとかということもあるかと思うので、その辺の食文化の違いというものも訴えながらというか、表記しながらとか、何らかの形で販促に動く場合にもぜひ御注意をいただきたいと思いますが、その辺に関して観光振興部長の御意見をお伺いしたいと思います。

あと、指定管理に関しては、答弁は要りませんが、先ほども申したように行政には、原価計算とか管理会計とか、そういった概念がないと言っては失礼かもしれませんが、欠けているようなところが企業に比べて多いかと思っています。先ほど総務部長の答弁の中にも、ある程度間接費を考慮したような形で、今後はやっていきたいというような答弁がありましたので、ぜひ御検討をいただければと思います。

以上、第2問としたいと思います。

○**林業振興・環境部長(田村壮児君)** 需要が拡大した上で、取り組むべきではないかということです。基本はそういうことだと思います。ただ、今回は、大規模な需要拡大ということにチャレンジをしようということでございますので、ある意味、需要拡大と輸送コストの削減ということを同時に取り組むという実験でございます。

ます。

その需要拡大につきましては、これまで、どちらかというと邸別販売ということで小口の販売を中心に、それはそれで着実に伸ばしてきておったわけですが、大口の取引をぜひやりたいということでプレカット工場ですとか、あるいは大口の工務店とか、そういったところをターゲットに需要拡大をしていきたいということで取り組もうとしています。

そのために、現地でそういった営業の経験のある方、こういった方をアドバイザーとして雇うということで今予算措置もさせていただいておりますので、そういった方のいろんな形でのサポートをいただきながら事業拡大を図ってまいりたいと、そういうふうに考えております。

○**観光振興部長(久保博道君)** 議員の御質問の中にもございましたけれども、観光客の皆様が旅行する際の動機の一つが食でございます。一方、実際に旅行に行かれた方の中で、地元ならではの食がおいしかったというのは、高知がずっと1番か2番をとってまいりましたけれども、ただ一方、まだ行っていないところで食を味わいたいというようなアンケートのときには、残念ながら高知県はまだ入っておりません。実際行った結果としては、地元ならではの食で高知というのは高い評価がございますけれども、まだ行ったことのない方が食を目的に旅行するときには高知というのが入ってございません。

そのために、今回県民総選挙をやったわけですが、結果として、今後おいでいただく中で、今議員もおっしゃいましたように食文化の違いということも当然ございますので、我々としましてもいろんな食につきまして、単にカツオのタタキだけではなくて、いろんな都会の方にも受け入れられる、そういうふうな食文化の違いも含めて、今後、御提供していきたいというふうに思っております。

○5番（西内健君） 改めてのそれぞれの答弁ありがとうございました。

それでは最後に、要望ですけれども、教育長に、やはり改めて須崎高校と須崎工業高校の統合に関して、いろいろと一番多く聞かれるのは、今後、学校名をどうするのかとか、そういったことが挙げられております。パブリックコメントとかいろんな手続を踏む中で、やはり地域の方々の声をできる限り吸収できるような仕組みをつくっていただきたいという旨を申し上げまして、私の一切の質問といたしたいと思います。
(拍手)

○議長（森田英二君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明5日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時10分散会

平成26年 3 月 5 日

事務局職員出席者

事務局 長 浜 口 真 人 君
 事務局 次 長 森 下 幸 彦 君
 議 事 課 長 山 名 正 純 君
 政 策 調 査 課 長 西 森 達 也 君
 議 事 課 長 補 佐 楠 瀬 誠 君
 主 任 沖 淑 子 君
 主 事 村 岡 高 志 君



議 事 日 程 (第 5 号)

平成26年 3 月 5 日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成26年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 平成26年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 平成26年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 平成26年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 平成26年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 平成26年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 平成26年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 平成26年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 平成26年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 10 号 平成26年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 11 号 平成26年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 12 号 平成26年度高知県流通団地及び工業

- 第 13 号 平成26年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 14 号 平成26年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 15 号 平成26年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 16 号 平成26年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 平成26年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第 18 号 平成26年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 19 号 平成26年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 20 号 平成26年度高知県電気事業会計予算
- 第 21 号 平成26年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 22 号 平成26年度高知県病院事業会計予算
- 第 23 号 平成25年度高知県一般会計補正予算
- 第 24 号 平成25年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 25 号 平成25年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 26 号 平成25年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 27 号 平成25年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第 28 号 平成25年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
- 第 29 号 平成25年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 30 号 平成25年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算
- 第 31 号 平成25年度高知県県営林事業特別会計補正予算
- 第 32 号 平成25年度高知県沿岸漁業改善資金

	助成事業特別会計補正予算		び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 33 号	平成25年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	第 50 号	高知県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	平成25年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 51 号	高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	平成25年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 52 号	高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	平成25年度高知県電気事業会計補正予算	第 53 号	高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	平成25年度高知県病院事業会計補正予算	第 54 号	高知県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	高知県調理師法関係手数料徴収条例議案	第 55 号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	高知県農業構造改革支援基金条例議案	第 56 号	高知県青少年問題協議会条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例議案	第 57 号	高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 58 号	高知県立交通安全子どもセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例議案	第 59 号	こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県の事務処理の特例に関する条例及び高知県立自然公園条例の一部を改正する条例議案	第 60 号	高知県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例の一部を改正する条例議案	第 61 号	高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案	第 62 号	高知県高校生修学支援基金条例の一
第 46 号	高知県衛生試験等手数料等徴収条例の一部を改正する条例議案		
第 47 号	高知県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案		
第 48 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案		
第 49 号	高知県立ふくし交流プラザの設置及		

<p>部を改正する条例議案</p> <p>第 63 号 高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 64 号 高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 65 号 高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 66 号 高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 67 号 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 68 号 高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 69 号 高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 70 号 高知県家畜人工授精等手数料徴収条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 71 号 森林総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 72 号 高知県立産業構造改善支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 73 号 高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 74 号 高知県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 75 号 高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 76 号 高知県漁港管理条例の一部を改正する条例議案</p>	<p>第 77 号 高知県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 78 号 高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 79 号 高知県立池公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 80 号 高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 81 号 高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 82 号 高知県立高校通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 83 号 高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 84 号 高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 85 号 高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 86 号 高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 87 号 高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 88 号 高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 89 号 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 90 号 高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 91 号 権利の放棄に関する議案</p>
--	--

- 第 92 号 権利の放棄に関する議案
- 第 93 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 94 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 95 号 県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 96 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
- 第 97 号 (仮称) 永国寺キャンパス教育研究棟建築空調設備工事請負契約の締結に関する議案
- 第 98 号 平成25年度高知県工業用水道事業会計資本剰余金の処分に関する議案
- 議発第1号 高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例議案

第2 一般質問

(2人)



午前10時開議

○議長（森田英二君） これより本日の会議を開きます。



質疑並びに一般質問

○議長（森田英二君） 直ちに日程に入ります。

日程第1、第1号「平成26年度高知県一般会計予算」から第98号「平成25年度高知県工業用水道事業会計資本剰余金の処分に関する議案」まで及び議発第1号「高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例議案」、以上99件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

10番梶原大介君。

(10番梶原大介君登壇)

○10番（梶原大介君） 自由民主党の梶原大介でございます。通告に従い、順次質問をさせていただきます。

まず知事に、教育委員会制度改革について伺いをいたします。

去る2月17日、安倍首相は衆議院予算委員会、国会での地方教育行政法改正案の提出を明言されました。その目的を教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、責任の明確化、迅速な危機管理対応、首長の意向の反映、国との関係についての改善としております。

主な内容としましては、教育長と教育委員長を統合して新教育長とし、首長が議会の同意を得て直接任命すること、地方公共団体に首長が主催する総合教育施策会議を設置し、首長のリーダーシップのもと、教育行政の大綱的な方針を定めるとともに、首長が積極的に関与して重要な教育施策の方針を協議し、その方針に基づいて教育委員会が教育行政を執行すること、また法令違反や学校事故発生時の対応や事後の対応が必要な場合などには、首長が教育委員会に対して措置要求を行うことができることなどが盛り込まれております。2013年、自由民主党の衆議院議員選挙での公約として以来、政府や与党間、中教審などにおいて議論を重ねた結果、首長の責任を明確にしつつ、政治的中立性の担保を図った改正案となっております。

知事は、昨年の3月議会での地方教育行政法改正についての私の質問に対し、高知県においては、現行の教育委員会制度においても、教育改革に取り組み、一定の成果が出ているものの、全国的に見れば、現行制度は十分に機能していない事例も見受けられる。また、選挙で選ばれた地方公共団体の長が直接的に教育行政に携わるものではないため、教育改革などの新たな取

「疲れる」が40%、「文化部に所属」が38%、女子では「文化部に所属」が70%となり、その他の理由でも、苦手意識や時間不足などが挙げられております。また、中学女子においては、運動をしている子としていない子の二極化が進み、運動時間ゼロ分の子供の割合が24%と、4人に1人の割合となっており、小5女子10%、中2男子8%、小5男子5%に比べ、突出しております。こういった状況を踏まえて、今後県教委においては、中学校における体力の向上や児童生徒の運動時間の増加に努めるとしております。

昨年12月の全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を踏まえて、これまでの体力向上の取り組みの総括と今後の取り組みを教育長にお伺いいたします。

次に、関連して、中学生期のクラブ活動のあり方についてお伺いをいたします。

昨年11月に、長野県教育委員会において、中学生期の適切なスポーツ活動のあり方についての報告書がまとめられ、運動部の朝練習は原則行わないとする活動指針案が示されております。その報告書によりますと、同県は他県に比べて部活動が長時間に及ぶことや、過度の練習が県内の多くの中学校で行われており、朝練習は睡眠時間の短縮を余儀なくされることや、朝食の簡素化あるいは朝食抜きなどが心身の成長期にある生徒に影響を及ぼすとの見解を示しております。具体的には、7時間以上の睡眠をとる生徒、家庭学習を2時間以上する生徒の割合が全国平均より少ないことがわかり、睡眠時間と成長ホルモンの分泌には因果関係があり、十分な配慮が必要であること、特に規則正しく朝食をとる習慣は大変重要であり、生徒の一日の生活リズムのバランスを考え、改善すべきとして、原則朝練習を行わないとの案になっております。

この長野県の動向は、中学生期の適切なスポー

ツ活動のあり方について、ある一定の問題提起とはなりましたが、文科省は現在、全国の自治体で同様の動きは把握していないとしております。

このことに対する個人的な見解を申し上げますと、もちろん体の成長度合いや心身の発達度合いに応じた適切な活動についての検討は大切であります。そのことが即朝練の廃止につながることは、子供たちの体力づくりの環境がやすきに流れる感がし、実際に適切な活動のあり方につながるのかは少し疑問を感じざるを得ません。子供が社会に出たときに、さまざまな課題や困難に対処し得る気力、体力をつけ、精神的成長を促すことも教育の大きな役割であります。通常の授業後のクラブ活動とあわせ、より一層、学校内外を問わず同じ競技の技術の向上を目指す者同士が互いに切磋琢磨することや、チーム競技であれば、大会前などに集中してチームワークと信頼関係を構築できることなど、朝練習の活用が子供たちに心身ともに成長を促す効果も多く考えられます。であるならば、朝練に備え、前日の就寝時刻を早めて睡眠時間を確保することや、朝食をしっかりとることなど、生活環境を整える取り組みを進めていきながら、適切なスポーツ活動量についての検討を行うべきだと思います。

この長野県の中学生期の朝練廃止の動向についての御所見と、今後県の運動部活動の充実に向けての活動マニュアルの作成などの取り組みについて教育長にお伺いをいたします。

次に、近年、インターネットへの接続やその利便性により急激に普及をしておりますスマートフォンの児童生徒の所持と、その影響、そして犯罪被害の防止についてお伺いをいたします。

総務省、内閣府、警察庁などがさまざまな調査を行うたびに、小・中・高校生それぞれの携帯電話の所持率、またその中のスマートフォ

ンの所持率が急速に増加をしております。この急速な普及と同時に、児童生徒が犯罪被害に巻き込まれる数も急激に増加をしております。

警察庁がまとめた昨年のコミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果によりますと、上半期だけで598人に上り、これまで性犯罪被害の温床とされてきた出会い系サイトの73人を大幅に上回り、気軽に友達づくりや情報交換を目的にサイト利用した子供たちが犯罪被害に遭っております。また、被害を受けた半数以上が保護者からサイト利用の注意を全く受けておらず、フィルタリングなどの設定をしていたのはわずか5%にとどまっていたことなども明らかになっております。

そしてさらに、今月2日に報道された警察庁の調査では、スマートフォンで利用する無料通話やメールができるアプリを通して、性犯罪被害に遭った子供たちの数が昨年は350人を超え、前年比およそ10倍となるなど、急速な普及とともに、子供たちが犯罪被害に巻き込まれる危険性が日々増加していることが明らかになっております。

また、未成年者が被害者になる場合のみならず、加害者になるケースも年々増加をしており、不正アクセス禁止法違反容疑で逮捕、送検をされた10代の人数は10年間で約4倍となり、刑事罰の対象とならない14歳未満による不正アクセスも増加傾向となっております。その要因として、他人のIDでメールやオンラインゲームなどにログインをすることが専門知識のない子供でも容易なことや、違法性の認識が薄いことなどが挙げられております。また、犯罪に巻き込まれずとも、スマートフォンの普及によるネットの利用時間の増加から、子供の日常生活や学校生活にも大きく影響を及ぼしております。

厚労省の推計によりますと、ネット依存の中高生の数は52万人いると言われ、その多くが、

手元にないと不安を感じることや、メールがいつも気になること、家族との会話の減少、睡眠不足や午前中の不調などの影響が見られております。また、学校保健統計調査によると、集計を開始した1979年以来、高校生の視力1.0未満の割合が65%を超え、過去最悪となり、スマートフォンを含むデジタル機器の普及も一因としております。また、学力との関連性を見ても、昨年の学力・学習状況調査から、教科の成績と生活習慣などの関係を調べた結果によりますと、インターネット、テレビゲームをする時間が長くなるほど成績が低くなる傾向が見られております。

また、仙台市教育委員会と東北大学の中学生2万人を対象とした調査では、勉強時間が同じでも、スマートフォンを長時間使う中学生ほど成績が低下することが明らかになり、その要因として、電子機器の長時間利用が脳の働きを混乱させ、集中力も低下することを指摘しています。

このような状況を考えますと、一刻も早くネットへの高依存などの生活環境を改善し、子供をさまざまな犯罪被害から守るため、児童生徒への教育や保護者への周知徹底などのさらなる取り組みが必要になってまいります。

まず、県において、一昨年12月に行った携帯電話・スマートフォン利用状況の調査の分析を踏まえ、1年間どのような取り組みを行ってきたのか、教育長にお伺いをいたします。

また、家庭内でのルールづくりの促進など、保護者への対応、ネット依存傾向の改善や利用教育の充実、そして子供が犯罪に巻き込まれないための取り組みを早急に強化していくべきであると思いますが、今後の取り組みについて教育長にお伺いをいたします。

次に、自然災害への対策についてお伺いをいたします。

災した市町村の状況によっては、支援が受けられるところと受けられないところがあるなどの格差ができる課題が浮き彫りになっております。

千葉県野田市の例では、竜巻により200棟もの被害を受けたが、全壊が1世帯で適用外となったことや、同じ竜巻被害でも埼玉県越谷市では11世帯の全壊で対象となったが、隣の松伏町では、1棟のみで対象にならずという事例も起きており、適用されなかったところからは、同じ被災に対して、国の支援があるかないとは不公平であるとの反発も出ております。

このような状況の中、昨年末、内閣府の有識者検討会において、国と都道府県で負担をする同法について、その基準を満たさない場合は、都道府県で支援すべきとの見解を示し、基準の緩和については認めませんでした。また、同法に基づき、全都道府県が共同で設置している基金の運用益を活用して被災者を支援し、自治体間で支援の格差が出ないようにとの提言も出しております。

今回の被災者生活再建支援法の基準緩和を認めず、都道府県で行うべきとするこの提言について知事の御所見をお伺いいたします。

また、千葉、埼玉、栃木、鳥取県などにおいては、県独自、または県内市町村と連携をし、同法適用外においても同程度の支援をすることを打ち出しております。高知県においてもこのような取り組みは必要であると思っておりますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、社会基盤の整備を担う人材の育成と確保についてお伺いをいたします。

先ほど来申し上げましたように、今後も懸念をされる自然災害の多発や、既存社会資本の老朽化、これまでの公共事業減少による建設従事者の減少と高齢化といった状況の中で、社会基盤の整備、維持管理は国の将来に向けての課題であります。

国交省においては、戦後の復興期や高度経済成長期につくられたインフラが老朽化している問題で、維持管理や更新に係る費用が昨年度は3.6兆円であったのに対し、10年後の2023年には最大5.1兆円、20年後の2033年には5.5兆円に上ると試算をしており、昨年公共事業費総額の5.3兆円にほぼ当たり、今後社会保障費がふえ続ける中、公共事業費を大きくふやすのは困難であり、公共事業の軸足を維持管理、老朽化対策に移行する可能性も述べております。

高知県においても、自然災害への備えや南海トラフ地震対策、また全国に立ちおくれた社会基盤整備や既存のインフラの維持管理に向けて、その人材の育成と確保は喫緊の課題であります。現在、県内の建設業において、若手技術者が育ってきていない現状を捉え、このたび、県が高知県建設業活性化プランを策定されましたことは、評価をさせていただきたいと思っております。

このプランは、入札不調・不落への対策、技術力や経営力の向上に向けた積極的なサポート、コンプライアンスの確立を主な柱としておりますが、今後プランを実行していくに当たり、その進捗に合わせて、技術者の確保にある一定の目標設定をするなど、技術者育成の視点をさらに特化した取り組みもしていただきたいと思います。今後の進め方について土木部長にお伺いをいたします。

次に、市町村の技術者育成とその支援についてお伺いをいたします。

一昨年12月の中央道笹子トンネルの天井板崩落事故を機に、全国の道路や橋などのインフラの老朽化対策のおくれが問題となりました。国においては、昨年を社会資本メンテナンス元年とし、来年度までに全国の道路や橋、トンネルなどの道路ストックの総点検を完了する予定としております。その中で、道路橋においては、補修を終えたのが、昨年4月時点で都道府県管

理分の橋長15メートル以上のものは約3万1,800橋のうち8,300橋で、26%の実施率であります。市町村分においては、3万7,000橋のうち1,750橋で、いまだ5%の実施率となっております。

これまで老朽化対策が進んでいない主な理由は、自治体の財源不足、人材不足であります。橋の修繕計画を実施していない全国の市町村へのアンケートでも、財政力不足が6割になり、職員不足も4割以上となっております。このような状況の中、県内のインフラの整備、維持や、自然災害、大規模災害対策に対しては、県内市町村における建設業者の適正な配置とあわせて、市町村の技術者の確保と技術力向上に対する支援が必要であることは明らかでございます。

ここで全国的な取り組みを申し上げます。まず、技術者の育成としては、平成20年度に文科省の地域再生人材創出拠点の形成事業に採択をされた岐阜大学と岐阜県と県内建設業界が連携をして取り組んだ社会基盤メンテナンスエキスパート、通称MEの養成講座があり、国内各地に広がっております。この講座では、行政職員と建設業界の技術者が同じカリキュラムを同時に受講し、意見交換をすることで、土木技術者として安全・安心な国土の保全と地域の活性化を意識した人材育成を目指しております。

また、その利点としてMEが保有する総合技術を核に、発注者、受注者の枠を超え、技術を共通言語としたコミュニケーションにより、地域の直面する課題に取り組むことができることや、産学官の垣根のない技術と知識によるネットワークの形成などとしております。これまで多くのMEが輩出をされ、中部地方整備局の橋梁点検業務のできる管理技術者の要件として認められたことや、岐阜県内の総合評価における加点や、点検業務の入札参加要件となるなどとしております。

また、市町村への支援としましては、和歌山

県において、技術支援人材バンクの創設をしております。国、県、市町村、建設関係企業OBが登録をし、市町村からの要請に基づいて紹介をするもので、その後登録技術者は個別に市町村と雇用契約を結び、災害時における復旧作業や平常時の設計、積算、工事現場管理、検査、そしてさらには技術指導も行うとしており、この制度は規制的、財政的に技術職員の少ない、また配置できていない市町村には大変有効な仕組みであると思っております。

今後、県内において、市町村の土木技術者育成や、技術力の向上に向けて市町村支援に取り組んでいくべきだと思いますが、土木部長の御所見をお伺いいたします。

次に、産業振興における食の取り組みについてお伺いをいたします。

昨年10月、全国のホテルや百貨店において、多くの食材の虚偽表示が相次いで発覚し、国民の外出や食品産業に対する信頼が大きく損なわれる社会問題となりました。その後の調査により、日本百貨店協会では6割を超えるなど、全国の百貨店や食品販売店、ホテルや飲食店で、食品、食材の虚偽や不当表示が明らかになりました。このことを受け、現在消費者庁において、景品表示法改正への検討がなされております。現行法では、都道府県は同法に基づく調査や取りやめの指示はできませんが、措置命令は出せません。また、明らかに問題がある場合にしか立入検査できないなど、その権限も限られております。国による調査では、調査できる件数に限りがあるとして、三重県などの一部の自治体やさまざまな団体が、これまで改正を求めています。

また、その改正の見通しについては、措置命令は出せるものの、立入検査や公表の権限の強化については不明確なため、県独自で必要に応じて立入検査をし、従わない場合には公表を行

うことなどができるように、食の安心・安全条例の改正を行う県も出てきております。

高知県においては、今回の第2期産業振興計画の改定でも、これまで取り組んできた高知の強みである食をさらに前面に出し、「高知家の食卓」のキャンペーン等により、食と産地をPRして大いに売り込むことや、魅力ある観光資源としての活用をしていく上で、高知の食品や、県外より訪れる人への県内のホテルや旅館、飲食店など食を提供する場の信頼性の確立を図ることは大前提であり、万が一、県を挙げて取り組むさなか、県産品や県内の食の提供の場において、偽装や不当表示があれば、大きく信頼を損ない、高知の食のイメージに打撃を与えるおそれがあります。

食の安心について、適正な表示の徹底などを強化していくべきであると思いますが、今後の取り組みについて文化生活部長にお伺いをいたします。

一方、昨年食に関しては大変うれしいニュースもありました。昨年12月、国連教育科学文化機関ユネスコは、「和食；日本人の伝統的な食文化」を無形文化遺産に登録することを決定しました。ユネスコの無形文化遺産保護条約の政府間委員会において、うまみを多く含むだしの使用、みそやしょうゆなどの発酵技術、食材の持ち味を引き出す工夫、葉や竹、器で食卓を美しくしつらえる表現や、長寿や肥満防止に役立つ上に、年中行事と密接に関連をして発展し、社会のきずなを深めてきたことや、自然の尊重という根本的な精神に関連していることなどが認められました。

国では、農林水産物、食品の輸出を2012年の約4,500億円から2020年までに1兆円に倍増させる目標も掲げております。高知県は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けての提案の中で、地方発の日本の食をアピールする

取り組みも進めていくこととしております。

和食のユネスコ無形文化遺産登録というこの好契機を、県産品の海外への販路拡大や観光への取り組み、「高知家の食卓」にどう生かしていくのか、産業振興推進部長にお伺いをいたします。

次に、一昨年の水産白書によりますと、若者から高齢者まで各世代でさらに魚離れが進み、消費量が減少していることが明らかになっております。2011年の国内の漁獲量は477万トンで、震災の影響もあり、前年比10.3%の減、ピーク時の1984年の1,282万トンからは、6割以上の減少をしております。これに輸入も合わせた2011年の国内消費量は前年度比2.6%減の659万トンとなっております。また、これまで魚介類は年齢が高くなるにつれ、摂取量がふえるとされていたものが、20代から60代までの各世代を10年前と比べると、加齢とともにその消費量が下がっていることも明らかになっております。このような状況が続けば、国民の魚介類の摂取量が急速に減少していく可能性があるとして、消費者ニーズの掘り起こしを通じた魚食の復権が急務であるとも指摘をしています。

県外の人からは、高知のイメージはまずカツオと言われるほど、高知の強みである食の中でも、魚はさらに強みであり、大変重要な資源であります。魚食の増進に向けての今後のさらなる取り組みを水産振興部長にお伺いをいたします。

次に、行政改革についてお伺いをいたします。

平成24年、国において電子行政オープンデータ戦略が策定をされ、公共データの活用促進についての取り組みが始まりました。その後、平成25年6月には、世界最先端IT国家創造宣言、日本再興戦略が閣議決定をされております。その目的、意義として、行政の透明性・信頼性の向上、国民参加・官民協働の推進、経済の活性

化・行政の効率化としております。また、その重要性については、政府や自治体等が保有する大量の公共データを民間やビジネスなどへの二次利用が可能になることが挙げられております。これまでの取り組みとして、ルールの整備や公開データの拡大、ニーズの発掘、新サービス・ビジネスの創出のための利活用などが行われてまいりました。

平成26年度から地方自治体などへの周知、普及が行われることとなっており、静岡県では既に昨年、オープンデータのサイトを開設し、その運用を開始しております。従来の行政データは、通常読みやすさを重視しPDF形式で公開されるものを、二次利用する際に再入力が必要ない形式で行い、その公開内容は、一般会計予算を初めとする県政指標や道の駅を初めとする観光地点、港湾、大規模災害時における災害拠点病院や広域物資拠点、医療搬送拠点や竜巻・突風発生地点など、多岐にわたる情報を掲載しております。そのデータをもとに、民間で観光ビューポイントを活用するサイトをつくるなどの動きも出てきており、今後防災関連のサイトやソフト開発など民間の自発的な取り組みが、住民サービスの向上につながるとしてしております。

このような民間によるオープンデータの活用は、高知県におきましても南海トラフ地震対策や産業振興に期待をするところではありますが、オープンデータの整備と活用についての御所見を文化生活部長にお伺いいたします。

次に、広報紙の電子配布についてお伺いをいたします。

県の広報紙やさまざまな施策の情報を効率的により多くの県民に伝える、またより多くの県民の意見を取り入れた県政運営にするために、広報広聴の改善に取り組むことは、今後の産業振興、日本一の健康長寿県構想、教育振興などの県の政策課題をさらに進めていく上で重要な

ことと考えています。

現在、県の広報紙であるさんSUN高知は、紙ベースでの配布を行っておりますが、県内の若年層や配布方法が新聞折り込みの市町村の新聞非購読世帯などにおいて、効率的に読まれているかといえば、検討の余地があることと思います。全国で先進的な取り組みをしているところでは、スマートフォンやタブレットユーザーに向けての配信の実証実験を行っているところもあります。このようなデータ送信は、県政情報の周知、活用とあわせて、観光や産業振興、地産外産などにおいては、受け取ったそれぞれが他県の知人や協力・関係事業者などに容易に配信できることにより、その拡散機能は大いに有効であります。

さんSUN高知を初めとする広報紙や県の政策情報の配信についての今後の取り組みを総務部長にお伺いいたしまして、第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 梶原議員の御質問にお答えをいたします。

まず、教育委員会制度の改革案についてお尋ねがございました。

現在の教育委員会制度は、昭和31年以来、今日まで半世紀以上にわたって、教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保や地域住民の方々の意向の反映といった重要な機能を果たしてまいりました。しかしながら、最近では、全国的に見れば、いじめや体罰に適切な対応がとられていない事例が見受けられることなどから、地方教育行政における権限と責任の不明確さといった課題が指摘されているところであります。

私としましても、教育委員会制度に関しましては、教育の政治的中立性、継続性・安定性は確保しながらも、時代の推移とともに顕在化してきた課題への対応を図ることは重要であると

考えております。このため、このたびの制度改革におきましては、地方の教育行政の権限と責任を明確にし、地域住民の意向の反映がしっかりとなされ、かつマネジメント機能が充実されて施策の実効性が向上する制度をしっかりと構築していただけるよう、教育再生実行会議におきましても、委員として発言をしております。そして、私の考え方は、おおむね実行会議の提言に反映されたものと考えております。

お話にありました自由民主党の改革案におきましては、第1に、地方の教育行政における権限と責任の明確化等を図る観点から、教育長と教育委員長を統合した新たな責任者を教育委員会の代表者として、首長が議会の同意を得てその任命、罷免を行うこと。第2に、政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、引き続き教育委員会を執行機関とすること。第3に、地域の民意の反映という観点から、首長のリーダーシップのもと、教育行政の大綱的な方針等を定めることなどとされておきまして、政治的中立性等の確保を図りながら、地方教育行政を統括する首長、常勤の専門家である教育長、非常勤の合議体である教育委員会のそれぞれの権限と責任を明確化し、それぞれに期待される本来の役割が十分に発揮されることにつながるのではないかと受けとめております。ただ、地方の教育行政に対する国の関与を拡大するという点に関しては、地方分権の観点から懸念される面もございます。

今後は、関係法令の改正等に向けまして、こうした点も踏まえ、さらに議論を深めていただき、地方の教育行政の権限と責任を明確にするとともに、新たな体制においても教育の政治的中立性等を担保する制度設計がなされることを期待しているところでございます。

次に、農業漁業等の生産施設などに対する災害対策措置条例の制定についてのお尋ねがござ

いました。

本県で起きました竜巻や、突発的に潮流が強まる急潮といった自然災害により、多大な被害を受けられた皆様にお見舞いを申し上げます。

第1次産業は、自然災害による被害が経営面に大きく影響を及ぼしますし、施設等の復旧が必要であれば投資が必要となり、経営をさらに圧迫いたします。これを救うものとして共済制度がありますが、この制度を活用しても被害額全額を賄えないため、県独自に支援を行っております。具体的には、昨年12月に起きました竜巻では、施設園芸農家の方々が被災しましたが、県独自のレンタルハウス整備事業の災害復旧区分により、被災したハウスの建てかえに対して補助を行っております。

また、水産では、昨年10月に起きました急潮で三津及び佐喜浜大敷組合が大敷網の損壊などの被害を受けた際には、施設等の復旧に必要な借入金への利子補給を行っております。

災害は、規模やそれに伴う被害がその都度異なりますし、予算措置を伴うきめ細やかな対応が求められることもあり、ケース・バイ・ケースで対応することが重要であると考えています。例えば、先ほど申しました急潮で大きな被害を受けました高岡大敷組合については、新たな利子補給制度等により、復旧を支援することとしたしまして、今議会で必要な予算の御審議をお願いしているところです。

このように、まずは被害規模などを見きわめながら臨機に対応してまいりたいと考えております。

ただ、議員御指摘のように、条例を制定し、これに基づき、あらかじめ当面必要な予算を設けておくことによって災害に迅速に対応し、被災者の方々が一日も早く復旧に着手できるようにしておくことも重要と考えております。その上で後刻、本格的な復旧に向けては補正予算で

にございます。

それから、答弁の中でも申し上げましたけれども、好ましいと思いながらも、この長い間の一定の期間で土曜日、日曜日の子供たちの過ごし方というのが一定定着をしております。こうしたものを変化させていくということですので、一定の時間もかかります。私が前にもお話ししましたように、何を土曜日の授業でやるのかが大事だと話しましたが、何をやる、つまり戦略的に教育活動をするということで、そのことが非常に効果がある、土曜日にやったら、非常にためになる、えいという情報を市町村教育委員会のほうにフィードバックしていく、そういうことをしながら、土曜授業の推進ということをしていかなければならないのではないかとこのように思っております。

教員の勤務の問題もでございますので、そこらあたりは慎重にやらなければならないと思っております。教員の勤務体系を整えるために規則等の改正をし、できるような準備は整えたということでございます。県立中学校も、できるような準備をしておりますので、県立のほうは、これから具体的な取り組みを現場と話をしていきたいと思っております。

なお、高等学校については、義務教育ではございませんので、それぞれ高等学校が、それぞれの学校の特色を出して、今でもさまざまな活動をいたしておりますので、それほど問題にはならないのではないかとこのように思っております。

それから、スマートフォンに関してでございますけれども、やはり何事もやり過ぎはよくないと。あるいは、子供たちにとって1日24時間、1年間365日、この時間を、いかに有効な生活をしていくか、人が育つ生活をしていくかということが重要だと思います。そういった意味で、このスマートフォンのさせ過ぎもよくないです

し、先ほどお話ししました、例えば部活も余りにも時間をとり過ぎるのはよくない。その子供にとって全体最適の時間の使い方、有効な使い方をしていく必要があるというのは基本的な考え方でございます。その中で、スマートフォンの具体的な使用制限とかといった御質問だったのか、少し御質問の内容がちょっとわかりにくかったんですけども、一つ一つの事例を、危うさ、危なさを子供たちに教えていかざるを得ない。一つ一つやっていく。また、使い方というのはどんどんどんどん変化をしてくれていますので、我々のほうも新しい使い方のほうも勉強して、早目早目の手を打っていかねばならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（梶原大介君） 御答弁ありがとうございます。

それと、土木部長に、今後の社会基盤整備に向けての市町村支援について、もう時間がないので、これは要請とさせていただきますが、現在再任用職員の方々が、年金の空白期間を埋めるようにという国の要請で、今年も県においても広がっていますし、また今後もふえてくる中で、実際再任用を希望してまで、今まで40年間勤めてきて、今後も社会貢献はしたいけれども、自分の時間も欲しいということで、週5日、4日、そういった常勤の形ではなかなか勤めにくいけれども、週に本当に限られたときとか、集中的に社会貢献自体はしたいということで、結構悩まれている方々なんか、先ほど申し上げました和歌山の技術支援人材バンクなんかに登録をしていただいたら、人がもう忙しいときに集中してやっていただけるとか、災害があったときにやっていただけるとか、今後の再任用のこともあわせて、大変有効な取り組みじゃないかなと思いますので、ぜひそういった検討をしていただきたいと思います。

簡単に言えば、従来のCTやMRIで検知できなかった病状が映像化されますので、認知症など脳血管障害での早期診断に威力があり、幡多けんみん病院や高知医療センターでは実績を積んでいます。この機器によって、認知症と認定される10年前から予測診断できると言われます。初期のがんや脳梗塞、脳腫瘍などの発見にも有効です。増加する高齢者の治療に必要な医療機器と言えます。設備を含めて2億円ほどですが、あき総合病院での整備で多くの県民の命を救うことが期待されるし、最新鋭検査機器を備える東部唯一の総合病院となれば、評価や売り上げにも大きな力になります。市場を県東部だけでなく、増大が見込まれるアジアの富裕層のメディカルツアーをも受け入れる戦略も視野に置くべきです。

また、東部の地域医療の中核病院だけに、HCU——ハイケアユニット、高度治療室の整備も急がれます。HCUの整備で、より適切で合理的な治療が期待できるのです。

カテーテルの要望は、昨年知事によい答弁をいただき実現しましたので、験を担いで、この2件は知事にお聞きします。

課題もあります。東部の中核病院なら、次々と新鋭医療機器を増設すべきですが、早くもスペース不足です。ヘリポートも、最大設計荷重が6.5トンしかなく、県が導入する新型ヘリが自重6.4トン。着陸時は2倍の荷重がかかり、危険ではないかとの声がある。これからの東部の医療の中核病院なのに、新病院建設委員会がどうして余裕ある建物づくりをしなかったのか、公営企業局長にお聞きします。

あき総合病院関連で最後の質問です。私は平成25年の3月議会で安芸高に看護学科の設置を要望しました。国内だけでなく、県内では一層の看護師不足で、中小の病院はその確保に四苦八苦。全国紙に、看護師不足から、あっせん市

場の紹介料が年250億円と掲載されました。地方の病院はドクター同様、応募がなく、まいが回らないと悲鳴、次には首が回らなくなると心配する病院もあります。東部県議団と安芸郡医師会との意見交換会でも、話題と要望のほとんどが看護師不足でした。そういう社会と地域の要請に応えるのも教育の課題と言えます。看護師を目指す公立学校は、県西部に幡多看護専門学校、県中部に高知東高校などありますが、県東部には設置されていません。このような逼迫した需要の中でも計画さえありません。

多くの保護者から、子供が看護師希望だが高知市までの通学が大変、と家計的な負担で断念する声を聞くたび、県政がこの需給のミスマッチを解決しなければならないと思うのです。有利な国家資格への挑戦の機会を広く与える地域政策として、看護科の新設が求められているのです。かつて15年ほど前に、高知県立大学に薬学部を、との声が高まりました。結果は、既に多くが他県に既設され、合格者も多くが県外出身者になるだろうなどの消極姿勢で断念しました。このような消極姿勢で本県の発展と県民所得の向上が図れるのでしょうか。本県の若い人たちに、一生食うに困らず、収入が確保される国家資格を修得させることも、県民の幸福度を確実に上げることになります。これから先、逼迫する売り手市場の中、女性の看護師資格への挑戦は、一層の需要が起きるでしょう。ちょうど近くに実習の場になるあき総合病院が完成しました。ぜひとも具体化すべきです。

多くの県東部の県民の声として、再度県立安芸高への看護学科の新設、県立桜ヶ丘高への介護学科の新設を、置き土産を期待して教育長にお聞きします。

最後に、全国的な医師不足に地方の病院は泣いています。ましてや県内の過疎地の病院は、県民の命が守れないところまで落ち込みました。

その中で、中澤教育長や受験生、関係者の努力によって本年、自治医科大学に県立追手前高校から2人が合格しました。土佐高、学芸高を抜いてです。後に続く県立高の受験生たちも、先輩に負けないよう、私立高校に負けないよう、中澤教育長の思いを胸に、医学部の壁を破り、過疎地の医療に当たってほしいと思います。

私は、平成25年3月議会で、津波の恐怖を体験できる施設が県民の命を守ると要望しました。知事は有効な手段の一つだと認めつつ、別の手法を答弁した。

本県では、全国でもトップクラスの南海トラフ地震対策を進めています。市町村が整備する津波避難タワーや避難道路の整備費の全額交付など、一步前を行く政策です。同時に求められるのが、リアルに恐怖が体験できる施設です。震度7の激しい揺れと、巨大津波の恐ろしさを疑似体験してこそ、南国的な発想をしがちな県民に、すぐに必死で逃げるとの意識が高まるのです。県営などの地震防災センターが全国には60カ所ほどあり、ほとんどが常時利用の起震室を設置しています。うち8館ほどは3Dか大型映像で津波が学習できます。他県には充実した施設があるのに、人口比で全国トップ級の津波被害が起きる本県は、簡単な2台の起震車しかありません。それも起震車側の人員配置や受け入れ側の動員などで、簡単に体験できません。もし、他県並みに高知市に地震防災館があれば、郡部の県民でも、個人でも家族連れでも気軽に体験できるし、学校の体験学習も進むでしょう。

ただ、私の要望は、起震室だけでなく、実際に水を使った津波体験施設です。例えば、耐圧ガラスの向こうに3から10メートルの人工津波を走らせる幅薄の実物大施設、安全ベルトで守られた県民が狭い水路で50センチメートルの急流津波を体験する施設、黒潮町の34メートル津波を実際のスケールで壁面に表示する、県内の

津波予測動画を鑑賞する施設など、つまり企画次第です。現実空間の津波施設は全国初だけに、観光施設や県外からの修学旅行の体験施設にもなります。努力すれば建設費に見合うだけの利用者が期待できます。昨年の方で、体験施設の整備は一定の時間を要すると言われましたが、はや1年たちました。

全国最悪の巨大津波が襲う本県だけに、再度全国初の津波体験館の設置を知事にお聞きします。

南海トラフ地震のリスクから、本県の企業誘致は苦戦しています。あらゆる条件で誘致には不利な地でありながら、県は頑張ってきたと思う。県が市町村と半額出資の共同事業で企業団地の開発を始めたのが6年前。南国市の4.4ヘクタール、香南市の7.9ヘクタールなど、売却や問い合わせ状況からして、ヒットしたケースと言える。さらに、南国市と高知市が名乗り出ました。県事業の高知新港のかさ上げ団地も入れると、新規が20ヘクタールとなり、あえて活路を開くようなラッシュぶりだ。県内11市のうち8市が、県との共同事業が実現していない。放置していいのか。県土の均衡ある発展を目指すなら、各地域にバランスある企業誘致が必要です。それが県民所得を底上げして、豊かな地域づくりにつながるのです。

本県の最も重要な課題は、県民に働く場を提供することです。県民が切望するのは大企業ではありません。10人、20人の採用でも3企業の誘致で給与所得者が50人、100人とふえ、所得層の構造を安定化できるのです。人口定着は安定収入で少子化の歯どめにもなるし、何よりも親の近くで子供が仕事をでき、家族を維持する地域社会のシステムを保てるのです。

県との企業団地を具体的に進めた、また進めなかった各市の経済構造について県はどのように考えているのか、それらの市に対してどのよ

農業基盤整備促進事業の県補助についてのお尋ねがございました。

農業基盤整備促進事業は、小規模な農業用水路や農作業道の改修などのきめ細やかな整備が可能な事業として、平成23年度の国の補正予算で創設されたものです。この事業は、1地区当たりの事業費が数カ所合計で200万円以上であれば実施できる大変使い勝手のよい事業であることから、平成26年度は事業費ベースで8億1,000万円余りとなっており、県としても、事業の実施要望に最大限応えられるよう、予算の確保に努めているところです。

また、この事業の国庫補助率は、中山間地域で55%、その他の地域では50%であり、用水路や農作業道の改修に対する要望が強いことから、この事業の当初より、議員の御提案も踏まえ、県が10%の継ぎ足しをして市町村などの事業主体に補助を行っていますが、受益者である農家の負担率は0から20%と、市町村によって異なっております。この事業は、先ほど申し上げましたように、実質平成24年度から実施し始め、地域の水路の維持改修ニーズにマッチした事業で市町村の要望も強いことから、十分に意を用いて予算確保に努めてまいりますとともに、しばらくは現状の補助率を継続してまいりたいと考えております。

次に、あき総合病院の給食業務など一連の事業者の選定結果について、地域経済への波及という観点からお尋ねがありました。

このたびのあき総合病院の委託業務の事業者選定に当たっては、利用者へのより質の高いサービス提供や、地産地消といった地域への波及効果も重要なポイントとして総合的に判断できるよう公募型のプロポーザルとし、またできるだけ多くの事業者から提案をいただけるよう参加資格要件を設定したものと承知しております。さらに、審査基準においては、地域貢献に対す

る評価を高くするなどの対応を図ってきたところでございますが、県立大学の教授などにより構成される審査委員会で総合的な審査の結果、議員のお話にありましておりとなったものと聞いております。

地域経済への波及という面では、今回採択となった事業者からの企画提案には、県内企業からの食材などの仕入れや従業員の地元雇用、地産地消を意識したメニューの提供や特産品の販売といった地域への貢献策がさまざまに盛り込まれておりますことから、そういった提案をしっかりと実行していただくことで、地域経済に一定の波及効果が期待できるものと受けとめております。

次に、シングル・フォトン・エミッションCTの導入とHCU——ハイケアユニットの整備に関するお尋ねがありました。

あき総合病院の医療機器などの整備に当たりましては、高知大学医学部の医師や医療系コンサルタント会社などの助言もいただきながら、新病院の機能を発揮するために必要な機器を整備してきたところでございます。当面の対応といたしましては、まずはこの4月の開院を無事に迎え、そして新病院の円滑な立ち上げを図るとともに、その後の経営を軌道に乗せていくことが何よりも重要と考えております。

御指摘のありました放射性同位元素を用いた画像診断装置であるシングル・フォトン・エミッションCTの導入や重症患者の治療室であるハイケアユニットの整備など、今後の医療機器や施設の拡充に当たりましては、地域の中核病院としての役割はもちろんのこと、大学病院や高知医療センターなどとの機能分担の視点も踏まえた上で、医師の確保の状況や地域の医療需要の見通し、さらには病院の経営状況などを総合的に勘案した上で、その必要性について判断させていただきたいと考えておるところでございます。

の質問をいただきました。

この御質問に対しまして、当時の県警交通部長のほうより、交通上、危険な場所については、道路管理者と警察関係機関が検討している。御指摘のあった古今亭前の事故状況については十分承知をしていないが、過去に死亡事故が数件あったということであれば、それなりの検討はしていると思う、との答弁をさせていただいているところでございます。今回御質問いただきまして改めて現地の状況を調査いたしましたところ、同所付近における過去5年間の人身事故発生件数は、8件でございました。また、死亡事故につきましては、平成15年12月以降ここ10年間は幸いなことに発生はしておりません。ただ、いずれにせよ、議員御指摘のとおり、この場所の付近はカーブが連続しており、またその周辺には中央分離帯の開口部が数カ所あるなど、交通事故抑止対策として、開口部の閉鎖を含めた対策が必要な場所であるということは、私どもとしても承知をしているところでございます。

したがって、県警察といたしましては、以前から各種会議であるとか交通事故現場の点検等におきまして、道路管理者のほうに対しまして、開口部の閉鎖をお願いしているところでございます。加えて、閉鎖が困難な場合には、右折等の通行帯を設置するような申し入れを行うなどの働きかけもしているところでございます。今後とも、道路管理者との間でこうした協議、検討を継続してまいりたい所存でございます。

第2に、安芸市の駅前交差点における交通安全対策に関しまして、摘発には絶好の場所であるが、それよりも安全対策が必要ではないかと考えるが、どうか、との御質問をいただきました。

御指摘の交差点には、交差車両による交通の安全と円滑を図るために、一時停止の規制が設置をされているところでございます。また、横

断歩行者の安全を確保するために横断歩道も設置をされているところでございます。加えまして、交通取り締まりの実施はもとより、パトカーによる駐留警戒でありますとか、制服警察官による街頭指導などをバランスよく行っているところでございます。

県警察といたしましては、今後とも現地におきまして、こうした違反の取り締まり、広報啓発、環境整備の3本柱のバランスをとりつつ、総合的な交通安全対策を効果的に行ってまいりたい所存でございます。

第3に、道路の構造上、違反や事故が多発する場所は県内でどれぐらい認識されているのか。また、警察は土木部や土佐国道事務所とこれらの構造上の問題点の安全対策を協議して結果が出ているのか、との御質問をいただきました。

県内における交通事故のうち、約6割が交差点及びその周辺で発生しております。事故多発交差点といたしまして、平成25年中におきましては、県内15警察署中で、合わせて54カ所を危険な場所というふうに認識をしております。

県警察といたしましては、こうした分析に基づきまして、道路管理者に対しまして必要なデータを提供するとともに、交通安全対策上必要な申し入れを行うなど、所要の協議を行っているところでございます。その結果、幾つかの改善もなされているところでございます。最近における一例を申し上げますれば、例えば高知市の河ノ瀬交差点周辺でありますとか、須崎市の須崎中学校前交差点におきまして、横断歩行者・自転車感知式注意喚起システムを導入するなど、道路管理者と連携した交通安全対策を実現されているところでございます。

以上、御説明いたしましたように、県警察といたしましては、県民の皆様を交通事故から守る目的のため、交通安全教育、交通指導取り締まり、交通環境整備の3本の柱のバランスをと

りつつ、総合的な交通安全対策を行っているところでございます。引き続き、道路管理者、関係各自治体、そのほかの関係各機関との連携を緊密にとりつつ交通安全対策を行うことにより、県民の皆様の安全・安心を実現してまいり所存でございます。

あわせまして、第1点目に申し上げたように、職員の交通違反の防止につきましても、県民の皆様からの信頼を確保できるよう、職員に対する適切な指導を継続してまいり所存でございます。どうか今後とも引き続き御指導を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

(公安委員長山崎實樹助君登壇)

○公安委員長(山崎實樹助君) 高規格道路の最高速度規制について御質問をいただきました。

最高速度規制を初めといたします交通規制につきましても、公安委員会の任務に関するところでございますので、まず公安委員会の任務について申し上げたいと思います。

公安委員会は、警察法に定められました行政委員会の一つでございます。県警察を管理する機能を有しております。公安委員会が行います管理とは、大綱方針を定め、県警察の運営がその大綱方針にのっとって行われるように事前、事後に監督するものでございます。

さて、議員御指摘の高規格道路上下口とは、自動車専用道路のインターチェンジにおける出入り道のことでありと推察をしております。当該出入り道における最高速度規制につきましても、道路における危険の防止や、交通の安全と円滑を確保するため、全国統一の運用が図られております。したがって、まずは公安委員会の事務局でございます。県警察が、警察庁から示されました交通規制基準に沿って、規制速度等、警察庁や道路管理者との事前協議をいたします。その上で、県警察からそ

の内容の説明を受け、先ほど申し上げましたような公安委員会の任務に基づきまして、妥当であると判断して、公安委員会として意思決定をしているところでございます。

いずれにしましても、公安委員会といたしましては、今後とも、冒頭に申し上げました警察法の定めに従いまして、適切に警察を管理していく所存でございます。

(土木部長奥谷正君登壇)

○土木部長(奥谷正君) 観光振興部とこの1年間どのような意見交換をし、具体的な効果があったのかのお尋ねがありました。

観光振興部とは必要に応じて、その都度、意見交換を行っております。

例えば、外国クルーズ客船の高知新港寄港に際して、受け入れ体制を整備、強化するため、高知港外国客船受入協議会の場などにおいて、幅広くさまざまな意見交換を行い、その結果、岸壁や町なかでの観光案内所の設置、市街地へのシャトルバスの運行など、円滑に受け入れを行うことができました。昨年4月から9月にかけて延べ4隻が寄港し、5,700人余りの方々に本県の観光を楽しんでいただきました。また、意見交換を行う中で、来年度には主要な観光施設に至る案内標識の充実や、景観に配慮した木製防護柵の設置などを一層進めることとして、その関係予算をこの議会に提案しているところでございます。

今後とも、観光振興部とはタイムリーに意見交換を行いながら、連携強化に努めてまいります。

次に、高知東部自動車道への休憩所の設置に関してお尋ねがありました。

高規格道路沿いに、休憩所等の整備を行うためには、進入退出レーンの設置などの用地が必要となりますし、整備や施設の維持管理に係る費用を地元自治体が負担することになるなどの

